

其の利息に充つることに在り、之を理由として制限外課税の許可が與へられたのであつた。然るに右の起債は未だ許可の運に至らなかつたので、同年度に於いては利子の支拂を要しないことになつたが、偶同町の小學校舎の災害復舊費の緊急支出を要することとなつたので、町會の議決を以つて歳出豫算を更正し、右の制限外課税に依る収入を災害復舊費に充つることに變更した。

之に對し縣參事會では、特定の支途の爲に制限外課税の許可を受けたものが、他の目的に之を流用することは違法であつて、其の制限外課税も亦隨つて違法であるとして、營業收益税附加税及家屋税附加税の中制限外課税に基づく部分を取消す旨の裁決を與へたが、行政裁判所は其の論點には立ち入らず、單に未だ水道敷設の計畫に付き内務大臣の許可を受けず又之に要する起債に付き知事の許可を受けないのに、既に其の起債の利子償還金並に之に充當する爲の収入を制限外課税に依るものとして豫算に編入したのは違法であると曰ひ、此の理由を以て原裁決を是認した。

(評釋) 支出の違法なることを理由として課税を違法として取消し得るや否やの問題は暫く差置き、假に之を肯定するとしても尙判旨の理由とする所は甚だ贅成し難い。

豫算は將來の見積りであるから、其の議決當時に於いて既に確實に支出の必要を生ずるや否やを斷定し得べきものでないことは其の當然の性質に屬する。行政裁判所の判例に於いても、前項に擧げた大正十四年六月二十三日の判決には、未だ許可を受けない

起債の利息償還金を許可前に既に豫算に計上したのを適法として判定して居る。それは當然の事で、一年中の歳出に付いての見積を計上するのであるから、其の中には果して現實に支出の必要を生ずるや否やの不明なものを包含することは當然であり、現實に必要を生じなかつたとしてもそれが爲に豫算を違法とすべきものでないことは言ふまでもない。然るに本件判決は何等の理由をも掲げずして、漫りに前の判例の趣旨を顛覆したもので、全然豫算の性質を誤つたものと謂はねばならぬ。

唯本件制限外課税が果して適法であるや否やに付いては、別に考慮を要する。

制限外課税に付いては「地方税制限ニ關スル法律」第五條第二項に依り、支出の目的を限定して居り、或る特定の目的に限つて其の目的の爲に必要な場合にのみ、許可を受けて制限外課税を爲し得るものとして居る。其の許可は單に制限外課税の税率に付いてのみならず、其の支出の目的に付いても與へらるるもので、其の許可せられた目的の爲にのみ課税を爲し得るのである。其の許可を受けた當時には支出の必要が豫想せられて居たとしても、事後に於いて支出の必要が失はれたことが確定すれば、許可は當然效力を失ひ、其の制限外課税は之を爲すことが出来なくなり、若し既に徴收したものがあれば還付しなければならぬものとなる。是は制限外課税に特別な原則で、一般の租税には支出の目的が限定せられて居らぬのに反して、制限外課税は所謂目的税として支

役ガ之ニ要シタル出張費用ノ雜償ノ支出ヲ爲シタルハ違法ニ非ズ(昭六、一〇、一九、行)。

出の目的を限定せられた課税であることから生ずる結果である。若し他の新なる目的の爲に制限外課税を必要とするならば、新に許可を受けなければならぬのであつて、其の許可を受けずして單純に豫算を更正して之を他の支途に充つることに定めたとしても、それは未だ豫算として完全な效力を生じたものではなく、更に縣知事の許可を受けて始めて有效となるのである。此の理由に因つてのみ縣參事會の裁決は正當であり、隨つて之を是認した判決も結局は正當に歸する。

一四九〇 市町村支出の違法性

市町村税の賦課に對する訴に於いて、其の課税の原因となつた支出の違法なることを理由として出訴し得ることが、行政裁判所の判例に依つて承認せられて居る結果として、市町村の支出が果して適法であるや否やに付き行政裁判所が之を審理し判決して居る例は頗る多い。其の數例は上巻二七〇號、七六九號及前出一四九七號に掲げたから、此等は再掲を略し、其の他に於いて近頃の判例に現はれて居る一例だけを擧げると、

○村長が當事者タラザル行政訴訟ニ關シ行政裁判所が村長ニ對シ其ノ保管ニ係ル村會議員選舉ノ投票提出ヲ命ジ其ノ費用トシテ郵便切手ヲ交付シタル場合ト雖モ、村長ハ該投票ヲ自ラ携帶シテ提出スルト否トニ付キ裁量權ヲ有スルニ依リ之ヲ自ラ携帶シテ提出シタルハ違法ニ非ズ、從テ收入

新潟縣の或る村の村會議員の選舉に關して當選訴訟が起つて居り、行政裁判所から其の證據物件として其の村の村長に投票全部の送付を求め、其の郵送料として郵便切手を添へて來たが、村長はそれに拘らず自分で投票を携帶して行政裁判所に出頭し之を提出した。其の旅費として二十五圓を村費から支出する爲の支拂命令を發したので、収入役Hは村の歳出豫算中費用雜償の目の中から之を支拂つた。之に對し村會ではそれを違法の支出であると爲し、Hに二十五圓の賠償を命ずることを議決したので、村長(前の村長は退職し後任の村長)は其の議決に基づきHに賠償命令を發した。Hは之に不服ありとして訴願を爲し、縣參事會では賠償命令を違法なりとして之を取消す旨の裁決を爲し、行政裁判所で之を是認した。

(評釋) 郵便切手を送付して來たに拘らず、それを利用しないで、村長が村費を以て自ら携帶出頭したことは、一見不必要に村費を費消したもののやうであるが、併し村會議員の當選訴訟が公正な結果を得ることに付いては村は當然正當な利害關係を有つて居るのみならず、村長は町村制第二十八條第四項に依り投票を保存する義務を負うて居るものであるから、其の保存を確實にすることは村長の職務上の義務に屬し、隨つて之を郵送せずして自ら之を携帶したことは正當な職務の執行であり、之に要した村費の

支出は正當な支出たることを失はないのである。此の意味に於いて判旨正當である。随つて若し其の訴訟が當選訴訟でなく村に利害關係の無い他の訴訟であつたならば、判旨そのままには適用し難いであらう。

一四〇 町村の追加徴算

○町會ニ於テ一般豫算ノ外ニ町税ノ制限外課税ノ許可ヲ受クル必要アル部分ヲ別ニ追加徴算額トシテ増額スルコトヲ議決シタル以上ハ右増徴金額ノ豫算ヲ以テ追加徴算ニ非ズト爲スヲ得ズ(昭六、三、五、行)。

S町で昭和四年度の豫算を、當初三月一日に歳計總額二八七、九四〇圓と議決したが、其の歳入の中で制限外課税の許可を受けねばならぬものが有つたので、三月三十一日に町會の議決を以て其の分を除き改めて之を二三七、一〇二圓に更正し、別に追加徴算として、四九、五八七圓を計上し、此の中二八、九七七圓は戸數割として増徴することに議決した。然るに此の追加徴算に基づく戸數割に付いては別に其の賦課期日及徴收期限に付いて町會の議決を経ず、町長限りで期日を定めて之を賦課した。之を違法とする訴に對して、町長の側ではそれは眞の追加徴算ではなく、最初に本豫算として議決せられた一部であつて、唯形式上に更正豫算と追加徴算との二に分つたに過ぎないのであるから、改めて賦課期日徴收期限に付き議決を経る必要は無いと主張したが、行政裁

判所は之を容れず、それは眞の追加徴算であり、従つて賦課期日及徴收期限に付き町會の議決を経なければならぬものと判定した。

一四一 市税の賦課と市豫算との關係

○市會ガ特定ノ縣稅豫算ヲ標準トシテ附加稅ノ賦課率ヲ議決シタリト認ムベキ場合ニ於テハ其賦課率ハ當然該縣稅ノ追加ニ適用スルコトヲ得ザルモノトス(大五、一一、一、行)。

愛知縣で大正四年度の家屋稅豫算を十一萬何千圓と定めたが、名古屋市會は本稅一圓に付三圓九十七錢の附加稅を課するものとし、縣の家屋稅豫算を標準として四十六萬何千圓の附加稅豫算を議決した。然るに縣では家屋稅追加を議決し後期分と共に之を徴收することになつたが、市長は、其の追加せられた縣稅家屋稅に對し、別に豫算變更の手續を爲さず、又市會の議決を経ずして、同じ率を以て附加稅を賦課した。

行政裁判所は之を違法なりとし、市會が家屋稅附加稅を議決したのは追加縣稅を豫想せず、初に定められた十一萬何千圓の豫算に依る前期後期の縣稅家屋稅に附加稅を課することを議決したのであるから、追加縣稅に迥同じ率を以て附加稅を課したのは、市會の議決に反する違法の賦課であると判定した。

○岐阜市市稅賦課徵收規程第三條ニ「市稅ハ毎年度豫算ニ於テ定メタル課率ニ依リ賦課徵收ス」トアルハ市制第一百十六條、第二百三十三條、第二百三十四條及市制町村制施行規則

第三十三條、第三十四條等ノ法意ニ從ヒタルモノニシテ市稅ヲ賦課徵收スルニハ必ズ豫算ニ於テ定メタル課率ニ依ルコトヲ要スル趣旨ト解セザルベカラズ。然レバ豫算ヲ追加又ハ更正セズ從テ追加縣稅ニ對シ適用スベキ課率ヲ豫算ヲ以テ定メズ單ニ本稅一圓ニ付七十五錢ノ課率ヲ以テ市稅附加稅ヲ賦課スル旨ノ議決ヲ爲シ之ニ基キテ爲シタル市稅ノ賦課ハ前示市制ノ法意及岐阜市市稅賦課徵收規程第三條ノ規定ニ背キタルモノニシテ取消ヲ免レザルモノトス(昭四、七、九、行)。

岐阜縣で昭和二年度の家屋稅收入豫算を八萬四千圓と定めたが岐阜市會は本稅一圓に付き金七十五錢の附加稅を課するものと爲し、其の趣旨の豫算を議決した。然るに縣では更に家屋稅追加として金一萬千二百二十四圓を議決したが、岐阜市會は豫算の追加又は更正の議決を爲さず、單に追加縣稅に付いても同一の割合を以て市稅附加稅を課する旨を議決し其の議決に基づき市稅を賦課した。

行政裁判所は之に對し、市稅は市豫算に基づいて賦課せらるべきもので、豫算に依らずして賦課したのは違法であると爲し、之を取消すべきものと判定した。

(評釋) 國の豫算に付いては歳入豫算は單に收入金額の見積たるに止まり、租稅は豫算には關係なく専ら法律に従つて賦課せら

れるのであるが、市町村稅は稅目だけは附加稅は法律に依り特別稅は條例に依つて定められるけれども、稅率までも條例で定まるものではなく、毎年の需要に應じ、豫算に依つて其の稅率を定めるのであるから、市町村の豫算は收入に關しては法規たる效力を有するのである。従つて縣稅の附加稅に付いても、若し縣稅に追加が有つた場合に其の追加に對しても附加稅を課する爲には、それは最初の豫算には豫想せられて居らなかつたものであるから、當然豫算の更正を要するもので、其の更正を爲さずして其の追加に對し附加稅を課するならば、それは豫算に依らない課稅となり違法たることを免れない。判決は此の旨を判示して居るもので、正當であると信ずる。

一四二 豫算執行の違法と課稅の適法性

○村費支辨ノ目的ガ違法ナルトキハ之ガ支辨ニ充ツル爲ニスル村稅ノ賦課モ亦違法ナリ。

町村ニ於テ公民學校ノ名稱ヲ附シタル實業補習學校ヲ設置スルハ必要ナキ事務ト謂フコトヲ得ズ。

豫算ノ執行ニ屬スル事項ハ其ノ經費ニ對應スベキ村稅ノ賦課ヲ違法ナラシムル事由ト爲スコトヲ得ズ(昭六、一二、一一、行)。

某村で小學校校舍増築の爲に一萬二千圓起債の許可を受け、増築校舍の一部を實業補習學校たる公民學校に充當することに議決

一五〇三 追加豫算の違法と本豫算との關係 一五〇四 使用料の徴收と豫算
一五〇五 町村債務と町村債 一五〇六 收税官吏の家宅捜査権 一五〇七 收税官吏の證券携帶義務 五六四

論評するまでもない。

一五〇四 使用料の徴收と豫算

○高崎市水道給水條例ノ規定ハ其ノ變更ナキ限り豫算ノ成立如何ニ拘ラズ之ヲ適用スベキ性質ノモノナルヲ以テ市長ガ市會議長ヨリ當該年度ノ豫算議決ノ結果ノ報告ヲ受クル以前ニ於テ右條例ノ規定ニ基キ給水使用料ヲ徴收シタルハ違法ニ非ズ(昭二、三、一五、行)。

市町村税の税率は毎年豫算を以て市町村會の議決を要するものであるが、使用料は一般に市町村條例を以て之を定むることを要するもので、而して條例を以て定められたものは、條例の變更せられない限りは、永久的の性質を有し、毎年豫算に依つて拘束せらるるものではなく、豫算は其の收入金額を豫測するに過ぎないのであるから、豫算の成立不成立に拘らず條例に従つて之を徴收し得ることは當然である。

一五〇三 追加豫算の違法と本豫算との關係

○初メ通常府會ニ於テ豫算及之ニ伴フ府税ニ關スル課率ガ適法ニ議決セラレタル後府參事會及郡部參事會ニ於テ議決セラレタル追加豫算等ニ付違法アリトスルモ之ガ爲ニ溯及シテ適法ニ議決セラレタル當初豫算及課率ヲ無効タラシムルモノニ非ズ從テ右課率ニ依ル府税賦課モ亦違法ニ非ズ(昭二、二、一、行)。

本件は府税の賦課に對する訴で、府の豫算の議決が違法であれば、府税の賦課も亦當然違法であることを前提とするものであるが、此の前提の當否は暫く措き、本論旨そのものは固より當然である。

裁判所は之を容れなかつたのである。

一五〇七 收税官吏の證券携帶義務

●收税官吏間接國稅犯則者處分法第四條ノ處分ヲ爲スニ當リ同條所定ノ證券ヲ携帶セザリシトスルモノニ對シ暴行脅迫ヲ加ヘテ其ノ處分ヲ爲サザラシムル行爲ハ公務執行妨害罪ヲ構成ス(大一四、三、二三、大刑)。

酒の密造をして居た者が稅務屬何某に發見せられ、稅務屬が證據物件として蒸釜を差押へんとしたのを、暴力を以て傷害を加へ其の差押を爲すことを得ざらしめたのが、公務執行妨害罪及傷害罪として處斷せられた。

之に對し收税官吏は證券を不示すべき義務が有るのに、之を示さなかつたのであるから、公務執行の妨害にならぬといふ理由を以て、上告したが、大審院は、假令證券を携帶せずとも收税官吏の職務權限に何等の影響を及ぼさないとなし上告を棄却した。

(評釋) 本判決の論旨は甚だ穩當を缺いて居る。

間接國稅犯則者處分法第四條には「收税官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ストキハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證券ヲ携帶スヘシ」とあつて、證券の携帶は法律が此等の職權を行ふに付いての要件として居るものである。それは又他人の財産に對し實力強制を加ふるに當りての必然の要件と認むべきもので、若し正當の職權あ

(評釋) 町村制第十二條に依り町村債を起すには、同第四百十七條第十一號(舊法第四百十六條)に依り監督官廳の許可を受けることを要するのであるが、其の所謂町村債とは財政上の債務即ち收入不足を補ふ爲に金錢を借入るる場合のみを意味するもので行政上の債務を含まないことは勿論である。肥料買入の代金を未拂のままに残し其の辨濟を他日に延期するが如きは、行政上の債務に止まり、勿論町村債に該當するものではない。

第三節 財政強制及財政犯罪

一五〇六 收税官吏の家宅捜査権

○收税官吏ニ於テ日出後日没前ハ勿論證據湮滅ノ虞アルガ爲必要アリト認メタル場合ニ於テハ日没後迄臨檢其ノ他ノ取調ヲ續行スルモ違法ニ非ズ(大二、九、三〇、行)。

間接國稅の納稅義務調査の爲に間接國稅犯則者處分法に依り、收税官吏は家宅捜査の權を與へられて居り、而して必要ある場合には日没後と雖も其の捜査を續行することが出来る。本件は酒造稅賦課處分に對する不服の訴で、收税官が日没後に迄も臨檢其の他の取調を行つたのを違法なりとし、其の取調の結果を證據として課稅したのも亦隨つて違法であることを主張したのであるが、

る官吏でないならば、其の財産の所有者は之に對し當然正當防衛の権利が有るのであるから、其の正當防衛権を排除する爲には必ず其の正當の職権ある官吏である身分を證明しなければならぬのである。故に其の證券を携帯せず隨つて正當の職権ある官吏であるや否やが不明である場合には、其の差押を防禦するのは、正當防衛であつて、公務執行妨害罪を構成すべきものではない。判決が「收税官吏が其ノ身分ヲ有スル以上職務執行ニ際シ之ヲ所持セザリシトスルモ其ノ職務權限ニ何等ノ影響ヲ及ボス所ナキモノトス」と曰つて居るのは明に不當であつて、法律の明白なる規定を無視するものである。

一四〇八 法人の財政犯罪

○合名會社ノ代表社員ガ納税ヲモ擔保ノ提供ヲモ爲サズシテ製造場ヨリ内地消費ノ目的ヲ以テ會社ノ爲ニ砂糖ヲ引取リタル場合ニ於テ其取引ガ會社ノ營業ニ關スル行爲ナルトキハ會社ハ其砂糖ニ付キ法人タルコトノ故ヲ以テ砂糖消費税ノ納税義務ヲ負ハズト爲スヲ得ザルモノトス(大六、七、二四、行)。

合名會社の代表社員が砂糖消費税法違反の行爲が有り、税法に依り直に消費税を課せられたのに對し、原告は法人には反法行爲を爲す能力なく、隨つて納税の責任も無いと主張したが、砂糖の

それは敢て國家の意思の矛盾を以て見るべきものではない。刑事裁判の結果に依つて確定するものは、罰を課するや否やの點のみ存し、事實の認定に存するのではない。事實の認定に關しては他の官廳は自分の權限に屬する事項に付いては、獨立に之を爲すことが出来るのである。

○織物消費税法第十七條ハ罰金ニ處セラレタルコトヲ同條ニ依ル織物税徴收ノ要件ト爲スモノニ非ズ(大三、九、二六、行)。

織物消費税法第十七條には「左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費税五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費税ヲ徴收ス」云々といふ規定が有る。原告は此の條に該當する者として告發せられたが、刑事裁判の結果無罪となつた。税務署はそれにも拘らず、同條に因り直に消費税を賦課した。原告は之を違法として出訴したが、裁判所は刑事裁判所の判決は行政権を拘束しないものとして、獨立に事實を審査し犯則行爲あつたと認定して、罰金を課せられなかつたとしても、尙同條に依り直に消費税を徴收し得べきものと判定した。

○酒造税法第二十二條第一項ニ依リ處罰セラレタルニアラザル場合ニ於テモ税務官廳ガ酒類密造ノ事實ヲ認メタルトキハ同條第二項ニ依リ隨時ノ徴税ヲ爲スコトヲ妨ゲズ(大

賣買を營業とする法人が其の營業に關して砂糖を引取れば、それが反則行爲であるとしても尙法人の行爲であつて、法人が納税義務を負ふものと判定した。

それは固より當然である。往々法人には違法行爲を爲す能力が無いといふ説を爲す者を聞くことが有るが、それは全く理由の無い説で、行政裁判所が之を排斥したのは正當である。

一四〇九 刑事裁判所の判決は課税権を拘束するや

○容器ノ増容アル甕ヲ用キタル酒造税免脱事件ニ於テ無罪ノ判決ヲ受ケタリトスルモ、司法裁判所ノ判決ハ行爲ノ犯則ナリヤ否ヤヲ決定スルニ止マリ之ガ爲ニ直ニ増容ノ事實ヲ否認スルニ足ラズ(大二、四、一九、行)。

○犯則行爲ノ爲公訴繫屬中犯則者ノ死亡ニ因リ公訴權ノ消滅セルト否トニ拘ラズ、造石數ハ醬油税則施行規則第九條ニ依リ税務署長ノ職權ヲ以テ之ヲ査定シ得ベキモノトス(大三、二二、九、行)。

○司法裁判所ノ刑事判決ニ於ケル認定ハ行政廳ノ課税行爲ヲ拘束スルモノニ非ズ(大三、九、二六、行)。

刑事裁判の結果犯則の事實なしと認めて無罪の宣告をしたとしても、收税官廳は必ずしも之に拘束せられず、自己の獨立の職權に依り、犯則の事實ありと認めて之に課税することを妨げられた

六、六、一二、行)。

酒類の密造犯ある者として告發せられた者が刑事裁判の結果無罪となつたが、税務署はそれに拘らず密造の事實ある者と認定して、納期に拘らず徴税し、而して行政裁判所もそれを正當と判定した。

○酒精及酒精含有飲料税法第十六條ノ犯則事件アリタル場合ニ於テ其事件ノ刑事判決ニ依リ査定ヲ免レタル造石數ノ定マリタル後ニ非ザレバ税務官廳ガ同税法第九條第二項ニ依リ造石税ヲ賦課シ得ザル法規上ノ制限ナシ。

税務官廳が爲シタル酒精及酒精含有飲料税賦課處分ノ當否ハ刑事判決ニ依リ決定セラレベキモノニ非ズ(大四、五、一九、行)。

一四一〇 脱税罪の主體と其の幫助犯

(一)

●他人ト共謀シテ關稅通脱ノ行爲ヲ爲シタル者ハ關稅法第七十五條ニ依リ處斷スベキモノトス(昭七、五、二六、大刑)。

(評釋) 脱税罪の主體は納税義務者であつて、義務者が専ら其の責任を負担すべきものであり、義務者でない者は假令其の通脱の行爲に付いて之と共謀し又は之を幫助したとしても、刑法上の共犯者としての責任を負ふべきものではない。是は脱税罪が一般

の刑事犯罪と全く性質を異にすることから生ずる結果で、脱税罪に對する處罰は刑事罰と異なり社會惡を罰するものではなく、専ら租税の完納を確實にすることを目的とするものであるから、法律は脱税高を標準として其の何倍かの罰金を科するものと定めて居り、納税義務者がそれだけの罰金を科せらるれば、それで法律の定むる處罰は完全に行はれたのであつて、其の上に更に共犯者を處罰することは法律の要求する所ではない。

然るに大審院の從來の判例は、此の脱税罪の特質を無視し納税義務者の外に其の共犯者も各自別箇に同様の責任を負担すべきものと解して居る。本件も其の一例であつて、某汽船の乗組頭長であるKが貨物の密輸入を企て、其の汽船に積み込んで来た貨物を沖商人のA B兩人に依頼し、汽船からA B所有の通船に移し、A B兩人は税關を通過せず波止場に陸揚して之を輸入したといふ事件であるが、大審院はKのみならず、A B兩人をも共に關稅通脫犯として關稅法第七十五條に依り各自税金の三倍に相當する罰金に處すべきものと判定した。

私は之を以て脱税罪と普通の刑事犯罪との區別を無視した大なる誤であると思ふ。自分に納税の義務が有りながら之を脱税して不正な財産上の利得をしたからこそ、其の不正利得の何倍かを罰金として拂はしむるのであるが、自分に納税義務が有るのではないに、税金額の何倍かに相當する數千圓又は數萬圓の罰金を科するのは、假令之を罰

る。刑法の從犯に關する規定が關稅法違反に適用せられないのは決して判決に曰つて居るやうに、從犯も正犯と同一の刑を科する趣意ではなく、反對に從犯は全く之を處罰しない趣意であると解せねばならぬ。

●通關手續ヲ爲サズシテ密ニ課稅貨物ヲ輸入セントスル者ニ對シ貨物ノ運賃不足額ヲ送金スベキコト及該貨物ノ賣捌方ヲ周旋スベキコトヲ約シテ密輸入者ヲ幫助シ其ノ目的ヲ遂ゲシメタル者ハ關稅通脫罪ノ從犯ヲ以テ論ズベキモノトス(昭七、一二、二〇、大刑)。

是も同様の趣意に出て居るもので、等しく不當である。

一五二 連帶義務者の共同脱税罪に対する處罰

二人以上が連帶して納税義務を負うて居つて、其の連帶義務者が共に其の税金を脱税した場合に、其の各員に對して獨立に法律の定むる處罰を科すべきや否やに付いては、大審院の判例は、普通の刑事犯罪の場合と同様に、各員に對して處罰を科すべきものとして居る。例へば左の如き判決が有る。

●數人が連帶債務者トナリ一通ノ證書ヲ作成シタルトキト雖モ各自ニ對シ印紙稅法第十一條ニ規定スル脱稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ヲ科スベキモノトス(大一一五、五、三、大刑)。

印紙稅法に依れば、證書に成規の印紙を貼らなかつたならば證

すべき行爲であるとしても、餘りに普通の刑事犯と處罰の權衡を失するもので、それが法律の趣意とする所でないことは明瞭である。

本件A Bの所爲は關稅法第七十六條の「免許ヲ受ケシテ貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シタル者」云々に該當するもので、決して關稅通脫罪を以て論すべきではない。

(二)

●關稅法第八十二條ノ四ニ刑法第六十三條ノ例ヲ用キズト規定セルハ從犯モ亦正犯ト同一ノ刑ヲ科スベキモノトセル趣旨ニ外ナラズ(昭七、一二、六、大刑)。

本件は密輸入者に對し、其の資金として金錢を貸與した者を關稅通脫罪を幫助した者として正犯者と同一の罰に處した事件であるが、前の事件と同様に判旨頗る不當と思ふ。金錢を貸與した者は自ら關稅義務を負ふものではなく、從つて關稅通脫犯の主體とはなり得ない。資金を貸付けて密輸入に便宜を與ふるのは、勿論之を幫助したものには相違ないが、併し關稅法が幫助者をまで處罰せんとする趣意でないことは、例へば第八十二條ノ二に營業者のみを處罰して、現に其の所爲を爲した使用者其他の從業者を處罰しないものとして居ることに依つても明瞭である。凡て税法上の犯罪に付いての責任者は法律に依つて一定せられて居り、其の以外の者は假令共犯の關係に在つても責任を負はないのであ

書一通毎に脱稅高二十倍の罰金又は科料に處すべきものと定めて居る。被告兩人は連帶債務者として一通の借用證書を作成しそれに成規の印紙を貼らなかつたのであるが、原審判決は兩人に各脱稅高二十倍の罰金を科した。争點は二人の共同名義で一通の證書を作つた場合に、其の脱稅罪に對する處罰は、各人に付き脱稅高の二十倍であるべきや、又はその金額を二人に等分すべきものであるやに在る。大審院は原審判決を是認し、「刑罰ハ個別的ニ犯人一人毎ニ之ヲ科スベキモノナレバ」各人に各所定の罰金を科すべきものであると判示した。

(譯釋) 判旨不當であると信ずる。それは財政犯罪の特質を無視し、刑事犯罪の原則を以て財政犯罪をも律せんとするもので、此の點に大なる誤あるものと思ふ。

脱稅罪に對する處罰は脱稅の金高を標準とした罰金であること を其の特徵として居る。若し其の納稅義務が二人以上の連帶義務に屬して居るとすれば、其の税金高は連帶義務者の全體に對して定まつて居るもので、其の各自が獨立してそれだけの税金を納むべき義務を負ふのではない。此の場合に其の連帶義務者が共同して脱稅したとすれば、それは各自の獨立の犯罪ではなく、共同して爲した單個の犯罪である。此の點に於いて財政犯罪に於ける共犯と刑事犯罪に於ける共犯との著しい差異が有る。刑事犯に付いての責任は犯人の心理上の罪惡を罰する所以で、隨つて共犯者は各自獨立に其の責任を負はねばならぬが、脱稅犯に付いての責任

は主としては租税の徴収を確実にするが爲にするもので、其の處罰が通脱した税金額を標準として定められて居るのも之が爲であり、随つて連帯義務者の共犯の場合には共犯者が連帯して其の責任を負ふものでなければならぬ。普通の刑事責任には連帯責任は認められ得ないものであるが、行政犯殊に脱税犯に關しては其の處罰が金錢罰である限り、連帯責任を認めねばならぬもので、警察犯に付いては前出八九四號の五及び八九五號の二に於いて其の例を見たが、脱税犯に付いても同様の原則の適用を見るのである。

殊に本件印紙税は證書を課税物件とし、證書一通毎に之を課するものであるから、二人の共同名義で作成した證書に於いても、其の税金は一通の税金たるに止まり、二人が連帯して其の義務を負ふのである。随つて之に對する處罰も亦二人に對して共同に脱税額の二十倍に相當する罰金を科すべきであつて、其の各自に對して之を科したのは違法である。

一五二 脱税罪に對する通告處分の要件

●關稅通脱事件ニ付キ爲スベキ通告中ニ罰金額算定ノ理由ヲ示スニ付テハ必ズシモ單位稅率ヲ示スコトヲ要セス(昭五、七、五、大刑)。

關稅を不正に通脱した者に對し、稅關長から罰金額を定めて之を納付すべき旨を通告したが、其の通告書中には罰金額を指定し

であるだけで、通脱した税金額は明示しなかつた。被告側からは斯かる通告は關稅法第九十四條に「稅關長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額……ヲ稅關ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ」とある規定の「其ノ理由ヲ明示シ」の要件を具備しないもので無効であるとして主張したが、大審院は之を容れず、通告には處罰の理由を示すを以て足れりとするもので、罰金額算定の根據たる税金額又は稅率を明示する必要は無いものと判定した。

一五三 脱税罪に科すべき罰金額の標準

脱税罪に對する處罰の普通の刑事罰と異なる一の重要な特色は其の處罰が常に罰金に限られ、且つ其の罰金額が通脱し又は通脱せんとしたる金額を標準として、其の何倍かを科するものとせられて居ることにある。是は脱税罪が國庫に經濟上の損失を加へんとする罪であることの本質に基づいて居るもので、其の罰金額を標準として其の處罰を定めるのである。

唯其の罰金額を何に依つて定むべきかに付いては、次の如き判例が有る。

●織物消費稅法第十七條第二條ヲ適用シテ消費稅五倍ニ相當スル罰金刑ヲ科スル場合ニ織物ノ價格ヲ定ムルニハ其ノ違犯行為アリタル日時場所ニ於ケル眞ノ價格(普通取引ノ相

場ヨリ税金ヲ控除シタルモノ)ニ依ルベキモノニシテ稅務官廳ニ於テ豫メ定メタル課稅標準價格ニ依ルベキモノニ非ズ(昭三、三、七、大刑)。

織物製造業者が價格約一萬五千圓に相當する織物を密に織物製造場から引取つた脱税事件であるが、争點は専ら其の罰金額の定め方に在つた。織物消費稅法第十七條には此の如き通脱罪に對し「消費稅五倍ニ相當スル罰金」に處すべきものと定めて居り、第二條には「消費稅ノ稅率ハ織物ノ價格百分ノ十トス」とある。問題は消費稅の課稅標準としての織物の價格は稅務官廳の認定に従ふべきや又は刑事裁判所に於いて獨立に之を認定すべきものであるやに在る。

大審院は稅務官廳の認定は裁判所に對して拘束力を有するものではなく、刑事裁判所が自ら「其ノ違犯行為アリタル日時場所ニ於ケル眞ノ價格」を認定し、之に基づいて罰金額を定むべきものと判定した。

(評釋) 判旨養成し難い。

法律は通脱した税金額を標準とし、其の五倍を罰金として科すべきものとして居るので、而して税金額に付いては收稅官廳が専ら其の認定の權限を有する。其の認定せられた標準に従つてのみ納稅義務が成立するのであつて、直接に法律に依つて納稅義務が成立するのではない。法律は唯抽象的の標準を定めて居るのみで具體的の納稅義務は收稅官廳の認定を待つて始めて成立するので

ある。刑事裁判所は罰を科する權能は有るが、課稅標準を定むる權能は無い。法律が收稅官廳に通告處分の權能を與へて居るのも之が爲であつて、罰の輕重に付いては全く裁量の餘地なく常に脱税額の五倍を以て罰金額とするのであるから、罰金額を決定するの權能ある收稅官廳をして之を課することを得せしめて居るのである。随つて收稅官廳の決定に對しては刑事裁判所も之に拘束せらるることは當然で、それは行政權の專權に屬し司法權を以ては動かすことの出来ないものである。

要するに、脱税罪に付いては普通の刑事犯罪とは異なり、刑の裁量に付いて司法裁判所に完全な權能は無く、收稅官廳の定めたる罰金額を標準として其の何倍かを科さなければならぬもので、それが脱税罪の重要な一の特色である。

一五四 内容違法なる通告處分と告發の效力

●稅法違犯被告事件ニ於テハ稅務署長ガ形式上適法ニ違犯者ニ對シ通告處分ヲ爲シ且ツ告發ノ手續ヲ爲シタル以上之ニ基キ爲シタル公訴ノ提起ハ其ノ通告ノ内容ガ實質上相當ナラザリシトスルモ不法トナラズ(昭三、三、七、大刑)。

織物消費稅の脱税犯に對し、稅務署長が罰金七四九九圓〇五錢を納付すべきことを通告したが、通告を受けた者は此の罰金額に納稅濟の分をも誤つて脱税高として合せて計算して居る違法か

有ることを主張し、之を納付しなかつたので、税務署長は法律に従つて告發し、因つて刑事裁判が行はれた。被告人は此の如き不當の通告は法律上の效力の無いもので、其の告發も隨つて無効であり、公訴棄却の判決が相當であると主張したが、大審院は税務署長の通告に應じない爲に税務署長から告發を爲すことは、唯檢

事が公訴を起すに付いての訴追條件たるに止まり、處罰條件ではなく、司法裁判所は通告の有つた罰金額に拘束せらるるものではないから、其の通告の内容に違法が有つたとしても、公訴の效力を妨ぐるものではないと判定した。

第二章 國 稅

第一節 所得稅

第一款 法人所得

一三五 額面以上の株式募集に因る所得

(一)

株式會社が額面以上の價格を以て株式を發行した場合に、其の額面を超える金額は、會社設立の際に發行した場合でも、又は資本増加の爲増株として發行した場合でも、常に會社の營利所得として所得稅の課稅物件としての所得金額の中に計算しなければならぬことは數多の判例の常に認めて居る所である。例へば左の如き判例がある。

○會社成立前ニ於ケル額面以上ノ株式募集ハ發起人ガ會社ノ爲ニ爲シタル行爲ナルノミナラズ現ニ總會ノ決議ヲ經テ右ノ收入ヲ會社ノ準備金中ニ組入レタル以上ハ會社ノ營利的所得ナリト認メザルヲ得ズ。
株式ノ募集ハ會社資本ノ調達ニシテ其ノ調達ハ營業上必要缺クベカラザル行爲ナレバ之ニ因リテ得タル利益ハ營利ノ事業ニ屬セザル所得ナリト云フヲ得ズ。
所得稅法ニハ課稅ノ目的タルベキ所得ハ繼續的ノ行爲ヨリ生ズルモノナラザルベカラズト規定セザルニ依リ額面以上ノ株式募集行爲ニ因リ得タル收入ニ對シ課稅スルモ違法ニアラズ。
會社ノ純然タル利益ニシテ課稅ノ目的物タルコト明カナル

モノト雖モ商法第九十四條第一項ニ依リ準備金中ニ組入ルベキモノナルヲ以テ、同條第二項ハ利益配當ニ對シテ制限ヲ設ケタルニ止マリ所得稅ノ課否ニ關シ何等關係ナキモノト云ハザルヲ得ズ(大二、五、六、行)。

本訴に於いて原告の側からは次の諸點が主張せられた。(1)額面以上の株式の募集収入は會社成立前の所得であること(2)營業に關係の無い所得であること(3)一時的の所得であること(4)商法第九十四條第二項に依り準備金に組み入れねばならぬものであるから、普通の事業年度の収入と見るべきものではないこと。行政裁判所は此等の四點とも之を否定した。

○株式會社ガ額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ收入シタル額面超過金額ハ其會社ノ積極的財産ヲ増加スル收入ナルガ故ニ所得稅法第四條ニ依リ其會社ノ之ヲ收入シタル事業年度ノ總益金中ニ算入スベキモノトス(大四、六、二一、行)。

○株式會社ガ額面以上ノ價格ヲ以テ發行シタル株式ニ付キ拂込テ受ケタル其額面ヲ超過スル金額ハ所得稅法第四條第一項ノ適用ニ關シテハ之ヲ總益金中ニ計上スベキモノトス(大八、二二、二三、行)。

○株式會社ガ額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於ケル額面超過額ハ會社ノ株主タラントスル者ノ出資ナ

ルモ所得稅法第四條第一項ノ總益金中ニ包含セララルモノト解スルヲ相當トス(大八、二二、二四、行)。
○會社設立ノ際發行シタル株式ノ額面超過金ハ所得稅法ニ依リ所得金額ノ算定ニ付テハ會社成立ノ當該年度ノ益金中ニ算入スベキモノナリ(大九、七、二六、行)。

○株式會社ガ額面以上ノ價格ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於ケル額面超過金ハ所得稅法ノ適用上之ヲ資本ト認メズ同法第四條第一項ノ總益金中ニ包含セララルモノト解スベキモノナリ(大九、二二、二〇、行)。

(二)

○株式會社資本増加ノ場合ニ於ケル株式引受ノ效力ハ増加資本全部ニ對スル株式總數引受確定ノ時ニ於テ發生シ株式拂込ニ對スル會社ノ權利亦此ノ時ニ發生ス。

增加資本ノ一部タル額面以上ノ價格ヲ以テ募集シタル株式ニ對シ割當ヲ爲シタル時ガ事業年度内ナルモ増加資本全部ノ株式ニ對スル引受確定ガ其ノ事業年度後ナルトキハ之ニ因ル額面超過金ハ其ノ事業年度ノ所得金額ニ算入スベキモノニ非ズ(大一〇、二〇、二六、行)。

○株式申込人ノ株式引受ハ其ノ配當ニ因リ確定シ申込人ハ其ノ引受確定シタル株式ノ數ニ應ジテ株金第一回ノ拂込及

超過金ノ拂込ヲ爲スベキ義務ヲ負ヒ其ノ拂込ニ對スル會社ノ權利モ亦此ノ時ニ於テ發生スト認ムルヲ相當トス。額面超過金ハ株式引受申込ニ對スル割當ガ確定シタル時期ノ屬スル事業年度ニ於ケル會社ノ利益トシテ其ノ所得金額中ニ算入スベキモノトス(大一一、二、二三、行)。

一五二六 會社合併に因り新會社の承繼する利益金

益金

○會社合併ノ際合併會社ガ被合併會社ノ現物出資以外ニ被合併會社ヨリ取得シタル財産ハ合併會社ノ利益ナリ。右利益ヲ合併會社ノ總益金ニ加算シテ課稅處分ヲ爲スハ不當ニ非ズ(大一一、二〇、二八、行)。

○株式會社合併ノ場合ニ於テ合併會社ノ交付シタル株式拂込済金額其ノ他ノ財産價額ト被合併會社ヨリ受入レタル財産價額トノ差増額ハ資本ノ拂込以外ニ於テ合併會社ノ財産ヲ實際増加スルモノニシテ所得金額ノ計算上合併會社ノ當該事業年度ノ益金ニ算入スベキモノトス(大一一、五、一五、行)。

○甲會社ト乙會社トガ合併スルニ當リ豫メ乙會社ノ株主ヲシテ其ノ所有株ヲ甲會社ノ重役丙ニ贈與セシメテ乙會社ノ株主トナラシメタル後丙ニ乙會社ノ株主タル資格ニ於テ甲

會社ヨリ交付シタル株式ノ拂込済金額ハ當然所得稅法第十條第二項ノ所謂合併ニ因り取得シタル株式ノ拂込済金額ニ加算スベキモノトス(大一二、二二、二六、行)。

一五二七 法人財産の評價増に因る所得

○所得稅法上第一種ノ所得ニ付キ財産上ノ收益ニ因ルト財産ノ取得自體ニ因ルトニ依リ所得稅ヲ課スルト否トヲ區別スベキ制限ナシ。

合併契約ノ效力ヲ生ジタル時ニ於テ合併ニ因り設立セラレタル會社ノ財産トナリタル財産ガ既ニ増價シ居リ、且之ト同時ニ其増價額ニ相當スル金額ガ其會社ノ株主ノ拂込済額トナリタル場合ニ於テハ、其増價額ヲ以テ其會社ノ財産評價増額ト認メ所得稅法第四條第一項ニ依ル其會社ノ所得金額中ニ算入決定スルヲ得ザルモノトス。

合併ニ因り會社ガ設立セラレタル場合ニ於テ既ニ増加シ居リタル財産ノ評價額ヲ被合併會社ノ益金ト認メ得ベシトシ其益金ニ付キ其會社ガ納稅義務ヲ有シ合併會社ガ其義務ヲ承繼スベキモノナリトスルモ之ヲ以テ合併會社ノ設立後ニ於ケル事業年度ノ益金ナリト認ムルヲ得ザルモノトス(大四、一、二五、行)。

數會社ガ合併して新一會社ガ設立せられたガ、舊會社ノ株式を時價に評價して之を新會社に引續ぎ新會社ノ資本とした。それが爲に舊會社ノ株式額面に比すれば新會社ノ資本は四十六萬餘圓を増加した。稅務署は此ノ財産評價増を新會社ノ當該年度ノ所得金額中に加算して決定した。争點は是か新會社に對する所得稅課稅ノ目的となり得るや否やに在る。

裁判所は(1)財産評價増が一般には所得稅課稅ノ目的となり得ることを認め、原告が所得稅は財産上ノ收益に對して課稅すべきもので財産ノ取得に對して課すべきものでないといふ主張を排斥した。併し、(2)係争ノ評價増は新會社ガ成立した時には既に效力を完成して居たのであるから、其ノ設立後ノ事業年度に於ける財産評價増と認むるを得ない。(3)假に其ノ評價増は合併に依つて消滅した舊會社ノ益金であるとしても、舊會社と新會社とは別箇の法人であるから、舊會社ノ事業年度を新會社ノ事業年度と爲すを得ないから、之を新會社ノ事業年度に於ける益金と認むるを得ないと曰ひ、之を以て新會社ノ所得金額に加算決定したのを違法なりと判定した。

○所得稅法第四條ニ所謂法人ノ事業年度ノ總益金中ニハ會社ノ資産自體ノ價格ガ時價昂騰ニ因り前事業年度ニ於ケル價格ヨリモ増加シタル場合ニ於テ其差増額ハ之ニ包含スルモノトス。

營業中繼續シテ使用スル種類ノ財産ト雖偶々之ヲ賣却シテ得タル對價ガ前事業年度ノ見積價格ヲ超ユル場合ニ於テハ其差増額ハ同條ノ事業年度ノ總益金中ニ算入スベキモノトス。

所得稅法第四條第一項但書ハ所得計算ノ基礎タル資産又ハ營業ニ其ノ所在ノ地域的制限ヲ付シタルモノニシテ資産價格ノ差増額ハ總益金ヲ構成スルモノニ非ザル旨ヲ規定シタルモノト解スベキニ非ズ(大七、二、一四、行)。

甲會社ガ其ノ營業及び家屋敷地を乙會社に賣渡して、後解散ノ決議をした。其ノ賣渡に依つて得た代價はそれまでの貸借對照表に依る資産評價額に比し數萬圓ノ差増額ガ有つた。稅務署は此ノ差増額を甲會社ノ該事業年度ノ益金中ニ算入して其ノ所得金額を決定した。

之を違法なりとする理由としては次の諸點が主張せられた。(1)會社は營業ノ賣渡に依つて目的ノ成功不能となり當然解散したもので、會社殘留ノ資産は株主ノ共有となつたのであるから、其ノ賣却代金は最早法人ノ資産ではない。(2)所得稅法第四條第一項但書には「法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スルモノニ限ル」とあつて、法人に對する所得稅は資産又は營業から生ずる所得に對してのみ課せらるべきものである。資産それ自體には課せらるべきものではない。(3)企業財産は商

人が營業中繼續して使用するもので、それを賣つて得た代價が、前年度の見積額に比して高價であつたとしても、それは唯時價變動に依る空想利益であつて、眞の利益ではない。

裁判所は總て此等の主張を排斥した。(1)會社が營業を譲渡しても、また目的の成功不能となつたのではないから、其の賣渡に依つて當然解散したものではなく、株主總會の解散の決議に依つて始めて解散したのであり、隨つて營業の譲渡に依つて得た賣價は會社の所得である。(2)法人の所得は一事業年度の總益金より同年度の總損金を控除した金額に依るべきもので、其の總益金の中には資産價格の差増額をも含むのは當然である。『資産ヨリ生スル所得』とは敢て資産の果實のみを意味するのではなく、元本たる資産の價格増加をも含むものである。(3)企業財産を賣却して得た代價でも、其の差増額は總益金中に算入すべきものである。

○法人所有ノ土地建物ノ増價額ハ所得税法第四條ノ總益金中ニ包含セララルモノトス(大九、七、五、行)。

本件も會社の解散前に其の所有する土地建物を賣却した代價が、前年度の見積價格を超過した差増額を、會社の所得として算入して所得金額を決定した事件である。

○會社ノ計算ノ爲ニ定メタル會社解散前ノ期間ハ假令其ノ期間内ニ於テ會社ノ目的タル事業ヲ現ニ營マザリシトスルモ之ニ依リテ所得税法第四條ノ事業年度ニ非ズト謂フヲ得

ノ差額ヲ以テ會社ノ利益ナリトシ會社ノ所得金額ヲ算定シタルハ違法ニ非ズ(大一一、四、五、五、行)。

○合資會社ガ社員ヨリ出資ノ目的トシテ提供セラレタル土地ヲ出資當時ノ評價額ヲ超過スル價格ヲ以テ分割賣却シ且其ノ賣却殘地ノ價格ガ出資當時ノ評價額ヨリ低落シタル事情ノ認メラレザル場合ニ於テハ右超過額ハ其ノ賣買ノ屬スル事業年度ノ會社ノ益金ヲ構成スルモノトス(昭二、四、一、行)。

○法人ガ其ノ所有スル不動産ノ價格ヲ評價シ増價額アルトキハ其ノ増價額ハ所得税法第四條ノ普通所得ノ計算ニ當リテハ其ノ評價額ヲ爲シタル事業年度ノ總益金ヲ構成スルモノトス(昭七、二、一六、行)。

一五八 國又は公共團體より受くる補助金

○一定ノ條件到來シタルトキハ既ニ受ケタル補助金ニ法定利子ヲ加ヘ還納スベキ條件ヲ以テ支給セラレタル補助金ハ會社ノ所得計算ニ當リテハ此條件ニ依リ現實ニ還納スベキコト未ダ確定セザル事業年度ニ於テハ之ヲ總益金ニ計上スベキモノトス(大六、二、八、行)

軌道會社が縣から「中途ニシテ工事ヲ停止シ又ハ第一條ノ期間

第九類 財政 第二章 國稅 第一節 所得稅 第一款 法人所得

ズ。同條ニ規定スル第一種所得ノ益金中ニハ法人所有財産ノ時價昂騰ニ因ル差増價額、資産タル元本ヨリ生ズル果實ノ價額、元本タル資産ノ處分ニ因リテ生ズル利得ノ價額ノ如キハ何レモ之レニ包含スルモノトス。

所得稅ヲ課スベキ第一種ノ所得ハ營利事業ニ屬スル繼續的所得タルト營利事業ニ屬セザル一時ノ所得タルトテ間ハザルモノトス(大六、五、一七、行)。

汽船を一艘だけ所有して居た汽船會社が大正四年七月に其の汽船を賣却し、十二月に代金を受取り大正五年九月に解散した。其の賣却代金に依り、船舶の見積價格に比し三十萬圓弱の差増額を利得した。此の差増額が四年十二月から五年五月までの事業年度の所得に算入して決定せられた。

裁判所は前の二の判決と同趣意に依つて之を適法なりと判定した。

○法人ノ財産價額ノ増加ニ因リテ生ズル差益ハ其ノ益金ノ一部ヲ構成スルモノト解スルコト相當ナリ(大一一、二、三、行)。

○合資會社ノ設立ニ際シ社員ノ出資不動産ノ價格ヲ實價ヨリモ低ク評定シテ之ヲ定款ニ掲ゲ之ニ依リテ會社ノ資本金額ヲ定メ後會社ノ資本金額ヲ増加シ前記不動産ノ出資價格ト實價トノ差額ヲ以テ増資拂込額ニ宛テタル場合ニ於テ其

内ニ全部ノ工事ノ終ラザルトキハ會社ハ法定ノ利子ヲ加ヘ既ニ交附セラレタル補助金ヲ還附スベシ」といふ條件で補助金の下付を受けた。争點は此の補助金が該事業年度の會社の所得として計算せらるべきや否やに在る。原告は(1)補助金は或る條件が來れば還さねばならぬもので借金と同じ性質であること(2)其の全部を軌道建設費に使用したものであることの二の理由を擧げて、之を所得に計算すべからざることを主張したが、裁判所は之を採用せず、或る條件が來れば還さねばならぬにしても、それは不定であるから本件事業年度に於いて之を所得に計算するのは當然であり、全部建設費に使用したとしても、其の建設した資産増加額を重複して總益金に計上したのではないから、之を總益金の中に計上するのは正當であると判定した。

一五九 缺損補填の爲にする無償減資差益

(一)

會社が缺損を銷却する爲に無償で資本を減少した場合には、會社に取つて計算上其の減資に依りそれだけの利益を生ずることは疑ない。若しそれが當該事業年度に於いて生じた損金だけを填補する爲に行はれた場合であれば、總益金の中から總損金を控除して所得額を計算すべきことは當然で、舊營業税法に付いて下された左の判決は此の趣旨を示すものである。

○資本減少ニ因ル差益ハ會社ノ資産ヲ増加スルモノニ非ズ

又營業行爲其ノモノニ因ル利益ニ非ザレドモ一ノ益金トシテ處理スルコトヲ得ルモノナルガ故ニ之ニ依リ其ノ年ニ於ケル損失ヲ補填シタル場合ニハ營業税法第二十九條ノ利益計算上差益ハ營業税法施行規則第五十六條第一項ノ總益金ニ算入シ補填セラレタル損失ハ之ヲ總損金ニ算入スルヲ妨ゲザルモノトス(昭二、五、二七、行)。

原告某株式會社の大正十三年度の營業成績に於いて差引約六百九十萬圓の欠損を生じたので、之を填補する爲に資本金七百五十萬圓の減資を行つたが、稅務署は減資差益として七百五十萬圓を總益金に加算し、それから六百九十萬圓の欠損を差引いて六十萬圓の營業利益の有つたものとして、營業稅の免除請求を容れなかつた。而して行政裁判所も稅務署の所置を正當と判定したのである。

(III)

併し其の填補せんとする欠損が前の事業年度からの繰越欠損である場合には、繰越欠損は當該事業年度の損金には算入せられないのであるから、結局減資差益は其の全部が其の年度の所得金額中に計上せらるべきものであるといふ疑を生ずる。次の判決は舊營業税法の下に下されたものであるが、所得税法にも等しく該當すべきものである。

○營業税法第二十九條ノ立法ノ趣旨ヨリスレバ資本減少額

て居るだけで、何等の除外規定を設けて居らぬから、苟も資本の拂込以外に於いて當該營業に屬する純資産の絕對的增加を來すべき事實ある以上は、總て之を包含する趣意と解すべきものであると主張した。

行政裁判所は稅務監督局の主張を排斥し、繰越欠損填補の爲にする資本減少額は、營業稅の課稅物件たるべきものではなく、隨つて本件の場合に於ける資金減少に依る九十萬圓の差益は總益金から除算せらるべきものと爲し、結局大正十二年に於ける會社は全く利益の無かつたものであるから、營業稅は課せらるべきものではないと判定した。

此の判例は所得稅の課稅標準としての所得金額の決定に付いて、等しく守られて居る所で、例へば次の如き判例が有る。

○株式會社が事業年度ノ中間ニ於テ資本金十二萬圓内拂込濟資本三萬圓ニ付キ資本金一萬二千圓全額拂込濟ト爲ス無償減資ヲ決議實行シ其ノ減資差益金一萬八千圓ノ内一三、九九四圓九三錢ヲ繰越損金ニ充當シ殘額四、〇〇五圓〇七錢ヲ別途積立金ト爲シタル場合ニ於テ、會社ノ當期純益金七二九圓〇六錢ト別途積立金トノ合計四七三四圓ヲ本係爭年度ノ普通所得金額ト決定シタルハ相當ナリ(昭七、四、二六、行)。

(III)

第九類 財政 第二章 國稅 第一節 所得稅 第一款 法人所得

ハ繰越欠損ニ補填スル限度ニ於テハ同法施行規則第五十六條第一項ノ總益金ヲ構成セザルモノト解スルヲ相當トス(大一四、一〇、三〇、行)。

東京麻絲紡績會社が事業不振の爲約九十二萬五千圓の繰越欠損を生じ、之を銷却する爲に大正十二年に於いて資本金二百二十五萬圓の内九十萬圓を無償で減少する決議を爲し、因つて大正十三年上半期に於いて右損失金を銷却し、後期に一萬圓餘を繰越すこととなつた。然るに所轄稅務署は、右資本減少の結果生じた差益金九十萬圓を會社の總益金に加ふべきものとし、他の利益金と合せ損失金を差引いた結果、大正十二年に於いて會社は三萬六千餘圓の利益の有つたものとして、營業稅六千八百餘圓を課し、會社が營業税法第二十九條に依り「其ノ年ニ於ケル營業ノ利益ガ其ノ年分營業稅額ニ達セザルトキ」に該當するものとして、營業稅の免除を請求したのに對し其の請求を却下した。

之に對して會社から不服の訴を提起したのが本訴で、會社側からは營業稅の課稅物件としての利益金とは營業に依つて得る利益のみを意味するもので、資本金の減少から生じた差益は唯會社資産の計算上利益勘定になるだけで、營業上の利益金ではないと主張したのに對し、稅務監督局の側からは、營業稅に謂ふ營業利益計算の方法は命令の定むる所に依るものとせられて居り、而して施行規則第五十六條に依れば、其の利益は「其ノ年ニ於ケル當該營業ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額」に依るものとせられ

○株式會社が利益ナキニ拘ラズ利益ノ處分トシテ配當金及賞與金ヲ支拂ヒタルトキハ會社ニ於テ其ノ返還ヲ請求スルノ權利ヲ有スルモノトス。

右ノ請求權ヲ會社ノ資産ニ計上スルニ當リテハ特別ノ事情ナキ限り其ノ額面全額ヲ以テ價額ト爲スベキモノトス。右ノ請求權ヲ拋棄スル旨ノ株主總會ノ決議ハ週及的效力ヲ有スルモノニ非ズ。

理論上減資額ト欠損額トノ間ニ不可分ノ關係アルモノニ非ズ。

減資額ガ欠損額ヲ超過スルトキハ其ノ差額ハ當然會社ノ益金ヲ構成スルモノナリ(昭七、一〇、五、行)。

K株式會社で其の代表取締役であつた何某が毎期不正の決算を爲し不當の利益配當及賞與金支給を爲した結果、多額の欠損を生じたので、大正九年十二月に資本金一、七二〇、〇〇〇圓を五七〇、〇〇〇圓に減少し、更に大正十年六月に之を一九〇、〇〇〇圓にまで減少した。本訴の要點は此の無償減資に基づく益金の算定方如何に在る。

原告K會社の主張は利益配當及賞與金支給に依つて生じた欠損金額を減資差益から引き去らねばならぬといふに在つたが、行政裁判所は會社が利益の無いのに拘らず不正の決算に依つて架空の利益を捻出して利益配當及賞與金の給與を爲すことは、商法第百

九十五條第一項に違反する無効の行為であり、随つて會社は其の支拂を受けた者に對し其の返還を請求する權利を有するものであるから、其の支拂を爲しただけでは未だ缺損を生じたものとは謂ひ得ない。而して會社は大正十一年六月十五日の臨時株主總會に於いて始めて不當株主配當金並不當役員賞與金の返還請求權を拋棄する旨の決議を爲したのであるから、其の時に始めて眞に會社の缺損となつたものである。然るに會社が減資を行つたのは大正九年十二月と大正十年六月の兩度であるから、減資を行つた事業年度即ち大正九年十二月一日から十年五月三十一日までの年度（第八期）及び大正十年六月一日から十一月三十日までの年度（第九期）には、未だ之を缺損として計上するを得ず、随つて之を減資差益の中から控除すべきものではないと判定した。

（評釋） 實際から謂ふと不穩當のやうであるが、株式會社の損益計算は法律上の形式に拘束せらるるもので、而して法律上から謂へば、判旨の如き結果を見るのは已むを得ない所である。

一五二〇 債権の償額

○第一種所得金額ノ算定ニ關スル所得税法第四條ノ總益金中ニハ債權ノ償額モ亦之ヲ算入スベキモノトス（大九、七、二〇、行）。

○倉庫營業者ノ第一種所得金額ヲ算定スルニ當リテ當該決

○所得税法第二十四條第一項同法施行規則第十六條第六條ノ二並營業收益税法第十一條同法施行規則第十三條第四項ニ依リ法定ノ期間内ニ税額控除ノ申請ヲ爲サザルトキハ所得税法第二十一條第二項ニ規定スル第一種所得税額ヨリ第二種所得税額ノ控除並營業收益税法第十條第二項ニ規定スル營業收益税額ヨリ地租額又ハ資本利子税額ノ控除ヲ受クルコトヲ得ザルモノトス（昭七、六、二、行）。

所得税法第二十一條第二項には、「法人が各事業年度ニ於テ納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得税額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ第一種ノ所得ニ對スル所得税額ヨリ之ヲ控除ス」とあるが、此の控除の利益を受くるのは命令の定むる所に依らねばならぬもので、其の命令は同法施行規則第六條の二に「所得税法第二十一條第二項又ハ第四項ノ規定ニ依リ第一種所得税額ヨリ第二種所得税額ノ控除ヲ受ケントスル者ハ所得税法第二十四條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スヘシ」とある規定が即ちそれであり、而して税法第二十四條の申告は毎事業年度決算確定の日から十四日以内に爲さねばならぬのであるから、此の期間内に控除の申請を爲さねば其の利益を受くるを得ないのは、已むを得ない結果である。判決は此の旨を宣示して居るものでそれは法令の規定の上から當然の事理である。

一五二三 法人の總益金より控除すべき總損金

第九類 財政 第二章 國稅 第一節 所得稅 第一款 法人所得

算期末ニ於テ保管期間中ノ受寄物ニ對スル經過保管料ヲ該所得金額中ニ加算シタルハ不當ニアラズ（大九、一二、二三、行）。

本件の争點は、倉庫營業者たる法人が現に物品を保管中で未だ保管料を收納しないのを、既に其の年度の收入として所得金額中に計算し得べきや否やに在る。裁判所は未だ收納しないにしても決算期末迄に既に經過した日數に對する保管料に付いては、既に債權が発生し、而して債權の償額も所得金額中に計算せられるのであるから、之を算入したのは不當ではないと判定した。

一五二三 所有権取得の假登記と法人所得

○同族會社タル合名會社ノ社員ヨリ贈與及賣買ノ名義ヲ以テ會社ニ土地所有權ヲ移轉シ其ノ假登記ヲ爲シタルトキハ假令覺書ヲ以テ原所有者ノ都合ニ依リ何時ニテモ假登記ヲ抹消スベキコトヲ約シタルトスルモ尙會社ガ正當ニ其ノ所有權ヲ取得シタルモノニシテ其ノ贈與ニ因ルモノハ土地受贈ニ因ル利得金ヲ、賣買ニ依ルモノハ其ノ土地ヨリ生ズル收益ヲ會社所得ニ加算シタルハ違法ニ非ズ（大九、一四、一二、二、行）。

一五三三 法人所得税より控除すべき第二種所得税額

（一） 使用人の慰勞賞與金

○每期ノ豫算ニ於テ事務員慰勞金ノ金額ヲ豫定シ置キタルコト其ノ各自ノ給與額ハ決算前ニ之ヲ定メ株主總會ノ決議ヲ經ズシテ支出シタルコト、及ビ事務員賞與調査内規ヲ設ケ各事務員ノ勤怠事務ノ成績事務ノ輕重難易等ヲ調査シ之ヲ材料トシテ其ノ給與ヲ爲シタルコト等ノ事實ヲ認ム得ル場合ニ於テ、而モ其ノ給與ガ利益金ノ處分ナルコトヲ認ムベキ證據ナキトキハ、該慰勞金ハ所得決定上ニハ損金ニ計上スルヲ相當トス（大七、七、二、行）。

本件に於ける主たる争點は、法人が毎事業年度に事務員に支給する慰勞金が、役員賞與金と同様に利益金の處分であるや又は事務經營に必要な經費であるかの點に在る。

判決は之を以て事務經營に必要な經費であるとし、會社の損金の中に算入すべきものとして居るので、之と同趣意の判例は尙少くない。

○每事業年度ニ支出スル本件慰勞手當ハ其事業年度ノ損益計算ヲ株主總會ニ於テ決議スル前ニ每期給料月額ノ約二倍半内外ノ割合ヲ以テ給與セララルモノナルガ故ニ營業費ニ屬スベキ性質ヲ有スルモノト認メ之ヲ原告會社ノ總損金ニ計上スルヲ相當トス（大七、七、二三、行）。

○原告が開業ノ翌事業年度ヨリ毎事業年度支給シ事業年度

法人所得

ノ損益決議前ニ支出スルノ計算ニシテ而モ其ノ給與ガ利益金ノ處分ナルコトヲ認ムベキ證據ナキトキハ所得決定上ニハ損金トシテ計上スルヲ相當トス(大六、二、八、行)。

○使用人賞與金ヲ利益ノ割賦ト認メ原告ノ所得金額中ニ計上シタルハ失當ナリ(大八、五、一五、行)。

○使用人賞與金ハ利益金ノ割賦トシテ給スルモノニ非ザレバ總損金中ニ計上スルヲ相當トス(大九、三、三、行)。

○商法ノ規定ニ依ル株主總會ノ損益決議前毎決算期ニ於テ使用人ニ俸給以外金圓ヲ給與スルヲ常例トスル會社ガ此ノ常例ニ從ヒ會社經營上ノ必要經費トシテ支出シタリト認ムベキ慰勞金ハ當該年度ノ損金トシテ所得ヲ算出スベキモノニシテ、其ノ給與ニ付使用人トノ間ニ契約ナク又其ノ給與ガ事業年度將ニ終了セムトスルノ時ニ於テ行ハレタリトスルモ前示支出ヲ損金ニ非ズト爲スベキニ非ズ(大九、六、一、行)。

○利益ノ有無ニ拘ラス使用人ニ支拂フ賞與金ハ營業上必要ノ費用ニシテ所得税法ニ依ル所得金額ノ決定上之ヲ損金トシテ計算スベキモノトス(大九、七、一九、行)。

○商法ノ規定ニ依ル株主總會ノ損益決議前毎決算期ニ於テ使用人ニ俸給以外ノ金圓ヲ給與スルヲ常例トスル會社ガ其

を決するものであるから利益の割賦であり、會社の損金に非ずと判定したのである。

○甲期ニハ多額ノ利益アリタルニ因リ其ノ利益金ノ一部ヲ乙期ニ繰越シ乙期ニ於テ其ノ内ヨリ特別慰勞金ヲ支給シタルモノト認ムベキ場合ニ於テハ、該特別慰勞金ハ甲期利益金ノ處分ニシテ、乙期ノ總損金ノ中ニ計算スベキモノニ非ズ(大一一、五、二六、行)。

(二) 重役賞與金

○重役ノ報酬ヲ給料ト賞與金トノ二種ト爲スモ賞與金ハ每營業年度ノ終ニ於テ其ノ年度ノ利益金ノ割合ヲ以テ定ムルモノナルトキハ該重役賞與金ノ支給ハ各事業年度ノ利益金ノ處分ニシテ損金ニ非ズト認ムルヲ相當トス(大一一、五、二六、行)。

○會社ノ重役ニ對スル賞與金ハ明確ナル反證ナキ限ハ利益金ノ處分トシテ給與シタルモノト認ムルヲ相當トス(昭七、二、二、行)。

○個人ノ營業ヲ讓受ケ其ノ營業ヲ目的トスル株式會社ヲ設立シ讓渡人タル舊營業者ヲ其ノ代表取締役ト爲セル場合ニ於テ老舗使用料ノ名義ヲ以テ利益金ノ一部ヲ取締役ニ給與セルハ一種ノ重役賞與金ト認ムルヲ相當トシ、營業損金ト爲スベキニ非ズ(昭六、一一、一九、行)。

常例ニ從ヒ會社經營上ノ必要經費トシテ支出シタリト認ムベキ慰勞賞與ハ當該年度ノ損金トシテ所得ヲ算出スベキモノニシテ、或ル事業年度以前ハ損金ノ如何ヲ問ハズ給與セズ給與ニ付キ使用人トノ間ニ契約ナク又内規ヲモ定メズ又給與額決定ノ標準ヲ定メタルモノナキモ、前記支出ヲ損金ニ非ズト爲スベキニ非ズ(大六、二、一三、行)。

以上の判決は何れも其の趣意を同じうするもので、商事會社に於いて使用人に支給する賞與金を以て、所謂「割賦賞與金」ではなく、給料の性質を有するもので、會社經營に必要な經費であり、隨つて會社の損金に算入すべきものとして居るのである。之に反して同じ使用人賞與金を損金に算入すべからざるものと判定した例も有る。

○法人ガ其ノ使用人ニ給與シタル賞與金ガ當該事業年度ノ利益ノ一部ヲ給與シタルモノナリト認ムベキ場合ニ於テハ其ノ賞與金ハ法人ノ所得計算上損金トナスベキニアラス(大九、一一、一三、行)。

本訴に於いて前の諸判決とは反對に使用人賞與金を損金に非ずと判定した理由は、唯原告會社の職工規則の中に「半期決算ノ場合ニ於テ會社ノ營業成績ヲ調査シ取締役會ノ決議ニ依リ賞與金ヲ支給スルコトアルヘシ」と定めてあることに基つて居る。判決は此の規定に依り會社の營業成績に依つて之を支給すべきや否や

株式會社荒傳商店は荒川傳七の債務整理の爲に設立せられたもので、同人の營業を讓受け同人を取締役として其の營業を繼續して居たものであるが、會社は其の利益金中から法定積立金、年七歩の株主配當金、店員賞與を差引き尙剩餘が有れば同人の復興の爲に老舗使用料の名義を以て適宜之を同人に給與することを承認し、係争の事業年度に於いては四千六百九十圓を老舗使用料として支出した。是が營業損金であるや否やが争となり、行政裁判所は重役賞與としての利益金處分であると判定した。

○會社ノ重役タルト共ニ其ノ一部ノ業務ヲ擔當スル者ト雖モ其ノ支給ヲ受ケタル賞與金ハ明白ナル反證ナキ限リ重役ニ對スル賞與金ト認ムベク、會社ノ利益金ノ處分トシテ支給シタルモノト認ムルヲ相當トス(昭七、七、一四、行)。

(三) 合資會社に於ける勞務出資社員に對する報酬

○合資會社ノ業務ヲ執行スルコトニ依リ勞務出資ノ義務ヲ履行スベキ社員ニ對シテ會社ガ其ノ業務執行ニ對スル報酬トシテ支給シタル給料ニ相當スル金額ハ會社ノ所得金額並ニ營業純益金額ノ算定上損金トシテ總益金ヨリ控除スベキモノニ非ズ(昭四、五、一六、行)。

自轉車の販賣其の他を營業とする合資會社丸屋自轉車店は有限責任社員Aの出資千三百圓同Bの出資二百圓無限責任社員Cの勞務信用の提供に依つて營業して居るものであるが、其の所得金額

の決定に付きCの業務執行に對し給料として支出した金額を損金として純益金中より控除せらるべきや否やが争となり、行政裁判所は勞務を支出と爲す無限責任社員が業務を執行するのは其の出資義務の履行に外ならぬから之に對し給料を受くべきものではないと爲し、之を損金として純益金より控除すべきものではないと判定した。

(四) 現実に支出せざる帳簿上の支出金

○帳簿上支出ノ取扱ヲ爲スモ現實支出ノ確證ナキ以上ハ會社ノ損金ト認ムルヲ得ズ(大八、一二、二五、行)。

本件は株式會社唐津鐵工所に於いて、帳簿上會社の支出として計上して居る贈與積立金、慰勞積立金、滿年慰勞積立金、慰勞基金、研究基金が何れも唯帳簿上の支出に止まり、現實の支出金ではなく、隨つて之を會社の損金として計算すべきものに非ずと判定せられた事件である。

(五) 資本的出資

○住宅地トシテ分割賣却スベキ土地ニ將來町村道ニ編入セラルベキ道路溝渠ヲ設備スル爲要シタル費用ノ支出ハ資本的出資ニシテ損失ト爲スベキモノニ非ズ(大、四、五、一九、行)。

某土地株式會社の所得金額の決定に付いて、その純益金の中から將來無償で町村道に編入せらるべき道路溝渠の設備費として、六千圓を銷却金に充當したのが、所得金額から控除せらるべきや

否やが争となつたが、行政裁判所は「斯ノ如キ支出ハ其土地ノ價値ヲ構成スル所謂資本的出資ニシテ銷却金トシテ損失ト爲スベキ性質ノモノニ非ズ」と曰ひ、原告の主張を排斥した。

○所有土地ノ排水ノ必要上之ニ隣接セル郡道側ニ石垣ヲ築造シテ所轄官廳ニ寄附シタル費用ノ支出ハ資本的出資ニシテ損失ト爲スベキモノニ非ズ(大、四、五、一九、行)。

是も前の判決と同じ事件で、土地會社の所有する土地價格を増加する爲の出資であるから損失と見るべきものではないと判定せられたのである。

(六) 資産として整理したる創立費

○株式會社ガ一年ヲ超ユル期間ヲ一事業年度トシテ計算ヲ爲シタルハ當該會社設立當初ノ第一回事業年度ニ關スルト否トニ拘ラズ違法ナリ。

損益計算書中支出ノ部ニ記載セズシテ貸借對照表中資産ノ部ニ記載シタル創立費ハ繰延資産トシテ整理セラレタルモノニシテ損失ニ算入スベキ限ニ在ラズ(大、一五、一一、二五、行)。

判旨第一點は、株式會社の定款に基づく取締役會の決議に依り、第一期の決算に限り第二期の決算と合併して、一年を超える期間を一事業年度と爲したのを無効の決議となし、稅務署長が第一期分に付いての所得金額を決定したのを適法なりと判示したのである。

第二點は會社の創立費を繰延資産として整理し、爾後の事業年度の負擔に屬せしめた場合には、之を當期の損失に算入すべきものではない旨を判示したのである。

(七) 資産として整理したる合併交付金

○會社ノ合併契約ニ於テ合併會社ガ被合併會社ノ所定ノ株式ニ對シ合併會社ノ所定ノ株式ト共ニ所定ノ現金ヲ交付スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ現金ハ交付セララル株式ト共ニ被合併會社ヨリ合併ニ依リテ繼承スル純資産ノ對價ヲ爲スモノトス。

前項合併ニ依リテ受入純資産ノ對價トシテ交付シタル價額ガ受入純資産價額ヲ超過スル場合ニ合併會社ガ其ノ超過額ヲ繰延資産トシテ適法ニ整理シ之ニ依リテ當期決算ヲ了シ利益處分ヲ爲シタルトキハ其ノ決算ニ依リ所得金額ヲ計算決定スルハ違法ニ非ズ(昭四、六、二〇、行)。

中國合同株式會社が姫路水力電氣株式會社を合併し其の合併契約に基づいて、被合併會社の株主に對し合併會社の株式の外に解散手當として現金若干を交付したが、其の貸借對照表資産の部に

は該交付現金額を「元姫水勘定」として資産に計上し、其の中一部を利益金中から償却し残部は之を繰越資産として整理した。此の場合に合併會社の所得金額の算定に付き、右解散手當として交付したる現金高を合併に關する經費として損金に計算すべきや又は資産として計算すべきやが争となつたが、稅務當局の側に於いては、之を資産として見るべきもので、損金として控除すべきものではないと主張し、行政裁判所も其の主張を是認した。

(八) 前事業年度より繰越したる缺損

○法人ノ或ル事業年度ニ缺損アリ後ノ事業年度ニ繰越スモ之ヲ該後ノ事業年度ノ損金トシテ計算スベキモノニ非ズ(昭二、二二、二七、行)。

(九) 建設利息

○株式會社ニ於テ會社設立ノ時ヨリ開業ニ至ル迄株式拂込金額ニ對シ利率年五分ノ割合ヲ以テ配當スル旨ヲ定メタル利息ハ營業損金ニ非ズ(昭五、一二、一三、行)。

○所得稅法ニ所謂總益金ニハ資産價格ノ増加ヲモ計算スベキモノナルヲ以テ利息配當金ハ損金トスベキモノニ非ズ(昭五、七、一七、行)。

(一〇) 第二種所得稅額

○法定ノ期間内ニ申請ヲ爲サザリシ爲所得稅法第二十一條第二項ニ依リ法人ノ第一種所得稅額ヨリ第二種所得稅額ヲ

一五二四 會社合併の場合に於ける法人所得の算定
資本金額皆無となりたる法人の超過所得

控除スルノ利益ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テハ第一種ノ所得ノ計算上第二種所得税額ハ之ヲ損金ニ算入スベキモノトス(昭七、六、二、行)。

(一) 株式買入消却に因る超過拂戻

○資本減少ノ爲ノ買入ニ依ル株式ノ消却ハ株式會社ト株主トノ間ノ株式ノ賣買ニ依リ之ヲ爲スモノニシテ之ニ因リ株主ガ會社ヨリ受クル金額ハ株式ノ代金ナルガ故ニ會社ガ株式拂込金額以上ノ代價ヲ以テ株式ノ買入ヲ爲シタルトキト雖モ其ノ超過金額ハ資本減少額以上ニ會社ノ資産ヲ減少スルモノナレバ損金トナルモノニシテ大正九年法律第十一號所得税法第十條ニ所謂法人ノ配當所得ヲ構成スルモノニ非ズ(昭三、七、二〇、行)。

會社が自分の株式八千株を一株に付き四圓の拂戻超過金を附し買入消却したが、其の超過拂戻金合計三萬二千圓が會社の損金として計算せらるべきや又は株主に對する配當であつて會社の配當所得として計算せらるべきやが本訴の争點である。稅務當局の側に於いては之を配當所得であると主張したが、行政裁判所は之を否定し、營業損金たるものと判定した。

(二) 自動車會社の自動車減價却額

○自動車ノ耐久期間ヲ基準トシテ其ノ減價却額ヲ計算スルハ不當ニ非ズ(昭七、一一、一、行)。

額及地租額ノ計算モ亦各別ニ之ヲ爲スベキモノトス(昭七、一一、二四、行)。

A會社がB會社を合併したが、B會社の最後の事業年度の損益計算に於いては第一種の所得税から控除せらるべき第二種所得税額は、第一種所得税の總額よりも多額であつた。總て會社合併の場合には包括的な權利義務の承継が有るのであるから此の利益は當然A會社の繼承すべき所であるといふのが、原告A會社の主張であつたが、行政裁判所は之を否定し、A會社とB會社とは別々に其の所得を算定すべく、B會社の所得税額から控除せらるべき金額をA會社に適用することは出来ないものと判定した。

一五二五 超過所得算定の基礎たる資本金額

○合併會社ガ合併ニ依リ被合併會社ヨリ受入ル純資産ノ對價トシテ交付シタル價額ガ受入純資産價額ヲ超過スルトキハ被合併會社ニ合併實行ノ期日ニ於テ積立金、前期繰越利益金、最終事業年度利益金存スルモ此等ノモノハ合併會社ノ超過所得ノ基礎タル資本金計算ニ當リ合併實行ノ月ヨリ合併會社ノ資本金ヲ構成スルモノトシテ計算セラルベキモノニ非ズ(昭四、六、二〇、行)。

○合名會社ノ社員退社スルトキハ定款ニ於テ除名退社ノ場合ニハ持分ノ拂戻ヲ求ムルコトヲ得ザル旨ヲ規定シ會社ガ

一五二五 超過所得算定の基礎たる資本金額

五八六

自動車會社が前營業者の營業及設備一切を買收して營業を開始したが、其の第一期事業年度の決算に於いて、自動車の價格を其の買收價格に依り二九、三五六圓とし、當期の減價却額を一三、八四六圓としたのに對し、稅務署では其の價格が高きに過ぐるものとして二〇、〇二六圓とし、耐久期間三年を基準として當期の減價却額を四、五一六圓と計算した。是が適法であるや否やが本訴の争點である。

行政裁判所は自動車の買入價格を以て其の價格とすることに付いては原告の主張を承認したけれども減價却額に付いては耐久期間を三年として毎期の減價却額を定むるのを適法と判定した。

一五二六 會社合併の場合に於ける法人所得の算定

○所得税法第四條第三項及營業收益税法第四條第二項ノ規定ハ法人ガ事業年度ノ中途ニ於テ解散又ハ合併ニ因リ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ特ニ一事業年度ト看做シテ其ノ所得及營業純益ヲ計算シ之ニ課稅ヲ爲スヲ趣旨トス。從テ法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ被合併法人ノ最後ノ事業年度ニ於ケル所得又ハ營業純益ハ合併法人ノ當該事業年度ニ於ケル所得及營業純益ト別箇獨立ニ算定スベク之ニ對スル徵收稅金及控除ヲ爲スベキ第二種所得稅資本利子稅

之ヲ拂戻サザルトキト雖モ其ノ資本金額ヲ構成スル出資金額ハ減少スルモノトス(昭五、一〇、一六、行)。

○繰越缺損充當ノ爲ノ無償減資ノ決議ニ依リ拂込資本金額減少シタル場合ニ於テハ其ノ充當ノ時期ニ付キ明確ノ證據ナキトキハ拂込株式金額減少ノ時ニ於テ充當セラレタルモノト認ムルヲ相當トス。

拂込株式金額ハ減資決議ガ實行セラレタル時ニ減少シタルモノト解スベキモノトス(昭七、四、二六、行)。

○外國ニ本店ヲ有シ内地ニ支店ヲ設ケテ營業スル法人ハ其ノ内地ニ有スル資産又ハ營業ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノナルヲ以テ其ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ所得税法第七條並ニ同法施行規則第二條第一項ニ從ヒ其ノ總資産價額ニ對スル内地ニ於ケル資産價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乗ジテ計算スルヲ原則トス。
商品製造ノ爲ニスル資産ハ總テ外國ニ存シ内地ニハ唯其ノ販賣ノ爲ニスル設備ヲ有スルニ過ギザルコトハ資産價額ノ割合ニ依ルテ不適當トスル事由ト爲スニ足ラズ(昭七、一二、二七、行)。

一五二七 資本金額皆無となりたる法人の超過所得

○所得税法第六條第二項ノ適用ニ依リ法人ノ資本金額ガ皆

無トナリタル事業年度ニ於テ普通所得金額アルトキハ其ノ普通所得金額ガ全部超過所得トナルモノトス(昭五、七、一五、行)。

之を會社の配當所得とすることを否定した。

三五六 法人の留保所得

(一)

所得税法第五條には法人の普通所得が當該事業年度の資本金額の一割を超過すれば、それは超過所得として特に高率の所得税を賦課すべきものと定めて居り、而して第六條第二項には繰越欠損金が有れば資本金額より控除すべきものとして居る。

京都府の或る株式會社が大正十五年の奥丹後の震災で全資産を焼失し、繰越欠損金が資本金額を遙に超過し、資本金は皆無に歸した。併し昭和三年度には所得金が五千圓餘有つた。税務署では其の總額を超過所得として計算し、行政裁判所でも之を是認した。

○火災保険株式會社ガ後ノ事業年度ニ於テ納付スベキ納付金ノ支辨ニ充當スル爲當該事業年度ノ配當シ得ベキ利益金中ヨリ積立タル震災納付準備金ハ其ノ事業年度ノ所得ノ一部ヲ留保シタルモノニシテ所得税法第八條ノ積立金ニ外ナラザルヲ以テ同法第九條ノ留保所得ニ該當スト解スルヲ相當トス(大一一、一〇、四、行)。

(二)

三三七 法人の配當所得

○株式會社ノ重役等ヨリ會社ノ株主ニ贈與シタル配當代用金ハ其ノ會社ノ配當所得ト爲スベキモノニ非ズ(昭二、三、二、三、行)。

本件は株式會社の事業欠損の爲無配當となつたので、株主の困窮を救ふ爲重役十二人が數十萬圓を出捐して之を株主配當金に代用したのが、會社の配當所得として取扱はるべきや否やの問題に關するもので、行政裁判所は右の出捐金は形式上會社に歸屬したものでなく、重役から直接に株主に贈與したものであるとして

○甲會社ガ乙會社ヲ吸收合併スル場合ニ於テ其ノ合併ノ條件トシテ甲會社ノ所有ニ係ル乙會社ノ株式ヲ提供シテ乙會社ノ減資ヲ爲シタルハ實質上無償減資ニ非ザルヲ以テ減資差益ヲ生ズルコトナク之ヲ以テ乙會社ノ留保所得ニ計算スルハ違法ナリ(昭五、一一、二〇、行)。

資し、其の残存株式一萬株に對し富士紡の株式六千株を交付することに定めた。税務署では之を協同紡の無償減資と認定し、該事業年度に於いて同會社に五十萬圓の留保所得の有つたものと決定した。行政裁判所は税務署の決定を破毀し、それは眞の無償減資ではなく、兩會社とも之に依つて何等特別の損益を受けたものではないから、之を所得として決定したのは違法であると判定した。

め、之より出資金額及積立金を控除した金六萬七千圓を清算所得と決定した。右合資會社の清算人は之を違法として出訴し、行政裁判所も之を採用して税務署の決定を取消すべきものと判定したのである。

(評釋) 判旨不當であると信ずる。

一五二九 法人の清算所得

(一)

○甲合資會社ノ社員ノ持分全部ヲ乙株式會社ト其ノ社員ノ一人トニ讓渡シタル場合ニ於テ甲會社ガ之ニ依リテ解散シタルモノトシ其ノ讓渡ニ依ル利得ヲ清算所得金額ト決定シタルハ違法ナリ(大一一、二、一八、行)。

日本煉瓦製造株式會社で資本金三萬圓の合資會社日本テラコッタ製造所を金十萬圓で買収する約束をしたが、法律上の形式としては、先づ合資會社の無限責任社員の持分を株式會社員の社員何某が譲受けて、自ら合資會社の無限責任社員となり、有限責任社員の持分の全部を株式會社が譲受けてその有限責任社員となり、合資會社は名義上一先づ繼續することとし、約一ヶ月を経て後總社員(即ち何某と株式會社)の同意を以て解散することにした。所轄税務署は右讓渡價額十萬圓を以て解散した會社の殘餘財産と認

○解散シタル合資會社ノ清算ノ結果殘餘ト爲リタル財産ニシテ出資金額ニ按分シテ出資社員ニ交付セラレタルモノハ

(二)

合資會社は名義上一先づ繼續することとし、約一ヶ月を経て後總社員(即ち何某と株式會社)の同意を以て解散することにした。所轄税務署は右讓渡價額十萬圓を以て解散した會社の殘餘財産と認

功勞金ノ名ヲ以テスルモ之ヲ殘餘財産ヨリ除外シテ清算所得ヲ決定スベキモノニ非ズ(昭二、八、二二、行)。

○合併ニ因リ解散シタル株式會社ガ解散手當トシテ株主ニ爲シタル交付金ハ其ノ清算所得ヨリ控除スベキモノニ非ズ(昭三、二、一七、行)。

甲乙の兩株式會社が合併し甲は存続し乙は解散することに決し而して其の合併契約に於いて甲は乙が「合併實行ノ際重役使用人及株主ニ對スル手當並其ノ他ノ解散費用ニ充ツル爲乙ノ積立金ヨリ金九萬圓ヲ解散手當トシテ支出スルコトヲ承認ス」る旨を約し而して此の約定に従ひ解散の際株主に對し解散手當として七萬五千圓弱を交付した。是が乙會社の清算所得の中に算入せらるべきや否やが本訴の争點である。所得税法第十一條に依ると

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員ガ合併後存続スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株主ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金銭ノ總額ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

とある。即ち清算所得たる爲には解散當時の最終の株主が合併後存続する法人から取得した株式及金銭を基礎とするものでなければならぬ。そこで問題は右の解散手當は解散前乙會社の尙存債中に其の株主に交付したものであるや又は解散後甲會社から乙會社

保シタル場合ノ一ニ該當スルモノトス(昭四、三、二二、行)。

I 同族會社が或る事業年度に於いて七萬圓の缺損金を生じ之を翌年度に繰越したが、次の事業年度には三萬餘圓の利益を得たので之を繰越缺損金に填補した。所得税法第二十一條ノ二には同族會社が社内に留保した金額に付き所得税を加算する旨の規定がある。因つて稅務署では此の規定に依り加算稅額の決定を通知した。

原告會社は之に不服ありとして、繰越缺損額を填補しない間は商法に依り配當を爲すことを得ないのであるから、之が配當を爲さなかつたとしても、加算課税を受くべきものではないと主張し、被告稅務監督局の側では、所得税法第二十一條ノ二に所謂「留保シタル金額」は繰越缺損金の填補に當てたものをも含み、普通所得中社外に流出した金額を除いた一切を謂ふものであると主張したが、行政裁判所は原告の主張を採用し、此の如き場合は加算課税を爲すべきものではないと判定した。

(評釋) 判旨賛成し難い。法律が同族會社の留保所得に對し加算課税を爲すべきものとして居る主たる目的は、個人所得税との權衡を得せしめようとするに在り、而して此の點から謂へば、繰越缺損金の填補に充てた場合でも、等しく加算課税を排除すべき理由の無いものである。之を法律の明文から謂つても、法律には單に「同族會社ガ各事業年度ニ於テ留保シタル金額」云々と曰つて居るのであるから、繰越缺損填補の爲に留保したものは當然除外せらるるものと解するのは、法律の明文を無理に曲げた解釋と

の最終株主に交付したものと見るべきやの點に在る。原告は前の見解を主張したが、行政裁判所は之を排斥し、「合併實行ノ際」とは乙會社が合併に因り消滅する時に外ならぬから、乙會社が自ら株主に對し解散手當を支出することは不可能であり、隨つて甲會社が乙會社から受け入れた資産の中から之を支出するものと認めねばならぬと爲し、之を清算所得としたのを正當なりと判定した。

二三〇 同族會社の留保所得に對する加算課税

(一) 繰越缺損金の填補に充當したる留保所得

○所得税法第二十一條ノ二ノ規定ハ同族會社ニ商法上利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ベキ普通所得アルニ拘ラズ之ヲ配當セズ其ノ社員又ハ株主ヲシテ配當所得ノ綜合課税ヲ不當ニ免レシムル如キ場合ニ限り例外的ニ之ヲ適用スベキモノニシテ、正當ノ理由ニ因リ普通所得金額ヲ留保シタル場合ニハ同條ヲ適用シ所得稅額増加ノ決定ヲ爲スベキモノニ非ズ。

商法第六十七條第五條ニ依レバ合資會社ハ損失ヲ填補シタル後ニ非ザレバ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ザルガ故ニ合資會社ガ普通所得ヲ留保シ之ヲ以テ繰越缺損金ヲ填補シタル場合ニハ前項ニ所謂正當ノ理由ニ因リ普通所得金額ヲ留

謂はねばならぬ。

(附記) 行政裁判所は其の後も此の判例の趣意を維持し、昭和六年三月二十六日の判決(昭和五年五一二號事件、昭和四年五二二號事件) 昭和六年七月二十一日の判決(昭和六年六二二號事件)も全く同趣意に出て居るものである。

昭和六年四月二十八日の判決(昭和五年三一八號事件)も趣意に於いては同一であるが、併しそれは社員賞與引當金、税金引當金等任意の積立金の性質を有し、法律上留保を必要とする金額ではないといふ理由から、原告の主張を否定したものである。

之に反して次に掲ぐる昭和七年三月十七日の判決(昭和三年三四一號事件)に於いては「所得税法ニ所謂留保シタル金額トハ法人ノ普通所得ニシテ社外ニ出デザルモノノ總テヲ意味スルモノト解スルヲ相當トス」と曰つて居り、其の文言に於いては恰も前の判例を變更したもののやうであるが、果して意識して判例を變更したものであるや否やは不明である。

(二) 解散事業年度に於ける留保所得

○解散事業年度ノ普通所得モ社外ニ出デザル金額ハ總テ所得税法ニ所謂留保シタル金額ニ該當ス(昭七、三、一七、行)。

同族會社たるF合名會社が大正十四年八月一日から始まる事業年度の中間で大正十五年七月二十四日に解散したが、其の解散の時までを一事業年度として其の所得金額四十五萬圓餘を全部留保所得として所得税法第二十一條ノ二に依る加算課税の決定を受け

た。之に對し解散する以上は其の總ての活動は終止するのであるから所得の留保といふことはあり得ないと主張して出訴したが、行政裁判所は之を採用せず、所得金額が社内に止まり社外に出でない限りは總て留保所得であると爲し、原決定を是認した。

一五三 同族會社の所得税通脱目的の推定

(一) 同族會社の爲したる寄附金

○所得税法第七十三條ノ二ノ適用上同族會社ノ寄附ニシテ其ノ目的タル事業ノ遂行ニ必要ナラズト認メラルモノニ付テハ會社及株主社員其ノ他特殊ノ關係アル者ニ付キ共ニ所得税通脱ノ目的アリト推定スルヲ妨ゲザルモノニシテ株主社員其ノ他特殊關係者ノ全部若ハ一部ニ於テモ同一事項ニ付キ相當ノ寄附ヲ爲シタル事實其ノ他之ニ類スル反證アル場合ニ限り所得税通脱ノ目的アリト推定ヲ阻却シ税法上適法ニ損金トシテ計算スルコトヲ得ベキ會社自身ノ寄附ト認ムルヲ相當トス(昭四、六、六、行)。

同族會社であるK合名會社の某事業年度の所得金額の決定に付き、税務監督局では同會社の名を以て爲された寄附金五口は何れも其の性質上個人的の支出と見るべきもので、唯個人の名を以て寄附したのでは、計算上経費として控除せらるべき途が無いから故らに之を會社の名義に依る寄附と爲し、會社の損金として計算

のと認定せられ、之を同會社の損金として計算せず、所得金額中に算入すべきものと判定したのである。

(評釋) 同族會社の爲したる寄附金が其の實質に於いて同族會社の社員である個人の寄附金と見るべきものと爲すことに於いて判旨正當と思はれる。唯判決が第一に、若し個人として別に同額の寄附金を爲して居る場合には、それだけで同族會社の寄附が個人の寄附たる性質を失ふものとして居るのは、理由に乏しい。第二にそれを以て主たる社員一人の寄附と見ず、社員全員の寄附と見るべきものとして居るのも、實際に適しない見方と思ふ。

(二) 株式の應償債權

○同族會社タル株式會社ガ其ノ株主タル個人ニ對シ諸種ノ有價證券ヲ時價ヨリモ低廉ニ賣渡シタルハ其ノ時價ト賣價トノ差額ニ相當スルダケ所得税通脱ノ目的ニ出デタルモノト認定スベキモノトス(昭七、五、五、行)。

一五三 所得金額の決定通知に対する審査請求

○所得税法第六十一條ノ規定ハ審査請求者ノ申立テタル範圍ニ制限セララルコトナク其ノ者ノ所得ノ全體ニ付キ更ニ審査シ其ノ所得金額ヲ決定スベキ法意ナリト解スルヲ相當トス(昭五、一〇、四、行)。

(評釋) 所得税法第六十條には納税義務者が所得金額の決定通

したに外ならぬもので、所得税通脱の爲にしたものであると認定し、此等寄附金總額を會社の損金と爲さず其の利益金として計算すると共に、一方には此等の寄附金は會社の代表社員であるKが會社から利益の割賦を受けて然る後個人として寄附したものと認定するのが相當であると爲し、Kの個人所得の中にそれ等の寄附金額を算入した。

之に對し會社及其の代表社員K個人の雙方から不服の訴を提起したが、行政裁判所は(1)同族會社の名を以てする寄附金は反對の證據なき限り實質上には其の社員たる個人の寄附金と推定せらるべきものであると爲し、此の點に於いて税務當局側の主張を肯定したが、唯(2)本件寄附金五口の中房州罹災小學校後援會寄附金三百圓に付いては、會社の外にK個人としても同じく三百圓の寄附を爲して居るから、これだけは所得税通脱の目的のあるものと認められない、隨つてこれは會社の損金として計算すべきものであると爲し、更に(3)右一口を除いた他の四口の寄附金總額をK一人の單獨の寄附金と認定し、其の金額をK一人の所得額に算入するのは不合理で、社員全員が其の持分の割合に應じて配當を受けたものとし、各社員に對し各出資の持分に按分し其の十分の六を各社員の第三種所得に加算するのが相當であると判定した。

○同趣旨判決(昭四、一〇、二六、行)。

これは同族會社であるT合名會社が社會事業や教育其の他に約五萬圓の寄附を爲したのを、何れも所得税通脱の目的に出でたも

知を受けて之に異議ある場合には政府に審査を請求し得るものとし、第六十一條には此の請求が有つた場合には所得審査委員會の決議に依り政府に於いて之を決定すべきものとして居る。此の決定が請求者の申立の範圍に拘束せらるるや又は原決定よりも請求者の不利益に決定し得るやに付いては別段の明文は無いが、從來の行政實例に於いても、行政裁判所の判例に於いても常に其の申立の範圍に拘束せられず請求者の不利益にも原決定を變更し得べきものと解して居り、而してそれは正當の見解であると思はれる。本件判決も亦其の一例である。

第二款 個人所得

一五三 營業に非ざる貸金の利子

○營業ニ非ザル貸金ノ利子ハ前年中ノ收入金額ニ依リ所得稅ヲ課スベキモノナルコトハ所得税法第十四條第一項第一號ノ定ムル所ニシテ其ノ金額ハ現實ニ收入シタルモノナルコトヲ要ス。

抵當權附債權ノ讓渡ヲ受ケタル者ト雖モ其ノ讓受ニ先チ債務者ガ支拂停止ヲ爲シ次デ破産宣告ヲ受ケ且其ノ抵當權ニ付キ破産管財人ヨリ抵當權登記抹消ノ訴ヲ提起セラレ敗訴トナリタル場合ニ於テハ其ノ債權及其ノ利息ヲ單ナル破産債權トシテ主張スルノ外ナク、此ノ如キ場合ニ於テハ所得

税法ノ適用上其ノ債權ニ對スル貸金利子ノ收入アリタルモノト爲スベキニ非ズ(昭五、五、一七、行)。

貸金利子は前年中に現實に收入した金額に依るのであるや又は收入すべく確定せる金額に依るのであるやが本訴の争點で、行政裁判所が前の意義に解したのは正當である。

三三三 山林の所得

○所得税法第十四條第一項第三號ニ所謂山林所得トハ山林ノ經營ニ因リ生ズル所得ヲ指稱スルモノナルガ故ニ單ニ轉賣ノ目的ヲ以テ立木ノミヲ買受ケ何等ノ經營ヲ爲スコトナク其ノ儘之ヲ他ニ賣却シテ取得シタル利益ノ如キハ之ヲ山林所得ト謂フヲ得ズ(大一二、六、二三、行)。

判旨疑はしい。苟も山林を賣却したものである以上、賣渡人の意圖如何を問はず、山林所得と見るのが當然と思はれる。

○所得税法第十四條第一項第三號ノ規定ハ山林所得ノ算出ニ付テハ前年中ニ現實ニ收納シタル金額ヲ以テ基礎ト爲スノ趣旨ナリト解スベキモノナリ。

山林賣却代金ノ取立ニ要シタル訴訟費用ハ其ノ性質上山林收入ヲ生ゼシムル爲メニ必要ナルモノニ非ザルガ故ニ所得税法第十四條第一項第三號ニ所謂「必要ノ經費」ニ該當セズ。

前項ノ經費ニ算入スベキ利息ハ借入資金ニ對シ現實ニ利息トシテ負擔シタル分ニ限ル。山林收入ガ數年ニ分屬シ之ニ關スル經費ガ收入總額ニ共通ナルトキハ該經費總額ヲ各年ノ收入ニ按分シテ各年ノ收入ニ對スル經費ヲ算定スベキモノトス(大一一、五、六、一一、行)。

○山林立木ノ賣買代金ヲ數年ニ分割シテ收入スル場合ニハ之ニ關スル經費總額ヲ代金總額ト前年中現實ニ收入シタル代金額トニ按分シ該金額ヲ前年中現實ニ收入シタル代金額ヨリ控除シタル額ヲ以テ山林所得ト算定スルヲ相當トス(大一一、五、一一、二六、行)。

○抵當權ノ目的タル山林ヲ競賣シタル場合ニ於テ其ノ競落代金ハ所得税法上右山林所有者ノ所得ト認ムベキモノトス。

從來所有シタル山林立木ノ賣却代金ハ所得税法第十四條第一項第三號ニ所謂山林ノ所得ニ該當ス(大一一、五、二二、行)。

某銀行の取締役である何某は、其の銀行の經營困難に陥つた爲、其の整理資金を調達する爲、自分の所有山林を抵當に供して二十萬圓を借入れ、之を其の銀行に提供し、而して抵當に供した山林は債權者の承諾を得て之を十六萬圓に賣却して債務の辨済に充てた。稅務署では此の山林賣却に依つて得た代金を山林所得として、其の者の所得金額に加算して決定した。

稱スルモノト解セザルベカラズ。

法律取調委員會ノ手當ニ付テハ明治四十四年四月勅令第三百三十三號法律取調委員會規則第九條及第十條ノ規定アルガ故ニ常務ノ有無及事務ノ繁閑ニ拘ラズ法規上委員幹事又ハ書記ノ資格ニ伴隨シ法定ノ制限額以内ニ於テ手當ノ支給アルベキモノト認ムルヲ相當トス。

手當ニ付テハ所得税法第四條ノ三第一號ニ依リ收入豫算年額ニ基キ所得ヲ算出スベキモノニシテ其受給實額ヲ確定的ニ豫知シ得ルコトヲ必要トセズ(大四、二、一五、行)。

此の二の判決は一は鐵道院の慰勞賞與金、一は法律取調委員會の手當に關するもので、何れも毎年常例として支給せられるもので、税法に所謂一時の取得ではなく、隨つて所得稅課稅の目的物たるものとして判示せられたのである。共に舊法に依る判例であるが現行法にも適用せられ得べきものである。

○所得調査委員ノ手當ハ調査委員ノ勤勞ニ對スル報酬ニシテ所得税法第十四條第一項第一號ノ給與金ニ該當スルモノトス(大一一、一一、一六、行)。

○株式會社ノ使用人ガ其ノ職務並勤續年數ヲ標準トシテ算定シタル特別慰勞金ヲ給與セラレタルトキハ其ノ給與ハ株式會社ノ使用人トシテ爲シタル勤務ニ對シ所得税法第十四條第一項第五號ノ給與以外ニ受ケタルモノニシテ同條第一

何某は之を違法なりとし、抵當に供した山林は債權者の承諾を得て、任意に之を賣却したのであるが、それは之を競賣に付するのは價格の低落を來す處があつたからで、實質に於いては債權者が自ら之を競賣に付したのと同様であつて、自分は毫も之に依つて所得を得たものではないと主張したけれども、行政裁判所は假令競賣法上の競賣に依つた場合であつても、其の競落代金は所有者の所得と爲すべきものであるから、本件に於いて之を原告の山林所得として計算したのは違法ではないと判定した。

○所得税法第十四條第一項第三號ノ規定ハ山林所得ノ算出ニ付テハ前年中ニ現實ニ收納シタル金額ヲ以テ基礎トナスノ趣旨ナリト解スベキモノトス(昭三、五、二、行)。

三三三 賞與又は賞與の性質を有する給與

○鐵道院ヨリ受ケル慰勞賞與金ハ其性質臨時偶發的ノモノニアラズシテ其金額ヲ豫定シ得ルモノナレバ其ノ所得者ガ之ニ對スル請求權ヲ有スルト否ト又所得者ガ申告ノ際其金額ヲ確定的ニ豫算シ得ルト否ト又問ハズ之ヲ所得税法ニ所得手當金トシテ第三種所得ニ計算スベキモノトス(大一二、二、二七、行)。

○所得税法第五條第四號ニ所謂營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得トハ營利ノ事業ニ屬セズシテ臨時ニ生ズル所得ヲ指

項第三號ノ賞與ノ性質ヲ有スル給與ニ該當ス。

前項ノ給與ハ給與者ガ之ヲ爲スニ至リタル事由ガ特定事故ノ記念ノ爲ナル場合ニ於テモ所得税法第十八條第五號ノ營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ニ非ズ(昭六、一〇、二〇、行)。

明治生命保險株式會社が保險契約七億圓達成並社屋取壊の記念として、其の使用人に特別慰勞金を給與した。是が其の使用人に取つて營利の事業に屬せざる一時の給與であるや否やが本訴の争點で、判決は之に該當しないものと判定したのである。

之と同趣意の判例は尙夥くない。例へば昭和七年四月二十八日判決、昭和七年五月七日判決等。

一五三六 法人より受くる利益配當金

所得税法第十四條第一項第四號は「法人ヨリ受ケタル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ十分ノ四ヲ控除シタル金額」に依り所得を算出すべきものとして居る。

(一)

○所得税法上合名會社ノ社員ガ會社ヨリ中間配當トシテ受ケタル收入ヲ第三種所得金額ニ加算スルニ付テハ前項收入ノ時ガ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末ニ至ル期間ニ屬スル收入ナリヤ否ヤヲ觀テ其ノ加算年度ヲ決スベキモノニシテ

社の配當は大正九年二月より大正十一年一月に至る事業年度に屬するものであるが、事業年度の中間に於いて實行せられたので、社員に配當せられたのは大正九年二月中であつた。従來の判例に従へば該事業年度の終了する時期は新法施行後であるから、當然所得税を課せらるべきものであつたが、裁判所は恐らくは税法第八十條の規定は會社に對する課税に付いての規定で、個人に對する規定でなく、個人の所得としては個人が其の收入を得た時期を以て新法に依るべきや否やを定むべきものと解したのであらう、従來の判例を變更して税法第十四條第五號に依り其の收入の時ガ前年四月一日より其の年三月末に至る期間の收入に屬するや否やに依つて其の加算すべき年度を定むべきものと判定した。

○法人ヨリ受ケタル利益ノ配當ヲ之ヲ受ケタル者ノ第三種所得トシテ所屬年度ヲ決定スルニハ其ノ配當ヲ受ケタル時期ヲ標準トスベキモノニシテ右配當ガ法人ノ配當トシテ屬スベキ事業年度ノ終リヲ標準トスベキモノニ非ズ(大一一五、七、二〇、行)

(二)

○合名會社ノ利益配當ハ社員ノ承認ニ依リ確定シタル時ニ於テ初メテ其ノ法律上ノ效力ヲ生ズベキモノニシテ之ヨリ以前ニ現ニ配當ヲ實行スルハ假拂ニ過ギザルモノト認ムルノ外ナク、而シテ其ノ配當ガ法律上社員ノ所得トナルハ其

該配當ガ法人ノ配當所得トシテ屬スベキ事業年度ノ終リヲ標準トシテ決スベキモノニ非ズ。從テ之ト反スル當裁判所從來ノ判例ハ之ヲ變更スベキモノトス(大一一三、五、二六、行)。

法人が株主又は社員に對して爲す利益配當金は舊法に於いては唯法人所得として法人が課税を受けて居たに止まり、其の配當を受けた個人は課税せられなかつたのであつたが、大正九年の改正以來法人所得としての課税の外に、個人にも課税せらるることになつた。そこで新法施行の當時には其の利益配當が新法施行後に屬するや否やに付き屢々争を生じた。判例は最初は其の利益配當の屬する會社の事業年度を標準とし、若し其の事業年度の終末が新法施行後に屬する場合には個人に對しても課税し得べきものと解して居た。其の判例は多いが、一例を謂ふと大正十一年十二月六日の判決には

大正九年七月ニ於テ配當セラレタル改正所得税法施行後ニ終了スル法人ノ事業年度分配當金ヲ其ノ配當ヲ受ケタル者ノ大正十一年分第三種所得金額ニ加算シタルハ適法ナリ。

と曰つて居り、又大正十一年十二月十六日の判決には
株主ノ受ケタル配當金ガ所得税法施行前終了シタル法人ノ事業年度分ニ屬スルモノナルトキハ所得税法ノ適用ナキモノトス。と曰つて居る。

本件判決は此の從來の判例を變更したもので、問題となつた會

ノ現ニ實行セラレタル時ニ非ズシテ其ノ法律上ノ效力ヲ生ジタル時ナリトス。然ルニ本件ノ利益配當ニ付テハ其ノ現ニ實行セラレタル時ニ於テ社員ノ承認ヲ經タリト認ムベキ證據ナキガ故ニ當該事業年度ノ末日ニ至リ其ノ年度ノ諸計算ト併セテ社員ノ承認ヲ經タルモノト認メザルヲ得ズ(昭四、一二、二七、行)。

(三)

○株式ニ對スル配當金ハ該株式ノ名義上ノ株主タルニ止マリ眞實ノ株主ニ非ズ從テ其ノ配當金ヲ取得セザル者ノ所得ニ加算スベキモノニ非ズ(昭七、一、三〇、行)。

A會社の創立に際し、B會社は其の從來經營せる事業の一部を出資として提供し、其の對價としてA會社より若干株の割當を受けたが、それは名義上A會社の常務取締役として就任したXの持株とせられた。併し實際はそれはB會社の持株であつて同會社の財産目録に掲げられて居り、Xは實際に其の配當金を取得するものではなかつた。

行政裁判所は以上の事實を認定して、Xに對し右の配當金に對し所得税を賦課せられたのを違法として破毀した。

(評釋) 租税法の適用に付き、法律上の名義に拘泥せず經濟上の實際に重きを置くことは、租税法上の重要な原則の一であるが、本件判旨は其の原則の適用として正當と認むべきもの

一五三七 俸給又は類似の性質を有する給與 一五三八 其の他の個人所得

一五三七 俸給又は類似の性質を有する給與

所得税法第十四條第一項第五號は「俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ収入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非サルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額」に依り所得を算出すべきものとして居る。

○前年八月十二日ヲ以テ郡長ヲ免ゼラレ同日附テ以テ市長ニ就職シタル者ハ所得税法第十四條第一項第五號ニ所謂前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非ザルモノニ該當スルモノニシテ其ノ年ニ受クベキ市長俸給ノ豫算年額ヲ以テ俸給所得ト爲スベキモノトス(昭二、五、一六、行)。官吏から公吏に轉じたやうな場合は無論引續キ支給を受くる者ではない。

○前々年甲縣知事在職中休職トナリ本年一月乙縣知事ニ任ゼラレタル者ノ本年分ノ其ノ俸給所得ハ所得税法第十四條第一項第五號但書ニ該當スルモノトス(昭三、一、二、二一、行)。休職中と雖も俸給三分の一を受くるのであるが、それが改めて本官に任せられ本官としての俸給を受くることになれば、それは所得税法に所謂「引續キ支給ヲ受ケタル者」には該當しないといふのであつて、判旨正當と見るべきであらう。法律に「前年一月一

付いては収入が全く不定で、到底豫期し得べきものではなく、収入が有るにしてもそれは一時の偶發の所得であると主張したが、裁判所の採用を得なかつたのである。

(一) 國庫證券の割引料

○割引ノ方法ニ依リ發行シタル國庫證券ヲ賣買スルハ單ニ一定ノ價格ヲ以テ券面額ノ債權ヲ其證券ト共ニ移轉スルモノニシテ買主ハ券面額ヲ賣主ニ支拂ヒ賣主ハ更ニ利子ノ前拂トシテ買主ニ未經過日數ニ對スル割引料ヲ拂渡スルモノニアラズト認ムルヲ相當トス(大九、四、一九、行)。

本件は、割引の方法で發行せられた國庫證券の割引料は國債の利子の性質を有するもので、國債利子所得税免除法に依り、所得税を課せらるべきものでないといふ主張を以て出訴した事件で、裁判所は右割引料を以て利子の前拂とは性質を異にするもので、證券を買受けた際支拂つた金額と、之を賣渡して受取つた金額との差額は證券の取引に依る單純な損益であり、其の利益は當然所得税を課せらるべきものであると判定したのである。

(三) 所得税法施行地以外の土地所得

○原告ノ住所ガ所得税法施行地域内ニ在ル場合ニ於テ稅務官廳ガ其地域内ニ於ケル所得ニ同法施行地域外タル朝鮮ニ於ケル所得ヲ加算シテ原告ノ第三種所得ヲ決定シタルハ相當ナリ(大一二、一、三〇、行)。

日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタル」と曰つて居るのは前年一月以來現在(所得金額決定の時期)まで同じ地位に在つて繼續して支給を受けて居る場合のみを意味するものと解すべきである。

○退官者ガ官吏恩給法上恩給ヲ受クベキ條件ヲ具備シ所得金額決定前恩給請求書ヲ差出シタル場合ニ其ノ者ノ所得金額中ニ其ノ年分ニ相當スル恩給金額ヲ加算シ決定シタルハ適法ナリ(大一一、四、二〇、行)。

一五三六 其の他の個人所得

所得税法第十四條第一項第六號には「前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ有シタルニ非サル資産、營業又ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額」とある。

(一) 投機事業の所得

○投機事業ニ屬スル收入年額ト雖モ諸般既知ノ事實ニ依リ之ヲ豫算シ得ザルモノニ非ズ。數年間反覆繼續シテ行ヒタル定期米賣買ニ因ル所得ハ營利ノ事業ニ屬スル所得ニシテ所得税法第五條第四號(現行法第十八條第五號)ニ所謂營利事業ニ屬セザル一時ノ所得ニ該當セズ(大八、一一、二六、行)。

所得税法に依れば、所得税法施行地域内に住所を有する者は、同法施行區域外から生ずる所得に付いても所得税を納むる義務あるものとせられて居る。即ち法律は國稅としての所得税は之を人稅と爲し、苟も内地に住所を有する者である以上、其の所得が何處から生ずるかを問はず其の總所得に對し課稅し得べきものとして居る。本判決は此の規定に依り朝鮮に土地を所有する者の土地所得を所得金額中に加算したことを正當なりと判定したものである。

(四) 市名譽職の費用辨償金

○市制第四百條ニ基ク東京市ノ名譽職員費用辨償ニ關スル規程ニ依リ市會議員ノ受ケル費用辨償額ハ所得税法第四條ノ三第五號ニ所謂其ノ他ノ所得ニ當ルモノトス(大五、五、六、行)。

本件は市會議員の費用辨償として年額二百圓の支給を受けて居るのが、所得税の課稅の目的となるや否やに付いての争で、裁判所は右の費用辨償額は市會議員の職務執行に要する車馬賃其の他の實費に充つる爲の給與であつて、勤務に對する報酬の性質を有するものではなく、隨つて税法に所謂手當又は歳費に該當するものではないと爲し、それは税法第四條ノ三第五號に「其ノ他ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額」を以て課稅標準とする旨を定めて居る所謂其ノ他ノ所得に該當するもので、而して費用辨償額は必要の經費を控除すれば全く殘額

一五三九 個人所得の算定に付き總收入中より控除すべき経費
一五四〇 所得金額三千圓以下なる場合に於いて法定の控除を受くべき要件

六〇〇

を生じないものであるから、所得税課税の目的物とはならないものと判定した。

(五) 破産管財人の報酬

○破産管財人ノ職務ニ對スル報酬ハ所得税法第十八條第五號ニ所謂營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ニ非ズ。
所得金額決定當時ニ於テ爾後破産管財人トシテ報酬ヲ受クルコトヲ豫想シ得ベキ事情ノ見ルベキモノナキニ決定當時迄ノ該報酬額ノ月割平均額ニ依リ爾後ノ當該年分ノ報酬ヲモ見積リ算定シタルハ不當ナリ(昭二、二、二九、行)。

(六) 銀行の顧問手當

○銀行等ノ顧問ニ對スル手當ヲ所得金額決定當時ノ現況ニ依リ辯護士ノ一般收入ト區別シ其ノ年額ヲ見積リ計算シタルハ不當ニ非ズ(昭二、二、二九、行)。

(七) 執達吏の書記料

○執達吏手數料規則ニ依ル書記料ハ所得税法第十四條第一項第六號ニ所謂「收入」ニ屬スルモノトス(昭四、二、二五、行)。
執達吏の書記料が實費弁償であるや所得であるやの争に付き、原告は執達吏手數料規則に之を「立替金」の中に入れて居ることを根據として實費弁償であると主張したのに對し、行政裁判所は實費弁償ではなく、所得であると判定したのである。

一五三九 個人所得の算定に付き總收入中より控除すべき経費

○所得税附加税ハ收入ヲ得ルニ必要ナル経費ニ非ズ。
家屋滅却金及火災保険料ハ貸家ニ依ル收入ニ對シ所得税法ニ所謂必要経費ニ非ズ。
貸家所得ノ計算ニ於テ借地料及其ノ貸家ニ對スル家屋税及同附加税ハ之ヲ其ノ收入ヲ得ルニ必要ナル経費トシテ控除スベシ(大五、四、二〇、行)。

本件は貸家所得に付いて、其の收入を得るに必要な経費として其の所得の中から控除せらるべきものに關する争であつて(イ)所得税附加税は所得に對する租税で貸家所得の爲の経費ではないから、之を控除すべきものではないことは當然であり、(ロ)家屋滅却金火災保険料も家屋の所有から生ずる経費で、貸家収入の必要経費と見るべきものではないが、(ハ)借地料家屋税及同附加税は必要経費として控除せらるべきものである。判決は此の趣意を言明して居るもので、それは正當と見るべきである。

○縣稅所得割ハ必要経費トシテ控除スベキモノニ非ズ(大六、三、二二、行)。
前のと同意である。

○地主が無料ニテ採水用踏車ヲ貸與スルニ非ザレバ小作セ

であるから、買入れた商品を翌月に持越すことは全く無いと主張したけれども、裁判所は其の請求を理由なしと判定した。

一五四〇 所得金額三千圓以下なる場合に於いて

法定の控除を受くべき要件

非消費物たる資本的器具の買入代は所謂資産的出費であつて、経費には屬しないのである。
○貯水池新築費、水門新築費、新開不毛地ノ開墾整理費、貯藏用倉庫修繕費ハ土地ノ所得算出ニ當リ必要経費トシテ控除スベキ限ニ在ラズ(大六、二、二〇、行)。

此等も何れも資産に屬する出資であつて、経費ではない。

○多額多數ノ取引ヲ爲ス商人ノ所得金額決定ノ基礎タル支出金額算定上、殘餘商品全ク存在セザル事實ノ認めベキモノナキ場合ニ於テハ相當殘餘商品アリト認め、其ノ價格ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ支出金ト爲スヲ相當トス(大一一、九、二九、行)。

諸官廳に諸用紙類を納入することを營業とする商人の所得金額の決定に關し、其の收入金額より控除すべき支出金額を計算するに當り、稅務署では商品仕入高の中次の期に繰越すべき多少の殘餘商品は必ず存在するものと推定して其の最少限度を見積り、其の代價を商品仕入金額より差引き之を以て支出額と定めたのに對し、原告は自分の商品は官廳から注文を受けて始めて買入れるの

○所得税法上納稅義務ヲ生ズベキ金額ニ達セザル所得金額ノ申告及之ト同時ニ爲シタル同法第十六條ニ因ル所得金額控除ノ申請ト雖同法第二十五條ニ該當セズト謂フヲ得ズ(大一一、六、一四、行)。

所得税法第十六條には、所得金額が三千圓未満である場合には其の同居家族の如何に依り法定の金額を控除して課税すべき所得金額を定むべきものとし、而して第二十五條に依り、此の利益を受くる爲には四月中(現行法は三月十五日迄)に所得を申告し、且控除の申請を爲すを要するものと定められて居る。

本件の争點は、所得金八百圓未満(現行法は千二百圓)の申告を爲した者が此の利益を受け得べきや否やに在る。

稅務監督局長は八百圓未満の所得では税を課せられないものであるから、其の申告を爲しても、所得税法に謂ふ納稅義務者の申告と謂ふを得ないものと爲し、之に對し法定の控除を爲すべからざることを主張したが、裁判所は八百圓未満としての申告であつても、尙所得の申告たることを失はないものとなし、八百圓以上の所得金額として決定せられた場合には、法定の控除を爲すべき

ものと判定した。

○所得税法施行規則第十條第二項ノ規定ニ該當スル者以外ノ者ニシテ其ノ年三月十五日迄ニ控除申請書ヲ所得申告ト共ニ提出セザル者ハ税法第十六條第一項ノ控除ヲ受クルコトヲ得ズ(昭四、一、二三、行)。

一五四 追加決定に係る所得税の税率

○所得税法第二十六條第二項ニ依リ前年決定ニ脱漏アリタル分ノ第三種所得金額ヲ決定シタル場合ニ於テハ該決定額ト前年ノ決定額トヲ合算シタルモノニ付同法第二十三條所定ノ税率ヲ適用スベキモノトス(昭七、四、一二、行)。

原告は昭和四年度に所得金額一三、一七〇圓の決定を受けたが、翌年になつて前年の決定に脱漏が有つたとして更に六、三〇〇圓の追加決定を受けた。争點は其の追加決定額に適用すべき税率如何に在る。稅務署では追加決定額に前年の決定額を合せ、總額一九、四七〇圓として所得税法第二十三條に依り百分の十一の税率を以て課すべきものとし税額六六四〇七を課したが、原告は之を違法とし、追加決定は獨立の行政處分であるから、それだけの金額を獨立のものとして、同條に依り百分の六・五を課すべきものと主張したが、行政裁判所は稅務署の主張を正當と判定した。それは勿論正當で、追加決定は前年の決定の追加でありそれと

合して全部を爲すものであるから、全體を合算して税率を決定するのが當然である。

第二節 營業收益稅

一五四三 物品販賣業

○自己所有ノ山林ヨリ採掘シタル製陶用ノ土石ヲ一定ノ店舗又ハ其他ノ營業場ヲ設ケテ卸賣又ハ小賣ヲ爲ス場合モ營業稅法第二條ノ物品販賣業ト認ムベキモノトス。
營業稅法第十一條第二號ノ鑛物ノ中ニハ製陶用ノ土石ヲ包含セズ(大六、三、六、行)。

判旨第一點は言ふ迄も無いことである。第二點は法律(現行法は營業收益稅法第七條第三號)に「自己ノ採掘又ハ採取シタル鑛物ノ販賣」には營業稅を課せずとある所謂鑛物が、鑛業法に謂ふ鑛物と同意義に解すべきや否やの問題に關するものであるが、此の法律の趣意は鑛業法に依る鑛産稅と營業稅との重複課稅を避くる趣意に出て居ることは疑の無い所であるから、鑛業法の鑛物の中に含まれない製陶用の土石は無論同條の鑛物には含まれないものと判定せられたのである。

業ト物品販賣業トノ兼業ニ非ズシテ物品販賣業ナリトス(大五、七、二七、行)。

鼻緒卸賣業者が是れ迄は店先で「レザ」裁斷をして居たのを新工場を設けて其處で「レザ」裁斷の作業をすることにした。之に依つて是れ迄物品販賣業であつたのが、製造業に變じたので、而して製造業者は開業後三年間は營業稅を課せられないといふのが原告の主張である。

裁判所は、之を以て營業稅法に所謂「一定ノ製造場ヲ設ケテ鼻緒製造の一部を助成する者であることは認めなければ、レザ」裁斷は唯鼻緒製造の一工程に過ぎないのであるから、之を鼻緒製造業と爲すを得ないものとなし、原告の主たる營業は依然鼻緒の卸賣に在つて、「レザ」裁斷は唯附隨のものに過ぎぬから、之を物品販賣業者としたのは正當であると判定した。

○課稅標準ノ決定ハ毎年之ヲ爲スモノニシテ前年ノ業名ノ認定ニ依リ確定的ニ將來ヲ拘束スベキモノニ非ズ。
製造業者ガ別ニ店舗ヲ設ケテ卸賣及小賣ヲ爲ストキハ小賣ニ付テハ營業稅法第二條ニ依リ物品販賣業ヲモ爲ス者トス(大五、一一、二一、行)。

從來製造業とせられ開業以來三年間免稅せられて居た者が、四年目から別に營業狀態に變化の無いにも拘らず、物品販賣業として課稅標準を決定せられたので、出訴した。裁判所は原告が本宅

と離れて別に精米工場を設け電力で運轉する精米器機を据付けて居ることから見て、製造業者であると認定し、而も其の従業者は二人のみであるから課稅せられないものであり、又卸賣は製造業に附隨するものとして獨立に課稅の物件とはならないことを認めながら、唯小賣に付いては物品販賣業として課稅せらるべきものであると判定した。

○物品ヲ製造シテ販賣スルヲ業トスル者ヲ以テ必ずシモ製造業又ハ販賣業ノ何レカ一ヲ營ム者ト爲スベキニ非ズ。製造業ト販賣業トヲ併セ營ム者ト認ムベキ場合アリ(大六、一〇、四、行)。

是も前の判決と同じ事件で、翌年度に於いて同じく販賣業者として課稅標準を決定せられたのに對し再び出訴したのである。

○飲食物ヲ販賣スル物品販賣業者ガ其ノ營業場タル建物ノ二階ニ設ケタル客室ニ於テ飲食物ヲ販賣スルモ其ノ販賣ガ物品販賣業ニ屬スル販賣ニ附隨シテ行ハルモノト認ムベキ程度ノ場合ハ料理店業ヲモ營ムモノト爲スベキモノニ非ズ(大五、四、一三、行)。

○精白米ノ販賣及玄米ノ賃搗ニ付テノ取引ニ關スル店舗内ニ精米機ヲ据付ケテ玄米ノ精白ヲ爲スモ營業稅法第四條ニ所謂一定ノ製造場ヲ設ケタルモノト爲スヲ得ズ、故ニ其ノ業ヲ爲ス者ハ製造業者ニ非ズシテ物品販賣業者ナリ(大六、

一〇、二五、行)。

○横濱市「ジュエツト、エンド、ベント」商會ハ日本ニ於テ買付ケタル商品ノ殆下全部ヲ紐育市「ハツデン」商店ニ輸送シ「コンミツション」トシテ原價ノ二分五厘ニ相當スル報償ヲ受クルモノナルヲ以テ其ノ業務ハ代理業ト認定スルハ格別之ヲ物品販賣業ト認定スルハ不當ナリ(昭二、六、二八、行)。

○一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使役シテ物品ヲ製造スル者ガ其ノ製造シタル物品ヲ販賣スル場合ニ於テ販賣ニ關スル營業場ガ製造場區域内ニ在ルトキハ其ノ販賣ハ營業税法第四條第一項ノ製造業ノ範圍ニ包含セラルルモノトス(大三、四、二三、行)。

○物品ヲ製造シテ之ヲ販賣スル者ハ製造場以外ニ別ニ販賣ノ爲ニスル營業場ヲ設ケテ販賣スル者ヲ除クノ外單ニ製造業ヲ營ム者ニシテ物品販賣業ヲ兼營スル者ニ非ズ(大五、一、一〇、行)。

精糶機を備へ付け水車を使用して嚮籠を製造して之を販賣して居る者、電力を用ひ又は水車を使用して玄米の精白を爲し之を販賣して居る者が何れも物品販賣業として營業税を課せられたのに對し、之を違法とする訴で、稅務監督局側の主張としては、製造業たるには、物品の製造其れ自體を主要の目的とし、少くとも製品の大部分を一定の卸賣先又は他の販賣店舖に移出するものである

セザルヲ以テ苟モ住宅ノ一部ニ於テ金銭貸付ノ事務ヲ取扱フ以上ハ營業場ヲ有スト認ムルヲ相當トス。

前年分第三種所得ノ決定ニ當リテハ營業ニ非ザル貸金トシテ其ノ貸金所得ヲ計算スルモ、金銭ノ貸付業者ナル事實アルトキハ其ノ翌年金銭貸付業者トシテ營業税ヲ課スルモ違法ニ非ズ(大五、六、二七、行)。

○物品販賣業ヲ營ム會社ガ自己ノ爲ニ商品ノ仕入ヲ爲スコトヲ條件トセスシテ社員以外ノ不特定ノ商人ニ對シ一定ノ利率ヲ附シ反覆シテ金銭貸付行爲ヲ爲ストキハ營業税法ニ所謂金銭貸付業ヲ營ム者ナリト云フヲ妨グズ。

會社ノ爲ス金銭貸付行爲ガ其目的タル物品販賣業ニ必要ナル商品ヲ蒐集スルノ手段トシテ爲サルトキハ貸付行爲ヲ爲スコトニ付定款ニ定ナキトキト雖モ之ヲ以テ法規ノ許容セザル行爲ナリト爲スヲ得ズ(大一二、六、一五、行)。

○信託事業及之ニ附隨スル業務ノ經營ヲ目的トスル會社ガ金銭貸付業ヲ營ムノ事實アルトキハ金銭貸付業者トシテ營業税ヲ課スルモ不法ニ非ズ。

金銭貸付業ハ富山縣令ニ依リ縣知事ノ免許ヲ受クルヲ要ストスルモ其ノ免許ヲ受ケザル者ニ對シ金銭貸付業者トシテ營業税ヲ課スルコトヲ妨グズ。

ることを要するものであるが、原告の製品の大部分は營業場で一般顧客に對して直に販賣するものであるから、製造業ではなく物品販賣業であるといふに在つたが、裁判所は原告の主張を採用し原告の製麵場又は精米場は、税法に所謂「一定ノ製造場」と認むべきものであり、而して製造場以外に別に營業場を設けて居らぬものであるから、物品販賣業として課税すべきものではないと判定した。

一四三 金銭貸付業

○會社ニ於テ一定數ノ會員ヲ募集シテ其ノ定數毎ニ一組ト爲シ會社ノ計算ニ於テ會員ヲシテ積立金ヲ爲サシムルト共ニ會員ニ金銭ヲ貸付シテ利益ヲ得ルコトヲ目的トスルトキハ其ノ營業ハ周旋業ニ非ズシテ金銭貸付業ナリ(大五、七、二七、行)。

○會員ヲ募集シ一定數ノ會員ヲ以テ一組トナシ、會員ヲシテ積立金ヲ爲サシムルト共ニ其會員ニ金銭ヲ貸付スルヲ目的トシ、抽籤又ハ入札ノ方法ニヨリ自己ノ計算ヲ以テ其會員ニ金銭ヲ貸付スル會社ハ、縱令其貸付ノ相手方會員ニ限ラルル場合ニ於テモ金銭貸付業ヲ營ムモノトス(大四、二、二二、行)。

○金銭貸付業ニ在リテハ其ノ業態ノ性質上特別ノ設備ヲ要

信託業法ニ依リ免許ヲ出願シタルコトノミヲ以テ金銭貸付業者タルコトヲ失フコトナシ(大二三、二、一六、行)。

本件は信託業法の發布前大正九年に信託事業を營む目的を以て設立せられた會社に關する事件で、從來は金銭貸付業者として課税せられて居たが、信託業法が發布せられたので、それに依りて免許を願出でた。若し信託業の免許を得れば信託業として課税せらるべきは當然であるが、其の免許前大正十二年度分の營業税に付いて、従前通り金銭貸付業として決定せられたので、之に不服で出訴したのである。

裁判所は唯免許を出願しただけで未だ免許を受けない間に既に信託業者であるといふことを得ないのは當然であり、從來の營業狀態に變化は無いのであるから、從來通り金銭貸付業と決定したのは正當である。金銭貸付業として警察許可を受けて居らぬとしても、それは課税とは關係の無い別個の問題であると判定した。

○運送業ヲ目的トスル者ニシテ證書又ハ手形ニ依ル貸付方法ヲ以テ利子ヲ徴シ反覆シテ金銭ヲ貸付シ而モ其ノ貸付ヲ受クル者ガ自己ト特別ノ緣故アル者ニ限レルコトヲ認ムベキ證憑ナキモノハ同時ニ金銭貸付業ヲ營ム者ニ外ナラズ(昭五、六、二四、行)。

○小作人其ノ他ノ關係アル少數ノ者ニ對シ僅ニ五日ノ貸金ヲ有スルニ止マルノミナラズ其ノ年度中新ニ貸付ケタルモ

ノハ二口ニ過ギズ且其ノ利息モ比較的低廉ナルモノハ繼續的ニ金錢貸付業ヲ營ムモノト認メ難ク營業税法第三條ニ所謂營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ト云フコトヲ得ザルモノトス(大九五、七、八、行)。

○貸金業者ガ通常手數料其ノ他ノ名義ヲ以テ利息以外ニ一定ノ金額ヲ債務者ヨリ徴スルコトハ當裁判所ニ顯著ナル事實ナリ(大一二、三、二一、行)。

一五四 物品貸付業

○營業税法第三條ノ物品貸付業者ノ中ニハ船舶ヲ貸付スル者ヲモ包含ス。

船舶ノ貸付ノ如キ業態ノ性質上特別ナル營業場ノ設備ヲ要セザルモノニ付キテハ一定ノ場所ニ於テ貸貸契約及ビ賃料ノ收入計理ヲ爲ストキハ法律上營業場ナシト云フヲ得ズ(大九、七、二〇、行)。

本件は從來海運業を営むで居た會社が其の唯一の所有汽船を他の會社に賃貸したのを物品貸付業と認定せられたのである。

(評釋) 判旨不當と思ふ。是は營業場を設けて營業を爲す者とは言ひ難い。若し此の如き者をも物品貸付業と稱するならば、貸家を一戸有つて居る者をも物品貸付業を営む者と言はねばならぬであらう。

の間に行はれ、市場は唯市場設備の使用に對する報償として手数料を取るだけであると主張したけれども、裁判所は市場は直接には取引を周旋しないにしても、設備を使用せしめ、又不履行の場合には責に任すべき者で、等しく取引を助成する者であり、其の徴收する手數料も設備の使用料としてよりも寧ろ取引助成の報償として見るべきであるから、營業税法に謂ふ周旋業に該當する者であると判定した。

○市場開設者が市場ニ於ケル牛馬等ノ賣買交換ノ成立ニ直接關與セザルモ市場内ニ於ケル家畜ノ取引ニ關シ責任ヲ負擔シ且金錢ノ取引ヲ爲スモノナル以上市場開設者ハ營業税法ノ所謂周旋業ニ非ズト云フヲ得ズ(大五、一一、三〇、行)。

本件も前の判決と全く同様の事件に關するもので、判旨も同様である。

○營業税法ノ周旋業ハ營業トシテ當事者ノ委託ヲ受ケ賣買交換雇傭等ノ成立ヲ直接ニ助成スル行爲ヲ爲ス者ヲ指稱スルモノトス。

家畜市場法ニ所謂定期市場ニシテ代金ノ交換ニ何等關係セズ且同法施行規則第八條所定ノ擔保責任ヲ負ハザルモノハ營業税法ニ所謂周旋業ヲ營ムモノト云フヲ得ズ(大一一、四、六、六、行)。

是は前の例とは異なり、常設市場ではなく定期市場で、不履行

一五四 請負業

○報酬ヲ受ケテ舢舨ヲ提供シ石炭ヲ之ニ積入レ及ビ本船ノ側ニ於テ該舢舨ヨリ其ノ石炭ヲ本船ニ積込ミ搔均ヲ爲ス仕事ノ完成ヲ引受クルヲ營業トスル者ハ營業税法ノ請負業者トス(大五、四、二六、行)。

運送業を営むで居る者が、汽船會社と特約して石炭の積卸作業に付いての舢舨及人夫を提供することを業として居たので、稅務署から運送業と請負業とを兼營する者として課稅標準の決定を受けた。原告は之を違法として、それは運送業の中に含まるるものであると主張したが、裁判所は運送業以外に別に請負業を爲す者と判定した。

一五四 周旋業

○家畜市場法施行規則第八條第二項ニ依レバ市場開設者ハ市場ノ取引當事者不履行ノトキ其ノ責ニ任ズベキモノナルガ故ニ市場開設者ハ取引助成ノ行爲ヲ爲ス者ニシテ營業税法ノ所謂周旋業者ニ屬スルモノトス(大五、一一、三〇、行)。

本件は私設の家畜市場が周旋業であるや否やの争に關するものである。原告は家畜の取引周旋は専ら仲立人のする仕事で、市場自身は少しも之に與らず、家畜及代金の授受も直接に取引當事者の場合にも擔保責任を負はないものである。裁判所は之を周旋業者に非ずと判定したのである。被告の側からは「原告ハ市場ヲ開設シテ家畜ノ賣買交換ノ便ニ供スルノミナラズ之ヲ助成スル爲諸般ノ設備ヲ爲シ市場ニ於テ成立シタル賣買交換ニ付登錄ヲ爲シテ取引ヲ確保スルハ賣買交換ノ成立ヲ助成スルモノニシテ入場料ノ外ニ徴收スル登錄料ハ周旋行爲ニ對スル報償金ニ外ナラズ」と主張したけれども、裁判所は周旋とは取引の直接の助成に限るもので、登録のやうな間接の助成は含まないものと判示した。

一五四 代理業

○自己ノ損益計算ヲ以テ他人ノ組織セル藝妓券番ノ事務ヲ代リテ取扱フコトヲ業トスル者ハ其ノ個人タルト組合タルトヲ問ハズ營業税法ノ代理業ヲ營ム者ト認ムルヲ相當トス(大八、五、二二、行)。

本件は、藝妓の自ら組織して居る券番との間に、料理店其の他の藝妓招聘者から藝妓稼金を取立て、其の中から一定の歩合金を引去り、之を以て券番の費用に充て残額は自分の所得とし不足なれば自分の損失とし、若し料理店其の他で稼金を支拂はなければ自分が之を立替へて支拂ふといふやうな契約を以て其の券番の事務を取扱つて居る者が、周旋業として稅務署から營業稅課稅標準の決定を受けた事件で、原告から周旋業ではないといふ主張を以て出訴したが、裁判所は之を以て自分の損益計算で券番の事務を

代つて取扱つて居る者で、税法に所謂代理業を営む者であると認定し税務署が之を周旋業と認定したのは失當であるが、周旋業と代理業とは課税標準が全く同一であるから、此の失當の爲に原告は毫も權利を毀損せられたものではないと判定した。

○甲組合ガ業務ヲ執行スル組合員ヲシテ其ノ組合ノ計算ニ於テ乙組合ノ取締人タル資格ヲ以テ乙組合ノ事務ヲ代リ取扱ハシムルコトヲ營業トスルモノナルトキハ其ノ營業ハ營業税法ニ所謂代理業ナリトス(大八、五、二二、行)。

是も前の判決と略同様の事件に關するもので、一方には藝妓の券番が有り一方には別に券番組合が有りて、後者が自分の損益計算で券番の事務を代り行つて居るのが、裁判所に依り代理業として認定せられたのである。

○町設トシテ許可セラレタル町立食品市場ノ事業ヲ擔當人ニ囑託シ擔當人ハ事業資金ヲ醸出シ營業費ヲ負擔スルモ、市場規定ニ依ル市場引落手敷料ノ全額ヲ町ノ歳出トシ囑託規則ニ依ル擔當人ニ對スル給與額及ビ魚商人ニ對スル交付額ヲ町ノ歳出トシテ町ノ歳入出豫算及ビ決算ニ掲スル以上ハ、擔當人が現實町ニ納付スルハ右擔當人及ビ魚商人ニ對スル支拂殘額ナル場合ニ於テモ其食品市場ノ營業主ハ町ナリトス。

前項食品市場ノ擔當人が食品市場經營ニ要スル資金ヲ醸出

組合の販賣擔當人に關する事件で、同組合は組合員より漁獲物の委託を受けて其の漁獲物及水産製造物を販賣する者であるが、販賣擔當人といふものを置き之をして其の販賣を擔任せしめて居つて、販賣擔當人は自ら販賣場を設備し、其の經費を負担し、販賣した代金は買受人から收受したと否とに拘らず日々計算して組合に納付し、販賣手数料として賣上代金の八分を受取つて居た。是が獨立なる營業者であるや否やが争點となつた。原告は單に組合の商業使用人で自己の名に於いてする者ではないことを主張したけれども、裁判所は自己の責任を以て他人の爲に販賣するのであるから自ら問屋業を営む者であると判定した。

一五九 法人の演劇興業

營業收益税法第七條 左ニ掲ケル營業ノ純益ニハ營業收益税ヲ課セズ
六 法人ノ漁業又ハ演劇興業

○營業收益税法第七條ニ所謂演劇興業ハ演劇興行其ノモノノミヲ指稱スルモノニシテ劇場内ニ於ケル賣店並ニ劇場ノ周圍ニ於ケル家屋ノ賃貸ノ如キハ觀客ノ便益ヲ顧慮シテ之ヲ爲ス場合ニ於テモ演劇興行ニ包含セシメザルノ法意ナリト解スルヲ相當トス(昭七、一、三、行)。

一五九〇 營業收益税の課税標準としての純益の算定

シ營業費ヲ負擔シ食品市場ノ業務執行ノ責ニ任ズルトキハ擔當人ハ營業税法ノ代理業者ナリトシテ課税スベキモノトス
單ニ課税スベキ業名ノミヲ異ニスルニ過ギズシテ納税義務額ニ異動ヲ生ゼザルトキハ業名ノ決定ヲ不當ナリトスルモ爲メニ納税義務者ノ利益ヲ害シ又ハ權利ヲ傷害シタルモノニアラズ(大八、七、一二、行)。

町營の魚市場の擔當人といふ名義で、事實上自分の營業と同様に市場を經營し、町には唯賣上金高の二分だけを納付するに止まつて居る者が、問屋業として營業税課税標準の決定を受けたのに對し不服の訴を起した。

裁判所は魚市場經營の主體は町であることを認め、擔當人自身を問屋業者としたのは失當であるとしたが、市場擔當人は町に代つて其の事業を經營して居るのであるから、代理業として課税すべきものであると判定した。

一五八 問屋業

○全然自己ノ獨立シタル責任ニテ委託物品ヲ販賣スル組合ノ販賣擔當人ハ自ら營業税法ノ所謂問屋業ヲ營ムモノト認ムルヲ相當トス(大一二、二、二六、行)。

本件は産業組合法に依りて設立せられた琵琶湖水産物販賣購買

舊營業税法が營業税の課税標準に付き營業の種類に應じて種々の異つた標準を採用して居たのに反して、現行の營業收益税法は、營業の種類を問はず一律に營業の純益に課するものとし、而して營業純益の算定は法人であれば各事業年度の總益金から總損金を控除した金額、個人であれば前年中の總收入金額から必要の經費を控除した金額(新規の營業ならば其の年の豫算)に依り計算すべきものとして居るので、其の算定方は所得税の課税標準としての所得金額の算定方と同様であり、隨つて舊營業税の下に於いて起つたやうに、此の點に付き營業收益税に特別な問題を生ずることは稀である。大體に於いては所得金額の決定に付いての判例が營業所得に關する限りそのまま營業收益税にも適用せられ得べきものである。

○製材業ノ純益計算ニ付テハ動力設備ヲ火力ヨリ電力ニ變更シタルガ爲不用トナリタル設備原料ハ必要經費ト爲スベカラズ。

製材業ノ純益計算ニ付テハ當該年中ニ於ケル製材使用自體ノ爲ニ生ジタル設備ノ破損磨滅ニ依リ減少シタル價額ニ依リ必要經費トシテ控除スベキモノトス(昭六、一〇、二九、行)。
争點は製材原動力を火力から電力に變更した爲不用となつた火力設備に要する汽機汽罐煙筒及附屬品の代金並に据付工事を必要經費として總收入金額より控除すべきや否やに在る。行政裁判所は斯ういふ機械改造の費用は必要經費に算入すべきものではない

一五五五 相続税を課せらるべき相続財産
一五五五二 相続法に所謂選定相続人の意義
一五五四 相続財産より控除せらるべき債務金額
相續税課税價格の決定に對する争訟 六一〇

第三節 相續税

一五五三 相續税を課せらるべき相続財産

○稅務署長が相續税課税價格ヲ決定スルニ當リ被相続人ガ相手方ト通ジテ爲シタル虚偽ノ賣買ニ因リ其ノ所有名義ト爲シタル財産ナルコトヲ知ラズシテ其ノ財産ヲ相續財産ナリト認メタルトキハ其ノ認定ハ失當ニ非ズ(大三、一、二九、行)。

相續税の課税物件として決定せられたものの中或る土地は名義上被相続人の所有として登記せられて居るが、實は第三者との間の虚偽の意思表示に依つて賣買を假装したもので、眞に被相続人の所有に屬したものでなく、随つて相續財産ではないといふ訴が提起せられたが、裁判所は相手方と通じて爲した虚偽の意思表示の無効なることは之を善意の第三者に對抗することを得ないものであるから、收税廳が之を知らずして相續財産に加へたのは適法であつて、原告は其の賣買の無効を主張するを得ないものと判定した。

○相續税法第五條第一項ニ於テ訴訟中ノ權利ト稱スルハ相續開始ノ際現ニ訴訟ノ目的タル權利ノ謂ナリ(大一、一、二、四、行)。

被相続人が債務を負担して居て、其の債務は既に消滅時効が完成して居るが、被相続人は時効を援用する意思表示しなかつたから、まだ存續して居るもので、相續財産の中から控除せられねばならぬと主張したが、裁判所は、原告が任意に時効を援用し得る状態に在るのであるから確實なる債務ではないとして、之を採用しなかつた。

○被相続人ガ他ノ二人ト共同シテ爲シタル借入金及其ノ利息ハ其ノ三分ノ一ヲ相續財産ノ價額ヨリ控除スベキモノトス(昭五、七、一二、行)。

一五五二 相續法に所謂選定相続人の意義

○民法第九百八十五條第一項ニ依リ家督相続人ニ選定セラレタル者ハ被相続人ノ家族ニシテ且直系卑屬ナルトキト雖モ相續税法第八條ニ所謂相續人ガ民法第九百八十五條ニ依リ選定セラレタル者ナルトキニ該當スルモノトス。

相續税法第八條ニ所謂相續人ガ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナルトキハ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナルコトニ因リ當然ニ家督相続人ト爲リタル者ヲ指スモノトス(大五、一一、二、行)。

相續税法第八條には相續税の課税標準を相續人の種類に依り左の各級に分ち、各其の標準を異にして居る。

相續財産より控除せらるべき債務金額
相續税課税價格の決定に對する争訟

○民法施行前戸主ガ隱居ノ際全財産ヲ擧ゲテ之ヲ留保シタルトスルモ其ノ留保ヲ無効トスベキモノニ非ズシテ單ニ家名維持ニ必要ナルヲ限度トシ家督相続人ノ滅殺請求權ニ服セシムルコトヲ得ベキモノト解スルヲ妥當トス(大五一、一、二、一、行)。

前戸主甲は明治二十九年に隱居し、乙が家督を相續したが、財産相續に付いては登記の手續を爲さず、公簿上依然甲が財産の所有者となつて居た。大正三年に甲が死亡したので、乙に對して遺産相續税が課せられた。乙は之を違法なりとし、登記の手續だけは意つて居たが、財産は全部家督相續の際既に之を承継したのである、民法施行前でも隱居者が財産を留保するには特別の意思表示が無ければならぬ、別段の意思表示が無ければ當然家督相續人が全財産を相續したものであると主張した。裁判所は此の主張を排斥し、民法施行前には隱居の場合に於ける財産の留保には特別の方式を要しなかつたもので、黙示の意思表示を以て爲すことが出来たものであると曰ひ、係争の場合に付いては甲が全財産を留保したものと認定した。

一五五三 相續財産より控除せらるべき債務金額

○相續開始前ニ消滅時効完成シタル債務ハ相續税法第五條第二項ニ所謂確實ナル債務ナリト爲スコトヲ得ズ(大三、一、二、九、行)。

一 相續人ガ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ
二 相續人ガ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十二條ニ依リ選定セラレタル者、被相続人ノ家族タル直系尊屬又ハ入夫ナルトキ
三 相續人ガ民法第九百八十五條ニ依リ選定セラレタル者ナルトキ

本件訴訟の争點は、被相続人の長男で、廢嫡の上他家に養子となつて居た者が、其の後離縁復籍し、戸主の死亡に因り、民法九八五條の親族會の選定を以て家督相續人となつた場合に、其の相續税は右規定の第一號に依るべきや第三號に依るべきやに在る。裁判所は第三號に依るのが正當であると判定した。

(評釋) 判旨賛成し難い。

被相続人の長男であれば、一旦廢嫡せられて未だ之を取消されない爲に、當然には相續權なく、選定に依つて始めて相續人となつたとしても、父の資産を相續することは、經濟上當然で、相續税は輕きに從ふのが法律の當然の趣旨であると信ぜられる。總て租税法上の問題に付いては、法律上の名義よりも、寧ろ經濟上の實際的意義に重きを置く必要があることは、本件の如き問題に付いても亦考慮に置かるべきである。

一五五四 相續税課税價格の決定に對する争訟

○相續税法第十三條ニ依リ爲シタル決定ニ對シテハ第十四

一五五五 任意廢業の場合の鑛區稅 一五五六 廢業屆の效力と砂鑛區稅
一五五八 酒造稅の制限石數 一五五九 造石數の再査定 一五六〇 廢棄酒類の免稅の要件 六一二

條ニ依リ再審査ノ請求ヲ爲スコトナク直ニ稅務監督局長ニ
訴願スルヲ得ズ(大七、五、三〇、行)。

○相續稅法第十六條ノ「課稅價格ノ決定」トハ同法第十五條
ニ定ムル決定ノミヲ指スモノト解スベキモノトス(昭五、七、
二一、行)。

原告は再審査を請求する必要の有るのは、唯計數的の決定に付
いてのみであつて、或る財産が相續財産として課稅の客體たるべ
きや否やに付いては、直に訴願を爲すべきものであると主張した
が、行政裁判所は之を容れず、納稅義務の有無の問題に付いても、
同一の經由手續を要するものと判定した。

○稅務署長が相續稅課稅價格決定ニ關スル再審査ノ請求ニ
對シ原決定額ヲ増加シタル決定ヲ爲スハ不法ニ非ズ(大
一、二一、四、行)。

第四節 其他各種の國稅

第一款 鑛業稅、砂鑛區稅

一五五 任意廢業の場合に於ける鑛區稅の計算

○鑛業法第八十四條第三項ノ鑛區稅月割計算ノ規定ハ鑛業
權者ガ任意ニ其ノ權利ヲ拋棄シタル廢業ノ場合ニ適用セラ
ルベキモノニ非ズ(大二、二、二五、行)。

一五七 酒造稅の課稅物件

泡盛は焼酎なりや

○酒造稅法第一條ノ六第二項第四號ノ「麴」ハ種麴ヲ包含ス
ルモノトス。

沖繩縣下ニ於テ製造スル泡盛ハ種麴、米、水ヲ原料トスル
モノニシテ酒造稅法ニ所謂燒酎ニ該當ス(大二、五、二九、行)。

○酒造稅法第一條ノ六第二項第四號ノ「原料トシ」ハ同號所
定ノ原料品ヲ其物自體トシテ醗ニ仕込アルコトヲ要件ト爲
スノ意義ニ非ズ(大六、五、三一、行)。

二件とも琉球の泡盛が酒造稅法に謂ふ燒酎に該當するものと認
められた判決である。

一五六 法定の制限石數を製造せざりし酒造業 者に對する課稅

○酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者酒造稅法第五條ノ制限石數
以上ノ製造ヲ爲サザリシ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事故
ニ因ルコトノ認ムベキ證明ナキトキハ制限石數ニ相當スル
造石稅ヲ課スベキモノトス(大四、一一、二五、行)。

酒造稅法第五條には「酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者本條ノ制限
石數以上ノ製造ヲ爲サザリシトキハ變災其ノ他已ムヲ得ザル事故

試掘權者であつた原告が四十五年一月に廢業登録を受けたが、

それに拘らず四十五年分の試掘鑛區稅の全額を課せられた。鑛業
法第八十四條第三項には「鑛業權ノ存續期間滿了ノ年ニ係ル鑛區
稅は月割を以て計算することに定まつて居る。原告は此の規定に
依り廢業の年にも月割計算であるべきことを主張したが、裁判所
は之を容れず、鑛區稅は年稅であつて、前年十二月に翌年分を前
納するのであるから、任意の廢業の場合には月割と爲すべきもの
ではないと判定した。

一五六 砂鑛採取業廢業屆の效力と砂鑛區稅の賦課

○砂鑛採取人が明治三十八年中砂鑛採取業ヲ適法ニ廢業シ
タルモノナルヤ否ハ明治二十六年法律第十號砂鑛採取法並
其ノ附屬法令ニ依リ之ヲ判定スベキモノトス。

砂鑛採取人が廢業ノ届出ヲ爲シ鑛山監督署長ガ之ヲ受理シ
タル以上ハ其ノ旨砂鑛採取原簿ニ登録セラレタルト否トニ
拘ラズ届書差出ノ日ニ於テ廢業ノ效力ヲ生ズルモノトス。
砂鑛採取人が明治三十八年中既ニ適法ニ廢業シタル以上砂
鑛權ノ登録ガ存續スルノ故ヲ以テ稅法上ニ於テモ其ノ内容
ヲ眞實ト認ムベキモノニ非ズ(大四、六、一六、行)。

第二款 酒造稅、酒精及酒精含有

飲料稅、醬油稅

ニ因ルコトヲ證明スルニ非サレハ制限石數ニ相當スル造石稅ヲ課
スルとある。本件は此の條に依つて制限石數に相當する造石稅を
課せられた事件で、争點は専ら已むを得ざる事故に因ることの證
明ありや否やに存した。原告は熟練な杜氏を雇入ることが出来
なかつたこと、原告自身病氣であつたこと、醗及酒母の腐敗した
ことなどを擧げたけれども、裁判所は之を已むを得ざる事故と認
めなかつたのである。

一五九 造石數の再査定

○荷モ増差石數ヲ認定シ得ルニ於テハ改測ヲ爲サザレバト
テ賦課處分ヲ爲スニ妨ナシ(大二、四、一九、行)。

本件は酒造業に使用した醗が最初檢定せられた容量よりも増容
あるものと認定せられ、其の査定洩になつた造石數に對し酒造稅
を追課した事件で、原告は一旦檢定を経て何石入と檢定せられた
以上、假令事實それより容量が多いとしても改測しなければ之を
認定することが出来ないと主張したけれども、裁判所は原告が自
ら其の醗を破壊せしめた爲に最早改測することが不可能となつた
ので、他の事情から其の實際の容量が檢定容量よりも多いことが
認定せられ得る限り、改測を経ずとも其の認定を爲すことが出来
ると判定した。

一六〇 廢棄酒類の免稅の要件

第九類 財政 第二章 國稅 第四節 其他各種の國稅

一五六一 醬油税の課税物件 一五六二 醬油製造原料の免税 一五六三 變味したる味淋に藥品を加ふる行爲 一五六四 火落酒に食鹽を混和する行爲 一五六五 印紙税の課税物件 六一四

○酒造税法第十二條第一號(左ノ酒類ハ其ノ造石税ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス。災害ニ罹リ酒類ノ廢棄ニ屬シタルモノ)ニ所謂災害ニ罹リ廢棄ニ屬シタル酒類ニハ酒類製造者ガ相當ノ注意ヲ爲サザルノ過失アルニ基キ廢棄ニ屬シタル酒類ヲ包含セザルモノトス(大七、一、九、行)。

警察署に引致せられて逃走した何某が原告の清酒庫の格子戸を破壊して庫の中に匿れ、其の際清酒容器の栓に觸れて清酒を亡失せしめた。其の亡失した清酒に對し造石税の免除を請求するのが本訴の目的である。

裁判所は酒庫の格子戸が腐朽して居て、防備不充たであつた事實を認め、原告の不注意に基づいて生じたものであるとして、原告の請求を排斥した。

(評釋) 本件の争點は主として酒の亡失が原告の過失に基づくや否やの點に存するので、裁判所が之を過失に基づくものと認めたるは果して充分の根據ありや否やは可なり疑はしいが、若し過失に基づくものとすれば免税の利益を受くるを得ないのは當然である。

一五六二 醬油税の課税物件

○醬油税則ハ醱酵作用ニ因ル醸成物ニ限りテ課税スルノ規

モノニモ非ズ(昭三、一、三二、大刑)。

變味した爲に得意先から返戻を受けた味淋に、蟻灰苛性曹達及乳酸又は炭酸石灰燐酸鹽などを加へて其の混濁と酸味とを除かりとしたのが、原審では酒精含有飲料を製造したものと見て、罰金一萬二千餘圓に處せられたが、大審院は斯く加工した後にも依然として味淋であるからといふ理由で、無罪を宣告した。

一五六三 火落酒に食鹽を混和する行爲

●火落酒ニ食鹽ヲ混和シテ其ノ酒力ヲ増加スルトキハ一種ノ酒精含有飲料ヲ製造シタルモノトス(昭六、一、二九、大刑)。

火落酒約三十八石四斗に食鹽約二升を混和したのが、免許なくして酒精含有飲料を製造したものと見て處罰せられた事件で、争點は清酒に食鹽を混和するのが清酒の保存行爲であるや、又は酒とは性質を異にした別種の酒精含有飲料の製造であるやに在る。大審院は、清酒が尙取引の目的となり得る場合に其の酸味や混濁を除く爲に藥品を混入するのは清酒の保存行爲として認容すべきものであるが、火落酒に食鹽を加へて酒力を増加するのは、食鹽は清酒製造の資料たるものではないから、一種の酒精含有飲料を製造したものと判定した。

第三款 印紙税

第九類 財政 第二章 國稅 第四節 其の他各種の國稅

定ナキヲ以テ原告ノ自認スル「ニ一ラ」溜仕込方法ノ原料ニ少許ノ諸味ヲ加ヘ製造シタルモノハ税則ノ溜トス。前項ノ物件ハ諸味ヨリ醬油製成ノ一操作トシテ醬油粕ニ鹽水ヲ加ヘ搾取セル番醬油ト認ムベキニ非ズ(大三、七、一一、行)。

一五六三 醬油製造原料の免税

○税則第七條ニ「醬油ヲ原料トシテ醬油ヲ製造スルトキハ原料醬油ニハ造石税ヲ課セズ」トアル規定ハ、原料トシテ使用スル醬油ガ税則第五條第十一項ニ該當スル場合ニ於テ造石數ノ査定ヲ爲サザル旨ノ例外規定ナリト解スベキモノニシテ、醬油ヲ原料トシテ製造シタル醬油ノ造石税金ヨリ原料醬油ノ造石税金ニ相當スル金額ヲ控除シ又ハ其ノ金額ヲ還付スルノ趣意ニ非ズ(大三、七、一一、行)。

一五六三 變味したる味淋に藥品を加ふる行爲

●味淋ノ製造販賣業者ガ其ノ製造販賣ニ係ル味淋ノ惡質ニシテ返戻ヲ受ケタルモノノ除酸除濁ヲ爲スガ爲ニ之ニ藥品ヲ混入シタル行爲ハ其ノ加工後ニモ尙味淋ノ性状ヲ失ハザルニ於テハ新ニ味淋ヲ製造シタルモノニ非ズ又酒精及酒精含有飲料税法ノ適用ヲ受クベキ酒精含有飲料ヲ製造シタル

一五六五 印紙税の課税物件

(一) 單價のみ記載し總金高の記載なき賣買證書

●印紙税法ニ所謂證書ニ關シテ記載金高ノ有無ヲ判定スルニハ同法第二條第一項及第二項ノ規定ニ從フベキ法意ナリトス(大一一、一、六、大刑)。

印紙税法第二條第一項には、凡て記載金高十圓以上の證書には印紙を納むべきことを定め、第二項には「金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位又ハ其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス」とある。然るに一方には第五條第十二號に「物品……ノ賣買ニ關スル證書ニシテ……金高記載ナキモノ」には印紙税を課さないことを定めて居る。

扇子百七十本の賣買に付いての證書に、扇子一本の單價だけ記載してあつて合計金額の記載の無いものが、右の第五條第十二號に謂ふ金高記載なき賣買證書として無税であるべきや、又は第二條第二項に依り記載して居る單價から總金額を算出し之を以て記載金高と看做し、課税せらるべきものであるやが問題となつた。原審では無税としたが、大審院は之を破毀し、金高の記載あるものとして納税義務あるものと判定した。其の方が正當の見解であると見るべきであらう。

(二) 換替貯金に依る換濟の手續證書

●辨済トシテ振替貯金ノ方法ニ依リ現金ノ拂込アリタルトキ債権者ニ於テ之ガ受領ヲ證明スル爲作成シタル證書ハ印紙税法第四條ニ所謂受取書ニ該當ス(大一一五、七、二一、大刑)。

●營業者が振替貯金で代金の支拂を受けたので、はがきで「入金記帳御案内」と題し受領した旨の通知を出したが、それに印紙を貼用しなかつたのが、印紙税法違反に問はれたのである。判決には、振替貯金の方法に依る送金を受取つたことの證書も、印紙税法に謂ふ受取書に該當するものであると曰つて居る。

(三) 集金郵便に依る現金受領證書

●振替貯金加入者が自己ノ營業ニ關シ金高拾圓ヲ超ユル現金受領證書ヲ發行シ集金郵便ニ託シテ支拂人ニ交付シタルトキハ其ノ受領證書ハ印紙税法第四條第二十九號ノ受取書ニ該當シ之ニ印紙ヲ貼用セザルニ於テハ同法第十一條ノ違反罪ヲ構成ス。

郵便官署ガ明治四十四年十月二十五日付通信局郵便貯金局ヨリ逓信管理局通信官署ニ發シタル通牒通業第六三二八號ニ從ヒ印紙ヲ貼用セザル現金受領證書ヲ受理シ集金ノ委託ニ應ズルモ此ノ事實ハ委託者ノ印紙税法違反ノ免責事由トナラズ(昭四、三、五、大刑)。

●金十七圓の受取を集金郵便に託しそれに印紙を貼つて居なかつた事件であるが、(一)集金郵便に託する際には未だ金を受取るこ

ハ之ニ關シ作成シタル受取書ハ營業ニ關スルモノナルヲ以テ印紙税ヲ納ムベキモノトス。

●新聞紙ノ發行ヲ目的トシテ設立シタル會社ノ事業ハ常ニ營業事業ナリトス(大一一五、二、一、大刑)。

●本件は印紙税の脱税事件で、印紙税法に依り營業に關する金十圓以上の受取書には印紙を貼用する義務が有るのに、某新聞社が金銭の受取書に印紙を貼らなかつたのが、脱税罪に問はれたのである。問題は新聞業が印紙税法に所謂營業に該當するや否やに在つた。上告人は(一)新聞事業は公益に關する事業で營利を目的とせざるものであるから營業ではない(二)營業税法に新聞紙を課税外に置いて居ることから見ても法律が之を營業と看做さないことを知ることが出来ると主張したが、大審院は之を採用せず、新聞事業が營業であるや否やは業務者の主觀に於いて營利を目的として居るや否やに依つて決すべき事實問題で、業務自體からは決して得べきものではなく、原審判決が新聞業を以て常に營業であると曰つて居るのは不當であるが、少くとも本件の如く合資會社組織を爲して居る場合に付いては、凡て商事會社は商行爲を業と爲すか又は營利事業を營む社團法人であつて、而して出版に關する行爲は之を營業と爲す場合にのみ商行爲と認むべきものであるから、其の事業は當然に營業であり、隨つて其の受取書には印紙を貼る義務があるものと判定した。

(評釋) 新聞事業は常に營業であるや否や。此の問題に付いて

とが出来ると否やが不確實で、若し相手方に支拂を拒絶せらるれば返戻せられるのであるから、委託の際には印紙を貼る必要は無い。(2)郵便局で異議なく取扱つたので、國の官廳が仲介しなから犯罪行爲を黙認する筈が無いといふ理由で、其の犯罪行爲たることを争つたけれども、大審院は二點とも之を否定し、(1)集金郵便は一般人が委託する場合も振替貯金加入者が委託する場合も性質は同一で、現金受領證書を發行し、之と引換に現金の取立を郵便局に委託するもので、其の受領證書が印紙税納付を要するや否やは證書の内容に依つて判断せられねばならぬ。而して本件受領證書は金十七圓の受領を證明する爲自ら發行した受取書であるから、印紙税法に所謂受取書に該當する。それが取立郵便局の手を経て支拂人に交付せらるる以上金銭受取の事實を證明する點に於いて缺くる所は無いから、之を未完成又は不確實な領收證と謂ひ得ない。(2)郵便局は印紙税法に違反して居るや否やを審査する職責を有するものではなく、明治四十四年の郵便貯金局の通牒にも「納税ノ要否ニ付テハ全ク委託者ノ判定ニ委ネ郵便官署ハ之ニ關シセザルモノトス」と曰つて居るのであつて、郵便局に於いて異議なく之を取扱つたからと謂つて、税法違反の責任を免れ得べきものではないと判定した。

一五六六 新聞社の印紙税納付義務

●新聞紙法ニ依ル出版業ガ營利ヲ目的トスルモノナルトキ

大審院は必ずしも常に然るものではなく「業務者ノ主觀ニ於テ營利ノ目的アリヤ否ヤニ依リテ決定スベキ事實問題」であるとして居る。それは趣意に於いては正當であるが、唯其の所謂「主觀」とは業務者の個人的意向といふ意味ではなく、客觀的の事情に依つて推定し得らるべき主觀といふ意味に解せねばならぬ。本人の意向が如何にあらうとも、例へば廣く公衆に販賣して居るといふ客觀的の事情が有れば、當然營利の目的の有るものと推定せねばならぬのである。判決に商事會社の經營する新聞事業は常に營業であるとして居るのも正當であると信ずる。

●新聞紙ノ發行ヲ營業トスル者ガ其ノ營業ニ關シテ受取書ヲ作成スルトキハ印紙税法ノ定ムル所ニ從ヒ印紙税ヲ納ムベキモノトス(大一一五、九、二一、大刑)。

第四款 織物消費税

一五六七 織物消費税の納税義務者

●織物製造場ヨリ織物ヲ引取ル者ハ其ノ製造者タルトキト雖モ消費税ヲ納付スル義務アルモノトス(大一一四、二、二五、大刑)。

●織物業者某甲が織物販賣者乙某の委託を受けて、自分の製造場で織物を製造し、消費税を納めないで、其の製造した織物を引取り、之を委託者たる乙某に引渡した。織物消費税法には「消費税

納付前ニ於テ製造場ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス」といふ趣旨の規定が有つて、之に背いた者は消費税五倍に相當する罰金に處するものとせられて居る。甲某は此の規定に該當する者として處断せられ、大審院も之を正當なりと判定した。

判旨固より正當で、織物製造者が自分の製造場から織物を引取つて之を他人に賣渡す場合にも、法律上の納税義務者は買受人ではなく引取人であつて、即ち此の場合には製造者自身が其の義務者である。

●織物消費税法ニ所謂織物製造者トハ自ラ又ハ職工等ヲ使役シテ織物ヲ製造スル者ヲ謂ヒ單ニ材料ヲ提供シ賃織業者ニ織物ノ製造ヲ依頼シタルニ過ギザルガ如キ者ヲ包含セズ(昭七、一、七、大刑)。

一五六 織物消費税の課税物件

●百分ノ五ヲ超エタル「ラミー」ヲ交織シタル織物ハ織物消費税法第一條但書ノ所謂綿織物ニ該當セザルヲ以テ無税品タルモノニ非ズ(昭四、四、一、大刑)。

第五款 砂糖消費税

一五六 砂糖消費税の課税物件

○加工ニ因リ砂糖ノ種別上昇シタルトキハ數量ヲ増加シタル

收手續ニ過ギズ(大六、七、二四、行)。

一五七 保税地域を通過せざる輸入砂糖の引取

●内地消費ノ目的ヲ以テ砂糖ヲ輸入シ保税地域ヲ通過セズシテ陸揚シ密ニ之ヲ處分スル行爲ヲ爲シタルトキハ砂糖消費税法第十三條第三號ノ詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ消費税ヲ通脫シタル罪ヲモ構成ス(昭七、五、二六、大刑)。

砂糖の密輸入を企てた者がA、B二人に依頼して汽船から其の所有の通船に移し、A、Bは其の依頼を受けて保税地域を通過せず内地消費の目的を以て鐵道便で依頼先へ發送したのが、關稅通脫罪の外に砂糖消費税の通脫犯をも構成するものと判定せられたのである。

砂糖消費税法第一條には「内地消費ノ目的ヲ以テ製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラルル砂糖……ニハ本法ニ依リ消費税ヲ課ス」とある。本件は保税地域から引取つたのではないから納税義務は成立しないといふ被告側の主張に對し、大審院は、同法第一條は輸入砂糖は必ず保税地域を通過すべきことを前提として定められて居るもので、それを通過しなければ納税義務は成立しないといふ意味ではなく、若し保税地域を通過せずして密輸入を爲せば砂糖消費税の通脫となることは勿論であると曰つて居る。

(評釋) 判旨それ自身には正當であるが、併し本件被告人A、B

ルト否トニ拘ラズ其ノ加工ハ砂糖消費税法第十一條ノ三ニ依リ砂糖ヲ製造シタルモノト看做サルモノトス。

右製品ヲ内地消費ノ目的ヲ以テ製造場ヨリ引取ルトキハ其ノ製造ガ引取者ノ事業ナルト第三者ノ事業ナルトヲ問ハズ砂糖消費税ヲ課スベキモノトス(大六、七、二四、行)。

加工した第二種砂糖を内地消費の目的を以て製造場から引取つたので、砂糖消費税を課せられた者が、(イ)右の加工砂糖は原料の砂糖と等しく第二種であつて、種別を上升したものでないこと(ロ)加工の結果分量は却て減少したこと(ハ)二點を擧げて、砂糖を製造した者でないといふ主張したけれども、裁判所は之を容れず、(イ)右の加工に用いた原料砂糖は第一種のもので、加工に因つて種別を上升したものであること、(ロ)數量を増加しなくとも製造たることを失はないと爲し、又原告は右の加工を爲した者は第三者であるから引取人に納税義務は無いと主張したが、裁判所は製造者が第三者であると引取人自身であるに拘らず引取人が納税義務あるものと判定した。

一五八〇 犯罪行為ありたる場合の砂糖消費税納稅義務の成立

○納税ヲモ擔保ノ提供ヲモ爲サズシテ砂糖ヲ引取リタル場合ニ於テハ其ノ引取ノ時ニ於テ砂糖消費税ノ納税義務ヲ生ズ。査定及納税告知ハ既ニ發生シタル納税義務ニ付テノ徴

は自ら納税義務の主體たるものではなく、唯脱税を幫助したに過ぎないもので、隨つて之を通脫犯者として處断することは正當ではない。通脫犯の主體は専ら其の引取人に在る。前出一五一〇號参照。

第五節 關稅

一五七三 關稅通脫罪の成立

●關稅未納ノ貨物ナルコトヲ認識シナガラ稅關ノ認許ヲ受ケズシテ不正ニ之ヲ引取リ輸入シタルトキハ常ニ關稅通脫ノ意思アルモノニシテ、其ノ行爲ハ關稅法第七十五條ノ犯罪ヲ構成スベク、事後ニ於テ該關稅ヲ納付スルノ意思ヲ有シタリシヤ否ヤハ該犯罪ノ成否ニ影響ナキモノトス。
自ラ貨物ノ輸入申告者トシテ關稅ヲ納付スベキ地位ニ在ラザル者ト雖モ關稅未納ノ貨物ナルコトヲ認識シナガラ稅關ノ認許ヲ受ケズシテ不正ニ之ヲ引取リ輸入シタルトキハ關稅通脫罪ヲ構成ス(昭三、二、三、大刑)。

同濟店を經營して居るXが貨主から約二萬圓程の價格の輸入貨物の通關及運搬の委託を受けたが、自分は稅關貨物取扱人の免許を受けて居らぬので、Yに依頼しYの名義で稅關に輸入申告を爲し、Yは納税告知書を稅關から受取つて其の旨をXに傳へた。然

るにXは其の關稅を納付して税關から輸入免許を受けることを爲さず、無免許で右貨物を船で税關構外に搬出した。是が關稅通脫罪を構成するや否やが本訴の争點である。

被告Xは(1)關稅通脫の意思は全く無く、後で納稅する積りで居たのである(2)法律上の納稅義務者は自分ではなく輸入申告者たるYであるといふ二點を理由として、關稅通脫罪の成立を争つたけれども、二點共に大審院の容るる所とならなかつた。

(評釋) 判旨不當と思ふ。

(一)關稅通脫罪の成立する爲には、税關に知らせずに密輸入を爲すことが必要で、即ち其の輸入行爲が税關から秘密に行はれたことが其の成立要件である。然るに本件に於いては公然税關に輸入を申告したのであつて、其の申告が虚偽でない限り、密輸入ではなく、隨つて關稅通脫罪の成立すべき理由は無い。勿論税關から輸入免許を受けないで貨物を引取つたのは關稅法第三十四條に違反するものであるが、それは同法第七十六條に「免許ヲ受ケズシテ貨物ノ……輸入ヲ爲シ……タル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス」の規定に依つて處斷せらるべきもので、第七十五條の關稅通脫罪に問はるべきものではない。

(二)判旨第二點も斯く一般的に斷定することは不當である。關稅通脫罪の成立には納稅義務者が其の義務を不正に通脫すること、其の要素とする。納稅義務の存在しないに脫稅罪のみ獨り成立することは有り得ない。

の代理人雇人其の他の從業者ではなく、獨立した營業者であり、自ら其の責を負はねばならぬ。

一五七四 關稅法犯則者に對する沒收不能貨物の價格の追徴

●關稅法第八十三條ハ沒收スベキ貨物が犯則者以外ノ者ニ屬シ又ハ其ノ他ノ事由ニ依リ沒收不能ナルトキ若シ共同犯則者數名アル場合ニハ各犯則者ヲシテ各獨立シテ同條所定ノ金額ヲ納付セシムル法意ナリトス(昭三、二、三、大刑)。

同濟店の主人Xが其の雇人Zと共に謀して、税關貨物取扱人Yに依頼し、Yの名義で輸入を申告しながら、關稅未納のまま税關の免許を受けずして貨物を税關構内以外に搬出して引取つたといふ事件であるが、大審院は之を以て關稅通脫罪を構成するものと爲し、犯罪に係る貨物を沒收すべき管であるが、其の貨物が他の者の所有に屬する爲沒收不能であるから、第八十三條に依り其の價額から關稅に相當する金額を控除したものを犯則者より追徴すべきものと爲し、而して本件の場合はXとZとが共犯者であるから兩人をして獨立に各所定の金額を納付せしむべきものであると判定した。

(評釋) 判旨頗る不當である。第一に本件の如き所爲を以て關稅通脫罪を構成するものと爲し得べきや否やが既に疑問で、私は之を關稅通脫罪を構成するものでないと思ふ。

唯本件に於いては、名義上の輸入申告者たるYは單にXの依頼に依る名義人たるに止まり、眞實の輸入者はXであることが立證せられて居るのであるから、唯此の理由に因つてのみ若し他の事情にして備はればXが關稅通脫罪の主體たり得るのである。

一五七三 税關貨物取扱人の名義を使用する者の關稅通脫罪

●税關貨物取扱人タルノ免許ヲ受ケザル者ガ其ノ免許ヲ有スル者ノ承認ヲ得テ同人ノ名義ヲ使用シ自己ノ計算ニ於テ輸入貨物取扱業ヲ經營シ其ノ業務ヲ執行スル際關稅ヲ通脫シタルトキハ關稅法第七十五條ニ依リ處罰セラレ同法第八十二條ノ二第二項ノ適用アルモノニ非ズ(昭四、五、一四、大刑)。

税關貨物取扱人としての免許を受けて居らぬXが、其の免許を受けて居るYの承認を得て、Yの名義を以て自分の計算に於いて輸入貨物取扱業を經營し、數回に互り關稅を通脫した。關稅法第八十二條ノ二には「税關貨物取扱人ノ代理人、雇人其ノ他ノ從業者」が關稅通脫の所爲を爲した場合には税關貨物取扱人を處罰すべき定がある。本件の場合に此の規定の適用が有るや否やが本訴の争點で、大審院は其の適用の無いものと判定したのである。

(評釋) 判旨固より當然で、假令他人の名義を借りて居たとしても、自己の計算に於いて其の業務を經營して居る以上は其の考

五一〇(號)、其の點は暫く差違き、假に關稅通脫罪を構成するものとしても、共犯者二人に各獨立に所定の金額を納付せしむべきものとして居るのは、法律の明白な規定を無視した餘りに亂暴な判決と謂ふの外はない。

法律は貨物の沒收に代へて其の價額を追徴すべきものとして居るので、沒收が可能であれば之を沒收するのであるが、それが不能である爲已むを得ず其の價額を追徴するのである。従つて其の追徴すべき總額は貨物の價額に相當すべきものでなければならぬことは自明の事理である。然るに二人の共犯であるといふことを理由として、其の二倍を追徴することが法律に違反するものであることは明瞭で、それは全然法律の趣意に違反する。

そのみならず、關稅法第八十二條ノ二には使用人の犯則行爲に對しては營業者を處罰することを明示して居る。それだけに依つても、本件の如き場合に、主人のみを處罰すべきもので、雇人を處罰すべきものでないことが明白である。

要するに、本件判旨は、普通の刑事犯の理論を以て全くそれと性質を異にする財政犯を律せんとして居るもので、其の前提たる關稅通脫罪の成立如何は別問題としても、判旨それ自體に於いて法律を誤解すること甚だしいものと思ふ。

●關稅法第八十三條第一項ニ依リ追徴ハ共犯者アル場合ニ於テハ各犯則者ヲシテ各獨立シテ追徴金全部ヲ納付セシムベキ法意ニシテ其ノ追徴金額ヲ各犯則者ニ等分シタル額ニ

止ムベキモノニ非ザルト共ニ若シ犯則者中ノ一人方其ノ全部又ハ一部ヲ納入シタルトキハ納付済ノ部分ニ付キ更ニ重ネテ他ノ者ヨリ納付セシムベキモノニ非ズ(昭七、二二、二〇、大刑)。

是も同趣意に出て居る。若し二人が共同の輸入者であつて、連帶して關稅義務を負担しながら不正に之を通脫した場合であれば追徴金の納付に付いても二人が連帶して其の義務を負ふべきもので判旨正當であるが、本件の場合に密輸入者は一人で、被告人は唯之を幫助したに止まり自ら關稅義務を負ふものではないのであるから、従つて又關稅通脫の責を負ふべきものでもなく、之に追徴金の納付を命じたのは違法と思ふ。

一五七五 麻薬の密輸入罪と關稅通脫罪との併合

●内務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ鹽酸ヘロインヲ輸入シ稅關官吏ヲ欺キ稅關ヲ通過セシメタル行爲ニ付テハ大正九年內務省令第四十一號違反ノ罪ト關稅法違反ノ罪ト成立スルモノトス。

關稅法ニ所謂輸入禁制品トハ關稅定率法第十一條列記ノ物品ヲ指示シ同法以外ノ法令ニ依リ輸入ヲ制限シ若クハ輸入ニ付政府ノ許可ヲ要スル物品ニシテ右法條ニ記載ナキモノハ輸入禁制品ニ非ザルモノトス(昭二、一〇、二四、大刑)。

許可を要するものと定められたものを含まない。随つて右關稅法の規定は此の場合に適用せられない。

(評釋) 判決が「輸入禁制品」とは關稅定率法に規定して居るものに限るとして居るのは必ずしも穩當ではなく、他の法律に依つて禁止せられて居るものも、若し法律に別段の定めが無い限りは其中に包含せらるるものであるが、併し其の所謂輸入禁制品は絶對の禁制品のみを意味し、許可を受ければ正當に輸入し得る貨物は其の中に包含せらるるものでないとして居るのは、正當と認むべきであらう。内務省令の違反は警察禁止の違反で、それに付いては省令の規定に依つて處罰せらるべきものであるが、併しそれと同時に正當に輸入すれば納付しなければならぬ關稅を不正手段を以て通脫したのであつて、其の點に於いて同時に稅罪をも構成するのである。絶對の禁制品であれば、初から關稅の定めは無

第三章 地方稅

第一節 國稅附加稅

一五七六 連絡切符の發賣に依る收入に對する所得稅附加稅

大正九年內務省令第四十一號には、鹽酸ヘロインを輸入するには内務大臣の許可を受くることを要し、之に違反したる者は三月以下の懲役に處すべきものと定めて居る。

被告何某は此の規定に違反して、内務大臣の許可を受けずして鹽酸ヘロインの密輸入を企て、稅關官吏を欺いて通關せしめた。勿論之に對する關稅をも納めなかつた。

原審(大阪控訴院)では、此の行爲を以て輸入禁制品の密輸入であつて内務省令違反の一罪を構成するだけであり、輸入禁制品に付いては關稅通脫は有り得ないから關稅通脫罪は構成しないものと判決した。

原審檢察長は之を不當として上告したが、大審院はその上告を容れ、該行爲を以て内務省令違反と關稅通脫との二罪を構成するものと判定した。その理由とする所は左の二點に在る。

(一)内務省令に謂ふ輸入とは陸揚を謂ふのであつて、稅關の通過を謂ふのではない。陸揚に依つて内務省令違反の罪が成立し、而して陸揚の後更に關稅を納めずして通關せしめたことに依つて關稅通脫犯が成立する。

(二)關稅法第七十四條に「輸入禁制品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ輸入ヲ爲シタル者ハ犯罪ニ係ル貨物ノ原價ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス」とある所謂輸入禁制品は唯關稅定率法中に輸入禁制品として列記したのみを指すので、内務省令に依り

關稅義務は全く成立しないから従つて稅罪を構成する餘地は無いが、許可を受ければ正當に輸入し得べき貨物に付いては、其の輸入に依つて當然關稅義務が成立するのである。

●内務大臣ノ許可ヲ受ケズシテモルヒネ・ヘロインヲ輸入シ稅關官吏ヲ欺キ其ノ關稅ヲ通脫シタル場合ニハ麻薬取締規則違反罪ト關稅通脫罪トノ二罪成立シ併合罪ヲ以テ論ズベキモノトス(昭七、九、二二、大刑)。

麻薬を密輸入し同時に其の關稅を通脫した行爲に對し刑法第五十四條に依り其の最も重き刑を以て處斷すべきや又は刑法第四十五條に依る併合罪として雙方に對する處罰を併科すべきや(關稅法第八十二條ノ四刑法第四十八條)に付き大審院は後の見解を採用して居るのであつて、判旨當然である。

○市町村稅賦課ノ見地ヨリスレバ他會社ノ停車場ニ於テ連絡切符ヲ發賣スルニ依リテ生ズル收入ハ其ノ收入ノ基本タル輸送行爲ニ關與スル當該會社所屬ノ總テノ停車場ノ營業收入ト爲シ連絡切符ノ發賣ニ依リテ生ズル總所得ハ當該會社所屬各停車場ニ於ケル直接ノ所得ト同一ノ割合ニ於テ此

等停車場ニ屬スルモノト爲スヲ至當トス。

連絡切符ノ發賣ニ依リテ生ズル收入金及各停車場ノ收入金ニ當該會社ノ營業全體ニ於テ取得シタル總收入金ト總所得金トノ歩合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ以テ各其收入金ニ對スル所得金ト爲スヲ相當トス(大三、七、二〇、行)。

甲鐵道會社と乙鐵道會社とが連絡運輸の契約を爲し相互に連絡切符を發賣して居る。雙方の停車場は共に大阪市内に在る。大阪市内に於いて甲會社に所得税附加税を課するに當り、乙會社の停車場で發賣した連絡切符收入の中甲會社に所屬すべき分を、甲會社自身の停車場で發賣したのと同様に看做して課税した。争點は是が適法であるや否やに在る。

元來鐵道收入に對する所得税附加税の賦課に付いては、各停車場を以て營業所と看做し、停車場所在地の市町村に於いて其の停車場の收入に對し、課税するのを正當とすることは、判例の風に認めて居る所である(明四〇、一一、二五、行、明四一、三、三〇、行)。因つて問題は他會社の停車場で連絡切符を發賣したのに依つて得る收入を自分の會社の停車場で賣つたのと同じに看做し得るや、言ひ換ふれば乙會社の停車場を甲會社の營業所と看做し得るやに歸する。

大阪市の側からは、乙會社の停車場で甲會社の收入に屬する切符を發賣すれば、即ち甲會社の營業所に外ならぬと主張したけれ

めない者であれば、關係府縣知事の協議を以て其の歩合を定むべきものとして居るが、改正以前には營業税附加税に付いてのみ其の規定が有り、所得税附加税には同様の規定を缺いて居た爲に、本判決の如き問題を生じたのである。

舊法の下に於いても同じく營業所得に對する所得税附加税である以上は、營業税附加税に關する規定を類推適用するのが、當然であつたらうと信ぜられるが、判決は此の如き類推解釋法を取らず、府縣知事に其の査定權が有るものと解した。

是は正當の判決とは考へられぬが、現行法に於いては問題は解決せられて居るのであるから、深くは論じない。

○府縣制第七七條ニ所謂收入ハ實際ノ收入ヲ指稱シ推算上ノ收入ヲ云フモノニ非ズ(大一一、一〇、二八、行)。

東京に本店を有し、朝鮮支那に支店を有し、主として朝鮮支那に於ける營業に依つて收入を得て居る東亞煙草會社に對し、東京府に於いて所得税附加税を課したが、其の附加税を課した歩合は本店の收入を標準とせず、本店での支出と朝鮮支那に於ける支店での支出との歩合を標準とし、收入の割合も之と同様であるべきものと推算して其の歩合を定めた。

行政裁判所は之を違法なりとし、本店での實際の收入を標準として附加税を課すべきものと判定した。判旨正當と思はれる。

○一ノ府縣ト外國トニ涉リテ營業所ヲ定メテ爲ス營業ノ收

ども、裁判所は之を否定した。

判決の論旨は甚だ明瞭を缺いて居るが、其の趣意とする所は要するに(一)乙會社の停車場で連絡切符を賣つた場合には、假令其の收入が一部分甲會社に歸屬すべきものであつても、尙乙會社の營業所得得た收入である。(二)隨つてそれは甲會社から見れば一定の營業所に依らない特別收入である。(三)此の特別收入に對し所得税附加税を課するには之を甲會社の總ての停車場に各停車場の收入の割合に應じて、按分比例を以て分配しなければならぬといふに歸する。

而してそれは穩當な見解であると信ずる。

一五七七 本税を分別して納めざる所得税の附加

税歩合

○縣知事ハ其ノ縣ニ於テ縣稅所得稅附加稅ヲ納ムル義務アル者ニシテ所得稅ヲ分別シテ納メザル場合ニハ縣稅附加稅ノ標準タルベキ所得稅額ヲ査定シ縣稅所得稅附加稅ヲ賦課徵收シ得ルモノトス。

府縣制第八八條ノ改正ハ各府縣ニ府縣稅所得稅附加稅ノ課稅標準タルベキ所得稅額ヲ査定スルノ權限アルコトヲ前提ト爲シタルモノトス(大四、三、一七、行)。

現行の府縣制第八八條には、所得税附加税に付いても營業所得であつて二府縣以上に涉つて營業して居り且つ本税を分別して納

入ニ對シ本稅ヲ分別シテ納メザル者ニ對スル附加稅タル府縣稅ノ賦課ニ關シテハ別段ノ規定ナキガ故ニ府縣制第八八條ノ場合ニ準ジ其府縣知事ニ於テ其營業ノ其府縣ニ於ケル狀態ニ應ジ賦課ノ歩合ヲ定ムルヲ府縣制ノ法意ナリト解スルヲ相當トス。斯ノ如キ營業ニ依ル收入ニ關シテハ其全部ニ對シ府縣稅ヲ賦課スベキモノニ非ズ(大一一、一一、三〇、行)。

大阪市に本店が有つて「ジョホール」でゴム園を經營して居る南洋護殖殖株式會社に對し大阪府に於いて所得稅の全部に附加稅を課した。

府縣制第七七條には「府縣外ニ於テ營業所ヲ定メタル營業ノ收入」に對して府縣稅を賦課することを定めて居る。行政裁判所は右の賦課が違法であることは此の規定に依り明白であるとして、唯如何に其の歩合を定むべきかに付いては、別段の規定が無いから、本店收入と南洋に於ける收入との歩合に依つて定むべきものであるとして、本稅たる所得稅の三十分の一に對してのみ附加稅を課し得べきものと判定した。

○稅務署長ガ營業出張所開設ノ事實ヲ知ラズシテ所得額ヲ決定シタル場合ニ於テハ出張所所在ノ府縣ハ之ガ所得ニ關シ其ノ府縣稅トシテ所得稅ノ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ(大一一、三、四、行)。

一五七八 市部と郡部と經濟を異にする府縣に於いて市部に互り營業所を定めて營業を爲す者の附加税歩合 一五七九 法人に對する所得税附加税の課税客體及課率

六二六

大阪市に本店を置き名古屋に支店を置いて綿絲販賣業を爲す者に對し、所得税の附加税を課するに當り、愛知縣知事と大阪府知事との協定に依り、其の歩合を定め、愛知縣に於いても其の歩合に依り所得税附加税を課した。是より先き大阪府知事は、稅務署から右の所得金額決定は専ら大阪市本店の營業に係るもので、名古屋市の營業所得は含まないといふ通知が有つたので、前の協定を取消す旨の通告を愛知縣知事に發した。愛知縣知事は其の取消に應ぜずして附加税を賦課した。争點は此の愛知縣に於ける賦課處分が適法なりや否やに在る。

行政裁判所は此の所得税附加税の賦課を違法なりとし、之を取消す旨の判決を與へた。而してそれは正當の判旨であらう。

一五六 市部と郡部と經濟を異にする府縣に於いて市部に互り營業所を定めて營業を爲す者の附加税歩合

○府縣が府縣制第四百十條ニ依り郡部ト市部ト經濟ヲ分別スル場合ニ於テ郡市ニ互リ營業所ヲ定メテ營業ヲ爲シ而モ所得税若クハ營業收益税ヲ分別シテ納メザル者ニ對シテ所得税附加税若クハ營業收益税附加税ヲ賦課スル場合ニ於テハ府縣制施行令第五十二條ニ基キ市部ト郡部トヲ二府縣ニ準ジ府縣知事ニ於テ市部及郡部雙方ノ利益ヲ考量シ所得税又ハ營業收益税賦課ニ關スル一切ノ事情ニ基キ本税額ノ歩

所も判旨に掲げたやうな理由を以て之を違法なりと判定した。

(評釋) 二府縣に互り營業所を定めて營業を爲す場合に府縣税として課すべき國稅附加税の割合に付いては、府縣制第八八條に依り關係府縣知事の協議に依つて定むべきものとせられて居り、市郡經濟を異にする場合も施行令第五十三條に依り此の例に準ずるのであるが、唯本件の場合に特有な事柄は、(一)二府縣に互る場合であれば、關係府縣知事の協定が市町村をも拘束し、市町村に於いても其の協定に依る歩合に従つて市町村稅附加税を課せねばならぬのであるが(市制町村制施行令第四十條第四項)、本件の場合には同府縣内の市郡に互つて營業して居る場合であるから、市制町村制施行令第四十條第一項に依つて、市町村稅たる附加税に付いては關係市町村長の間で獨立して其の歩合を協定することが出来るのであり、隨つて縣稅たる附加税に付いての歩合と市町村稅たる附加税に付いての歩合とが相一致しないといふ變態を生ずる。(二)それに加ふるに、本件の場合には該當すべきものが形式上市稅として賦課せられ、而もそれは實質上は縣稅に該當するに拘らず縣稅附加税に付いて定められた歩合に依らず、市稅附加税に付いて定められた歩合に依つて賦課せられるといふ變例が生ずる。此の二の點が本件の争を生じた原因である。

それは縣稅に付いての歩合と市町村稅に付いての歩合とが一致しないことから生じた結果で、此の二の歩合は本來一致せねばな

合ヲ定ムベキモノトス。
府縣制施行令第二十八條ニ依り市部ニ屬スル部分ニ賦課スベキ府縣費ヲ市ニ分賦シ市ニ於テ關係町村長ト本税額ノ歩合ヲ協定シ之ニ基キ市稅ヲ賦課シタル場合ニ於テハ府縣ハ既ニ市部ニ於テ右ノ歩合ニ依リ府縣費ヲ賦課シタルモノナルヲ以テ知事ガ郡部ニ對シ府縣稅タル所得税附加税若クハ營業收益税附加税ヲ賦課スルニ付テハ市稅賦課ノ標準タル本稅ノ歩合ヲ變更セシムレバ格別然ラザル以上市稅賦課ノ標準ト爲シタル本税額ノ歩合ヲ控除シタル殘額ノ歩合ヲ標準トスベキモノトス(昭五、八、五、行)。

兵庫縣で郡部のM村に工場を有し、神戸市に本店を有する某會社が本稅の所得税及營業收益税は分別せずして納めて居る。之に對する附加税に付いて、市稅及び町村稅に關しては神戸市長とM村長との間の協定が有つて、昭和二年九月から三年二月に至る事業年度に付き神戸市は本税額一千に對し八百十三、M村は一千に對し八百七十七の歩合を以てすることに定められた。縣稅附加税に關しては、之に反して神戸市には全く縣稅を課せず縣費の全部を市に分賦する例となつて居り、而して郡部經濟に屬する縣稅として、同じ事業年度に付き縣では本税額一千に對し七百九十七の割合を以て附加税を賦課した。

此の縣稅の賦課を違法なりとするのが原告の主張で、行政裁判

所も判旨に掲げたやうな理由を以て之を違法なりと判定した。
不合理が存するのである。それであるから判決は結果に於いて正當であつて、若し縣知事が神戸市長とM村長との間に協定せられた歩合を以て違法であるとするならば、之を取消し又は其の改訂を命ずることが必要であり、若し之をそのまま許容するならば、縣稅の賦課に付いても亦同じ歩合を以てしなければならなかつたのである。市長と村長との協定歩合をそのまま許容しながら、獨り縣稅に付いて之と異つた歩合を以てし、其の結果實質に於いて重複課税を生ずるに至つたのは明に違法である。

一五九 法人に對する所得税附加税の課税客體及課率

○法人ニ對スル所得税附加税ハ本稅ヲ標準トシ其ノ稅額ヲ定メテ賦課スルモノナレドモ其ノ客體ハ本稅ト同じク各事業年度ノ所得ナリト認ムベキガ故ニ其ノ納稅義務ノ有無及範圍ハ本稅ト同時ニ定マルベキモノト解スルヲ相當トス。
從テ各事業年度終了ノ日ノ屬スル年度ノ現行法令ヲ適用シ其ノ年度ノ課率ニ依リ賦課セザルベカラズ(昭四、四、一一、行)。

法人に對する所得税は往々所得金額の決定に手間取り、年度を過ぎて二三年の後に始めて其の決定を見ることが有る。本稅が決つてからでなければ附加税を課することが出来ないのは勿論であ

るから、此の場合には、所得の有つた事業年度より數年の後になつて始めて所得税附加税を課することとなり、隨つて課税當時に於ける税率の定めは、當該事業年度に於ける税率の定めとは甚だ異なつて居ることが多い。隨つて其の何れの税率を適用して附加税を課するのが正當であるかに付き疑を疑を生ずる。

本件判決は此の問題に付き解決を與へて居るもので、福岡縣で門司市の株式會社に對し大正十一年十月一日から大正十二年九月三十一日に至る事業年度の所得税を基礎として昭和二年度に本税決定當時の税率を適用して附加税を課し、又若松市の株式會社に對し同様の處置を取つたのに對し、行政裁判所は何れも之を違法として取消すべきものと判定したのである。

縣參事會の主張は、本税たる國稅額の確定する時が附加税たる納稅義務の成立する時であるから、其の時に效力を有する税率に依つて附加税を課するのが當然であるといふに在つたが、行政裁判所は之を採用せず、法人に對する所得税は該法人の事業年度毎に其の所得に對して賦課するもので、其の所得は事業年度の終了と共に實質的には確定するもので、隨つて其の納稅義務の有無及其の範圍は該事業年度に於ける法律に依つて定めねばならぬ、而して、此の點に於いて附加税も同一であると曰ひ、所得税附加税も所得の屬する事業年度に於ける税率に依つて課せねばならぬものと判定した。

次に掲ぐる判決も何れも同趣意に出づるもので、其の他同様の

リ該附加税ノ税率亦其ノ事業年度終了ノ日ノ屬スル會計年度ノ率ニ依リ定マルモノニシテ之ニ依リ賦課スベキモノトス(昭五、五、三、行)。

(評釋) 判旨正當であると思ふ。總て國稅附加税の課税物件は本税の課税物件と同一であつて、唯其の課税標準に付き本税額を標準と爲すに止まる。本税を課税の客體と爲すのではない。

一五八〇 年度の中途に他縣に轉住したる者の所得税附加税

○府縣制第七七條ニ依レバ時ヲ異ニシテ住所ガ府縣内外ニ涉ル者ノ勤勞所得ニ對シ其ノ新舊住所々在ノ府縣ニ於テ各其ノ所屬年度所得税附加税全額ヲ賦課スルハ同法ノ法意ニ非ザルコト明ニシテ、此ノ場合ニ於テハ納稅義務ノ發生シタル翌月初ヨリ(納稅義務ガ月初ヨリ存シタルモノニ在リテハ其ノ月初ヨリ)其ノ消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スル法意ナリト解スルヲ條理上當然ナリトス(昭四、七、二、三、行)。

從來仙臺市に住所を有つて居た原告は、昭和三年六月七日に岡山市に移住した。然るに仙臺市長は昭和三年七月二十六日に原告に對し、昭和三年度宮城縣稅附加税上半期分若干圓を賦課した。是が適法であるや否やが本訴の争點である。

判例は尙尠くない。

○法人ニ對スル所得税附加税ハ本税ヲ標準トシテ其ノ税額ヲ定メ賦課スルモノナレドモ其ノ客體ハ本税ト同ジク各事業年度ノ所得ナリト認ムベキガ故ニ各事業年度終了ノ日ノ屬スル年度ノ現行法令ヲ適用シ其ノ年度ノ課率ニ依リ賦課スベキモノトス。

縣稅賦課規則ニ於テ本税決定ノ日ノ屬スル年度ノ課率ニ依リ所得税附加税ヲ賦課スル旨ヲ定メタル規定ハ課税ノ客體タル所得ノ生ジタル日ノ屬スル年度ニ非ザル後ノ年度ニ於テ定メタル課率ニ依リ賦課スルモノニシテ違法ナリ(昭五、四、八、行)。

○法人ノ所得税ニ對スル府縣稅附加税ヲ本税ノ決定又ハ賦課ノ日ノ屬スル會計年度ノ税率ニ依リ賦課スルトキハ本税ノ決定又ハ賦課ノ日ノ屬スル會計年度ヲ異ニスルニ從ヒ種ノ税率ニ依リ賦課スルコトト爲リ負擔ノ公平ヲ失スルノミナラズ本税ノ對象タル所得ヲ對象トシ本税ノ税額ヲ標準トシ一定ノ税率ニ依リ賦課スルヲ本質ト爲ス附加税ノ本質ニ反シ府縣稅ニ附加税ヲ認メタル法意ニ反スルモノトス。法人ノ所得税ニ對スル附加税ハ其ノ對象タル所得及其ノ課税標準タル本税額ガ法人ノ各事業年度ノ終了ト同時ニ定マ

行政裁判所は、斯かる場合に付き法律に別段の規定は無いが、住所の移轉と共に勤勞所得に付いての所得税附加税の納稅義務は消滅するのであるから、月割を以て賦課するのが當然であると判定した。

一五八一 貯蓄銀行に對する營業收益税附加税の基準額

○貯蓄銀行業ヲ營ム者ニ對スル營業收益税ノ附加税ハ貯蓄銀行法第二十二條ニ依リ免除セラレタル殘餘ノ税額ヲ標準ト爲スベキモノトス(昭四、七、一、三、行)。

貯蓄銀行法第二十二條には、「貯蓄銀行業ヲ營ム者ニハ其ノ納付スベキ營業收益税額ノ二分ノ一ヲ免除ス」とある。争點は此の免除規定が本税たる營業收益税のみに適用せらるるや又は附加税もそれに伴うて共に二分の一を免除せらるるやに在る。

縣參事會の側には、災害地地租免除法に依り地租を免除せられた者が從來本税のみを免除せられて附加税に付いては免除の利益を受けないものと解釋せられて居る例を引き、貯蓄銀行の場合も同様に解釋すべきものと主張したが、行政裁判所は之を排し附加税は本税を標準として賦課せらるるものであるから、法律に別段の定め無い限り、本税が二分の一を免除せらるるならば其の免除せられた額を標準として附加税を課すべきものであると判定した。

(評釋) 判旨正當と思ふ。災害地免租の場合でも恐らくは反對の解釋を容るべきではないであらう。

○營業收益稅法第十條第二項ニ依リ資本利子稅ノ控除セラレタル營業收益稅ノ二分ノ一ニ相當スル額ノ免除ヲ貯蓄銀行法第二十二條ノ規定ニ依リ受ケタル貯蓄銀行ニ對スル營業收益稅附加稅ハ資本利子稅額ヲ控除セザル營業收益稅額ノ二分ノ一ニ相當スル額ヲ課稅標準トシテ賦課スベキモノトス(昭六、三、五、行)。

貯蓄銀行に對する營業收益稅附加稅が二分の一を免除せられた本稅額を標準とすべきことは前の判決に於いて示されて居る所であるが、唯營業收益稅法第十條第二項には

法人カ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額又ハ資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス

とあり、而も地方稅制限に關する法律第二條第二項には營業收益稅附加稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ資本利子稅ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス

といふ規定が有る。是に於いて其の控除せられた資本利子稅に付いては、其の全額を標準額に加へ得るや又は是も二分の一を免除せらるるものと見て標準額に加ふべきやの疑問を生ずる。

行政裁判所は後の見解を正當として判定したのであつて、判旨正當と思ふ。

○營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ資本利子稅額ヲ控除セラレタル結果現實ニ營業收益稅ヲ納付スルコトナキニ至リタル貯蓄銀行ニ對スル縣稅營業收益稅附加稅及縣稅都市計畫特別稅營業收益稅割ハ何レモ資本利子稅額ヲ控除セザル營業收益稅額ノ二分ノ一ニ相當スル額ヲ課稅標準トシテ賦課スベキモノトス(昭六、六、二、行)。

是も同じ趣意に出て居るもので、唯此の場合には本稅たる營業收益稅は皆無となつたのであるが、同じ原則の適用に依り控除せられた資本利子稅額の半額だけを標準として附加稅を課するのである。

第二節 府縣稅營業稅

一五八二 國稅營業稅不徵收期間の營業者に對する地方稅營業稅の賦課

○明治四十一年法律第三十七條第二條ノ「營業稅ヲ納ムル者」トハ現實國稅營業稅ヲ納ムルノ義務ヲ有スル者ヲ指スモノト解スルヲ相當トス。

營業稅法第二十一條第二項ノ營業稅不徵收期間ニ於ケル營

趣意ではないとして居るのである。

現行の地方稅に關する法律第十四條には

營業稅ハ營業收益稅ノ賦課ヲ受ケザル營業者及營業收益稅ヲ賦課セザル營業者ヲ爲ス者ニ之ヲ賦課ス

とあつて、營業收益稅を賦課せざる營業を爲す者と本來之を賦課する營業を爲す者で而も其の賦課を受けない者とを區別して規定して居り、而して營業收益稅の不徵收期間に在る營業者は疑もなく後者に相當するのであるから、現行法の解釋としても判旨正當と認めねばならぬ。

次の二の判例も同じ趣意に出て居る。

○營業稅法第二十一條第二項ノ徵收猶豫期間内ノ營業者ニ對シ市稅特別營業稅ヲ賦課スルモ違法ニアラズ(大九、二、二、四、行)。

○營業稅法第二十一條第二項ノ營業稅不徵收期間内ニ於ケル營業ニ對シ縣稅營業稅ヲ賦課スルモ明治四十一年法律第三十七條第二條及ビ明治三十三年太政官布告第十七號第一條ニ違反スルモノニアラズ(大九、三、四、行)。

一五八三 國稅營業稅を免除せられたる者に對する地方稅營業稅の賦課

○營業稅法(舊)第二十九條ノ規定ハ同法ニ依リ營業稅ヲ賦課セラレタル者ニシテ其ノ營業上缺損ヲ生ジタル場合ニ於

業者ハ現實納稅ノ義務ヲ有セザルモノト解スベキガ故ニ其營業ニ對シ府縣其他ノ公共團體ニ於テ課稅ヲ爲スモ明治四十一年法律第三十七條第二條ニ違背スル所ナシ。
明治三十三年太政官布告第十七號第一條但書ニ「國稅アルモノ」トアルハ現實國稅ヲ納ムル義務アルモノノ謂ニ外ナラザルモノトス(大七、六、七、行)。

明治四十一年法律第三十七條地方稅制限に關する法律第二條は現行の形に於いては

北海道府縣其ノ他ノ公共團體ハ左ノ制限以内ノ營業收益稅附加稅ヲ課スルノ外營業收益稅ヲ納ムル者ノ營業ニ對シ課稅スルコトヲ得ス

となつて居り、而して營業收益稅法第八條には勅令ヲ以テ指定スル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ營業ヨリ生スル純益ニ付營業收益稅ヲ免除ス

とある。隨つて現行法の下に於いても、此の規定に依り三年間營業收益稅を免除せられて居る者に對し、府縣に於いて營業稅を課し得るや否やの疑を生じ得る。

それであるから本件判決は舊法の下に於けるものであるが、現行法にも適用せられべきもので、それは三年間國稅としての營業稅を免除せられて居ても、それが爲に地方稅をまでも免除する

テ其ノ營業税ヲ免除スベキコトヲ定メタルモノニシテ該營業ニ對シ地方税ヲ賦課スベカラザルコトヲ定メタルモノニ非ズ。

地方税制限ニ關スル法律第二條中「營業税ヲ納ムル者」トハ現實ニ國税ノ營業税ヲ納ムル義務ヲ有スル者ノ謂ニシテ營業税法第二十九條ニ依ル營業税全額ノ被免除者ハ現實ニ國税ノ營業税ヲ納ムルノ義務ヲ有セザル者ナルヲ以テ當該營業ニ對シ地方税商業税ヲ賦課スルモ違法ニ非ズ(昭二、三、三、行)。

舊營業税法第二十九條には其の年の營業利益が營業税額に達しない場合には營業税を免除する旨の規定が有り、又一方には地方税制限に關する法律第二條には「營業税ヲ納ムル者」には其の附加税の外地方税として營業に課税するを得ないものとする規定が有る。本件は營業税を納むる營業者が或る年の營業成績に缺損を生じたが爲に其の年の營業税の全額を免除せられたが、それに對し北海道地方税として商業税を課した事件で、行政裁判所は之を適法なりと判定したのである。

(評釋) 判旨不當であると信ずる。

租税の免除は課税除外とは異なり、初より納税義務なきものとせられて居るのではなく、納税義務を課せられて居る者が擔税力を失つたが爲に其の義務を免除せらるるのである。それは國家に

物品販賣業で國税としての營業收益税を課せられて居らぬものは、府縣税としての營業税を課し得べきものであるが、併し「自己ノ收穫シタル畜産物ヲ販賣スルモノ」は特に營業場を設けて居らぬ限り課税するを得ないものとせられて居る。本件の養鶏業者に對しては縣では業として多數の鶏を飼養して之を販賣して居るので、其の居宅又は鶏舎が即ち營業場であるとして之に營業税を課したが、行政裁判所は之を違法として判定した。

○營業收益税法第七條第七號但書ニ依リ物品販賣業トシテ營業税ヲ課スルニハ其ノ販賣ノ爲ニ特ニ營業場ヲ設ケテ之ヲ爲スモノナルヲ要ス(昭七、七、五、行)。

是も前と同趣意の判決で養鶏業者で特に營業場を設けて居らぬものには營業税を課することを得ないことを判示して居るのである。

地方税ニ關スル法律施行規則第三條第一項には「營業收益税法第七條ノ規定ハ營業税ノ賦課ニ之ヲ準用ス」とあり、而して營業收益税法第七條には「左ニ掲ケタル營業ノ純益ニハ營業收益税ヲ課セス」とあつて、其の第七號に「個人ノ自己ノ收穫シタル農産物、林産物、畜産物若ハ水産物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク」とある。随つて養鶏業者に對し營業税を課し得る爲には、特に營業場を設けて販賣して居るものでなければならぬ。本件に於いて縣では「原告ハ飼料貯藏場兼配合所ニ於テ荷造發送ヲ爲シ或ハ住宅ノ一部ニ於テ小賣販

依つて公に擔税力なしと認定せられたもので、それに對して地方税を課することは法律の認容する所とは認め難い。

○明治四十一年法律第三十七號地方税制限ニ關スル法律第二條第一項ニ所謂「營業税ヲ納ムル者ノ營業」トハ營業税ヲ納ムベキ者ニシテ營業税法(舊)第二十九條ニ依リ營業税全部ヲ免除セラレタルモノノ營業ヲモ包含スルノ法意ニシテ該營業ニ對シテ爲シタル大正十五年分地方税營業税ノ賦課ハ違法ナリ(昭四、七、九、行)。

(評釋) 是は前の判決とは趣意に於いて正反對であつて、判決には別に判例を變更することを明言して居らぬが、それは正しく判例を覆へしたものである。而して此の判例の變更は正當と思はれる。

一五八四 地方税營業税を課せらるべき營業

○養鶏ヲ爲シ因テ生産シタル生卵又ハ鶏ヲ販賣スル營業ハ德島縣稅賦課徵收規則第三十條第五號ニ規定スル自己ノ收穫シタル畜産物ノ販賣業ニ該當スルモノトス。

養鶏業者ガ其ノ居宅又ハ鶏舎ニ於テ其ノ生産シタル生卵又ハ鶏ノ販賣ヲ爲シ特ニ店舗其ノ他販賣ノ爲ノ設備ヲ有セザルトキハ其ノ販賣ハ同號但書ニ所謂特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣ニ該當セザルモノトス(昭七、四、七、行)。

賣ヲ爲シ之ニ關スル帳簿ヲ備付ケ居ルモノニシテ其ノ飼料貯藏場兼配合所ハ原告ガ…其ノ一部ヲ販賣ノ爲ニスル場所トシテ使用スル意思ヲ以テ建設シタルモノト解スルヲ正當トス」とし、營業場を設けて居るものであると主張したが、行政裁判所は之を容れず特に營業場を設けて居るものではないと爲し、其の課税を違法なりと判定した。

(評釋) 「特ニ營業場ヲ設ケテ爲ス販賣」といふ所謂「營業場」とは何を謂ふかは、頗る明瞭を缺いて居るが、必ずしも其の販賣の爲のみに特別な店舗を設けて居ることを要する意味に解すべきではないであらう。單に住宅の空地の一部を利用して養鶏を爲して居るのではなく、別に養鶏場を設けて多數の鶏を飼育し、鶏及鶏卵の販賣を業として居るものであれば、物品販賣業として課税せらるべき適格を備へて居るもので、之を課税から除外すべき理由は無いと思ふ。即ち特に養鶏場を設けて居る場合は法律の所謂「特ニ營業場を設けて居る場合に該當するもの」と解して然るべきであらう。此の意味に於いて私は判決の趣旨に反對する。

第三節 家屋税

一五八五 家屋税の課税物件

地方税ニ關スル法律第九條 家屋税ハ家屋ノ賃貸價格ヲ標準トシテ家屋ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第一條 大正十五年法律第二十四號第九條ノ家屋トハ住家、倉庫、工場其ノ他各種ノ建物ヲ謂フ

○鶏舎ハ假令鶏舎トシテハ永久使用ノ目的ヲ以テ建設シタリトスルモ、東京府郡部府税賦課規則第十九條ニ「堀立假小屋ノ類」トアルニ相當シ、家屋税賦課ノ目的物トナルモノニ非ズ(大三、三、九、行)。

是は舊法時代の判例で、現行法に適用し得るや否やは疑問であるが、相當堅牢に建造せられて居る鶏舎に家屋税を賦課したのに対して、鶏舎は家屋税の課税物件ならずと判示せられたのである。現行法の解釋としては、家屋たるものと解すべきであらう。

○郵便官署ニ貸與シ其ノ全部ガ郵便局舎トシテ使用セラルル建物ハ私人所有ノモノト雖モ郵便法第七條第二項ニ所謂郵便専用ノ物件ニ該當シ之ニ關シ市税ヲ賦課スルコトヲ得ザルモノトス(昭七、一〇、一一、行)。前出二一〇三號參照。

○高架鐵道ガード下ヲ鐵道省ヨリ借受ケ之ニ一般家屋ト同様ノ效用ヲ爲スベキ設備ヲ土地ニ定著シテ施工シタルモノハ地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第一條ニ所謂建物ニ相當ス。

東京府市部市税賦課規則第十二條ノ五ニ依リ其ノ取得ニ府税雜種税不動産取得税ヲ賦課セラルベキ建物モ之ト同一ノ

タル權利ヲ取得ス」とあるが、其の所謂競落の時期とは、大審院の判例に依れば、競落の許可決定が確定し競落人が代金の全額を裁判所に支拂つた時と解して居り、又それが正當の解釋でなければならぬ。許可決定の言渡が有つても未だ抗告中で確定せず、其の代金を支拂はないのに、既に所有權が競落人に移ると見るのは不合理である。隨つて判旨養成し難い。

(11)

○民法第七十七條ニ不動産ニ關スル物權ノ得喪變更ハ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルヲ得ザル旨ヲ規定セル所謂登記ハ本登記ヲ指スモノト解スベキガ故ニ家屋ノ賣買アリタル場合ニ所有權移轉ノ假登記アルモ未ダ本登記ヲ爲サザル以上舊所有者ニ對シテ爲シタル家屋税ノ賦課ハ違法ナリト云フヲ得ズ。

敷地所有者ニ移動アリ地租附加税ヲ賦課シタル事實アルモ該事實ハ地上家屋ニ對スル家屋税ノ賦課ニ關係ヲ及ボスベキモノニ非ズ(昭四、三、三〇、行)。

一五八七 年度中に家屋の譲渡ありたる場合の家屋税

○大正二年東京府令第六號東京府郡部府税賦課規則(昭和二年東京府令第三十四號ニ依リ改正)第十八條第一項ノ規定(家

意義ニ解スベキモノトス。

右ノ建物及其ノ取得ニ付キ府税雜種税不動産取得税及家屋税ヲ賦課セラレタルハ違法ニ非ズ右ノ建物ハガード下地坪ノ全部ニ互リ築造セラレタルモノナルガ故ニ其ノ總地坪ヲ建物ノ坪數トシテ其ノ課税標準ヲ算出シタルハ違法ニ非ズ(昭七、一一、二四、行。昭七、一一、二二、行)。

一五八八 家屋税納税義務發生の時期

(1)

○競賣法第二條第一項「競買人ハ競落ニ因リテ競賣ノ目的タル權利ヲ取得ス」ニ所謂競落トハ競落許可決定ヲ指稱スルモノトス。

競賣法ニ依リ建物ニ付キ競落許可決定ヲ受ケタル者ハ建物臺帳ノ登録、所有權移轉ノ登記及競落代金ノ納入ヲ竣タズ大阪府市部府税賦課規則第十九條及第二條ニ依リ競落許可決定ノ時ヨリ家屋税ノ納税義務アルモノトス(大九、六、二八、行)。

○競賣法第二條第一項ニ所謂競落トハ競落許可決定言渡ヲ指稱スト解スベキモノトス(昭六、一〇、三〇、行)。

(評釋) 競賣法第二條には「競買人ハ競落ニ因リテ競賣ノ目的

屋税ハ毎年四月一日現在ノ家屋ニ基キ之ヲ賦課スルハ家屋税ノ賦課期日ヲ毎年四月一日トシ同日ニ於ケル家屋ノ所有者ニ其ノ家屋税ノ年額ヲ賦課スベク、同條第二項ノ規定ハ家屋税ハ其ノ年額ヲ平分シテ二期ニ徴收スベキコトヲ定メタルモノト解スベキモノトス。

東京府税家屋税ノ賦課期日タル四月一日ニ於ケル家屋ノ所有者ガ其ノ賦課期日後其ノ家屋ヲ他人ニ譲渡シタル場合ニハ四月一日ニ於ケル家屋ノ所有者ニ當該年度分ノ家屋税全額ヲ賦課スベク讓受人ニ對シテハ當該年度分ノ家屋税ヲ賦課スベキモノニ非ズ(昭六、一一、二六、行)。

七月十四日に家屋を競落に因り取得し、十月十四日に之を他に轉賣した者に對し、後半期分の家屋税が賦課せられた。争點は四月一日の現在に依り一年分の家屋税が定めらるるか、又は家屋税は二期に分つて徴收するのであるから、後期分の家屋税は後期の初日即ち十月一日の現在に依つて定まるかに在る。行政裁判所は専ら東京府の賦課規則の條文の文字を根據とし、前の見解を正當とし、之に對する家屋税の賦課を違法として判定した。

(評釋) 判旨養成し難い。

家屋の譲渡の場合に於ける家屋税の賦課に付いては、地方税ニ關スル法律施行ニ關スル勅令」の中にも別段の規定はなく、隨つて各府縣の賦課規則に依つて判断せらるべき事柄であるが、府縣

一五八八 家屋税の課税標準としての賃貸価格 一五八九 家屋税の課税標準としての賃貸価格の決定

の規則は必ずしも條文の文字が精撰せられて居るものとは認め難く、單に條文のみに依つて判断することは、往々不合理の結果を生ずる。本件の如き場合に於いても、若し判決に曰つて居るやうに、四月一日の現在に依つて一年分の納税義務が確定するものとすれば、それは非常な不合理で、極端な例を謂へば四月二日に他に譲渡したのも一日譲渡が後れただけで一年分の税を負擔せねばならず、讓受人は全然之を負擔しないといふ結果を生ずる。斯ういふ不合理は出來得る限り之を除くことが必要であるけれども、家屋税は月税ではないのであるから、前記勅令第六條のやうな特別の規定の無い限り當然月割になすべきものと解することは出來難いが、二期に分つて徴收するものである以上は、半期毎に其の義務者を定むることが、物税としての當然の要求と思はれる。随つて後期分の家屋税に付いて十月一日の現在に依つて賦課したのは適法と解すべきであらう。

一五六 家屋税の課税標準としての賃貸価格

○地方税ニ關スル法律第九條及同施行勅令第二條ニ所謂家屋ノ賃貸價格トハ家屋ノ賃貸料トシテ家主ノ收得スベキ通俗ニ所謂家賃ノ總額ヨリ家屋ノ敷地庭園等ノ賃貸料タル通俗ニ所謂地代ニ相當スル額ヲ控除シタル殘額ノ義ト解スベキモノトス(昭七、一二、二七、行)。

(評釋) 家屋税は家屋の賃貸價格を其の課税標準とする。家屋

(昭七、二、三、行)。

所得税の課税標準たる所得金額の決定とは異つて、家屋の賃貸價格の決定に付いては法律は別に告知を必要として居ないのである。

一五七〇 不均一の税率を以てする家屋税附加

税の賦課

○家屋税附加税ハ其ノ本税タル家屋税ト同ジク家屋ヲ課税ノ對象ト爲スモノナルヲ以テ本税ニ對シ不均一ノ税率ヲ以テ附加税ヲ課スル場合ニ於テモ家屋ヲ對象トスル課税タル本質ヲ脱離スルコトヲ得ザルモノトス。
同一ノ家屋ニシテ私法人ニ於テ使用スル場合ト自然人ニ於テ使用スル場合トノ間ニ税率ニ差異ヲ設ケテ家屋税附加税ヲ課スルハ家屋ヲ對象トスルモノニ非ズシテ人ヲ對象トスル課税タル性質ヲ附加シタルモノトナリ家屋税附加税ノ本質ヲ脱離シタルモノト謂ハザルベカラズ(昭六、一二、二六、行)。

北海道室蘭市で道廳長官の許可を得て昭和五年度に家屋税附加税の制限外及不均一賦課を爲すこととなり、それには「私法人ニ於テ使用スル營業用家屋ハ家屋税本税金一圓ニ付金十二圓二十錢其ノ他ノ家屋ハ家屋税本税金一圓ニ付金二圓六十五錢」といふ定であつた。此の定に基づき私法人に家屋を貸付けて居る家屋所有

一五八九 家屋税の課税標準としての賃貸価格の決定 六三六

の賃貸價格といふと一見家賃を意味するやうであるが、普通に所謂家賃は地代をも包含して居るもので、而して土地に付いては既に地租及其の附加税を課せられて居るのであるから、それに對し更に家屋税を重複課税することは法律の趣旨とする所とは認め難い。随つて本件判旨に於いて地代をも含めた家賃を以て課税標準としたのを違法と判定したのは正當で、即ち所謂家屋の賃貸價格は家賃の中から地代を除いたものを意味するのである。

一五九〇 家屋税の課税標準としての賃貸価格の決定

○家屋税ノ課税標準タル賃貸價格ノ不當ヲ理由トシテ家屋税ノ賦課ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(昭七、二、三、行)。

賃貸價格の決定が獨立な別箇の行政行為として別に異議申立の對象として定められて居るならば、其の申立の期間が過ぎて後其の不當なことを理由として、家屋税の賦課に對し異議の申立を爲すことは許されぬが、賃貸價格の決定は獨立して異議の申立を許されて居る事項ではなく、單に家屋税賦課の前提要件たるに止まるのであるから、其の不當を理由として租税の賦課に對し異議の申立を爲すことを妨げないのである。

○家屋税ノ課税標準タル賃貸價格ヲ決定シタル場合ニ之ヲ納税者ニ告知セザルモ同税ノ賦課ヲ違法ナリト爲スヲ得ズ

者に課せられた家屋税附加税に對し不服の訴が提起せられたが、行政裁判所は判旨の如き理由を以て、斯かる不均一の課税は假令道廳長官の許可を受けたとしても尙違法なりとし、私法人の使用する營業用家屋であつても一律に一圓に付二圓六十五錢の課率を以てすべきものと判定した。

(評釋) 判旨賛成し難い。

市が不均一の税率を以て附加税を課するのは、市制第一百七條に「直接國稅又ハ府縣稅ノ附加税ハ均一ノ税率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第六十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス」とある但書の規定を根據とするもので、而して此の規定に依り不均一の税率を以て附加税を課する場合の附加税は、必然に本税に比較して何等かの新なる性質を附加せられたものでなければならぬ。若し判決に謂つて居る如く、附加税は必ず本税と同じ性質のものであり、同じ課税客體に課せらるるものであるとすれば、不均一の税率は初より絶対に許されないものとならねばならぬ。法律が不均一の税率を以てすることを許して居るのは、本税の課税客體の中で其の一部分は本税とは異つた別箇の理由に因つて特に重率を課することを適當とするものが有る爲であり、而して別箇の理由が附加せらるる以上は、名は附加税とは謂ひながら性質に於いて本税と異つたものとなることは其の當然の結果である。

家屋税は其の本來の性質に於いて家屋を對象とする財産税であ

ることは勿論であり、普通の附加税も亦同じ性質を有するものであるが、併し特に許可を得て不均一の税率を以て附加税を賦課する以上は、本来の財産税の性質に収益税たる性質を加味し、營利法人が營業用を使用して居る家屋に付き特に重率を課することとしたとしても、之を違法なりとすべき理由は無いものと信ずる。判旨の如きは普通の附加税の性質を以て特に不均一の税率を許された場合をも律せんとするもので、市制第百十七條但書の規定を正解しないものと思はれる。

第四節 府縣稅雜種稅

第一款 船稅、車稅

一五九一 船稅の性質

(一) ○一定ノ年度ニ於テ船舶ヲ某縣沿岸ノ航行ニ配用シタルトキハ府縣制第百六條ニ所謂府縣内ニ於テ物件ヲ使用スルモノニ該當スルヲ以テ、之ニ對シ縣稅船稅ヲ賦課シタルハ正當ナリ。

高知縣營業稅雜種稅取締規則第二條ニ所謂定繫所ハ船舶航行ノ本據ヲ指スモノナルヲ以テ他ニ船籍港ヲ有スル船舶ニ

のを包含するものでない。何となれば所有者は其の所有權に對して既に物稅を課せらるるものであるのに、更に其の所有權の作用たる使用に對して同じ物稅を課せらるるのには、明に課稅の重複であるからである。

然るに判決には汽船會社が船舶を航行せしむるのには、府縣制第百六條に所謂物の使用であると爲し、船舶の所有以外に於いて獨立に府縣稅の課稅物件たり得べきものであるとして居る。是れは明に法律の解釋を誤つて居るもので、物稅の本質に反する。

判決には又他府縣に於ける納稅は府縣稅を違法ならしむる理由とならぬと曰つて居るが、是も穩當ならざる斷言である。等しく日本の國法の下に於ける府縣稅である以上は、國法が同一の課稅物件に對し二重に課稅を許すものではないことは、租稅法上の當然の原則である。故に他府縣に於いても同一課稅物件に對し既に課稅して居ることが立證せられるならば、裁判所は若しそれに拘らず係争府縣に於ける課稅が正當であることを判定する爲には、該他府縣に於ける課稅が違法のものであることを論定する必要がある。本件に於いて大阪府に於ける船稅の賦課の正當であることが疑を容れないとすれば、それと重複する高知縣の課稅が不當であることは、それだけでも明瞭である。

(二)

○船舶ノ如キ特殊ノ移動的用途ヲ有スル物件ニ付テハ一定ノ場所(定繫港、定繫港定マラザルトキハ所有者ノ住所地

付テモ亦其ノ適用アルモノトス。他府縣ニ於ケル納稅ノ事實ハ府縣制第百六條ニ基ク縣稅船稅ノ賦課ヲ違法ト爲スニ足ラズ(大ニ、九、二七、行)。

本件は大阪商船會社が、其の所有船舶を高知縣沿岸の航行に供して居たのに對し、高知縣に於いて雜種稅として船稅を課した事件で、會社は次の三の理由を以て之を違法なりと主張した。(1)右船舶は船籍港所在地たる大阪府に於いて所有せるものであるから、高知縣に於いて課稅し得べきものではない。(2)高知縣の稅則には船稅は船籍港又は定繫所の所在地で徵收すあつて、潮江村で徵收して居るが、同所には定繫所は無い。船籍港ある船舶は船籍港以外に定繫所あるべき筈は無い。(3)右船舶に付いては大阪府に於いて納稅して居るから、高知縣で課稅するのは二重課稅である。行政裁判所は判決要旨に示す如き理由を以て三點とも原告の主張を排斥し、其の課稅を適法なりと判定した。

(評釋) 判旨不當なりと信ずる。

船稅は言ふまでも物稅であつて、而して物稅は物の所有又は所有に準ずべき物の使用に對して課稅せられるものである。府縣制第百六條に「府縣内ニ於テ土地家屋物件ヲ所有シ若ハ使用スル者ガ其ノ土地家屋物件に對して課稅せられることを定めて居るのは即ち此の物稅を意味する。隨つて同條に所謂物の使用とは所有者以外の者が他人の所有物を借り受けて之を使用する場合を意味するのであつて、所有者自身が其の所有權に基づいて物を使用する

ノ港)ニ常在セザルモ物件稅ニ關スル規定ノ適用上苟モ其ノ賦課期日ノ屬スル課稅期間内ニ所有者ノ所在地ノ港ニ入港シタル事實アルトキハ其ノ賦課期日ニ於テモ其ノ地ニ於テ之ヲ所有スルモノト認ムルヲ相當トス(昭三、七、一九、行)。

國際汽船株式會社は神戸市に本店を有し、其の所有船舶は何れも神戸港を船籍港として居るものであるが、神戸市に於いて市稅特別稅として船稅を設け、大正十五年十月一日の現在に依り其の所有船舶五十五隻に對し大正十五年後半年期分船稅として一萬二百餘圓を賦課した。會社は之に對し、會社の船舶は神戸市に於いて之を所有するものでないといふ理由で不服の訴を起したが、行政裁判所は會社所有の船舶が内國に定繫港の無いものであることを承認し、唯會社の本店が神戸市に在ることから、當該課稅期間内に一回でも神戸港に入港したことが有れば、神戸市に於いて之を所有するものと認めねばならぬが、當該期間内に一回も入港しなかつたものは神戸市に於いて所有するものと爲すを得ないと曰ひ、所有船舶五十五隻の中入港したことのある二十三隻に付いての課稅を適法と爲し、其餘の二十二隻に對する課稅を違法として取消した。

(評釋) 判決が當該課稅期間内に一度でも入港したことが有るや否やに依つて船舶に課稅し得るや否やを分つ標準として居ることとは、甚だ不當である。

船稅は物稅であり、物稅は定著物に付いては物の所在地に依つ

て課すべきものであるが、船舶のやうな移動性の物件に付いては此の原則は適用せられ得ないので、物の所在地に依らず、物の根拠地に依つて課税せらるべきものである。判決が一度でも入港した船舶であれば課税し得るものとして居るのに反して、一度も入港しなかつたものは課税し得ないものと解して居るのは、尙所在地」といふ觀念に囚はれた結果で、一度も入港しなかつたのに之を其の港に現在するものとは如何にしても解し得ないとしたのであらう。併し若しさういふ考へ方を爲さば課税期間内に一度入港したからと謂つて其の港に現在するものと見るのは等しく無理な解釋でなければならぬ。

判決が定繋港が定まらない場合には所有者の住所地を以て船舶の現在地と看做すべきものとして居るのも不當である。船舶には船籍港の定が有り而して船籍港は即ち船舶の根拠地に外ならぬ。所有者の住所地如何は物税には無關係である。

それであるから、船税は第一には船舶の定繋港の所在地、若し定繋港が無ければ第二に船籍港の所在地に於いて課税し得るものと解するのが正當であつて、課税期間内に入港したことが有るや否やは敢て問ふ必要の無いものである。即ち本件に於いては神戸市に於いて神戸港に船籍を有する五十五隻の船舶に課税したのは總て適法であり、其の一部を取消したのは不當であると信ずる。

一五九三 船舶の主たる碇繋場所在地を定むべき標準

(評釋) 判旨正當とは信じ難い。

主たる碇繋場といふ語を文字通りの意義に解すると、主として碇を繋ぐ場所といふ意味のやうであるが、船舶のやうな移動性の物件に付いては其の現在する場所が何處であるかは、主たる碇繋場を判断する材料となるものではない。「主たる碇繋場」とは船舶の本據地といふのと同じ意味で、それは人に付いての住所の觀念に該當する。住所の觀念が居所又は現在所の觀念とは異なり、敢て現實に其の場所に現在することを要するのではなく、生活の本據として居ることに依つて定まり、一年中全部不在で一度も立寄らないでも尙必ずしも住所たることを妨げないと同様に、船舶の主たる碇繋場も一年中に何回入港したか何日間碇泊したかといふやうなことに依つて定まるものではない。判決が入港の回数や碇泊日数の多少に依つて之を判断しようとして居るのは全く標準を誤つたものである。

船舶の本據地は何處に在るかと謂へば、それは船舶が現に運輸の用に供せられて居らない場合に主として何處を碇繋の場所と定めて居るかに依つて定まる。航行の目的の爲に何處を出発點とし何處に寄港し、何處を到着港とするかといふやうなことは、其の本據地を定むる標準となり得るものではない。それは恰も人の住所を定むるにも、職業上の執務の場所が標準となるのではなく、寢食安息の場所が標準となり、自動車の本據地を定むるにも、その使用せられない間の定置場が標準となるのと同様である。本件

○船舶ノ主タル碇繋場ハ必ズシモ船籍地又ハ所有者ノ營業中心地等ニ依リテ定ムルコトヲ得ズ、現實ノ船舶碇繋ノ狀況ニ依リ定ムベキモノトス(昭六、七、二五、行)。

神戸棧橋株式會社所有の石炭運送用の船二十八隻に付き、從來神戸市に於いて船税を課して居たのが、昭和三年度から福岡縣で縣税として船税を課し、若松市に於いて船税附加税を課した。地方税ニ關スル法律施行規則第四條には船税は「主タル碇繋場に依つて賦課すべきものと定めて居る。因つて此等の船舶に付き主たる碇繋場が神戸港に在りや若松港に在りやが争となつた。

此等の船舶は何れも神戸港を船籍港となし、會社の營業の中心地は神戸市に在るのであるが、それは九州と阪神地方との間の石炭運送の爲に使用して居るもので、石炭積込の爲に若松市に出張所を設け其處で石炭を積込み、若松港を發して或は神戸港に寄港して大阪港に入港し、或は神戸港に寄港せずして大阪港に直航し、主としては大阪港に一部分は神戸港に石炭を陸揚する。陸揚が終ると修繕の爲に碇泊する場合の外、大阪港から通常神戸港に寄港し時としては寄航せずして若松港に回航する。昭和三年中に係争の船舶が若松港に入港した總回数百八十回碇泊日數二千八百七十六日であり、神戸港に入港した總回数は百五十一回碇泊日數は七百五十八日である。

此等の事實に基づき行政裁判所は係争船舶の主たる碇繋場は若松市に在るものと判定した。

係争の船舶が若松港で石炭を積込み其處を出発港として居るとしても、それは唯船舶の使用であつて、それに依つて主たる碇繋場を定め得べきものではない。反對に主たる碇繋場は不使用の場合に於ける碇繋場を其の標準となさねばならぬ。

唯多くの船舶に付いては之を不使用のままに存置すること少く絶えず活動の状態に置かれて居り、時として休航することが有つても、其の碇繋の場所が一定して居らぬことが有る。斯ういふ場合には碇繋の事實に依つては其の根拠地を判断し難いもので、其の場合には船籍港を以て其の根拠地と定めねばならぬ。船籍港は恰も人に付いての本籍地と相類似し、法律上に船舶の根拠地として公認せられて居るもので、反對の證據の無い限り、船籍港が即ち主たる碇繋場と推定せらるべきことは、恰も人の本籍地が反對の證據の無い限り其の住所と推定せらるるのと同様である。

本件に於いて、係争船舶が現に輸送の用に供せられない休航の場合に、主として何處を碇繋場として居るかは、判決の斷定して居らぬ所であるが、原告の側に於いては「積載貨物の陸揚を了れば即時出航の命令なき限り母港神戸港に歸港するを常とす」と曰つて居り、又「各隻一回の碇泊日數は若松港は平均十五日神戸港は平均二十二日である」と曰つて居る。殊に神戸港は船籍港であるから、主たる碇繋場は神戸港に在るものと解するのが正當と思はれる。

○本件船舶ノ主タル碇繋場が大連港ニ在リヤ三池港ニ在リ

一五九三 船舶の主たる碇繋場所在地に付き關係府縣に異議ある場合 一五九四 大連市に本店を有する會社の所有船舶に對する船稅 一五九五 自動車の定置場所所在地を定むべき標準

六四二

ヤニ付キ按ズルニ該船舶ハ大連市ニ本店ヲ有スル原告ノ所有ニ係ルト雖モ昭和三年十一月一日以後三井物産株式會社ニ賃貸シ同會社方之ヲ輸出入貿易ノ爲ニ使用セルモノニシテ原告ハ該船舶ノ運航ニ關シテハ何等ノ關係ヲ有セズ。而シテ其ノ航路ハ一定セザルモ三池港ニ於テ石炭雜貨ヲ積載シ香港新嘉坡マニラ方面ニ航行シ同方面及臺灣支那ノ各地ニ於テ鐵礦木材米穀砂糖等ヲ積載シテ内地各港ニ航行シ三池港ニ歸港スルノ航海ガ最モ多シ。此等ノ事實ニ依リ係争年度ニ於ケル本件船舶ノ主タル碇繋場ハ三池港ニ在リテ大連港ニナキモノト認ムルヲ相當トス(昭七、七、二一、行)。

(評釋) 本件判旨も船稅の本質に關する根本的の誤解に基づいて居るもので、等しく不當であると思ふ。

船稅は物の所有に對する課稅であつて、其の使用に對する課稅ではない。若し使用に對する課稅であるとすれば、本件船舶を使用して居る者は三井物産株式會社であることは判決の自ら確認して居る所であるから、其の課稅を受ける者も當然同會社でなければならぬ。然るに本件課稅を受けた者は所有者たる原告で、其の使用者に課稅せずして所有者に課稅するものとせられて居るのは船稅が物の所有に對する課稅であるからである。隨つて何所で船稅を課し得るかの問題も、何所で船を使用して居るかに關係なく、専ら何所で船を所有して居るかに依つてのみ判斷せられねば

ヲ得ザルノ法意ト解スベキモノニ非ズ(昭六、七、二五、行)。

H縣で某會社所有の船舶に對し、其の主たる碇繋場が同縣に在るものとして從來船稅を課し來つた。然るに昭和四年になつて、F縣では同じ船舶の主たる碇繋場が同縣に在るものと爲し、昭和三年度からはF縣で船稅を課することにした。H縣では同年度以後同稅を課さないやうにと交渉したが、H縣では之を拒絶した。爾來交渉を續けたが遂に協議が纏まらなかつた。然るにF縣では内務大臣の決定を求むることを爲さずして、直に右會社に對し船稅を賦課した。

是が適法であるや否やの争に付き、原告の側では、主たる碇繋場の所在地に付いて關係府縣の間に異議が有れば、内務大臣の決定を求めねばならぬもので、其の決定を求めないで直に重複して課稅したのは違法であると主張したが、行政裁判所は之を容れず、斯かる場合にも必ずしも大臣の決定を求めねばならぬものではないと判定した。

(評釋) 判決には別段理由を掲げて居らぬが、判旨正當である。決定の申請は恰も訴の提起と同様の性質を有するもので、必ずしも義務として爲さねばならぬものではない。

一五九四 大連市に本店を有する會社の所有船舶に對する船稅

○法令中船舶法ニ所謂日本船舶ニ限り雜種稅船稅又ハ船稅

第九類 財政 第三章 地方稅 第四節 府縣稅雜種稅

ならぬ。法律が主たる碇繋場を其の標準地として居るのも、其所を所有の場所と見るのであつて、使用の場所はそれとは何等の關係も無い別箇の問題である。然るに判決は何所で使用して居るかの點のみに依つて主たる碇繋場を定めんとして居るので、其の點に根本的の誤解が有る。使用の場所は年に依つてさまざまであつて一定して居らぬ。然るに今年は何所に何回入港したかといふやうなことに依つて課稅權を定めようとするれば、課稅權は年毎に動搖して極めて不定の状態に陥らねばならぬであらう。

それであるから、本件に於いても、反對の證據の無い限り船籍港を以て主たる碇繋場と認むべきもので、それは大連港に在るものと判定しなければならなかつたものと思ふ。

一五九三 船舶の主たる碇繋場所在地に付き關係府縣に異議ある場合

○大正十五年十一月二十七日大藏内務省令地方稅ニ關スル法律施行規則第四條第二項(主タル碇繋場ノ所在地ニ付關係府縣ニ於テ異議アルトキハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム)ノ規定ハ數府縣ニ碇繋場ヲ有スル船舶ニ對シ一ノ府縣ニ於テ既ニ船稅ヲ賦課セル以上他ノ府縣ニ於テ船稅ヲ賦課セントスル場合ニハ豫メ大藏内務大臣ニ主タル碇繋場所在地府縣ノ決定ヲ求ムル爲申請スルコトヲ要スルモノト解スベカラザルハ勿論同大臣ガ之ヲ決定シタル後ニ非ザレバ賦課スルコト

附加稅ヲ賦課スル旨ノ規定ナキニ依リ船舶ガ關東州大連市ニ本店ヲ有スル會社ノ所有ニ係リ船舶法ニ所謂日本船舶ニ非ザルノ故ヲ以テ該船舶ニ對スル船稅及其ノ附加稅ノ賦課ヲ違法ト爲スヲ得ズ。

右船舶ニ對シ關東州雜種稅規則ニ依リ適法ニ船稅ヲ賦課セラレタルノ故ヲ以テ同一年度ニ於テ之ニ府縣稅雜種稅船稅又ハ其ノ附加稅ヲ賦課スルハ違法ナリト謂フヲ得ズ(昭七、七、二一、行)。

日本船舶でなくとも、若し内地に於いて所有して居る場合言ひ換ふれば内地に主たる碇繋場を置いて居る場合には、内地に於いて課稅し得ることは當然である。此の場合に稅法の相違から重複課稅となることが有つても、それは別の法律に依つて支配せられて居る爲の已むを得ない結果と謂はねばならぬ。

唯問題は果して内地に主たる碇繋場が有るや否やの點で、判決は之を肯定して居るのであるが、それは首肯し難いことは別項に之を述べた。

一五九五 自動車の定置場所所在地を定むべき標準

○甲縣ニ主タル營業所ヲ有スル自動車運輸業者ガ乙縣ニ自動車ノ定置場ヲ有スルトキハ乙縣ニ於テ同所ニ定置スル自動車ニ對シ縣稅雜種稅ヲ課スルコトヲ得ベク、既ニ甲縣ニ於テ課稅ヲ受ケタルガ故ヲ以テ之ヲ違法ト爲スコトヲ得ズ

六四三

一五九六 毀損したる自轉車鑑札 一五九七 不動産取得税の課税物件として不動産取得

(昭三、一〇、三〇、行)。

佐賀縣の多良から大浦までの間に自動車運輸業を営んで居た者が大正十五年四月から長崎縣の諫早まで線路を延長し、諫早にも車庫を設けた。運輸に使用して居た自動車は四輛で、從來佐賀縣で車税を納めて居たが、大正十五年度から長崎縣でも其の中の第一二三號といふ一輛に對し、其の定置場が諫早に在るものとして車税を賦課した。

原告は之を重複課税であると爲し、諫早に車庫は設けてもそれは唯假泊所であり、定置場は四輛とも多良に在るものと主張したが、行政裁判所は一二三號の番號を付して居る一輛は諫早を基點として朝同所を出發し晩に同所に歸來して翌朝出發するまで同所の車庫に置かるるものであることの事實を認定し、隨つて諫早が主たる定置場であると爲し、長崎縣で之に車税を課したのを適法なりと判定した。

一五六 毀損したる自轉車鑑札

○奈良縣稅取締規則第十二條第二項ハ自轉車ノ鑑札ガ毀損ニ因リ無効ト爲ルモ其ノ自轉車ヲ全然鑑札ヲ受ケズ納稅セザルモノトシテ取扱フノ趣意ニ非ズト解スルヲ相當トス(昭四、一一、二、行)。

奈良縣で原告の雇人が自轉車を乗用して居る所を縣稅検査員が検査の結果其の鑑札を無効として押收し鑑札の再交付を受くる手

して居た(大三、四、二七。昭二、一二、二〇。昭二、一二、二七等)が、是は當時の法令の下に於いても、是認し得られない見解であつたと思ふ。遺産相續に因る取得に付いても同様で、それは前出一四九三號に於いて既に述べた。現行法に於いては「地方稅ニ關スル法律施行規則」第十二條に依り家督相續又は遺産相續に因る不動産の取得又は法人の合併に因る不動産の取得には課税するを得ないことを明文を以て規定して居るので、もはや此の點に付いて問題を生ずべき餘地は無くなつた。舊法の下に於ける判例で現行法にはもはや適用の無いものは總て之を除き、舊法の下に於ける判例で現行法にも適用せられべきもの及び現行法の下に於ける判例のみを左に掲げる。

一五七 不動産取得税の課税物件としての不動産取得

(一) 建築に因る取得

○自己ノ計算ニ於テ家屋ヲ建築セル者ハ其ノ完成ニ依リ家屋ノ所有權ヲ取得ス。

登録稅法第二條ニ所謂不動産ノ取得トハ登記原因ガ所有權ノ移轉ニ在ルモノニシテ所有權ノ保存トハ其ノ登記原因ガ權利取得原因ノ如何ヲ問ハズ既ニ有スル權利ノ保存ニ在ルモノト解スベク、該規定ハ登記原因ニ依ル區別ニ止マリ之ニ依リ建築ニ因ル建物所有權ノ取得ハ保存ニシテ取得ニ非

續を爲すべきことを命じたが、其の後になつて縣知事は原告に自轉車稅檢分金五圓を賦課した。

原告は自轉車稅は既に一たび納付したので、二重に課税せらるべき理由は無いと主張し、縣知事の側では鑑札は納稅の證據として自轉車に固著せしめてあるのに、切斷した無効の鑑札を卷付けて居たのは、他の自轉車の鑑札を取り付けた證據で納稅しなかつたものと認むるの外は無いと主張したが、行政裁判所は縣知事の主張を採用せず、鑑札が毀損して無効となつたからと謂つて直に納稅しなかつたものと推定するを得ないと爲し、原告の勝訴を宣告した。

第二款 不動産取得税

不動産の取得に對する課税は從來或は府縣稅雜稅或は市町村稅特別稅として、多くの府縣又は市町村に於いて、不動産取得稅又は歩一稅の名を以て定められて居たが、大正十五年に地方稅ニ關スル法律及其の施行勅令が定められて、昭和二年度から實施せらるるに至り、不動産取得稅は法律に依り統一的に府縣稅雜稅として規定せらるるに至つた。各府縣又は市町村に於いて獨立に之を規定して居た間は、其の規定は區々であつて、それが爲に屢法律上の争を生じた。就中最も多く問題となつたのは、會社の合併又は遺産相續に依る不動産の取得も課税の目的となり得るや否やの點に在つた。判例は會社の合併に依る取得の場合も等しく課税せらるべきものと解

ズト爲スヲ得ズ(昭六、一二、三、行)。

不動産取得稅が府縣又は市町村に於いて定められて居た間は、往々不動産取得稅と建物建築稅又は家屋建築稅とを區別して規定して居たものが少くなかつたが、地方稅ニ關スル法律及び其の施行令に依り不動産取得稅が統一的に規定せらるるに至つて、家屋の建築も不動産取得の一の場合として其の中に合せ含められ、等しく不動産取得稅を課せらるるものとなつた。今日の不動産取得稅が建築に因る取得の場合にも賦課せらるるものであることは更に疑が無い。本件に於いて、原告は登録稅法に「所有權ノ取得」と「所有權ノ保存」とを區別して居るのを引用して、建築の場合の登記は保存登記であつて、取得登記に屬しないことを理由として、不動産取得稅の適用に付いても、建築の場合は所有權の取得には屬しないと主張したが、登録稅法に謂ふ「取得」と「保存」との區別は登記原因の區別であつて、それは不動産取得稅に適用せられべきものでないことは明白で、判決が之を排斥して居るのは當然である。

(二) 親族間の不動産贈與

○不動産贈與ノ場合ニハ相續稅法第二十三條ノ適用ナク相續稅ヲ賦課スルコトヲ得ザルモノトス、從テ同法第二十六條ハ不動産贈與ノ場合ニ不動産取得稅ヲ賦課スルコトヲ禁ズルモノニ非ズ(昭三、一〇、一六、行)。

父から不動産の贈與を受けたのに對し不動産取得稅を課せられ

一五九八 不動産取得税の課税価格 一五九九 不動産取得税賦課権の消滅時効開始時期
一六〇〇 漁業税の性質、漁業税附加税を課し得べき町村

六四六

たので、それは相続税法第二十三條に所謂親族贈與として相続税を課せらるべきものであるから、不動産取得税を課し得べきものではないといふ理由で、不服の訴を起したが、併し相続税法第二十三條には明に「不動産及船舶以外ノ財産ニ付爲シタル贈與」云々と規定して居り、不動産の贈與に付いては其の適用の無いことは明白であるから、行政裁判所が之を理由なしとして棄却したのは當然である。

(三) 共有者の持分の放棄

○所有権共有者ノ一人が其ノ持分ヲ拋棄シタルトキハ民法第二百五十五條ニ依リ他ノ共有者が該持分ナル所有權ヲ取得スルモノトス(昭七、二、五、行)。

AとBとの共有であつた土地に付いて、Bが其の持分を放棄したので、Aが縣稅不動産取得税を課せられた。Aは之を不動産の取得ではないとして出訴したが、從來二分の一だけの持分を有つて居た者が完全な所有權を取得すれば、等しく不動産の取得たることは勿論であるから、それが棄却せられたのは當然である。

(四) 名義上自己の名に於いてし眞實は他人の代理として爲したる不動産取得

○山林ノ入札竝賣買契約書ニハ代理人タルコトノ記載ナキモ甲ハ他人ノ代理人トシテ入札竝契約ヲ爲シ且賣主ニ於テ該賣買契約ヲ爲スニ當リ契約書ノ買受名義人タル甲ハ他人

ノ代理人ナルコトヲ知リタル場合ニ於テハ契約書ノ買受名義人タル甲ニ對シ山林ノ所有權ヲ取得シタリトシテ縣稅雜種稅不動産取得税並町村稅雜種稅不動産取得税附加税ヲ賦課スルヲ得ズ(昭七、七、二一、行)。

原告Tは土地ブローカーであるが、在日本のカナダ、メソヂスト宣教師團の依頼を受け、カナディアンスクール^ルの移轉敷地として、村有の山林約三萬坪の競賣に入札し、最高價で競落した。其の入札及賣買契約に付いてはTが名義人となつて居たが、眞實は學校長が、其の當事者であることは關係人の熟知して居る所であつた。縣では表面の名義がTになつて居る爲にTに不動産取得税を課したが、行政裁判所は民法第百條但書の規定に依り、其の賣買契約の効力は直接に學校長に歸屬しTに對して生ずるものではないといふ理由で、Tに課税したのを違法と判定した。

一五六 不動産取得税の課税価格

○新潟縣稅賦課規則ニ依ル同縣不動産取得税ノ課税標準タル土地及建物(新築増築ヲ含ム)ノ時價トハ該不動産ヲ取得スル對價ノ謂ニ非ズ取得シタル不動産ノ時價ノ謂ニシテ新築ニ因リ家屋ヲ取得シタル場合ニ於ケル同稅ノ課税標準タル時價ハ其ノ取得當時其ノ家屋ヲ現形ノ儘賣買スル場合ニ於ケル一般普通ノ價格ノ謂ナリトス(昭四、二、二三、行)。

建築費に二千五百圓を費やした新築家屋を、課税價格二千四百圓と査定せられたのに不服で出訴したのであるが、行政裁判所は反對の證據の無い限り其の時價は建築に要した金額と大差なきものと認むるのが相當で、之を二千四百圓と査定したのは不當と認むるを得ないと判定した。

○不動産ノ競賣ニ付キ司法裁判所ノ命シタル鑑定人ノ評價價格ト一致シタル競落價額ハ反證ナキ限りハ其ノ物件ノ時價ニ相當スルモノト認ムルヲ相當トス(昭七、五、一九、行)。

一五九 不動産取得税賦課権の消滅時効開始時期

○不動産取得税賦課権ノ消滅時効ハ徵稅官應ニ於テ納稅義務者ノ申告其ノ他ノ事實ニ依リ不動産所有權ノ取得アリタルコトヲ確認シ得ベキ場合ニ於テハ其ノ事實アリタル時ヨリ、然ラザル場合ニ於テハ不動産ニ關スル所有權移轉ノ本登記アリタル時ヨリ進行スルモノトス。

不動産ニ關スル所有權移轉ノ假登記ハ本登記ノ如ク徵稅官應ニ於テ不動産所有權ノ取得アリタルコトヲ確認シ得ベキ事實ニ非ズ(昭七、一〇、四、行)。

不動産取得税の課税權の時効が假登記の時から進行するや否やが争點で、原告は假登記權利者が後に本登記を爲せば、其の効力は假登記の時に溯り、假登記の日の本登記をしたのと同じ效力を

生ずるのであるから、假登記の時から時効が進行すると主張したが、行政裁判所は之を否定し、假登記は單に後日之に基づきて爲さるる本登記の順位を假登記の時に溯らしむるに止まり、本登記の效力をも假登記の時にまで溯らしむるものではないと爲し、本登記の時から時効が進行するものと判定した。

第三款 漁業税

1600 漁業税の性質、漁業税附加税を課し得べき町村

(一)

○甲村ノ地籍内ニ定置漁場ヲ有シ漁業ニ從事スル者ニ對シ甲村ガ單獨ニ縣稅漁業税附加税ヲ賦課シタルハ適法ナリ(大三、一二、二五、行)。

乙村に居住する何某が那珂川の流域を漁場とする定置漁業免許を受け、縣稅漁業税を課せられ、乙村に於いて徵收せられて居たが、甲村から右の漁場は甲村の地域内に在るものとして、漁業税附加税を課せられた。本訴に於いて争となつた點は、専ら右の漁場が甲村と乙村との雙方に誇つて居るや又は全部甲村の地域内に在るやの點に在つたので、漁場の所在地に依つて課税權が定まることに付いては、雙方の間に争は無かつた。

裁判所も亦之を當然の前提と爲し、而して該定置漁業の漁場が

専ら甲村の地域内に属することを認定し、甲村が漁業税の全部に對し附加税を課したのを正當なりと判定した。

併しながら此の判決の前提たる漁業税附加税が漁場の所在地に依つて課税せられることが果して正當であるや否やは、可なり疑はしい問題で、其の點に付いては、次の判決の條下に述べる。

○定置漁業権ヲ有シ他人ヲシテ其漁場ヲ使用セシムル者ハ町村制第九十九條ノ適用上土地ヲ使用スル者ニ該當シ、又茨城縣縣稅賦課規則第五十條及第五十一條ニ依レバ漁場ヲ標準トシテ賦課スル漁業税ハ其漁場區域ノ使用ニ對シ賦課スルモノト解スベキガ故ニ、漁場所在村タル常盤村ハ漁業税附加ノ村稅ヲ賦課シ得ルモノトス。

漁場ヲ標準トシテ賦課スル縣稅漁業税ヲ納ムル以上ハ何レノ町村ニ於テ之ヲ徵收スルヲ問ハズ漁場所在ノ村ニ於テ之ニ附加税ヲ賦課シ得ルモノトス(大五、七、二、行。大五、一〇、二、行)。

乙村に住所を有し甲村に漁場を有する漁業権者が、自分で漁業を行はず、他人に其の權利を貸付けて居た。漁場の所在地たる甲村に於いて漁業税附加税を課したが、縣參事會では之を違法なりとして取消したので、甲村から出訴した。

争點は主として漁業税の性質如何に在つた。縣參事會の主張は漁業税は漁業權に對する課税であるから、漁場の所在とは關係が

の過程の場所たるに過ぎぬ。殊に漁場が海面に在る場合の如きは漁場の所在地が何れの市町村に屬するかを決定することは事實に於いて不可能である。

要するに漁業税及其の附加税を漁場の所在地に依つて賦課すべきものと解するのは誤であつて、漁業權者の住所地に依つて賦課するのが正當である。縣稅賦課規則に漁場を標準として賦課する旨を定めて居るとしても、それは唯課税標準が漁場に依る旨の規定であつて、課税物件を漁場とする意味に解すべきではない。

(11)

○大正九年富山縣令第三十四號ノ四同縣營業稅雜種稅課額ニ於テハ定置漁業權大課額ニ對スル雜種稅ハ漁業權ヲ以テ課税物件ト爲スモノト解スルヲ相當トス。

町村制第九十九條ニ所謂物件ノ所有ハ専ラ有體物ノ所有ニ限ルモノト解スルコト相當ナリ(昭三、二、九、行)。

富山縣で二十數人の漁業者が共同に定置漁業權大課額の免許を受けて居たが、之に對する縣稅雜種稅として漁業税を徵收することとが、漁場地先町村であるU村に委任せられて居た。併し其の共同權利者たる二十數人の漁業者はU村のみの住民ではなく、各町村に分れて居るので、此の縣稅に對する附加税としての町村稅を各町村の間に如何に分配すべきかにつき争が起り、時の郡長は之を町村制第九十九條第二項に基づき明治四十四年勅令第二百四十一號

無い、之に對する附加税は漁業權者の住所地町村に於いて賦課し得べきもので、漁場所在地の町村に於いて賦課し得べきものではないといふに在つた。

裁判所は、漁業權を以て水面を使用する權利であつて、土地使用權に準ずべきものとなし、假令自ら漁業を營まず他人に貸して居ても尙土地使用權であるとして、甲村に漁業場が有る以上は甲村の土地を使用するものであるから、甲村に於いて漁業税附加税を課したのは正當であると判定した。

(評釋) 判決が漁業税を以て土地使用税なりと解して居るのは甚だ不當である。

勿論漁業法には漁業權を土地物權と看做すことを定めて居るけれども、之が爲に漁業税を以て地租と同様の性質を有する一種の土地税と解すべきものではない。地租は財産税であり物稅であつて、土地の所在地に依つて課税するのが當然であるが、漁業税は營業税と同様に收益税である。營業税でも定地營業即ち一定の營業所を設けて營業して居るものに在りては、營業所の所在地に依つて課税すべきものであるが、營業所の無いものに在りては、人稅として、其の住所地に依りて課税すべきものである。漁業税に於ける漁場は決して漁業の營業所と見るべきものではない。課税の目的としての漁業は單に水産物を採收することのみを意味するのではなく、主として其の採捕した水産物を販賣して收入を得ることに對して課税するのであつて、漁場は唯漁業の行はるる一

第一條第一項に「市町村ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メサル者ニ對シ附加税ヲ賦課セントスルトキハ市町村長ハ關係市町村長ト協議ノ上其ノ本稅額ノ歩合ヲ定ムヘシ」とある規定に準じて取扱ふのが至當であると爲し、U村を初め關係各町村をして此の點に付き協議を遂げしめ、其の結果關係各町村長は「該雜種割ハ各漁業權者ノ持分ニ應ジテ按分シタル雜種稅額ヲ標準トシテ各町村ニ於テ之ヲ賦課ス」といふ意味の中合規約書に調印した。然るにU村の村會は此の協定を承認せず之を絶對に無効のものとして、因つて同村長は協定を廢棄する旨を郡長及關係各町村長に通知すると共に、單獨で全共同漁業權者たる二十數人に對し、雜種稅全額に對する附加税としての村稅雜種割を賦課した。是が適法であるや否やが本訴の争點である。

原告たるU村々長の主張は(1)定置漁業に對する雜種稅は漁業權を課税物件とするものである、(2)漁業權の享有は町村制第九十九條に所謂物件の所有に該當する。其の物件は即ち漁場で、本件漁場はU村の地先に在るのであるから、其の漁業權者はU村に於いて物件を所有して居るものである。故にU村に住所を有たない漁業權者に對して附加税を課しても違法ではないといふに在る。被告縣參事會及參加人(U村住民に非ざる漁業權者)の主張は、(1)漁業税は漁業を課税物件とする、(2)漁業は一種の營業である、(3)従つて各町村長間の協定は有效である、といふに在る。

行政裁判所は(1)富山縣令雜種税課目課額中に「鱒大鱒網一漁業權ニ付年税金百圓漁獲高六萬圓以上ノモノハ六萬圓ヲ超ユル額ニ對シ其ノ千分ノ二十ヲ増課ス」とあるに徴し、本件雜種税の課税物件は漁業ではなく漁業權であると解すべきである。それは町村制第百條第二項に所謂營業を爲す者には該當しないから同項に依る關係町村長間の協定は無効である。(2)併し町村制第九十九條に「物件ノ所有」とあるは専ら有體物の所有に限るものであるから、漁業權の享有は物件の所有ではない、隨つて村内に住所を有せず且三ヶ月以上滞在しない者に對し本件雜種税附加税を課したのは違法であると判定した。

(評釋) 本件に於いては行政裁判所は前の二の例とは反對に、漁場所在地の町村に於いて漁業税附加税を課し得ないものと判示して居るのであるが、併し其の理由として居る所は殆ど意味を爲さないもので、全く其の趣意を解し難い。主たる争點は漁業權の性質が人税であるか、物税であるか又は行爲税であるかに在るのであるが、判決は此の點に付き何等の判断を下さず、從來の判例を變更しながら而も其の變更の旨をも明にせず、單に獨斷的に住所を有せず且三ヶ月以上滞在しない者には之を課することを得ないと斷定して居るのみである。判決には物件の所有とは唯體物の所有に限り、而して漁業權は有體物ではないと謂つて居るのであるが、併し總て權利は土地所有權にせよ、家屋の賃借權にせよ、權利そのものとしては常に思想上の存在であつて無形でないものは

無い、唯權利の目的物が有體物であり得るのである。漁業權も亦漁場を特殊の漁業の目的の爲に支配する權利であつて、漁場を其の權利の目的物と爲し隨つて漁業權の享有は即ち有體物の支配權の享有に外ならぬ。法律には明に漁業權を一種の物權であると定めて居り、而して總て物權は有體物を目的とする權利でないものはない。それであるから、若し判決に謂つて居る如く、本件雜種税が眞に漁業權そのものを課税物件とするものであれば、之を物税の性質を有するものと爲し、恰も鑛區税が鑛區所在地に於いて、地租が土地の所在地に於いて、課税せらるる如くに、漁場の所在地に於いて課税せらるるものと爲すことが、其の性質に適するものとなり、原告の主張が理由あるものとならねばならぬ。

併しながら漁業税を以て恰も鑛區税のやうに物税の性質を有するものと解することは、漁業税の性質に適する所以ではない。漁業税は其の性質に於いて寧ろ營業收益税に類するもので、一種の收益税である。それは本件富山縣令に於いて漁獲高一年六萬圓を超ゆるときは云々と曰つて居るに因つても明瞭で、漁業から生ずる收益を目標とし、之に課税せんとするのである。地租や鑛區税は土地又は鑛區そのものの價格を客體として之に課税するのであるが、漁業税は漁場の價格を客體とするものではなく、其の漁場を根據地として行はるる漁業から生ずる收益を客體とするのである。言ひ換ふれば漁業税は漁業税ではなく、言はば漁業税である。それは漁場と土地との性質の差異から來る結果で、地租や鑛區税

は土地又は鑛區に固著した經濟價值を課税の客體とするのであるから、當然物税の性質を有するが、漁業税の客體たる經濟價值は漁場そのものに固著したのではなく、何處からとも定まらず各所から漁場内に侵入して來る水産物を漁獲することに其の經濟價值が存するのであるから、之を以て漁場を客體とする課税であるとするのは、其の性質に適しないのである。

要するに漁業税は其の性質上漁場を課税客體とする物税ではなく、漁業から生ずる收益に對する課税であるとするのが(區劃漁業のやうな特別の場合を除き、少くとも通常の場合には)其の性質に適するものと思ふ。而して其の收益は主として人的の勞力に依つて生ずるのであるから、人税の性質を有するものと解すべきである。

本件に於いて關係町村長間の協議に依り、各漁業權者の住所地町村に於いて其の持分に應じて附加税を課することに協定したのは、穩當な協定であつて、それは文字上から謂へば町村制の規定に適合するものではないが、尙類推に依つて有効の協定と解するのが正當と思はれる。
假令其の協定それ自身は無効であるとしても、結局それが最も能く條理に適するもので、實質に於いてはそれと同様に判定せらるるのが至當である。

1 K01 休業中の漁場に対する課税

○熊本縣稅雜種稅中羽瀨場漁業ニ對スル漁業税ハ漁業權ノ享有ニ對シ賦課スルモノニシテ休業中ノ漁場ニ對シテ之ヲ賦課スルモ違法ニアラズ。
漁業法施行規則第三十六條休業認可ノ規定ハ縣稅漁業税ノ賦課ニ關スルモノト解スルコトヲ得ズ(大八、三、一九、行。大八、三、二八、行)。

(評釋) 判旨不當である。漁業税は收益税であつて財産税ではない。休業認可を得て全然其の權利を行使することを得ない者は收益を得ることも不可能であるから、課税せらるべきものでないことは當然である。

1 K02 漁業税の課税標準

○三ヶ年ノ漁獲高ノ平均ヲ求メテ之ヲ課税ノ標準漁獲高ト爲スノ慣例ハ長崎縣稅賦課條例第十四條第一項ノ法意ニ反スルモノニ非ズ(昭七、六、二三、行)。

長崎縣の縣稅賦課條例は漁業税の課税標準に付いて「漁場ノ價値及漁獲高ヲ標準トシテ其ノ權利者ニ賦課ス」とあるが、實際の慣行としては、豫算の屬する年度の前々年以前三ヶ年の漁獲高の平均を求めて之を課税の標準と爲し、若し三年間の平均を得られない場合には二ヶ年の漁獲高の平均、若しそれをも得られない場合には一ヶ年の漁獲高を其の標準として居る。

本件は昭和二年に漁業免許を受けた者に對し、昭和五年度の漁業税を課するに當り、昭和二年及三年分の二ヶ年の漁獲高の平均を標準としたの對し、昭和三年分だけを標準とすべきものであるといふ主張を以て出訴した事件であるが、行政裁判所は原告の主張を排斥して其の課税を適法なりと判定した。

下の規定と共に、此等の地方税ニ關スル法律の規定を其の法律上の根據と爲すものである。

一六〇三 住所又は三月以上の滞在は戸數割賦課の要件なりや

戸數割は大正十年勅令第四百二十二號府縣稅戶數割規則に依り、一たび府縣稅として定められ、市町村は唯其の附加税を課し得るに止まつて居たが、大正十五年法律第二十四號地方稅ニ關スル法律に依り之を市町村に委譲することとなつた。同法には左の如き規定がある。

第五節 市町村特別稅殊に 戸數割

第二十二條 市町村ハ本法ニ依リ戸數割ヲ賦課スルコトヲ得
第二十三條 戸數割ハ一戸ヲ構フル者ニ之ヲ賦課ス
戸數割ハ一戸ヲ構ヘザルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得

第二十四條 戸數割ハ納稅義務者ノ資力ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス
第二十五條 戸數割ノ課稅標準タル資力ハ納稅義務者ノ所得額及資産ノ狀況ニ依リ之ヲ算定ス

現行法に於ける戸數割は市制第七十七條以下町村制第九十七條以下

戸數割が明治十三年太政官布告第十六號地方稅規則第一條に基づき賦課せられて居た時代には、行政裁判所の判例は常に戸數割の課稅物件を以て一戸を構ふることに在るものとなし、市町村内に住所を有せず又三ヶ月以上滞在して居る者でなくとも、苟も一戸を構ふる者であれば之に戸數割を課し得べきものと解して居た。其の判例は多いが、一二の例を挙げると、
○從來ノ住所ヨリ他町村ニ轉籍移住スルモ仍ホ從來ノ住所地ニ戸ヲ構フル者ト認ムベキ場合ニ於テハ之ニ對シ戸數割ヲ賦課スルハ違法ニ非ズ(大四、七、二三、行)。
○他町村ニ轉籍シ戸ヲ構フルモ從來ノ本籍地ニ於テモ依然戸ヲ構フル者ト認ムベキ場合ニハ構フル事實アル各町村ニ於テ各別ニ戸數割ヲ賦課シ得ルモノトス(大四、一二、一七、行)。
○構戶者ガ他ニ轉住シタル場合ニ於テ其戸ノ撤廢ニ關スル何等ノ措置ヲ執ラズ從來ノ同居者ヲ引續キ居住セシムル等ノ事實アルトキハ自ラ居住セズ又殘留居住者ガ其家族ニア

ラズトスルモ尙ホ自ラ其戸ヲ維持經營スルモノニシテ構戶者タル事實ニハ變更ナキモノト認定スルヲ相當トス(大五、六、一二、行)。

○住居ト構戶トハ別箇ノ事實ナルノミナラズ構戶ハ二箇所以上之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(大七、六、一二、行)。

本件は郷里の舊住宅を密附して財團法人としての文庫を設立し自分は家族と共に東京市に居住する者が、郷里に於いて縣稅戶數割を賦課せられた事件で、裁判所は舊住宅の一部は原告の自家用の爲に使用して居る事實を認め、郷里に於いても一戸を構ふる者であると判定した。

○生活ノ本據タルコトハ構戶ノ要件ニ非ズ。

二府縣以上ニ於テ法令ニ定メタル課稅條件アル以上各其條件ノ存スル府縣ニ於テ地方稅ヲ賦課スルハ素ヨリ正當ナリ(大五、五、二四、行)。

○縣内ノ村住民タルヤ否ニ拘ラズ其縣内ノ構戶ノ事實アル者ハ縣稅戶數割ノ賦課ヲ免ルコトヲ得ズ(大六、六、四、行)。

○甲村ニ於テ一戸ヲ構フル者ハ他ニ住家ヲ構フルモ甲村ニ於ケル構戶ノ事實ニ變更ナキ限りハ甲村ニ於テ之ニ對シ縣稅戶數割ヲ賦課シ得ベキモノトス(大三、六、一七、行)。

○全家族他ニ移轉シタル後ト雖戸ヲ撤廢セザルモノト認ムベキ者ニ對シ縣稅戶數割ヲ賦課シタルハ違法ニ非ズ(大一一、

四、一九、行)。

何れも同趣意の判決で、戸數割が住所を基礎として課せらるるものではなく専ら一戸を構ふることの事實に基づき課税せらるることを示せるものである。

然るに大正十年勅令第四百二十二號府縣稅戶數割規則が施行せられ更に大正十五年法律第二十四號地方稅ニ關スル法律に依り市町村稅としての戸數割が定めらるるに至つて、判例は單に一戸を構ふるを以て足れりとせず、府縣稅の場合には府縣内、市町村稅の場合には市町村内に住所を有し又は少くとも三ヶ月以上滞在せることを戸數割賦課の要件と解するに至つた。

○府縣稅戶數割ハ府縣制第六六條ニ所謂土地家屋物件營業若ハ其ノ收入ニ對シ又ハ行爲ニ對シテ賦課スルモノニ非ズ。

府縣稅戶數割ハ府縣内ニ住所ヲ有スルカ若ハ三ヶ月以上滞在スル者ニ對スル外之ヲ賦課スルコトヲ得ザルモノトス(大一一、四、一六、行)。

原告は栃木縣御厨町に本籍を有し、同所には母及長女が一戸を構へて居住して居るが、原告自身は新潟地方裁判所部長として新潟市に居住して居る。然るに栃木縣に於いて原告に戸數割を賦課した。争點は此の賦課が適法であるや否やに在る。原告及参加人は、原告の住所は新潟市に在り、栃木縣には唯本籍が有るのみで

住所もなく一戸を構へても居らぬ。栃木縣に一戸を構へて居るの

縣稅戶數割ヲ賦課スベカラザル者ニ對シテハ同附加稅モ亦

は原告ではなく原告の母であると主張したに對し、被告の側に於

之ヲ賦課スルヲ得ズ(昭三、七、一九、行)。

いては原告の住所は依然本籍地に在るものと主張した。行政裁判

(評釋) 此の判例の變更は甚だ不當で、戸數割の性質を誤解し

所は原告の住所が新潟市又は栃木縣の何れに在るかの問題に付い

て居るものと思ふ。

ては、新潟市に在るものと認定し、而して戸數割は府縣内に住所

戸數割は法律の明言して居る如く、一戸を構ふる者に課するこ

を有し又は三月以上滞在する者に限り之を課することを得るも

とを本則と爲し、所得額及資産の状況に依つて算定した資力を課

も、之に栃木縣稅戶數割を賦課したのは違法であると判定した。

稅標準と爲すもので、決して純粹の意義に於いての人稅ではない。

○町村内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在ノ事實ナキ者ニ

一戸を構ふることは、即ち土地家屋を占有使用することであり、

對シテハ其ノ町村ハ府縣稅戶數割附加稅ヲ賦課スルヲ得ズ

其の資力算定の標準たる所得も勤務所得の外に物的の所得を含ん

(六一四、四、二四、行)。

で居ることは言ふまでもなく、又資産の状況と謂へば財産稅の要

本件は乙村に寄留し甲村に本籍を有して居る者が、本籍地たる

素を含んで居ることも明瞭である。即ち戸數割は人稅たると共に

甲村にも家屋を所有し、其の家で酒類製造業を営み、家の門標に

物稅の性質をも併せ有するもので、而して其の物稅たる限度に於

は自分の氏名を掲げて居る爲に、甲村で戸數割附加稅を賦課せら

いては市町村内に住所を有せず又三月以上滞在せずとも、市町村

れたのに對し異議の申立を爲し、縣參事會に於いては同人は乙村

内に一戸を構へ又は獨立の生計を営む者には等しく之を課し得る

に住所を有し甲村には住所を有しない者であるから、甲村に於い

ものでなければならぬ。若し此等の判決の認むる如く、市町村内

て戸數割附加稅を賦課したのは違法であると裁決し、甲村の村長

に住所を有せず又三月以上滞在の事實の無い者には戸數割を課す

から之に不服ありとして出訴した事件である。行政裁判所は縣參

るを得ないとするれば、市町村内に如何に宏壯な別荘を構へ又は如

事會の裁決を是認し、甲村は同人の住所地ではないから、甲村に

何に盛大に營業所を設けて營業して居る者でも、住所なく又三月

於いて之に戸數割附加稅を課することを得ないものと判定した。

以上滞在しない限り戸數割を負擔しないことになるのであるが、

○町村内ニ住所ヲ有セズ且三月以上滞在ノ事實ナキ者ニ

併し此等は市町村の施設に依つて生活上の利益を受けて居ること

對シテハ縣稅戶數割ヲ賦課スルコトヲ得ズ。

は其の住民と同様であつて、等しく其の負擔を分任すべき理由あ

甚だ不合理と謂はねばならぬ。行政裁判所は太政官布告時代の戸

ノ資力算定標準ト爲スコトヲ妨ゲズ(昭五、一、二〇、行)。

數割と府縣稅戶數割規則發布以後の戸數割とは全く性質を異にす

住所又は三月以上の滞在を以て戸數割賦課の要件と解する以上

るものの如く解して居るのであるが、それは全然理由の無いこと

如何なる事實が有れば三月以上滞在して居るものと謂ひ得るかを

で、戸數割は依然として戸數割であり、府縣稅戶數割規則の發布

明にする必要が有る。判旨第一點は此の點に付き「滞在」とは現在

に依つても毫も性質を一變したのではない。地方稅ニ關スル法

の意味ではなく、繼續した居所を構へることの意であり、假令繼

律の施行勅令第二十三條に、同一人に對し數市町村に於いて戸數

續して現在して居らずとも、一定の居所を備へて居る以上は滞在

割を賦課する場合を認めて居るのも、戸數割が單純な人稅でない

者と謂ひ得ることを判示して居るもので、其の點は正當である。

ことを承認して居るものと謂ふことが出来る。

判旨第二點は所得稅附加稅と戸數割との重複課稅を適法として

要するに戸數割の性質に付いては、太政官布告時代の舊判例の

承認して居るもので、是も法律が所得稅附加稅の外に同じ所得に

見解が正當であつて、新法發布後此の見解を一變し屢誤判を繰返

對して戸數割を課し得ることを認めて居る以上當然の事理と認む

して居るのは遺憾である。

べきである。同じ所得に對し數市町村に於いて重複して戸數割を

課することは許されないが、一市町村で所得稅附加稅を納付する

からと謂つて、他の市町村で戸數割を課することを否定する理由

とはなり得ない。

とを爲し得べきものとして居ることは、舊府縣稅戶數割規則と同様で

○株式會社ノ常務取締役トシテ職務ノ執行上會社ノ本店所

一六〇五 戸數割の課税標準としての資産状況の

在地ニ滞在シ、其ノ地ノ旅館ニ於テ一般旅客ノ使用ニ供セ

評定

ザル倉庫内ノ一室ヲ専用シ、夜具衣類箆等自己所有ノ物

現行の地方稅ニ關スル法律に於いても、第二十五條に「戸數割ノ

ヲ備付ケ繼續的ノ態樣ヲ以テ下宿セル場合ニ於テハ、假令

課稅標準タル資力ハ納稅義務者ノ所得額及資産ノ狀況ニ依リ之ヲ算

其ノ滞在ガ現實ニハ三ヶ月以上繼續セズ其ノ間斷續スルモ

定ス」とあつて、所得額の外に「資産ノ狀況」をも其の一部分の標準

ある。唯異なる所は舊法では町村の戸數割總額の十分の四以内まで資産の状況に依つて定め得べきものとして居たのに反して、現行法は之を十分の二以内(大正十五年勅令第三百三十九號第二十一條)と定めて居ることのみ在る。随つて舊法の下に於いて此の點に付き下された判例は、現行法の下にも適用せられ得べきものである。

(一) 資産状況の判例は全納税義務者に過じ均等なるを要するや

○府縣稅戶數割規則第三條ニ所謂「資産ノ狀況ヲ斟酌シテ之ヲ算定スルコトヲ得」ハ各納稅義務者ノ資力算定標準ノ一トシテ資産ノ狀況ヲモ採用スルコトヲ得ルノ趣旨ニシテ之ヲ採用シタル場合ニ於テハ當該町村ノ戸數割總額ノ十分ノ四以内ニ於ケル一定ノ金額ハ各納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ標準トシテ各自ニ之ヲ配當スルコトヲ要スルモノト解スルヲ相當トス。而シテ右ノ趣旨ト異ナル方法ニ依リ爲シタル配當ハ違法ニシテ反證ナキ限ハ資産ノ狀況ニ相應セザルモノト認ムベク戸數割ノ賦課ハ取消ヲ免レザルモノトス(大一三、七、二八、行。大二三、二二、二六、行)。

兵庫縣日高村に於いて縣稅戶數割を課するに當り、府縣稅戶數割規則第三條但書の規定に依り納稅義務者の資産の状況を斟酌して賦課したけれども、其の斟酌の割合は各義務者に對し甚だ區々であつて、或る者に對しては全然資産を斟酌せずして専ら所得額

及住家坪數のみに依つて賦課し、或る者に對しては比較的軽い程度に資産を斟酌し、更に或る者に對しては比較的重い程度に資産を斟酌して賦課した。争點は此の如き不公平なる斟酌が適法であるや否やに在る。

裁判所は之を違法たりとして曰く「府縣稅戶數割規則第三條ニ所謂「資産ノ狀況ヲ斟酌シテ之ヲ算定スルコトヲ得」ハ各納稅義務者ノ資力算定標準ノ一トシテ資産ノ狀況ヲモ採用スルコトヲ得ルノ趣旨ニシテ之ヲ採用シタル場合ニ於テハ當該町村内ノ戸數割總額ノ十分ノ四以内ニ於ケル一定ノ金額ハ各納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ標準トシテ各自ニ之ヲ配當スルコトヲ要スルモノト解スルヲ相當トス。然ルニ日高村會が大正十一年度縣稅戶數割ノ賦課額ヲ議決スルニ當リ資力ニ相應セシムル趣旨ヲ以テ所得及住家坪數ニ依リ賦課額ヲ比較的輕シト認ムルキハ資産ノ狀況良好ナル者ニ對シテモ之ニ依リ賦課額ヲ比較的少クシ所得及住家坪數ニ依リ賦課額ヲ以テ既ニ十分ナリト認ムル者ニ對シテハ資産ノ狀況如何ニ拘ラズ之ニ依リモノヲ配當セザリシハ違法ニシテ之ニ依リ爲シタル配當ハ反證ナキ限リ資産ノ狀況ニ相應セザルモノト認ムベシト云フ。

之を最初として、其の以後尙之と同趣旨の判例は頗る多い。一二の例を擧げると、

○府縣稅戶數割ノ賦課ニ付資産狀況ヲ斟酌スルノ方法ハ府縣ノ自由裁量ニ屬スルモノニ非ズ從テ各納稅義務者ノ資産ヲ斟酌シタルト具體的ニ箇々ノ事實ヲ調査シタルト問ハズ其ノ認定シタル資産ノ狀況ガ事實ニ適合シ之ニ對スル斟酌賦課ノ金額ガ各納稅義務者ノ資産狀況ニ相應スルコトヲ要スルモノトス。

所得額ニ依リ賦課額ノ皆無若ハ僅少ノ者ニ對シテハ資産ノ狀況ニ依リ賦課額概シテ重ク前者ノ賦課額多キ者ニ對シテハ後者ノ賦課額概シテ輕キノ事實アルトキハ反證ナキ以上資産ノ狀況ニ依リ賦課額ガ各人ノ資産狀況ニ相應セザルモノト認ムルヲ相當トス(昭二、六、二三、行)。

以上は總て舊府縣稅戶數割規則に付いての判例であるが、現行法の下に於いても判例は同趣旨を維持して居る。

○大正十五年法律第二十四號地方稅ニ關スル法律第二十五條ニ所謂資産ノ狀況ニ依リ之ヲ算定ストハ資産ノ狀況ヲ標準トシテ各納稅義務者ノ資力ヲ算定シ其ノ資力ニ相應スル賦課額ヲ配當スルコトヲ要スル趣旨ト解スルヲ相當トス。從テ資産ヲ有スル納稅義務者ノ一部ニ對シ資産ノ狀況ニ依リ賦課額ヲ配當セザル村會ノ議決ハ違法ナリ(昭三、四、二八、行)。

○地方稅ニ關スル法律第二十五條ニ所謂資産ノ狀況ニ依リ之ヲ算定ストハ戸數割總額ノ内資産ノ狀況ニ依リ賦課スベ

狀況ニ付具體的ノ調査ヲ爲サズ單ニ連觀的ニ資産ノ多寡ヲ定メタルノミナラズ資産アル者ノ中ニ就テモ資産ノ狀況ニ依リ賦課額ヲ配當セル者ト然ラザルモノトノ別ヲ設ケ以テ戸數割配當額ヲ定ムルガ如キハ結局資力ニ對應スル賦課ト云フヲ得ザルガ故ニ違法ナリ(大一四、六、一八、行)。

○府縣稅戶數割ノ賦課ヲ爲スニ當リ各納稅義務者ノ資産狀況ニ付具體的調査ヲ爲サズ單ニ其ノ生活狀況ヲ連觀シ之ニ依リテ資産アル者ノ中ニ於テモ資産狀況ヲ斟酌シテ課スベキ額ヲ賦課スル者ト賦課セザル者トノ別ヲ設ケ以テ戸數割ノ賦課額ヲ定ムルハ府縣稅戶數割規則第二條ノ規定ニ適合セル賦課ト云フヲ得ザルガ故ニ違法ナリ(大一四、七、九、行)。

○府縣稅戶數割規則第三條ニ所謂「資産ノ狀況ヲ斟酌シテ之ヲ算定スルコトヲ得」ハ各納稅義務者ノ資力算定標準ノ一トシテ資産ノ狀況ヲ採用スルコトヲ得ルノ趣旨ニシテ之ヲ採用シタル場合ニ於テハ當該町村ノ戸數割總額ノ十分ノ四以内ニ於ケル一定額ハ各納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ標準トシテ各自ニ之ヲ配當スルヲ要スルモノニシテ資産ノ狀況良好ナル一部ノ納稅義務者ニ對シテノミ之ヲ配當スルコトヲ許スノ趣旨ニ非ズ(大一四、九、一〇、行)。

○資産ノ狀況ノ認定ニ付具體的標準ヲ設ケテ概括的ニ考量

キ金額ヲ各納税義務者ノ資産ノ状況ニ相應シテ各自ニ之ヲ配當賦課スルコトヲ要スル趣旨ニシテ資産ノ状況比較的良好ナラザル者ニ對シ其ノ状況比較的良好ナル者ヨリモ多數ノ配當ヲ爲スコトヲ許スモノニ非ズ(昭三、七、一九、行)。

○戸數割ノ資産ノ状況ニ依ル賦課額ヲ普ク納税義務者各自ニ配當セズシテ資産ノ状況比較的良好ナル一部ノ者ニノミ配當スルガ如キ標準ニ依リ賦課シタル戸數割ノ賦課ハ地方税ニ關スル法律第二十五條ノ法意ニ反シ違法ナルモノトス(昭五、四、二四、行)。

○戸數割賦課ノ標準タル資産額ヲ定ムルニ當リ甲者ニ對シテハ恩給ヲ資産ニ算入セザルニ拘ラズ乙者ニ對シテハ之ヲ資産ニ算入スルコトハ假令甲者ノ恩給ハ之ヲ所得額ニ算入セラレ乙者ノ恩給ハ地方税ニ關スル法律施行規則第二十五條ニ依リ所得額ニ算入セラレザル場合ニ於テモ違法ナリ。甲乙兩者ノ恩給ガ共ニ地方税ニ關スル法律施行規則第二十五條ニ依リ戸數割賦課ノ標準タル所得額ニ算入セラレザル場合ニ於テモ甲者ハ他ノ収入多ク乙者ハ他ノ収入少クシテ兩者ノ生活状態異ナレリトノ理由ヲ以テ乙者ニ對シテハ該恩給ヲ資産ノ状況ニ依ル戸數割賦課ノ標準ト爲サザルニ拘ラズ甲者ニ對シテハ之ヲ其ノ標準ト爲スコトハ違法ナリ

(昭四、七、九、行)。

○地方税ニ關スル法律第二十五條ニ所謂所得額及資産ノ状況ニ依リ之ヲ算定ストハ納税義務者全員ノ全所得額及全資産ノ状況ニ應ジテ之ヲ算定スルノ法意ナリ。

所得額二千圓以上ノ者ニ付テノミ其ノ所得額中ヨリ二千圓ヲ控除シタル殘額ヲ標準トシテ資産ノ状況ニ依ル賦課額ヲ配當シテ爲シタル戸數割賦課ノ資力算定ハ納税義務者全員ノ全資産ノ状況ニ應ジテ算定セザルノ違法アルモノトス(昭七、七、二三、行)。

(評釋) 戸數割が太政官布告に依つて課せられて居た時代には其の課税標準に關して何等の法律の定めがなかつた爲に、當時の行政裁判所の判例は、戸數割の賦課を以て自由裁量を行爲なりとし、如何に不公平な賦課であつても之を違法として争ふことを得ないものと解して居た(上卷二四五號)。府縣稅戶數割規則の發布以後は法律に依つて課税標準が明示せらるるに至つたので、此の如き見解の許されないことは最早争を容れない所となつたが、併し其の課税標準たる資力算定方法の適法性如何の問題に付いては種々の疑あることを免れない。

戸數割の課税標準たる資力の算定は「納税義務者ノ所得額及資産ノ状況」に依るのであるが、此の中所得額の計算に付いては、施行規則第二十條以下に詳細な標準が規定せられて居るのに反し

て、資産の状況に關しては、其の算定の標準に付き何等の規定も無く、唯施行勅令第二十一條に「戸數割總額中納税義務者ノ資産ノ状況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ戸數割總額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ズ」と規定して居るのみである。是に於いて第一に生ずる疑問は、此の制限の範圍内に於いては資産の状況を斟酌することは、自由裁量の行爲であるや否やの點に在る。行政上の實際の取扱方としては、資産状況の斟酌に付いては所謂「見立割」が許されて居るものと爲し、正確な數字的な計算方法に依らず、各義務者の資産の状況を達観して之を賦課し得るものと解して居るのを通常とする。然るに行政裁判所の判例は此の如き「見立割」は許されないものと爲し、總ての納税義務者に對して公平に資産の状況を評定しなければならぬものと解して居る。茲に掲げた數個の判決は何れも其の趣旨を判示して居るものである。

此の判決の趣旨はそれ自身には勿論正當と認むべきである。公平であり均等でなければならぬことは、總ての租税に通ずる基本的原則で、自由裁量に依る賦課といふが如きは、如何なる租税に付いても許され得べき所ではない。

併しそれだけでは未だ問題を解決したものでなく、主たる疑問は、それを以て行政訴訟提起の理由と爲し得るや否やに在る。課税に對し行政訴訟を提起し得る爲には、單に其の課税方法が全體として違法であることを主張するに止まらず、それに依つて自己の權利が毀損せられたことを主張するものでなければならぬ。

戸數割の賦課が全體として不公平であつて、或る者には不當に重く或る者には不當に軽くとしても、それだけでは自分の權利が毀損せられたことを證明するには足らぬ。戸數割の賦課を受けた者が之に不服ありとして出訴し得る爲には、他の者に對する賦課が不當に輕いことを證明するだけではなく、自分に對する賦課が不當に重いことを證明しなければならぬ。資産状況の評定に關しても、他の者に對する資産の評定が誤つて居ることを主張するのは行政訴訟の理由とはなり得ないもので、必ず自分の資産の評定が誤つて居ることを主張するものでなければならぬ。しかも課税の違法を主張する爲には舉證の責任は之を主張する者の側に在ることとは勿論である。

然るに行政裁判所の判例は、單に資産状況の評定が不公平であり、各納税義務者に付き均等でないといふだけの主張を以て、行政訴訟の正當な理由と解して居るのであつて、此の點に誤あるものと思ふ。

勿論戸數割は分配税で、先づ其の總額を定め、之を全納税義務者に配當するのであるから、或る人に不當に軽く賦課すれば、他の者はそれだけ重い負擔を受くることを免れないけれども、それは結局總額がそれだけ多く定められたのと同じであつて、而して總額の定に對しては行政訴訟を起し得べきものではないから、之を以て不服の理由と爲すには足らぬ。若し然らずとすれば、全納税義務者中一人だけでも所得額の計算又は資産状況の評定が誤つ

て居れば、他の總ての納税義務者に對する賦課が盡く違法となり、他の者はそれだけを理由として不服の訴を起し得ることとなるのであつて、それでは濫訴の弊に堪へないであらう。正當なる行政訴訟の理由としては、常に自己の所得額の計算又は資産状況の評定の誤つて居ることを主張し、且つ之を證明するものでなければならぬ。

要するに舊法時代の判例が、戸數割の賦課を以て全然自由裁量の行爲と爲し、如何に不公平な賦課であつても不服の訴を爲し得ないものとして居つたのは、無論失當であるが、併し新法に依る判例が反對の極端に走せ、納税義務者が自分に對する賦課の違法を主張するのではなく、他の者に對する賦課が自分のに比較して不當に輕いことを主張するに止まるものでも、尙行政訴訟の正當な理由となり得るものとして居るのは、賛成し難い。法律は資産状況の評價に付き精密な標準を定めて居らぬのであるから、或る程度までは所謂見立割を許容して居るものと認むべく、其の評定は一應は適法なることの推測を受くるものであつて、其の違法なることを主張する爲には、之を主張する者が自分の資産状況の評定の誤つて居ることを證明しなければならぬ。他の義務者と比較して不公平であるといふだけでは、未だ其の違法を主張する理由とならないものと思はれる。

(二) 資産状況評定の標準と配當の適法なることの推定

課ヲ取消スノ理由ト爲スニ足ラズ(昭四、六、二五、行)。
○町ノ戸數割條例ニ基キ町會ノ議決ヲ經テ定メタル戸數割賦課細目中資産ノ狀況ニ依ル資力ノ算定ニ付キ特ニ定メタル標準以外ノ確認シ難キモノニ付テハ納税義務者ノ生活及資産ノ狀況ヲ斟酌シテ町長ノ認定ニ依リ標準個數ヲ定ムルノ規定ハ直ニ之ヲ違法ナリト謂フヲ得ズ(昭四、一一、二八、行)。

是も略同様の趣旨を以て、或る程度の見立割を適法と判定して居るのである。

○地方税ニ關スル法律施行規則第二十四條ニ依ル老幼者ニ對スル控除ヲ爲シタル爲資力算定標準タル所得額皆無ト爲リタル者ト雖モ全ク資産ノ狀況ニ依ル資力ナキ者ト謂フヲ得ズ、之ニ對シ標準個數一個ヲ課スル旨ノ規定ハ違法ニ非ズ(昭四、一一、二八、行)。

(三) 所得額を標準とする資産状況の評定

○納税義務者ノ資産額ハ其ノ所得額ニ比例スルモノニ非ズ從テ各納税義務者ノ所得額ノ換算個數ニ比準シ其ノ個數以下ニ於テ町長ガ適宜ニ認定シタル資産ノ狀況ノ換算個數ハ反證ナキ限り各納税義務者ノ資産狀況ニ適合セザルモノト認ムベキモノトス(昭六、一一、二六、行)。

○戸數割ノ資産状況斟酌ニ依ル賦課ガ資産ノ狀況ヲ測定スルニ足ルベキ相當ノ標準ニ基ク個數ニ依リ算出セラレタルモノナルトキハ其ノ各自ノ配當額ハ反證ナキ限り資産ノ狀況ニ適應セルモノト認ムベキモノトス(昭二、一二、二四、行)。

(評釋) 行政裁判所ノ判例は、戸數割ノ課税標準としての資産状況ノ斟酌が、具體的な一定の標準を定めない單純な差觀的なものであつてはならぬことを屢判示して居るが、併しそれは資産状況ノ斟酌が純粹の自由裁量の行爲でないことを言ひ表して居るのみで、必ずしも數學的の精密さを以て其の財産を算定することを要するものとして居るのではない。法律の趣意とする所も亦此の如き精密な測定を要求して居るものでないことは、法律が資産の「狀況」といふやうな語を用ひて居ることに依つても知ることが出来る。

本件判決は此の趣意を言明して居るもので、相當の標準に依る個數を定めて算出した以上は、反對の證據の無い限りは適法のものとして推定せらるべきものであり、之を違法と主張する爲には自ら舉證の責任を負ふべきものとして居るのであつて、其の意味に於いて判旨正當である。

○縣稅戶數割ノ賦課ヲ爲スニ當リ各納税義務者ノ所得額住家坪數及資産ノ狀況ニ付キ具體的調査ヲ爲サザリシトスルモ實質上其ノ賦課額ガ適當ニ非ザル限り之ヲ以テ直ニ該賦

(評釋) 判旨賛成し難い。資産状況の評定が誤つて居ることを主張する爲には、之を主張する者に於いて其の誤を證明することを要する。單に反證なきが故を以て、其の評定が誤つて居るものと推定するのは、公定力ある行政行爲の性質に反する。此の點に於いて判旨當を失するものと思ふ。

(四) 資産状況測定ノ材料としての國稅又は縣稅の納額

○國稅又ハ縣稅ノ納額ヲ材料ノ一部トシテ資産ノ狀況ヲ推定シ戸數割ノ課税標準タル資力ヲ算定スルモ違法ニ非ズ、又之ガ爲町稅戶數割ガ國稅又ハ縣稅ノ附加稅タル性質ヲ帶ブルモノト謂フヲ得ズ(昭四、一一、二八、行)。

(五) 退職特別賜金を資産状況の標準中に加算し得るや

○退職特別賜金ヲ縣稅戶數割納税義務者ノ資力算定標準ノ一タル資産狀況ノ斟酌中ニ加フルハ府縣稅戶數割規則施行細則ノ規定ニ違反セズ(昭三、二、一八、行)。

郡書記某ガ廢廳廢官の結果退職特別賜金を給せられたが、それが爲に資産を増加したものととして、戸數割を前期よりも増額せられた。俸給を失つたのであるから戸數割も減額せらるべき筈を却つて増額せられたのは不當であり、且つ退職特別賜金は營利に屬せざる一時の所得であるから、戸數割の課税標準としての所得額

の中に算入すべからざることは法律の明言して居る所で、同様に資産状況の斟酌中にも加ふることを得ないものであると主張したが、行政裁判所は之を容れず、『府縣稅戶數割規則施行細則第八條第四號……ハ單ニ營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ヲ納稅義務者ノ資力算定標準タル所得額ニ加フルコトヲ禁ズルニ止マリ資産状況ノ斟酌ニ付テモ亦之ヲ加フルヲ得ザルコトヲ規定シタルモノニ非ズ』と曰ひ、原決定を是認した。

(六) 資産状況測定之材料としての恩給

○恩給ハ終身定期金ナルヲ以テ受給者ノ年齢其ノ他ノ條件ヲ考慮シテ其ノ權利ノ相當ナル現價ヲ算定シ之ヲ戸數割賦課ノ標準タル資産額ト爲スハ格別恩給年額ヲ五分ノ利廻リニ當ル果實ト看做シテ元本ヲ推定シ該推定額ヲ戸數割賦課ノ標準タル資産額ト爲スコトハ違法ナリ(昭四、七、九、行)。

(七) 他人の財産を加へたる資産状況の測定、

他人の財産なりや否やを定むべき標準

○府縣稅戶數割ノ賦課ニ付納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ニ非ザル者ノ資産ハ之ヲ納稅義務者ノ資産ニ加算シテ納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ斟酌スベカラザルモノトス。
府縣稅戶數割ノ賦課ニ付納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ノ資産ハ之ヲ納稅義務者ノ資産ニ加算シテ納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ斟酌スベキモノトス(大一一、五、三一、行)。

が正當である。戸數割は地租の如き土地の所有に對して課せらるるのではなく、實際の經濟的資力に對して課せらるるのであるから、法律上の名義に拘泥するのは正當ではない。

○隱居相續ニ依ル財産移轉ニ付第三者ニ對抗スル爲必要ナル法定ノ手續ヲ爲サズ依然被相續人ニ於テ該財産ヲ管理シ自己ノ名義ヲ以テ租稅公課ヲ負擔セルノ事實アリ而モ該財産ヲ自己ノ財産トシテ管理收益スルモノナリトノ主張ニ對シ何等反對ノ立證ヲ爲サザル者ニ對シ縣稅戶數割ノ標準タル資力ニ右財産及之ヨリ生ズル所得ヲ算入シタルハ不當ニ非ズ(昭二、三、一五、行)。

(八) 資産状況測定之材料としての所有地の價格

○土地ノ賣買登記アリタル日以前ノ賦課期日現在ニ依リ該土地ノ價格ヲ賣渡人ノ資産ノ狀況ニ依ル資力算定標準ニ算入シテ戸數割ヲ賦課シタルハ適法ナリ。
納稅者ノ町村外ニ於テ所有スル土地ノ價格ヲ課稅標準タル資力ニ算入シテ戸數割ヲ賦課スルハ町村制第百條第一項ノ規定ニ違反セズ(昭四、一、二、二六、行)。

(九) 資産状況の測定に當り控除すべき負債額

○特別稅戶數割ノ納稅義務者ノ資産狀況ヲ算定スルニ當リ負債ガ比較的低位ナルコト竝其ノ辨濟方法ガ右負債ニ依リ得タル資金ヲ投資シタル株式ノ配當毎ニ配當金ヲ爲スニ在

○他人ノ所有地ヲ資産ニ加ヘテ資力ヲ算定シタルハ錯誤ニシテ之ニ基ク戸數割ノ賦課ハ不當ナリ(昭三、二、一八、行)。

○府縣稅戶數割ノ賦課ニ付キ納稅義務者ノ資産ニ非ザル他人ノ資産ニ依リ納稅義務者ノ資産ノ狀況ヲ斟酌スベカラザルモノトス。

府縣稅戶數割ノ賦課ニ付キ資産ノ狀況ヲ斟酌スルニ當リ土地家屋ノ如キ公簿上其所有ヲ證明シ得ベキ資産ニ付テハ反對ノ事實ヲ認定スルニ足ル立證ナキ限り名義上ノ所有者ヲ以テ實質上ノ所有者ト認メザルベカラズ(大一一、七、二四、行)。

本件は原告の長男及次男の所有名義となつて居る土地を、事實上原告の資産と認め、之を斟酌して原告に戸數割を課税した事件で、長男及次男ともまだ未成年者で、縣立の中學に在學して居り原告が土地を管理して居る。縣參事會では、之を實際上原告の資産と見るのが正當であると裁決したが、行政裁判所は之を否なりと爲し、登記簿の名義を標準として原告の資産に非ずと認め、之を斟酌して戸數割を課したのは違法であると判定した。

(評釋) 本判決の趣意には賛成し難い。假令法律上の名義は長男次男の所有となつて居るとしても、それが未成年者でまだ中學の生徒であり、獨立の生計を営む者でもなく、獨立に戸數割を納めて居る者でもなければ、敢て反證を求むるまでもなく、戸數割の賦課に關しては、實際上父たる世帯主の資産であると認むるの

ルコトヲ考慮シ負債額以下ニ於テ相當ノ現價ヲ評定シテ之ヲ控除スルハ相當ナルモ僅ニ負債三割ヲ控除シ資産ノ狀況ヲ算定シタルハ失當ナリ(昭六、一〇、三一、行)。

○町稅特別稅戶數割ヲ賦課スル場合ニ於ケル課稅標準ノ一タル資産狀況ノ算定ニ當リ負債ノ額ヲ控除セザルハ違法ナリ(昭七、一、二六、行)。

一〇〇 戸數割の課税標準としての所得額の算定

(一) 累進率を取ることを得るや

○大正十年勅令第四百二十二條府縣稅戶數割規則ニ於ケル所得額ニ依ル資力ノ算定ニ付テハ所得額ニ比例スルノ法意ナリト解スルヲ相當トス(大一一、二、二五、行)。

青森縣五所川原町會に於いて縣稅戶數割の賦課額を査定するに當り、所得額に依り資力を算定するに付いて、課率に等差を設けて之を定めた。縣參事會は之を違法なりとし、所得額に比例した平均課率に依つて賦課額を定めねばならぬものと裁決したが、行政裁判所も縣參事會の裁決を是認し、町會の定めた累進率に依る課税を違法なりと判定した。

(評釋) 租税の累進率は國税の中にも所得税に於いて既に採用せられて居るとは言へ、未だ租税の一般原則として認められて居るものではなく、戸數割に付いても、累進率を取ることが假に適

當であるとしても、其の率の定め方を各市町村會の議決に一任することは、決して課税の公平を得る所以ではない。故に戸數割規則に於いて所得額に依る課率に累進主義を取ること又は取り得ることを定めて居らぬ以上は、累進主義を取ることが許さないものと解するのが當然であつて、此の意味に於いて判旨正當であると信ずる。

(二) 一定の標準なき所得額の算定

○府縣稅戶數割規則ニ依リ納稅義務者ノ所得額ニ對シ賦課スル金額ハ納稅義務者各自ノ現實ノ所得金額ニ對シ當該町村所定ノ率ヲ乗ジテ得タル金額タルコトヲ要スルモノニシテ村長又ハ村會ノ見ル所ニ依リ適宜ニ賦課額ヲ増減シ得ルモノニ非ズ。

所得調査委員ノ調査ニ係ル所得額ヲ其ノ儘ニシ、所得賦課額ニ付キテノミ村會議決ノ定率ヲ乗ジタルモノニ對シ村長ニ於テ適宜増減ヲ加ヘテ原案ヲ作成シ村會ノ議決ヲ經タルハ違法ニシテ之ニ依ル戸數割ノ賦課ハ取消ヲ免レザルモノトス(昭三、七、五、行)。

○適法ナル一般の標準ニ基キ算定シタル戸數割賦課ノ標準タル所得額ヨリ法令ニ基カズ市町村會ノ議決ニ依リ任意ニ控除ヲ爲シ該所得額ヲ零ト爲スコトハ違法ナリ(昭四、七、九行)。

ハ小作田ナリシモ當該年度ニ於テ小作田ニ非ザル場合ハ前三年間ノ小作田ノ所得ノ平均ヲ以テ當該年度ニ於テ小作田ニ非ザルモノノ所得ヲ豫算スベカラザルモノトス(大一一、五、三、一、行)。

○府縣稅戶數割賦課ノ標準タル土地ノ所得ニ付テハ公簿面ノ地目ト事實上ノ地目ト異ナル場合ニハ事實上ノ地目ニ依リ其ノ所得額ヲ算定スベキモノトス(大一一、五、三、一、行)。

(六) 營業名義人に非ざる者の事實上の營業所得

○營業名義人ハ單ニ名義ヲ貸與シタルニ止リ名義ヲ借リタル者ガ事實營業ヲ爲シ其ノ營業ヨリ生ズル所得ハ總テ同人ニ歸屬スル以上ハ假令營業ニ關スル諸稅ガ營業名義人ニ賦課セラレタリトスルモ該業ヨリ生ズル所得ヲ名義ヲ借リテ營業ヲ爲ス者ニ對スル府縣稅戶數割賦課ノ標準ニ算入スルモ違法ナリト爲ステ得ズ。

府縣稅戶數割賦課ニ關シ營業所得ガ事實何人ニ歸屬スルヤヲ調査スルハ違法ナリト云フテ得ズ(大一一、三、一〇、一四、行)。

本件は法律上の營業名義人と實際上の營業所得者とが相異つて居る場合に、戸數割の賦課に關しては、其の何れに重きを置くべきかの問題に關するものである。營業稅の如き營業主を以て其の義務者と爲すものに在りては、法律上の名義人を以て營業者として之に課税することを當然とするが、戸數割は専ら實際の經濟的

(三) 稅務署の決定に係る第三種所得稅と著しく異なる所得額の算定

○村會議決ニ係ル戸數割納稅義務者ノ資力算定標準タル所得額ガ同一人ニ對スル稅務署決定ノ第三種所得金額ニ比シ著シキ差異アルトキハ反證ナキ限り該村會議決額ヲ以テ不當ト認メザルテ得ズ(昭四、一、二、二六、行)。

(四) 所得額の算定と實際の生活費

○戸數割賦課ノ基準タル所得額ハ單ニ課稅ノ標準トシテ算出シタルモノニ止マリ市民ノ實際生活費ト一致スベキモノニ非ザルヲ以テ村ノ戸數割賦課ノ標準タル全所得額ヲ人口ニ平均シ其ノ一人當リ額ガ生活費トシテ寡少ナリトスルモ此ノ事ヲ以テ直ニ所得額ノ調査ニ錯誤アリト云フテ得ズ(大一一、四、六、一六、行)。

縣稅戶數割の賦課を受けた者が、之に對する不服の理由として、其の課税標準としての所得額の調査が全體に粗漏であると言ひ、其の證據として、原告の居村に於いて所得額平均一人當り一日に付き金十錢四厘七毛餘に過ぎないが、斯かる僅少の所得では生計を維持し得るものではないと主張したけれども、裁判所はそれは不服の理由にはならないと判定した。

(五) 土地所得

○府縣稅戶數割賦課ノ標準タル田畑所得ニ付テハ前三年間

資力を標準として課税するものであるから、法律上の名義に拘らず、實際に其の營業を經營し其の所得を得る者が何人であるかを審査して、之に課税するのが其の性質に適合するものである。判決は此の趣意を言明して居るもので、此の意味に於いて判旨正當であると信ずる。

(七) 町村外の土地家屋より生ずる所得

○町村制第百條第一項ノ規定ハ町村ガ納稅義務者ノ町村外ニ於テ所有スル土地家屋ノ收入ニ付テハ其ノ收入其ノモノニ對スル町村稅ヲ賦課スルヲ得ザルコトヲ定メタルモノニ過ギズ。戸數割ハ一戸ヲ構フル者又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ其ノ資力ヲ標準トシテ賦課スルモノニシテ、納稅義務者ノ所得及資産其ノモノニ對スル課稅ト解スベキモノニ非ズ。從テ戸數割納稅義務者ノ住所地町村ガ町村外ニ於テ納稅義務者ノ有スル土地家屋ヨリ生ズル所得ヲ其ノ資力ヲ算定スベキ所得中ニ加算シ戸數割ヲ賦課スルハ町村制第百條第一項ノ規定ニ違背スルモノニ非ズ(昭七、五、五、行)。

(八) 勸業債券割増金

○勸業債券ノ賣買ヲ業ト爲サザル者ノ得タル同債券ノ割増金ハ營利ノ事業ニ屬セザル一時ノ所得ナルヲ以テ戸數割納稅義務者ノ資力算定ノ標準タル所得額中ニ算入スベキモノニ非ズ(昭五、四、一〇、行)。

(九) 同居者の所得

○府縣稅戶數割ノ納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ニ非ザル者ノ所得ハ之ヲ納稅義務者ノ所得ニ加算シテ府縣稅戶數割ノ賦課ノ標準ト爲スヲ得ズ。

府縣稅戶數割ノ納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ノ所得ハ之ヲ納稅義務者ノ所得ニ加算シテ府縣稅戶數割ノ賦課ノ標準ト爲スベキモノトス(大一一五、五、三一、行)。

○戶籍上分家シテ東京ニ遊學シ相當ノ財産ヲ有スル三男ヲ戶數割ノ賦課ニ關シ其ノ父タル納稅義務者ト生計ヲ共ニスル者ト爲シタルハ違法ナリ(大一一三、五、二六、行)。

原告の三男某は戶籍上原告の家から分家し原告は之に相當の財産を分ち與へた。某は東京帝國大學の學生で、平生東京に在留し唯夏期冬期の休暇中は原告の家に歸省して居た。某の財産は年額約千二百圓の所得が有つて、是は原告が管理し其の收入の中から某に學資を送つて居た。

府縣稅戶數割規則第六條(現行法は施行勅令第二十二條)に依ると、

納稅義務者ト生計ヲ共ニスル同居者ノ所得ハ之ヲ其ノ納稅義務者ノ所得ト看做ス但シ其ノ納稅義務者ヨリ受ケル所得ハ此ノ限ニ在ラズ

といふ規定が有る。此の規定に依つて課稅權者たる村長は某を原

不當であることが明瞭であるとすれば、第二點に付いては説明の必要なしと曰ひ、此の理由を以て原告の勝訴と爲した。

(評釋) 本判決には賛成し難い。戸數割賦課の標準は一般に經濟上の實際の状況に重きを置くべきもので、法律上の名義に拘泥すべきものではない。然るに本判決は單に法律上の名義に重きを置いて、實際に適合しない據あることを免れない。本件に於ける原告と何某とは親子の間柄で、戶籍上分家し名義上財産を分けられたとしても、實際上は別に一戸を構へて居るのでもなく、又自己の勤務に依つて獨立に生計を営んで居るのでもない。また學生であつて親から學資の仕送りを受けて居り、唯法律上の名義に於いて自分の財産收入が有ると云ふに過ぎぬ。是を以て原告と生計を異にする者であると解するのは、恐らくは税法の精神に適合するものではない。

(一〇) 収入額中より控除すべき経費

○土地買入代金支拂ノ爲ノ負債ノ利息ハ府縣稅戶數割施行細則第四條ニ所謂收入ヲ得ルニ必要ナル経費ニ該當スルモノトス(昭四、六、一、行)。

土地を四萬圓で購入し、其の土地から収入を得て居る外、其の土地に在る溜池用水に依り他の所有地からも収入を得て居る場合に、其の購入代金支拂の爲の負債の利息が「収入ヲ得ルニ必要ナル経費」として収入額より控除せらるべきや否やに付き、行政裁判所は之を控除すべきものと判定したのである。

告と「生計ヲ共ニスル同居者」と認定し、某の所得を原告の所得に

通算し、其の全體に對し戸數割を賦課し、縣參事會に於いても之を是認した。原告は之に不服ありとして出訴したのである。

争點は専ら何某が原告と「生計ヲ共ニスル同居者」であるや否やに在る。

縣參事會の側からは(一)何某は戶籍上分家しても其の分家先は原告の居宅と同じ屋敷内で別に一戸を構へて居るのではなく、平生は東京に在留して居てもそれは唯通學の爲の一時の寄留に過ぎないのであるから、生活の本據は依然原告の居宅に在り、隨つて原告の同居者であること(二)何某は名義上自分の財産を所有して居るけれども、それは原告から與へたもので、所有名義を變更した後にも、原告の所有名義であつた時と同様の状態に於いて、原告が之を管理し其の收入を取得して居るので、原告と經濟を異にして居るものではなく、隨つて何某は原告と生計を共にする者であること(三)の理由を以て、戸數割の賦課を正當なりと主張した。

裁判所は争點を(一)「生計ヲ共ニスル者」なりや否や(二)「同居者」なりや否やの二點に分ち、而して第一點に付いては、何某は財産を所有し年額約千二百圓の所得が有り、原告が其の財産管理人として其の收入中より何某に學資を送り、原告の經濟とは收支計算を區別して居るのであるから、何某は「自己ノ財産ニ依り獨立ノ生計ヲ營ム者」ニシテ原告ト生計ヲ共ニスルモノニ非ズト認ムルヲ相當トス」と曰ひ、此の點に於いて既に係争の戸數割賦課が

○溜池ノ大修繕費、水路亞鉛管新設費、耕地地均シ費ハ資産ヲ構成スル費用ニシテ收入ヲ得ルニ必要ナル経費ニ非ズ(昭四、六、一、行)。

(一〇) 戸數割の標準たる所得額より法定の

控除を受くべき要件

○大分縣西國東郡田染村特別稅戶數割條例第五條第二項ニ於テ大正十五年内務大藏省令地方稅ニ關スル法律施行規則第二十四條ノ規定ニ依ル控除申請ニ付キ期限ヲ定メタル以上ハ該期限經過後ノ控除申請ニ對シ控除ヲ爲サルモ違法ニ非ズ。

右特別稅戶數割條例第五條第二項ノ規定ハ單ナル注意的規定ト解スベキモノニ非ズ(昭六、一〇、六、行)。

地方稅ニ關スル法律施行規則第二十四條には、戸數割の課稅標準としての所得額から老幼不具發疾者に對する控除を爲すべきことを定め、納稅義務者ノ申請ニ依リ控除スベシ」と曰つて居る。村の條例で、此の申請を爲すべき期間に付き「控除ノ申請ハ毎年四月二十日迄ニ之ヲ爲スヘシ」と規定し、それまでに申請を爲さなかつた者には法定の控除を爲さなかつた。争點は是が適法であるや否やに在る。

行政裁判所は町村制第九條に町村の特別稅に關しては町村條

一六〇八 違法なる資力算定方法
一六一〇 戸主の扶養を受けて生計を営む家族の資力算定方法

例を以て規定すべしとあるのを根據として、此の條例を以て單純な注意規定ではなく有効な法規であると爲し、其の期限内に申請しなかつた者に對して控除を爲さなかつたのは適法であると判定した。

一六〇八 違法なる資力算定方法

○市町村ノ特別税戸數割ノ賦課額ヲ定ムルニ當リ納税義務者中一部ノ者ニ對シテノミ所得額ニ依ル賦課額ヲ配當シ又ハ資産ノ狀況ニ依ル賦課額ヲ配當スルコトハ反證ナキ限り各納税義務者ノ資力ニ相應セザルモノト認ムベク大正十五年法律第二十四號地方税ニ關スル法律第二十五條ニ違反スルモノトス(昭四、七、九、行)。

(評釋) 前出一六〇五號の一に於いて述べたと同一の理由に因り、私は判旨の當否を疑ふものである。

○商工業者ガ農業者ニ比シ經濟上打撃ヲ受ケタルコト多シトノ漫然タル理由ニ依リ或大字ノ納税義務者ノ資力換算箇數ヲ減ジ他ノ大字ノ納税義務者ノ資力換算箇數ヲ増加シ其ノ修正理由及修正額ノ正當ナルコトニ付キ何等立證ナキ算定ハ正當ト認ムルコトヲ得ズ(昭六、一二、二六、行)。

(評釋) 是も全體の賦課方法が不公平であるといふだけに止まつて、特定の義務者に對する課税が違法であることを主張する理

由と爲すことの出来ないものと思ふ。

○戸數割ノ賦課額ヲ定ムルニ當リ原告ト生計ヲ共ニスル同居者ニ非ザル者ノ所得ヲ原告ノ所得ニ加算シタルノミナラズ他人ノ所有ニ屬スル田畑ヲ原告ノ資産ト看做シテ爲シタル戸數割ノ賦課ハ違法ニシテ且反證ナキ限り過當ナリト認メザルベカラズ(昭七、六、三〇、行)。

是は當然の事で論ずるまでもない。

一六〇九 違法なる戸數割賦課細則

○戸數割ノ資産狀況ニ依ル賦課額ガ當然納税義務者ノ資産狀況ニ相應セザルガ如キ結果ヲ來スベキ賦課細則ハ地方税ニ關スル法律第二十四條及第二十五條ノ趣旨ニ反シ違法ナリ。從テ之ニ基キ爲シタル戸數割ノ賦課モ亦同條ノ趣旨ニ反シ違法ナリ(昭四、七、二三、行)。

I町の特別税戸數割賦課細則には、田畑は所得額に依り、鹽田は價格に依り資産の狀況に依る資力を算定する標準とする意味の規定が有つた。其の結果、鹽田の所有者である原告に對し、其の鹽田の價格を四萬圓と評價し、百圓以下を一點、百圓を超える毎に一點を加ふる計算を以て資産狀況を表示し、從つて四百一點と計算せられた。然るに其の鹽田の所得額は年額千三百圓餘で、若し所得額を標準とすれば僅に二十五點に過ぎない。其の差は三百

七十六點に達する。田畑と鹽田とは其の性質に別段の差異は無いのに、一は所得額を一は價格を標準とする結果此の如き不權衡を生ずる賦課細則は違法であり、之に基づいた戸數割の賦課も違法であると判定した。

一六〇 戸主の扶養を受けて生計を営む家族の資力算定方法

○戸主ノ所有ニ係ル邸宅ニ居住シ其ノ附屬財物ヲ使用シテ一戸ヲ構ヘ該戸主ノ所有財産ヨリ生ズル收入ノ一部ヲ以テ生計ヲ營ミ居ル家族ニシテ自己ノ財産ヨリ生ズル所得又ハ勤勞所得ヲ有セザル者ニ對スル戸數割賦課ノ標準タル資力ハ本人ノ特有財産ノ價格ト戸主ノ收入金中本人ノ生計ノ費ニ充ツルモノ及其ノ財産中他人ガ現實使用スルモノノ利用價值ニ基ク資産價格トヲ基礎トシタル資産ノ狀況ノミニ依リ之ヲ算定スルヲ相當トス。

現實使用スル他人ノ財産ノ利用價值ニ基キ資産價格ヲ定ムルニハ自己ノ收入又ハ財産ノ利用價值ニ基キ定ムル割合ニ比シ相當ナル程度ノ低キ割合ニテ計算スベキモノトス(昭五、四、二四、行)。

戸主Tは東京市に居住して居るが、其の郷里Y市に一戸を構へ其處には老母が居住して居る。Y市に於いて此の老母に對し戸數

割を賦課するに當り、其の資力の算定に付いて、Y市に於いて戸主Tに屬する財産及所得を老母の資産及所得として算入し得るや否やが本訴の争點である。

行政裁判所は戸主に屬する所得や財産は老母に對する戸數割賦課の標準とは爲し得ないことを斷定し、其の資力算定の標準としては、所得額は全く無く、唯資産狀況として其の特殊財産、戸主から受くる生計費及び現實に使用する財産の利用價值を標準として、資力を算定すべきものであると爲し、且つ市の「資産ノ狀況ニ依ル資力算定標準」に、収入額の八分の百を財産價格と看做す旨の規定に依り、財産の利用價值に八分の百を乗じたものを老母に屬する財産價格として算定したのを不當とし、八分の百の定は自分の收入金に關する定であるから、他人の財産の利用價值から其の資産價格を算定するにはそれよりも低い率で計算しなければならぬと爲し、Y市の戸數割の賦課を違法として取消す旨を判定した。

(評釋) 本件のやうな場合に、法律上の納税義務者は戸主であるべき筈で、家族を義務者として居るのは、其の點に於いて既に誤つて居るものと思ふ。何となれば一戸を構へて居るのは戸主であつて、家族は唯戸主の扶養を受けて其處に居住して居るに止まるからである。唯行政裁判所の判例に於いては、戸數割は市町村内に住所を有するか又は三月以上滞在する者でなければ之を課することを得ないものとして居る爲に、已むを得ず家族の名義を以

一六一一 一部に戸数割の賦課漏ありたる場合 一六一二 戸数割の賦課と他の者の資力算定の違法
一六一三 總額に於いて過多なる戸数割 一六一四 村税戸数割追加分の賦課期日及課税標準 六七〇

て之に戸数割を課することとしたのであらう。而して家族を義務者と爲す以上は判旨に示す如き結果となるのは已むを得ない。要するに本件判旨は、市町村内に住所を有しない者は假令一戸を構へて居ても尙之に戸数割を課し得ないものであるとすることに、其の根本の誤を有つて居るもので、而して戸主を義務者として認むる以上は、戸主が該市町村に於いて有する財産及所得を課税標準と爲すことは當然であり、之を違法と爲すべき理由の無いものである。

一六二 一部に戸数割の賦課漏ありたる場合

○町村ニ於テ縣稅戶數割總額ヲ縣稅賦課規則ニ反シテ納稅義務者中ノ一部ニ對シテノミ之ヲ賦課シ他ノ一部ニ對シ之ヲ賦課セザルコトハ違法ナルノミナラズ反證ナキ限り賦課ヲ受ケタル者ノ賦課額ヲ過重ナラシムルモノト認ムベク府縣制百十五條ニ所謂賦課ニ付キ錯誤アル場合ニ該當スルモノトス。
定期ニ戸數割賦課ヲ受ケザル者ニ對シ後日隨時ノ賦課ヲ爲スモ定期ニ賦課ヲ受ケタル者ノ過重ナル賦課額ヲ更正セザル以上該過重ナル賦課ハ違法ナリ(昭三、二、二三、行)。
F縣で大正十五年度前期の縣稅戶數割を賦課するに當り、A村には總額千三百何圓を割當て、而して同村では之を三百九十五人

過大となつたことの影響を免れないものと爲し、原告等の主張を容れて、其の賦課を違法なりと判定した。

(評釋) 是も同様の理由に因り判旨不當であると信ずる。他の者の資力の算定が誤つて居るとしても、それは自分に對する課税の違法を主張する理由とは爲し得ない。

一六三 總額に於いて過多なる戸数割を一般住民に賦課したる場合

○町村制第九十六條第二項ノ規定ハ町村ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ同條第一項ノ費用ニ充テ仍不足アルトキハ不足額ニ限り町村稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得ルモ同額ヲ超過セルモノヲ賦課徵收スルコトヲ得ザルノ法意ト解スルヲ相當トス。
町村制第九十七條第一項及第四項ノ規定ハ町村ガ町村稅ノ賦課ニ依ル收入ヲ必要トスルトキハ先ヅ直接國稅及府縣稅ノ附加稅ヲ賦課シ仍必要アルトキニ於テ特別稅ヲ賦課スルヲ得ル趣旨ト解スベキモノトス(昭七、三、八、行)。

T村の村會で昭和五年度の村の歳出豫算總額を二八、一一六圓と議決し、之に對する歳入豫算は財産收入其の他法令に依る收入總額一〇、六九三圓、附加稅收入三、一四九圓であつたので、差

に賦課したが、法律上納稅義務者たるべき十六人には誤つて之を賦課しなかつたので、後日になつて隨時此等の者にも賦課した。前に定期の賦課を受けた者の中一人から之を違法として出訴したが、行政裁判所は總額を四百十一人に賦課すべき筈であるのを三百九十五人に賦課したのであるから、其の賦課を受けた者は過重の課税を受けたものであることは明瞭であると爲し、原告の主張を理由あるものと判定した。

一六二 戸數割の賦課に付き他の者の資力算定に違法ある場合

○戸數割納稅義務者中ノ一部ノ者ノ所得額ヲ過少ニ算定シタル結果所得額ニ依ル課率ニ影響スル場合ニ於テ其ノ過大ナル課率ヲ適用シテ爲シタル賦課ハ該納稅義務者ノ所得額ノ算定が過當ナラズトスルモ過當ニシテ、地方稅ニ關スル法律第二十四條ニ反スルモノトス(昭四、二、二四、行)。
T町の昭和三年度第一期分の町稅戶數割に付き其の賦課を受けた者數人から、其の賦課が甚だ不公平であることの理由を以て出訴した。行政裁判所は原告等の所得額の算定は正當であることを認めただけども、他の多數人の者に對し所得額の算定が過少であることを認定し、其の結果として原告等に對する課税額が自然に

引當り不足額は一四、二七四圓であるべきで、これだけが特別税として適法に賦課し得る額であるのに、戸數割總額を一五、四九三圓と算定して、之を一般納稅義務者に賦課した。行政裁判所は此の如き戸數割の賦課を違法なりと爲し、之を取消すべき旨を判定した。

一六四 村稅戶數割追加分の賦課期日及課税標準

○村條例ニ村稅戶數割追加分ヲ賦課スル場合ニ於ケル賦課期日ハ村長之ヲ定ムル旨ノ規定アルニ、村會ニ於テ一定ノ期日ヲ賦課期日トシ村稅戶數割追加分ヲ賦課スル旨議決シタル場合ニ於テ、村長ガ條例ノ規定ニ依リ該追加分ノ賦課期日ヲ同稅後期分ト同一期日ト定メ該後期分ノ課税標準タル所得額及資産狀況ニ比例シテ賦課シタルハ違法ニ非ズ(昭五、五、三、行)。

戸數割は年税として賦課せらるるもので、一年を通じて其の課税標準を定めるのであるから、其の追加分を賦課する場合でも、其の賦課期日に於ける資力を標準として新に課税標準を定むることを要するのではなく、前に定まつた其の年分の課税標準に依つて賦課するのが當然である。

本件に於いて原告が、村會に於いて追加分の賦課期日を十月一

一六一五 戸數割賦課の取消の効果 一六一六 戸數割の更正賦課と課率の変更
一六一七 更正賦課の方式 一六一八 賦課前の納税義務の消滅 一六一九 村税としての段別割

六七二

日と定められたのであるから、十月一日現在の資力を新に算定せねばならぬと主張して居るのは全く不當で、行政裁判所が之を排斥したのは當然である。

一六二五 戸數割の賦課が違法として取消されたる場合の効果

○戸數割ノ賦課ガ訴願ノ裁決ニ依リ資産ノ狀況ニ付キ具體的標準ヲ定メズ各納税義務者ノ資産ノ狀況ニ相應セザル違法アリトシテ取消サレタル場合ニ於テハ同年度ニ於ケル全納税義務者ニ付キ所得額及資産狀況ノ調査ヲ爲シテ其ノ課税標準ヲ算定シ以テ賦課率ヲ定メ之ニ依リ賦課ヲ取消サレタル者ニ對シ改メテ賦課ヲ爲スコトヲ要スルモ他ノ異議ノ申立又ハ訴願ヲ爲サザル者ニ對スル賦課ヲモ全部同時ニ取消シ改メテ賦課ヲ爲スコトヲ要スルモノニ非ズ(昭七、七、二一、行)。

一六二六 戸數割の更正賦課の場合に於ける課率の変更

○特別税戸數割ノ賦課ガ取消サレテ再賦課スル場合ニ於テ或ル納税義務者ノ所得額ヲ更正増加シタル爲メ總所得額増加シ所得税ニ依ル總賦課額ニ對スル率ニ影響スル場合ニ於

テハ其ノ變更アルモノヲ課率ト爲スベキモノトス(昭五、二、一、行)。

F村で昭和二年度の特別税戸數割を議決するに當り、原告Sの所得額を四百二十七圓と決定し、之に基づき戸數割を賦課したが、Sは之に不服で訴願を爲し、縣參事會は之を取消した。因つてF村會はSの所得額を五百十八圓に更正議決した。前に同村會の議決した課率は所得額一圓に付き四圓の定であつて、それは總所得額が四二三、二三〇圓で、之に依る税額が一六、九二九圓一七錢であつた爲であるが、Sの所得額の更正に依り總所得額に九十一圓を増加したから、其の課率も隨つて變更せらるべき筈であるのに、前と同じく一圓に付き四圓の割で税額を算定したのは違法であると主張した。

行政裁判所は原告の主張を容れ、總税額が元の通りで總所得額が増加すれば課率は隨つて減せらるるのが當然であると爲し、一圓に付き四圓の割で計算したのは違法で、一圓に付き三錢九九五の割を以てすべきもので、隨つて戸數割賦課額二十二圓八十三錢を二十二圓八十二錢に變更する旨判定した。

一六二七 戸數割の更正賦課の方式

○村税戸數割附加税ノ賦課ガ行政訴訟ノ判決ニ依リ取消サレタル結果賦課額ヲ更正シ更ニ賦課スル場合ニ更正賦課ナルコトヲ徵税令書及督促狀ニ明記スベキ規定ナシ(昭五、五、

七、行)。

一六二八 戸數割の賦課前に於ける納税義務の消滅

○地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第二十五條第二項但書ニ「賦課後」トアルハ各其ノ徵收期ノ徵税令書ヲ發布シタル後ノ義ナリト解スベキモノトス(昭四、二二、二二、行)。

原告は從來T町に住所を有し一家を構へて居たが、昭和三年八月二十五日に其の家を閉ちてK市に住所を移轉した。然るに同年十二月一日附でT町長は原告に對し昭和三年度第二期分町税戸數割の徵税令書を發した。原告は之を違法として出訴したのに對し縣參事會では戸數割は年税であつて毎年四月一日現在を以て賦課期日とし、七月十二月の二回に賦課額の二分の一づつを徵收するもので、第一期分は七月に徵税令書を發し其の時には原告は尙T町に現在して居たのである。地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件第二十五條第二項には「但シ戸數割ノ賦課後納税義務消滅スルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セス」とあつて之に該當するものであると主張したが、行政裁判所は此の主張を採用せず、納税義務が既に消滅した後第二期分の徵税令書を發したのは違法であると判定した。

(評釋) 判旨正當で、「賦課後」とは徵税令書を發した後といふ意味であることは疑ない。

一六二九 村税としての段別割

○村税トシテ從來地租附加税ヲ賦課シ來リタル村ニ於テ地租附加税ヲ廢シ新ニ縣知事ノ許可ヲ得テ村條例ヲ以テ段別割ヲ設ケタルハ之ヲ違法ナリト爲スヲ得ズ。

年税タル段別割ハ之ニ關スル條例公布ノ日ガ年度開始後ナリト雖モ其ノ年度分ニ付キ賦課スルコトヲ得ルモノトス。段別割ノ賦課率ガ各種地目ノ間ニ不公平アリトスルモ段別割ニ關スル法令ニ違反シタルモノニ非ザル限り之ヲ規定シタル條例ヲ無効ナリト爲スヲ得ズ。

段別割ノ實際賦課率ガ各種地目ノ土地又ハ同一地目中ノ個個ノ土地ノ收益ノ多寡ニ相應セザルモ條例所定ノ賦課率ノ範圍内ナル限り之ヲ違法ナリト爲スヲ得ザルモノトス(昭七、五、九、行)。

群馬縣のK村で昭和四年度までは地租附加税を課して居たが、昭和五年度から山林及原野に對しては地租附加税を廢止し、一段歩に付き六錢の割で段別割を課することに改められたので、同地方に發電用水力の水源地として廣大の山林原野を有する東京電燈會社の村税負擔額は、昭和四年度には、地租附加税年額三七八圓四〇錢であつたのが、五年度には段別割として九二一四圓三九錢を課せらるることとなり、一躍二十四倍強に激増した。是に於い

て同會社から之を違法として出訴したが、其の理由として左の四點が主張せられた。

- (一)土地に對する町村税は、地租附加税を本則と爲すべきもので、特別の理由なくして之を段別割に改めるのは違法である。
- (二)本件條例は昭和五年十二月十一日に公布せられたものであるが、それを同年四月一日に溯つて適用するのは違法である。
- (三)條例の定むる賦課制限は、各種の地目に應じ土地の賃賃價格に對して甚だしく不公平である。
- (四)其の實際の賦課率も隨つて極めて不公平である。

行政裁判所は此等の四點何れも之を否定し、其の賦課を適法と判定した。

(評釋) 國税を賦課せらるると同一の課税物件に付き、公共團體に於いて重複して課税することは、附加税の外一般には許されない所であるが、唯土地に對しては「地方税ニ關スル法律」及「地方税制限ニ關スル法律」に依り、法定の制限内に於いて地租附加

税と段別割とを併課し、又は附加税を課せずして段別割のみを課し得ることを承認して居る。如何なる場合に段別割を課し得るかに付いては、法律は何等の標準をも定めて居らぬので、それは公共團體の自治立法權と監督官廳の監督權とに委ねて居るものと見るの外は無い。隨つて前年に比し遽に二十四倍強を増加したり、山林原野だけが他の地目に比して著しく不公平であつたりするやうな場合でも、之を違法と見ることは出来ない爲に、裁判上の手段に依つて之が救済を求むることは不可能である。

唯問題となるのは、十二月に條例を制定して、年度の初に溯つて之を適用することが適法であるや否やの點に在るが、是も不穩當ではあるが違法とは認め難い。租税に付いての溯及法は必ずしも禁止せられて居るのではなく、其の年度に於ける年税に付いては、年度の中途に立法せられても年度の初に溯つて課税することを妨げないものと認めねばならぬ。

第四章 租税滞納処分

第一節 滞納処分の原因

及相手方

一六二〇 違法の課税に基づく滞納処分

メテ賦課ノ效力ヲ喪ハシムベキ性質ノモノナル場合ニ於テハ其ノ賦課ガ取消サレザル以上縱令異議ノ申立アルモ差押

處分ヲ爲スヲ妨ゲザルモノトス(大四、七、二八、行)。

○府縣稅ヲ賦課セラレタル者其ノ賦課ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スモ之ガ爲メ滞納處分ヲ爲スコトヲ妨ゲザルモノトス(大四、一〇、一三、行)。

○村稅地租附加稅ノ徵收期ニ付テノ村會ノ議決並ニ之ニ因ル地租附加稅ノ賦課處分ガ違法ナリトスルモ其ノ處分ガ取消サレザル以上之ニ基ク滞納處分ヲ違法ナリト爲スコトヲ得ズ(六一、一、二、一六、行)。

○滞納處分ノ基本タル町村稅ノ賦課ニ違法アルモ其ノ賦課ガ取消サレザル限り之ニ基キテ爲シタル滞納處分ハ違法ニ非ズ(昭三、二、九、行)。

(評釋) 租税の賦課が假令客觀的には違法であるとしても、それが有效である限り、適法の處分たることの推定を受くるものであるから、假令相手方が異議を申立て又は訴願を提起したとしても、それに拘らず滞納處分を爲し得べきことは當然であつて、此の意義に於いては判旨言ふまでもなく正當であり、之と同趣意の判例は尙甚だ多い。

併しながら、此のそれ自身には正當である判旨も、場合に依り甚だ不當な結果を生ずることが有り得る。それは二の場合であつ

て、其の一は基本たる租税の賦課が既に違法として取消された場合であり、他の一は租税の賦課が本來無効なる場合である。

昭和三年二月九日の判決は其の一例で、それは某村に於いて縣稅漁業稅の附加稅を賦課し、次いで其の不納に基づき滞納處分を行つたのに對し、其の賦課を受けた者から、一方には其の賦課を違法として出訴すると共に、一方には滞納處分に對しても之を違法として取消を求むる訴を起したのであつたが、行政裁判所は第一の訴に於いては其の賦課を違法として之を取消す旨を判示しながら、第二の訴に於いては其の滞納處分を適法として取消すべきものに非ずと判定して居るのである。

是は甚だ不當な誤判であること疑を容れぬと思ふ。行政裁判所は恐らくは滞納處分を行つた當時に於いては適法な處分であつたから、之を適法と判定すべきものと考へたのであらうが、總て判決は判決當時の事情に基づいて下さるべきもので、而して判決當時には基本たる村稅の賦課が既に他の判決に依り違法として取消されたのであるから、其の滞納處分も當然違法として取消されなければならなかつたのである。勿論滞納處分のみを對して訴が提起せられた場合であれば、行政裁判所は租税の賦課が適法であるや否やにまで立入つて審査することは出来ないけれども、此の場合には滞納處分と共に租税の賦課それ自身に對しても別に訴が提起せられて居るのであるから、裁判所は其の雙方に付き審理判決すべきことは當然であり、而して租税の賦課に付いて之を違法と決

しながら、獨り滞納處分に付いてのみ之を適法として居るのは、明白なる自家撞着であり、誤判も甚しいものと謂はねばならぬ。尙上卷七七一號參照。

○町村税ノ滞納處分ノ基本タル賦課ニ付取消ノ裁決アリタルモ滞納處分ガ該裁決ノ確定以前ニ爲サレタルトキハ該滞納處分ハ違法ニ非ズ(昭四、七、一〇、行)。

是も同じ趣意に出て居るもので、甚だ不當である。それは判決が判決當時の状態に基づいて下されねばならぬことの裁判の基本原則を無視したものである。租税の賦課が取消された以上は、其の賦課を基礎とする滞納處分も當然違法となることは言ふまでもない。

一六三 村會に於いて賦課額更正の議決を爲したる村税の滞納處分

○村税ノ賦課ハ假令村會ニ於テ賦課額更正ノ議決ヲ爲スモ之ニ因リ當然其ノ效力ヲ失フベキモノニ非ザルヲ以テ之ニ基キ滞納處分ヲ爲シタルハ違法ニ非ズ(昭五、一二、一二、行)。

(評釋) 村會の議決はそれ自身には外部に向つて發表せらるる意思表示ではないから、直接には村税の賦課を無効ならしむる効果を有し得ないのである。

の選挙が有つて、原告は二級選挙に議員として當選した。けれども同村の選挙會、村會及び縣參事會は、何れも原告は租税滞納處分中の者で公民権を停止せられて居り、随つて其の當選は無効であると決した。原告は之に對し、村税の滞納處分費は村條例に特別の規定の無い限り之を徴收することを得ないもので、其の徴收は取消されるべきものであり、又之が爲に財産の差押を爲し得べきものではない、随つて其の差押は無効であつて、原告は公民権を停止せられたものでないことを主張した。

本件の争點は主として三點に在つた。

(一) 村税の滞納に付き滞納處分を行ふ場合に於いては、村條例の規定を待たずして當然滞納處分費を徴收し得るや否や。

此の點に付き原告は「凡ソ公課ハ法令ノ規定ニ依ルニ非ザレバ人民ニ於テ負擔スベキモノニ非ズ殊ニ滞納處分費ハ之ヲ村税滞納者ヨリ徴收スベキ旨ノ規定ナク町村制百十一條ハ滞納處分費ノ徴收ヲ認メズ又村條例ニモ之ヲ徴收スベキ規定ナシ從テ原告ヨリ之ヲ徴收シタルハ不當ナリ」と主張したけれども、裁判所は此の主張を容れず國稅徵收法の適用に依り當然之を徴收し得べきものと判決した。曰く「納稅義務者ガ町村税ヲ滞納シタルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スベキモノナルコトハ町村制百十一條第四項ニ依リ明ニシテ而モ國稅徵收法ニ於テハ滞納處分費ノ徴收ヲ認ムルヲ以テ村條例ニ滞納處分費徴收ニ關スル規定ナシトスルモ同村ニ滞納處分費徴收ノ權アルヤ勿論ナリ。」

一六三 村税延滞金督促手数料又は滞納處分費の爲にする滞納處分

○延滞金及び督促手数料ハ村ノ收入ニシテ町村制百十一條第一項ニ依リ國稅滞納處分ノ例ニ依リ處分シ得ベキモノトス(大八、二、一九、行)。

○村條例ニ滞納處分費徴收ニ關スル規定ナキト雖モ村稅滞納ニ關スル滞納處分費ノ徴收ヲ妨グルモノニ非ズ。租稅滞納者ガ財産差押ヲ受ケ滞納税金及督促手数料ヲ完納スルモ未ダ滞納處分費ヲ納付セザルトキハ差押ヲ保持スルヲ妨グズ。

滞納處分費ノ未ダ納付ナキニ因リ差押ヲ解カズシテ公賣ヲ遂行スル場合ト雖滞納處分費ニ付豫メ告知書ヲ發シ町村制百十一條第一項ノ手續ヲ履踐スルノ要ナシト解スルヲ相當トス(大一二、四、二、行)。

原告は大正八年度後半期の村税滞納の爲滞納處分を受けたが、其の滞納税金及び督促手数料を完納した。然るに村長は滞納處分費が未納であるといふ理由を以て、財産差押を解かず、其の徴收の爲に差押不動産の競賣期日を定め之を公告した。因つて原告は其の競賣期日に滞納處分費を納付して、其の競賣を免れた。之より先き、其の差押の未だ解除せられない間に、其の村に村會議員

(二) 既に税金及び督促手数料を完納したが、未だ滞納處分費を納付しない場合に於いては、尙財産の差押を保持し得るや。

是に付いては判決は簡單に「租稅滞納者ガ其ノ所有ニ係ル不動産ノ差押ヲ受ケタル後滞納税金及督促手数料ハ之ヲ完納シタルモ滞納處分費ヲ納付セザル時ハ仍差押ヲ保持シ得ルモノトス」と曰つて居る。

(三) 滞納處分費に付いては特に納入の告知及び其の督促を爲すことを要せずして財産の差押を爲し得るや。

原告は町村制百十一條第一項に「町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期間ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ」とある條文を根據として、滞納處分費に付いても先づ納入の告知及び督促の手續を経て、始めて財産の差押を爲し得べきものであると主張したけれども裁判所は之を採用せず、次の如く判決した。「滞納處分費ハ税金ト同時ニ之ヲ取立テ得ルモノナルコトハ國稅徵收法第二十八條ノ規定ニ依リ明ナルヲ以テ滞納税金及督促手数料ノ納付アリタルモ滞納處分費ノ納付ナキニ因リ差押ヲ解カズシテ之ガ徴收ノ爲ニノミ公賣ヲ遂行スル場合ト雖豫メ之ニ付告知書ヲ發シ町村制百十一條第一項ノ手續ヲ履踐スルノ要ナシト解スルヲ相當トス。」

一六三 砂糖消費税の滞納處分

○砂糖消費税法ノ規定ニ依リ砂糖消費税ノ徴收ヲ完ウシ得

一六二四 会社の納税義務に付き無限責任社員に對する滞納處分
一六二五 共同鑛業權者に對する滞納處分

ザル場合ハ其不足税金ニ對シテハ國稅徵收法ノ規定ニ依ルベキモノトス。
擔保物ニ依リテ徵收シ能ハザル不足税金ニ對スル納稅義務ハ特別ノ規定ナキ以上未ダ完納セラレザル間尙ホ存在スルモノトス。

砂糖消費稅ニ關シ擔保物ヲ公賣シ尙ホ不足アルトキ其不足税金ニ對スル納稅義務消滅ノ法令ノ規定ナシ。

明治四十一年勅令第二百八十七號(「政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債、帝國鐵道會計法第二條ノ二ノ證券及大藏省證券ノ價格ハ其ノ價額金額ニ依ルル」)ハ擔保物トシテノ價格ヲ定メタルニ止マリ其擔保物ニ依リテ辨償セラレベキ金額ヲ定メタルモノニアラズ(大四、一二、一七、行)。

砂糖消費稅の納稅義務者が其の納付すべき租稅の擔保として稅額に相當する國債證券を提供して居た所、期日迄に租稅を納めなかつたので、稅關で其の國債證券を公賣に付したが、其の公賣代金は稅金額に満たないので、其の不足の金額に付いて更に國稅徵收法に依り滞納處分としての財産差押を爲した。

原告は(一)砂糖消費稅に付いての滞納處分は専ら砂糖消費稅法に依るべきもので、國稅徵收法に依るべきものではない、國稅徵收法第一條には「別ニ法律ヲ以テ定メタルモノ」を除くの外國稅は本法に依りて之を徵收すところであつて、砂糖消費稅は即ち別

に法律を以て定めて居るものである。(二)砂糖消費稅法は擔保物を以て徵稅を全うし得ることを豫期して居るもので、假令不足を生じて之を徵收し得べきものではないといふ理由を以て、其の違法を主張した。
裁判所は總て之を否定し、擔保品の公賣に依つて尙税金が不足であれば、其の納稅義務は殘餘に付いては存續するもので、その爲には國稅徵收法に依つて滞納處分を行ひ得べきものと判定した。

一六二四 会社の納稅義務に付き無限責任社員に對する滞納處分

○合名會社ニ對シ國稅ニ付キ滞納處分ヲ執行スベキ場合ニ於テ會社財産ナシト認ムベキ正當ノ事由アルトキハ別段ノ手續ヲ爲スコトヲ要セスシテ直ニ無限責任社員ニ就キ滞納處分ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス(大五、三、三〇、行)。

○國稅徵收法第二十九條ハ其ノ處分ヲ爲スニ方リ會社ノ存在ヲ前提トスルモノニアラズ。

國稅徵收法第二十九條ハ會社ニ對シ滞納處分ヲ執行スベキ場合ニ於テ會社財産ナシト認ムベキ正當ノ理由アルトキハ別段ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス直ニ無限責任社員ニ就キ處分スルコトヲ得セシメタルモノトス(大一二、一二、一九、行)。

ものではない。

一六二五 共同鑛業權者に對する滞納處分

○合資會社ノ解散ニ際シ普通所得申告書即チ清算所得申告書ヲ所轄稅務署ニ提出セザルトキハ假令清算終了登記ノ公告アルモ該會社ハ清算終了シタルモノト謂フヲ得ズ。
合資會社ノ清算終了アル迄ハ其ノ無限責任社員ノ資格ハ存續スルヲ以テ之ニ對シ滞納處分ヲ行フハ違法ニ非ズ(昭六、一一、四、行)。

國稅徵收法第二十九條は「會社ニ對シ滞納處分ヲ執行スル場合

ニ於テ會社財産ヲ以テ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得」と規定して居る。茲に掲げた判例は何れも其の適用に關するもので、無限責任社員は會社の納稅義務に付き連帶責任を負ふ者であるから、會社の滞納の場合に社員に對シ滞納處分を行ひ得るのであるが、判決に示されて居る要旨は次の三點に在り、何れも判旨正當と思はれる。(一)社員に對して滞納處分を行ふのは、原則として先づ會社財産に付き滞納處分を行つた後仍不足ある場合に限るのであるが、若し會社に財産の無いことが明白であれば會社に對して滞納處分を行ふまでもなく、直に社員に就いて滞納處分を爲し得ることは當然でなければならぬ。(二)會社が解散した後

でもまだ清算が終了しない間は、社員の連帶責任は繼續して其の效力を有つて居り随つて之に對シ滞納處分を爲し得る。(三)會社の納稅義務に付き申告書を提出しない間は、未だ清算を結了した

○鑛業法第七條所定ノ代表者ノ代表權ハ其ノ鑛業權ニ關スル鑛區稅滞納ノ場合ニ於テ其ノ鑛業權ヲ目的トスル滞納處分ヲ受クルコトニ付キ稅務官廳ニ對シ共同鑛業權者ヲ代表スル權限ヲ包含スルモノトス(大七、三、二二、行)。
(評釋) 共同鑛業權者は内一人を選定して代表者と爲し、代表者が國に對し共同鑛業權者を代表することは、鑛業法第七條の定むる所であるが、其の鑛業稅未納の場合に於いて滞納處分を行ふ場合にも、代表者に對して之を行ふべきものであるや否やが本件の争となつた問題である。判決は之を肯定して居るが、判旨そのままの形に於いては不當である。
「代表」と謂へば、常に意思の表示又は其の受領に付いてのみ認められ得る觀念で、租稅の賦課又は滞納處分に付いても、徵稅令書を發し又は督促狀を發するのは、代表者に宛てて之を爲すのを當然とするけれども、滞納處分の實體たる財産の差押及公賣は單純な意思表示ではなく、事實上に財産を占有し又は處分する行爲で、さういふ事實上の行爲にまで代表權が及び得るものではない。鑛業稅は鑛業法第八十七條に明言して居る通り、共同鑛業權者が連帶して其の義務を負ふもので、單に代表者のみが其の義務を負ふのではないから、其の滞納の場合にも義務者の總てに對し

一六二六 町村税の滞納処分権者 一六二七 期限前の差押命令 一六二八 引繼に因り滞納
処分を爲したる場合の処分権 一六二九 滞納処分吏の證券提示義務

て滞納処分を行ひ得ることは當然で、單に代表者のみが滞納処分を受くべき責任あるものでない。

唯代表者も連帯義務者の一人として、納税義務の全部に對し責任を負ふものであるから、代表者に對し滞納金の全額に付き滞納処分を行つたとしても、それは違法ではない。けれどもそれは代表者であるからといふ理由ではなく、連帯義務者であることの理由に基づくものである。

第二節 滞納処分執行の權限

一六二六 町村税の滞納処分権者

●町村税ノ滞納処分ハ町村長ノ職務權限ニ屬スルモノトス
(六一四、三、一六、大刑)。

村税滞納者に對し村長が成規の手續を経て村役場書記某に命じ滞納処分を執行せしめたが、滞納者は其の執行を妨害して書記を毆打し差押を中止するの已むを得ざるに至らしめたので、公務執行妨害罪に問はれた。

之に對し、町村税の滞納処分を行ふの權は専ら収入役に屬し、町村長に屬しないといふ理由を以て上告したけれども、大審院は之を排斥し、原審判決を維持した。

それは固より當然で論ずる迄も無い。収入役は唯金錢を受領し

であるが、七月十二日には村長は不在であつたから、村長が當該吏員に下した差押命令は、未だ指定期限に達しない以前に發せられたものでなければならぬといふ主張に對し、行政裁判所は指定期限前でも條件附で差押命令を發することは法律上妨がないものと判定した。

一六二六 引繼に因り滞納処分を爲したる場合の処分權

○甲市長ガ乙市長ノ引繼ヲ受ケ執行シタル租税滞納処分ハ甲市長ノ爲シタル処分ト解スベキモノトス。

右甲市長ノ爲シタル租税滞納処分ニ對スル行政訴訟ハ其ノ理由ノ如何ヲ問ハズ甲市長ノ屬スル府縣ノ參事會ニ訴願シ其ノ裁決ヲ經タル上之ヲ提起スベキモノナリ(昭六、九、二、一)。

滞納処分ノ引繼執行ハ其ノ法律上ノ意義に於いては代理執行であつて、事實上には引繼を受けた行政廳の処分であると共に、法律上の效力の歸屬する點から謂へば引繼を爲した行政廳の処分でもある。隨つて判旨第二點は失當であり、それは上卷七九三號に於いて既に述べた。

一六二六 滞納処分吏の證券提示義務

●國稅徵收法第十一條ハ訓示的規定ニシテ市吏員ガ縣稅市

得るだけで、滞納処分を行ふ權は無い。町村税に付いて滞納処分を行ふの權は専ら町村長に屬するのである。

○町村長ガ收入役ニ代理セシメ町村税滞納処分ヲ爲サシメタルハ違法ニ非ズ(昭四、六、二八、行)。

町村制第七十八條第二項には「町村長ハ町村吏員ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得」とあつて、其の所謂「吏員」の中には收入役をも除外するものではないといふのである。上卷一三九號に掲げた判決は之と反對のやうであるが、それは町村長の委任に依らずして行つた場合で、本件は町村長の委任の有る場合であるから、場合を異にする。

○町村長ガ町村制第七十一條第一項ニヨリ任用シタル町村吏員ヲシテ町村税滞納処分ヲ爲サシメタルハ違法ニ非ズ(昭七、六、二、行)。

是は書記に代理せしめた場合で、其の適法なることは言ふまでもない。

一六二七 期限前の差押命令

○町村長ハ督促狀ノ指定期限前ニ於テ條件附ヲ以テ差押ノ命令ヲ發スルコトヲ得ルモノトス(昭四、二、二、行)。

七月七日に督促狀を發して、七月十一日までに納付が無ければ差押を爲すべき旨を通告し、而して十二日に差押を執行した事件

税ノ滞納処分トシテ財産ノ差押ヲ爲スニ際シ其ノ資格ヲ證明スベキ證券ヲ示サザルモノニ因リ其ノ処分ヲ無効ナラシムルモノニ非ズ(六一四、五、七、大刑)。

市の吏員が縣稅市税の滞納処分を行ふには國稅徵收法の規定に依るべきものであり、而して同法第十一條には「收稅官吏滞納処分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證券ヲ示スヘシ」といふ規定が有る。本件は市吏員から滞納処分を受けた者が、暴力を以て其の執行を妨げ且つ之に傷害を加へた事件であるが、市吏員が財産の差押を爲すに當り其の資格を證明すべき證券を示したこと無く、又差押を受けた者から其の開示を求めた事跡も無い。上告人は證券を示さないで差押を爲したのは違法で、之に抗拒しても罪にはならぬものと主張したが、大審院は之を排斥した。

(評釋) 判決は其の文字通りの意義に於いては賛成し難い。

國稅徵收法第十一條は決して判決に曰つて居るやうに單純な訓示規定と解すべきものではない。財産の差押は私有財産の上に重大な侵害を加へる行爲で、官名を詐稱する者の爲に不慮の侵害を受けることなからしむる爲に、法律は正當の職權ある者には其の職權を證明すべき證券を携帯する義務を負はしめて居るのであつて、若し證券を所持しない者であれば、それは財産の差押を爲すべき權能を有しないものと解せねばならぬ。若し其の差押を受くべき者が其の者の資格に疑を抱き、證券の提示を求めたに拘らず

一六三〇 恩給權に對する差押處分の所轄稅務署
一六三二 指定納付期限後に效力を生ずべき督促

一六三一 滞納處分執行の不公平
督促狀の記載方

其の提示を爲すことが出来なかつたとすれば、滞納者は當然其の差押を拒絶する權利を有するものでなければならぬ。殊に市吏員の如き法律上定まつた一定の制服の無い者に取つては、證券は其の資格を公に證明する殆ど唯一の手段とも見るべきものであるから、證券の携帯の必要は一層痛切である。其の必要が單に施行規則に依らず、法律自身に依つて定まつて居ることから見ても、それが單に命令規定たるに止まらず、滞納處分の權能行使の要件と見るのが當然の解釋でなければならぬ。

唯法律には「證券ヲ示スヘシ」とあるけれども、それは敢て被處分者の請求の無いのに拘らず進んで之を示さねばならぬといふ意味に解すべきではなく、若し請求が有れば之を示すべしといふ意に解するのが當然であらう。間接國稅犯則者處分法(四條)の之に相當すべき規定には「證券ヲ携帯スヘシ」とあり、國稅徵收法には「證券ヲ示スヘシ」とあるけれども、雙方とも同じ意味で、法律の要求して居る所は唯之を携帯し必要に應じて之を示すべしといふ意味に外ならぬ。それであるから、本件に於いても若し市吏員が證券を携帯して居つたことが證明せられ、唯被處分者が其の資格に付いて疑を抱かなかつた爲に其の提示を求めなかつたのであるとすれば、之に抵抗することは公務執行妨害罪たることを免れない。

一六三〇 恩給權に對する差押處分の所轄稅務署

○國稅徵收法施行規則第十四條ニ所謂財産所在地ハ債權ニ付テハ債務者ノ住居地ヲ指稱スルモノト解スベキモノトス。
東京市四谷區に居住する原告何某が茨城縣及新潟縣で贖戻税を滞納したので、其の滞納處分として恩給權の差押を爲す爲に、國稅徵收法施行規則第十四條に「差押フベキ財産管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産所在地ノ收稅官吏ニ滞納處分ノ引繼ヲ爲スベシ」とある規定に従ひ、茨城縣太田稅務署及新潟縣村上稅務署から東京府四谷稅務署に引繼を爲し、四谷稅務署に於いて其の差押を行つた。
原告は民事訴訟法第十七條に「債權ニ付テハ債務者ノ住所ヲ以テ其財産ノ所在地トス」とあるのを引照して、原告は麹町郵便局から恩給の支給を受けて居るのであるから、恩給權の所在地は麹町區であり、四谷稅務署の管轄に屬するものでなく、其の處分は無効であると主張し、之に對して稅務監督局は民事訴訟法の規定は唯民事訴訟上の裁判權を定めたに止まり之を以て滞納處分を律するを得ないものであると曰ひ、債權の滞納處分は納稅義務者の住所地の收稅官吏に引繼ぐのを最も適當とする旨を主張した。行政裁判所は、債權の差押は債務者に對する通知を以て之を爲

すものと定められて居ることから見ても、債務者の住所地の收稅官吏に引繼ぐのを最も適當とする、隨つて債權に付いては債務者の住所地を財産所在地と解するのが正當であると曰ひ、唯恩給權の債務者は誰であるかに付いては、郵便官署は唯其の支拂に付いての現業事務のみを取扱ふもので、之を債務者として見るべきものではなく、貯金局が其の給與事務に付いては主管廳であるから、貯金局を以て債務者であるとするのが正當であると爲し、而して四谷稅務署は貯金局所在地を管轄する者ではないから、其の差押處分は違法であると曰ひ、之を取消す旨の判決を與へた。

一六三二 滞納處分執行の不公平

○滞納處分廳ガ舊キ滞納ヨリ順次整理セズ又新シキ滞納者多數アルニ拘ラズ一齊ニ差押處分ヲ執行セズシテ其ノ數名ノミニ對シ滞納處分ヲ爲スハ公平ヲ缺クトスルモ之ガ爲其ノ處分ヲ違法ナリトスルヲ得ズ(昭七、三、二八、行)。

第三節 滞納處分の手續及效力

第一款 督促

一六三三 指定納付期限後に效力を生ずべき督促

○督促ニ一定ノ曆日ヲ示シテ納付期限ヲ定メタル場合ニ於

第九類 財政 第四章 租稅滞納處分 第三節 滞納處分の手續及效力

テ督促狀ノ公示送達ガ效力ヲ生ジタル日ニ既ニ督促狀ニ指定シタル納付期限ヲ經過シ居ルトキハ期限ヲ指定セザルト何等擇ム所ナキガ故ニ其ノ督促ハ法律上效力ヲ有スベキモノニ非ズ(大三、六、二二、行)。
四月十日迄に納付すべしといふ督促狀を四月五日に公示送達を爲した。公示送達は公示の時から七日の後に效力を生ずるのであるから、四月十二日に始めて有効になるのであるが、其の時は最早指定期限を過ぎて居るので、裁判所は其の督促を無効なりと判定した。

一六三三 督促狀の記載方

(一) 滞納金と共に既納の税金をも併せて督促し
たる督促狀の效力

○督促狀ニ記載セル納入金中ニ既ニ期限内ニ納付シタルモノアルモ、之ガ爲ニ滞納金ニ關シテモ亦其ノ督促ヲ違法ナリト爲スベキニ非ズ(大一一、四、二九、行)。

(二) 滞納金整理簿と督促狀

○督促狀ニ村長ノ記名捺印アル以上單ニ役場内部ニ於ケル事務整理ノ爲作成スル帳簿タル滞納金整理簿ニ村長ノ押捺ナキガ故ヲ以テ督促狀ヲ偽造ト斷ズルヲ得ズ(昭六、一〇、二六、行)。

一六三四 督促状の送達方法 一六三五 督促状送達後の税金納付 一六三六 督促手数料
一六三七 連帯義務者の一人に對する督促の效力 一六三八 差押へ得べき財産の數量

(三) 督促状に於ける納税管理人氏名の記載

○町村税ニ付納税管理人ヲ定メタル場合ニ督促状ニ其ノ氏名ヲ記載セザルモ督促状ハ無効ニ非ズ(昭二、六、一四、行)。

一六四 督促状の送達方法

(一) 郵便に依る送達

○國稅徵收法ニ依ル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法施行規則第十條ニハ單ニ使丁又ハ郵便ニ依ルベシトアルノミナルヲ以テ書留郵便ニ依ラザルベカラザルモノト謂フコトヲ得ズ(大三、七、二九、行)。

○郵便ニテ督促状ヲ送達スルニ當リ之ヲ書留其ノ他ノ特殊取扱ト爲シ受領ノ確證ヲ得ルコトハ法定ノ要件ニ非ズ(昭三、一、二四、行)。

○郵便ニテ發送セラレタル督促状ハ特別ノ事情ナキ限り相當ノ時期ニ於テ名宛人ニ送達セラレタルモノト認ムルコト相當ニシテ同字内ニ類似氏名ノ者アルノ一事ハ未ダ以テ此ノ認定ヲ覆スニ足ラズ(昭三、一、二四、行)。

(二) 使丁に依る送達

○國稅徵收法施行規則第十八條(「督促處分ニ關シ使丁ヲ以テ書類ノ送達ヲ爲ストキハ第十三號書式ノ送達書ニ受取人ノ署名捺印ヲ求ムヘシ」)ノ規定ハ送達ノ證明方法ヲ定メタルモノナル

ヲ以テ送達ヲ受ケタルコト爭ナキ以上ハ右規定ノ方式ノ欠缺ヲ以テ差押ノ效力ヲ否定スルコトヲ得ズ(大八、二、一九、行)。

○國稅徵收法施行規則第十八條ハ單ニ訓示的規定タルニ止マリ同條所定ノ手續ヲ履踐セザル書類ノ送達ヲ無効トスル法意ニ非ズト解スルヲ相當トス(大一三、二、二、行)。

○納税者ノ住所ニ於テ未成年者ト雖モ相當智能アル同居ノ家族ニ督促状ヲ交付シタルトキハ送達ノ效力アルモノトス(大三、七、一三、行)。

一六五 督促状送達後の税金納付

○町村税督促状ノ送達アリタル後ニ於テ督促手数料ヲ納付セズ税金ノミヲ納付センコトヲ申出ヅル者アル場合ニ收入役ガ税金ノ受領ヲ拒ミタルハ不當ニアラズ(大四、三、二四、行)。

(評釋) 判旨正當とは信じ難い。租税と督促手数料とを以て不可分の一箇の債務と認むべき理由は無い。却つてそれが二種の別別の債務であることは明瞭である。其の二つを共にしなければ納付することを得ないといふ理由は見出し難い。

一六六 督促手数料

○督促状ヲ發セズシテ督促手数料ヲ徵收シタルハ違法ナリ(昭七、六、二一、行)。

縣稅自轉車稅及代書業稅の後期分を納むる際、或は前期分も未納になつて居るのではないかといふ疑を起したので、其の旨を尋ねたら、收入役は未納であると答へたので、其の命に應じて前期分の税金と督促手数料二口分四十錢を納付した。後になつて自分は督促状を受けたことが無いことを知つて、督促手数料の還付を要求したが聞かれなかったので、異議の申立を爲し、次いで出訴した。行政裁判所は督促をしなかつたものと認定し、督促手数料四十錢を還付すべきものと判定した。

一六七 連帯義務者の一人に對する督促の效力

○連帶納稅義務者ノ一人ニ對スル徵稅傳令書及督促状ノ送達ハ明治三十三年勅令第八十一號(府縣稅徵收ニ關スル件)第十條ノ規定ニ依ル連帶義務ノ性質上他ノ連帶義務者ニ對シテモ當然其ノ效力ヲ有ス(大五、二、七、行)。

第二款 財産差押及公賣

一六八 差押へ得べき財産の數量

○國稅滯納處分ニ關スル法令ニ於テハ國稅滯納處分ノ爲財産差押ヲ爲スニ付キ其ノ徵收額ニ充ツル程度ニ差押ヲ制限

スルモノニ非ズ。從テ之ニ遵據スベキ町村稅滯納處分ノ差押ニ於テ差押財産ノ價格ガ徵收金額ニ比シ多額ナルコトアリトスルモ之ヲ以テ違法ト云フコトヲ得ズ(大二、一二、三、行)。

差押へられた物件の價格が滯納金額に比して不釣合に過大であるとして、出訴した事件であるが、裁判所は「差押ハ公賣處分ト異ナリ一時其ノ財産ノ處分ヲ止ムル保全處分ニ過ギズシテ公賣ノ如ク財産權ノ喪失ヲ來スベキモノニ非ザルノミナラズ、徵收額ニ基キ適度ノ價額ヲ定ムルコトハ公賣ノ上ニ非ザレバ爲シ得ザル所ナルヲ以テ、收稅官吏ハ徵收ノ爲必要ナリト認ムル範圍ニ於テ任意其ノ差押ヲ爲スベク」云々と曰ひ、不當に多大の價格に相當する物件を差押へたのは、不穩當ではあるが違法の處分といふを得ないものと判定した。次に掲ぐるのも之と同趣意である。

○滯納者所有ノ土地一筆ニ付キ差押處分ヲ爲シタル場合ニ於テ差押フベキ物件他ニ存在シ若クハ差押物件ノ價格ガ滯納金額ヲ超過シタルバトテ之ガ爲メ差押處分ヲ違法ナリト謂フコトヲ得ズ(大三、七、一三、行)。

○村稅滯納處分ニ付キ滯納者ノ財産ヲ差押フルニ當リ差押財産ノ價格見積ヲ爲スコトハ其處分ニ缺クベカラザル手續ナリト謂フコトヲ得ズ。

國稅徵收法其他關係法令ニハ特ニ除外シタル物件ノ外差押

財産ノ種類價格ニ付キ制限スル所ナキガ故ニ差押財産ノ選擇ハ收税官吏ニ委シタルモノト解スベキモノトス。從テ滯納者所有一筆ノ土地ニ付キ差押ヲ爲シタル場合ニハ縱令差押物件ガ他ニ存在シ若クハ差押物件ノ價格ガ滯納金額ニ超過スルモ之ガ爲メ其差押處分ヲ違法ナリト爲スコトヲ得ズ(大四、二、一九、行)。

○町村税其他町村ノ收入ニ付キ滯納處分ヲ爲ス場合ニ於テ差押フベキ動産アルニ拘ラズ不動産ヲ差押ヘ又其不動産ノ價格ガ徴收金額ヲ超過シタリトスルモ之ヲ以テ其差押ヲ違法ナリトスルニ足ラズ(大四、三、二〇、行)。

何れも同趣意の判決で(一)差押ふべき物件は動産不動産何れでも隨意で、其の何れを先にせねばならぬといふやうな制限は無いこと(二)差押へた物件の價格が徴收すべき金額を超過しても違法ではないことの二點を言明して居るのである。

(評釋) 判旨容易に賛成し難い。

財産の差押は固より財産権を喪失せしむるものではないが、尙財産権の侵害であることは勿論であつて、而して財産権の侵害が收税官吏の自由裁量に任かされて居るものと解するのは、法律の正當なる解釋ではない。

勿論、差押財産の價格が正確に徴收すべき金額に適合することは、期待し得べからざる所であるが、社會的常識に於いて著しく

徴收金額に超過することが顯著なる場合には、それは當然違法と認むべきものである。行政裁判所の判決に於いても公賣に付いては之を認めて居る(後出一六五〇號)。差押に付いても亦同様でなければならぬ。

差押ふべき財産の選擇に付いても全然自由裁量に依るべきものではなく、成るべく義務者の損害を少くすることに努めねばならぬことは、假令法律の明文は無くとも法律上當然の制限と認むべきである。尙上卷二四六號參照。

○租税滯納處分ノ差押ニ於テ差押財産ノ價額ガ徴收金額ニ比シ多額ナルモ之ヲ以テ違法ト爲スヲ得ズ(昭五、二、二二、行)。

○滯納者ガ差押財産以外ニ他ニ滯納金ニ相當スル價格ノ財産ヲ有スルニ拘ラズ右滯納金ニ比シ過當ナル不動産ノ差押ヲ受クルモ右差押處分ヲ違法ナリトスルヲ得ズ(昭七、三、二八、行)。

一六三九 差押へ得べき財産の種類

(一) 給料

○滯納處分トシテ差押フルコトヲ得ザルモノハ國稅徴收法第十六條ニ列記シタルモノニ限り民事訴訟法第六百十八條ノ規定ハ適用ナシ、從テ滯納處分トシテハ勞力ノ爲ニ受ク

(六) 所有權移轉の假登記ある建物

○所有權取得ノ假登記ニ依リテハ所有權ノ取得ヲ第三者ニ對抗スルヲ得ズ(昭五、七、九、行)。

Aに對する町稅滯納處分として建物を差押へたが、Aからそれは自分が抵當權を實行して假登記をもし、既に自分の所有に屬して居るものであると主張して不服を訴へたけれども、容れられなかつた。それは固より正當で、假登記は權利移轉を第三者に對抗することを得せしむる效力あるものではない。

(七) 強制管理中の不動産

○國稅徴收法施行規則第二十九條ハ同條所定ノ場合ニ於テハ收税官吏ガ自ら差押及公賣ヲ行フコトナク當該官廳等ニ滯納金ノ交付ヲ要求スベキ旨ヲ規定シタルモノニシテ、收税官吏ハ之ニ依リテ滯納者ノ意思ニ拘ラズ強制的ニ滯納金ヲ徴收スルモノナルヲ以テ、右交付要求ハ滯納處分ノ一種ナリト解スベク、而シテ國稅徴收法及其ノ附屬法令中滯納處分ニ關スル規定ハ市稅ノ徴收ニ準用セラルルモノナルヲ以テ同條ハ市稅ノ徴收ニ準用セラルベキモノナリ。

然レドモ不動産ノ強制管理ハ其ノ果實ヲ目的トシ其ノ元物ニ及ブコトナキガ故ニ收税官吏ハ強制管理中ノ不動産ノ果實ニ對シテハ自ら差押及公賣ヲ行フヲ得ズ同條ニ依リ強制

ル給料ヲ差押フルコトヲ得(大五、一〇、一六、行)。

(二) 恩給權

○恩給ハ國稅滯納ノ場合ニ於テ其ノ徴收ノ爲之ガ差押ヲ爲スヲ妨ゲザルモノトス(大八、二、二五、行)。

(三) 條件附を以て既に讓渡されたる動産

○停止條件附賣買ノ目的物タル清酒ヲ條件成就前ニ於テ稅務官廳ガ其ノ賣主ニ對スル國稅滯納處分トシテ差押ヘタルハ違法ニアラズ。

右ノ場合ニ於テ差押後停止條件成就スルモ買主ニ於テ引渡ヲ受ケタルノ事實ナキ以上其ノ所有權ノ取得ハ之ヲ以テ稅務官廳ニ對抗スルコトヲ得ザルモノトス(大六、四、一〇、行)。

(四) 試掘權

○國稅徴收法及ビ關係法規中試掘區稅ノ滯納ニ付キ試掘權ノ差押ヲ爲スコトヲ得ザル旨制限シタル規定ナシ。

國稅徴收法ニ依ル財産ノ差押ニ付キ有體動産ヲ先ニスベキコトヲ同法ノ旨趣ナリト解スベキ規定ナシ(大七、六、五、行)。

(五) 甲鑛區に關する税金の爲にする乙鑛區の差押

○甲鑛區ニ關スル税金等徴收ノ爲其ノ滯納者ガ有スル乙鑛區ノ鑛業權ニ對シ滯納處分ヲ行フコトヲ得ルモノトス(昭五、六、二〇、行)。

管理人ニ滞納金ノ交付ヲ要求スルノ外ナシト雖モ其ノ元物ニ對シテハ同法第十條及第二十四條ニ依リ自ラ差押及公賣ヲ行フコトヲ妨ゲラルルコトナシ(昭六、三、二〇、行)。

(八) 農業に必要な器具及牛馬

○收税官吏ガ他ノ物件ヲ提供スルトキハ差押ヲ爲サザルベキ旨ヲ告ゲタルニ拘ラズ納税義務者ガ之ヲ提供セザリシニ於テハ國稅徵收法第十七條掲記ノ物件ヲ差押ヘ且之ヲ運搬スルモ違法ト爲スヲ得ズ(昭七、三、二八、行)。

滞納處分として畜牛一頭、稻拔器一臺、唐臼一臺、自轉車一臺を差押ヘ、畜牛の外之を役場に運搬し去つたのは、農業に必要な器具を差押へたので、違法であるといふ訴であるが、此等は他に十分の物件を提供した場合に限り滞納者の選擇に依り差押を爲さざるものと定められて居るのであるから、他の提供の無い場合に之を差押ふるのは適法であり、又動産は收税吏の占有に移すのを本則とするのであるから、之を役場に運搬したのも適法であると判定したのであつて、それは勿論正當である。

(九) 職業に必要な器具

○自轉車ハ賣藥行商ニ従事スル者ノ爲職業上必要ナル器具ト認ムベキモノトス(昭七、二、一五、行)。

是は賣藥行商を営んで居る者が他に玄米十俵を提供し、それで滞納金等に充つるに十分であつたに拘らず自轉車一臺を差押へた

ニ通知スベシ

前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ政府ハ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金額ヲ限度トシテ債權者ニ代位ス

○滞納處分トシテ債權ヲ差押フル場合ニ於テ之ヲ滞納者ニ通知スルコトハ差押ノ要件ニ非ズ。

債權ノ差押ヲ爲スニハ督促ヲ爲シ其ノ指定期限内ニ完納セザルトキハ何時ト雖モ之ヲ執行シ得ベキモノニシテ此手續以外特ニ滞納者ニ事情ヲ知ラシムルコトヲ要セザルモノトス(大五、一〇、一六、行)。

○金錢債權ヲ債權差押ノ手續ニ依ラスシテ動産差押ノ手續ニ依リ差押フルハ違法ナリ(大一四、三、二七、行)。

(三) 債權其の他の差押

國稅徵收法第二十三條ノ二 債權及所有權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ收税官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スベシ
前項ノ財産權ニシテ其ノ移轉ニ付登記又ハ登録ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登録ヲ關係官廳ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ニ付テモ亦同シ

○滞納處分ノ爲債權ノ差押ヲ爲ストキハ國稅徵收法第二十三條ノ二ニ依リ之ヲ其ノ權利者ニ通知スベキモノトス(大三、一一、二七、行)。

本訴は債權を差押ふるに當り之を權利者に通知しなかつた事

事件で、國稅徵收法第十七條第二號に違反するものとして違法と判定せられたのである。

一四〇 財産差押の手續要件

(一) 動産の差押

動産差押の方法に付いては、國稅徵收法第二十二條第一項に左の規定が有る。

動産及有價證券ノ差押ハ收税官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長、滞納者又ハ第三者ヲシテ保管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

○租稅滞納處分トシテ動産ノ差押ヲ爲ス場合ニハ差押調査書本ノ交付ナキモ之ガ爲差押ノ效力ナシト云フヲ得ズ(昭二、一一、五、行)。

○滞納處分ノ際當該吏員ガ差押物件ニ封印紙ヲ貼付セザリシトスルモ差押物件ヲ指定シ之ニ貼付スベキ封印紙ヲ滞納者ノ面前ニ差置キ或ニ差押調査書ニ差押物件ヲ記載シ且其ノ保管ヲ滞納者ニ命ジタル事實アルトキハ國稅徵收法第二十二條第一項但書ノ規定ニ違背スルモノト謂フコトヲ得ズ(昭三、一〇、二、行)。

(二) 債權の差押

第二十三條ノ一 債權ノ差押ヲ爲ストキハ收税官吏ハ之ヲ債務者

件で、其の主たる争點は債權の差押に付いては土地所有權の差押手續を準用すべきや否やに在つた。裁判所は國稅徵收法が差押の手續に債權、所有權、其の他の財産權を區別して居り、而して債權は債權に非ず、所有權にも非ず、其の他の財産權に屬するものであるから、其の差押には必ず權利者に通知することを要し、通知を缺いた差押處分は違法であつて取消されるべきものと判定した。

○債權ハ所有權ニ非ザルガ故ニ滞納處分ヲ爲スニ當リ所有權目的トスル滞納處分ノ手續ニ依ルベキモノニ非ズ(大七、三、一一、行)。

(四) 不動産の差押

國稅徵收法第二十三條ノ三 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收税官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ
差押ノ爲不動産ヲ分割又ハ區分シタルトキハ收税官吏ハ分割又ハ區分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

○土地ヲ差押フルニ當リテハ立會人ヲ要スルモノニ非ズ(大三、七、一三、行)。

差押に付き立會人を要するのは國稅徵收法第二十條に依り家屋倉庫筐匣を搜索する場合に限る、不動産の差押に付いては立會人を要しないのである。行政裁判所の古い判決(明三八、一一、八)に

は不動産の差押にも立會人を要すとした例があるが、それは夙くから改められた。

○土地ヲ差押フル場合ニハ義務者若ハ家族ヲシテ立會ハシメ又ハ吏員タルノ證券ヲ示スノ必要アルモノニ非ズ(大一一〇三、二三、行)。

○國稅徵收法ニ依リ收稅官吏ガ不動産ノ差押ヲ爲ス場合ニハ立會人ヲ要セザルモノトス(大一一四、一、二三、行)。

何れも同趣意の判決で、判旨勿論正當である。

○不動産ノ差押ハ滞納者ニ對シテハ差押調書ノ謄本ノ交付ニ依リ其ノ效力ヲ生ズ(大一一三、三〇。大一一二、一二、一二。大一一三、五、三一、行)。

○町村稅ノ滞納ニ付不動産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ其ノ差押ガ滞納者ニ對シテ效力ヲ生ズルハ差押調書ノ謄本ノ交付ニ依ルモノトス(大一一五、七、二〇、行)。

(評釋) 判旨不當と思ふ。是より先き大正十一年十一月四日の行政裁判所の判決には

村稅滞納處分ニ依リ不動産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滞納者ニ差押調書ノ謄本ヲ交付セザリシトキト雖差押ノ通知書ヲ交付シテ差押ニ關スル一切ノ事實ヲ知ラシメタルトキハ差押調書ノ謄本ノ交付ヲキコトノ爲ニ其ノ後ノ處分ヲ爲スコトヲ妨ゲラレベキモノニ非ズ。

差押通知書ノ交付ニ際シ國稅徵收法施行細則第十八條所定ノ手續ヲ踐ミタルコトヲシトスルモ他ノ證據ヲ以テモ亦該交付ノ事實ヲ證明シ得ベキモノトス。

として居たが、此等の判決は此の従前の判例を變更したものである。併しそれは正當の理由あるものとは認め難い。差押調書は單に公の證據力の爲にするもので、差押處分それ自身の要件を爲すものではなく、又施行規則に依つて定まつて居るもので、法律に依つて定められて居るものでもない。之を以て差押の效力發生の要件と解すべき理由は無い。

差押の手續要件は法律自身の定むる所に依つて決せらるべきものであるが、不動産の差押に付いては不幸にして法律の規定が甚だ明瞭を缺いて居る。

國稅徵收法は第二十二條に動産及有價證券の差押、第二十三條ノ一に債權の差押、第二十三條ノ二に債權及所有權以外の財産權の差押に付いて規定して居るけれども、不動産の差押手續に付いては別に規定を爲して居らぬ。第二十三條ノ三に不動産の差押の登記の事を規定して居るけれども、登記は唯第三者に對抗する爲の要件たるに止まるのみならず、同條には「不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ」云々と曰ひ、他の條文とは區別して特に過去の動詞を用ひて居る。それは登記囑託以前に既に差押が行はるることを明示して居るもので、登記を差押の效力發生の要件として居るものと見ることを得ない。結局不動産の差押手續に付いては全

く規定を缺いて居ることに歸するのである。

法律の規定が缺けて居るとすれば、性質の最も類似したものに付いての規定を類推適用するの外は無いもので、而して第二十二條乃至第二十三條ノ二の三箇條の中で、不動産の差押に適用して最も適當とすべきは疑もなく、第二十三條ノ二の規定である。同條には「債權及所有權以外ノ財産權ノ差押」云々とあつて、文字上は不動産の差押を包含するものとは解し得ないが、それは恐らくは文字の誤であつて、其の所謂「所有權」とは第二十二條に掲げた動産及有價證券の所有權のみを意味するものと解すべきを適當とする。

要するに、不動産差押の手續としては、舊時の判例の如くに差押の旨を權利者に通知するに依つて其の效力を生ずるものと解すべきで、差押調書の作成又は其の謄本の交付は決して效力發生の要件と爲すべきではない。尙後出一六四二號參照。

○原告ハ差押調書ノ作成ナシト主張スルモ差押ノ登記アリタルコトハ其ノ争ハザル所ナルガ故ニ其ノ前提トシテ必要ナル差押調書ハ其ノ作成アリタルモノト認ムベク從テ其ノ謄本ノ交付ナキモ之ガ爲差押自體ヲ違法トスベキ理由ナシ(昭四、六、二四、行)。

是は前の判例と趣意に於いて矛盾するもので、若し前の判例に示して居る如く、差押調書謄本の交付が差押の手續要件であるとすれば、假令差押登記が有つたとしても、本人に對しては差押の

效力を生じないものと爲さねばならぬ。之を有效として居るのは即ち調書謄本の交付が必ずしも差押の有効要件でないことを認め居るのである。

○土地差押登記囑託ノ手續ヲ缺キタレバトテ差押處分ヲ無効ナリト爲スコトヲ得ズ(大一一三、七、一三、行)。

登記は第三者に對抗する爲の要件であるから、本人に對しては登記の囑託を爲さずとも差押が有效たるを失はないのである。

一六四二 差押處分の其の他の有效要件

差押の手續要件は其の效力發生の要件であることは勿論であるが其の以外に於いて尙差押の有効要件たるものに付いては左の如き判例がある。

(一) 督促を缺きたる差押

○國稅徵收法第十條ハ督促ヲ以テ差押ノ要件ト爲セルヲ以テ法律上效力ヲ有セザル督促ニ基キテ爲シタル滞納處分ハ適法ニ成立シタルモノニ非ズ(大一一三、七、一六、行)。

(二) 税金即納の申出を拒絶して爲したる差押

○町村稅滞納處分ニ際シ差押執行吏員ガ滞納者ノ税金即納ノ申出ヲ排シ差押ヲ爲スモ違法ニ非ズ(昭四、二、二、行)。
差押執行吏員は收入吏員ではないから税金を受領する權限なく隨つて判旨それ自身には正當であるが、併し滞納者が若し現金を

提供するならば、先づ其の現金を差押ふるのが當然であつて、滞納金を充たすだけの現金を提供したに拘らず、それを退けて他の財産を差押へたとすれば、それは財産の選擇を誤つた違法あるものと認めねばならぬと思ふ。

(三) 公債残餘金を差押へたる場合に其の公債が取消されたるとき

○滞納処分ノ結果滞納者ニ還付スベキ現金ニ付キ其ノ滞納者ニ對スル他ノ滞納処分ヲ行ヒタルトキ前ノ滞納処分トシテ行ヒタル公債取消サレタルトキハ後ノ滞納処分ハ取消サルベキモノトス(大二、五、二四、行)。

一 村税の滞納処分として土地二筆を差押へて之を公債に付し、其の残餘金が二百餘圓有つたのを、更に他の村税の滞納処分として差押へた。然るに前の公債処分が行政訴訟の結果違法として取消された。行政裁判所は右公債処分が取消された以上は、それに依つて得た残餘金を差押へたのも當然違法であると判定した。

(四) 債票を提示せずして爲したる差押

○國稅徵收法第十一條(收稅官吏滞納処分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證書ヲ示スヘシ)ノ規定ハ滞納処分ノ有效要件ヲ定メタルモノニ非ズ(昭三、六、二一、行)。

(評釋) 若し滞納者の側に於いて證券の提示を要求し、收稅官

(ヘシ)ノ規定ハ債權者ニ權利行使ノ機會ヲ得シムルノ趣旨ニ出デタルモノナルガ故ニ其ノ通知ハ債權者ニ右機會ヲ與フベク相當ノ期間ヲ存シテ爲スヲ以テ足り必ズシモ差押前ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノニ非ズ。

國稅徵收法第十二條ハ收稅官吏ニ於テ差押財産ノ價格ニ殘餘ヲ生ズル見込ナキコトヲ認メタルトキハ滞納処分ノ執行ヲ止ムベキコトヲ定メタルニ過ギズシテ同法第三條ニ依ル債權者ノ申立トハ直接ノ關係ナキモノナルガ故ニ同條アルノ故ヲ以テ差押前ニ債權者ニ通知ヲ要スルモノト解スルヲ得ズ(昭六、三、一六、行)。

一六四三 差押調書

國稅徵收法施行規則第十六條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ

- 一 滞納者ノ氏名及住所若ハ居所
- 二 差押財産ノ名稱、數量、性質、所在其ノ他重要ナル事項
- 三 差押ノ事由
- 四 調書ヲ作りタル場所、年月日

國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スベシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハザルトキハ其ノ理由ヲ附記スベシ

吏が其の提示を拒んだならば、滞納者は正當に其の執行を拒否し得べきもので、それにも拘らず差押を行つたとすれば、それは無權限に基づき無効でなければならぬ。ただ提示の要求が無かつた爲に提示しなかつた場合であれば、滞納者は其の正當な收稅官吏であることを承認したものと認むべきもので、此の場合には其の差押は有效なることを失はない。

(五) 有效なる納稅の通知を缺きたる差押

○納稅義務者ノ住所ガ現ニ一定ノ場所ニ在ルニ拘ラズ稅務署長ガ之ヲ不明ト認メ國稅徵收法第四條ノ八ヲ適用シテ納稅告知書及差押通知書ヲ公示送達ニ付シタルハ違法ニシテ其ノ送達ハ無効ナリ。

納稅ノ告知ナクシテ爲サレタル差押処分及公債処分ハ違法ナリ(昭七、一、二三、行)。

督促を爲さずして差押を爲した場合すら其の差押は無効であるのであるから、況んや有效な徵稅令書の送達が無かつた場合に其の滞納処分が無効であることは勿論である。

(六) 質權又は抵當權の設定せられたる財産を差押ふる場合の債權者への通知

○國稅徵收法施行規則第十二條第一項(質權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ收稅官吏ハ督促手數料、延滞金、滞納処分費及税金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知ス

收稅官吏差押調書ヲ作りタルトキハ其ノ贖本ヲ滞納者及立會人ニ交付スベシ但シ債權及所有權以外ノ財産權ノミチ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 不動産差押と差押調書

○租稅滞納処分タル不動産ノ差押ハ法定ノ形式ヲ具備シタル差押調書ノ作成ニ依リ之ヲ爲スベキモノトス。

差押調書ニハ差押ヲ爲シタル收稅官吏ガ之ニ署名捺印スルコトヲ要スルモノニシテ、其ノ所謂署名ハ現行法令上一般ノ用例ニ於ケルト同ジク差押ヲ爲シタル者ガ自ら其ノ氏名ヲ署スルノ義ニシテ活版刷其ノ他ノ方法ニ依リタル記名ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ザルモノトス。

差押ヲ爲シタル者ガ自ら其ノ氏名ヲ署セザル調書ハ無効ニシテ斯カル調書ヲ以テ爲シタル不動産ノ差押モ亦無効ナリ(昭六、一、二八、行)。

村長が村税の滞納処分として不動産を差押へたが、差押調書に村長の職氏名が活版刷で記載せられて居たので、行政裁判所は其の差押を無効と判定したのである。

(評釋) 判旨甚だ不當である。

(一) 差押調書は既に差押を行つた後に、公の證明の爲に作成するに過ぎないもので、決して差押を爲す手續要件ではない。施行規則第十六條にも明白に「收稅官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ」差押

一六四三 連帯義務者の一人に對する差押調書原本交付の效力 一六四四 滞納處分の引續ありたる場合の執行手續 一六四五 國税に對する抵當權者の優先權

六九四

調書を作り云々とあつて、過去の詞を用ひて居り、即ち差押が既に行はれて後其の證明の爲に調書を作るものであることを明示して居る。差押が有つてから後に作るものであるから、それが差押それ自身の要件であることは有り得ない。それは不動産の差押に付いても同様で、不動産の差押は權利者に之を通知することに依つて行はるべきことは前項に述べた通りで、差押調書の作成は其の效力に關係するものではない。

(二) 差押調書は公の證明に過ぎないのであるから、其の方式に瑕疵が有つたとしても、唯證據力に影響することが有り得るだけで、差押の效力に影響するものでないことは勿論であるのみならず、同規則に收税官吏の「署名」と曰つて居るのは必ずしも自署を要求するものと解すべきではない。「署名」といふ語の意義は場所に依つて一様ではないが、自署を必要とする場合には其の趣意を推測し得るだけの理由ある場合でなければならぬ。普通には寧ろ「記名」と同じ意味に用ひられて居り、活版刷で記載せられて居ても、署名たることを妨ぐるものではない。上巻一六五號参照。

○ 租税滞納處分タル不動産ノ差押ハ法定ノ形式ヲ具備シタル差押調書ノ作成ニ依リ之ヲ爲スベキモノトス。
○ 國税徴收法施行規則第十六條第一項ニ所謂署名ハ差押ヲ爲シタル者が自ら其ノ氏名ヲ署スルノ義ト解スベキモノトス。

ノト謂フヲ得ズ(昭三、六、二一、行)。

○ 滞納處分費ハ處分當時ニ於テハ未ダ債權確定セザルモノナレバ之ヲ差押調書ニ表示セザルモ違法ニ非ズ(昭五、一〇、一五、行)。

是も當然の事であるが、併しそれは差押調書が決して差押の原因となつた債權總額の根據を爲すものではなく、債權それ自身は調書の記載如何に拘らず效力を有つて居るからである。

○ 差押調書原本ニ於ケル税額ノ表示ニ付キ四ノ字ヲ五ト誤記シタルノ故ヲ以テ滞納處分ヲ違法ト爲スベキモノニ非ズ(昭六、一〇、二六、行)。

○ 村税滞納者ノ財産差押ノ權限アル町村吏員ガ村税滞納者ノ財産差押ヲ爲シタルトキハ其ノ差押調書ニ差押吏員タル旨ノ肩書ヲ記載セズ又差押吏員タルノ證據ヲ示サズトスルモ其ノ差押ハ違法ニ非ズ(昭七、六、二、行)。

一六四三 連帯義務者の一人に對する差押調書 原本交付の效力

○ 共有地ニ付テノ村税ノ徴收ニ關スル差押調書原本ノ共有者ノ一人ニ對スル交付ハ他ノ共有者ニ對シテモ亦其ノ效力ヲ有ス(昭五、五、一九、行)。

差押ヲ爲シタル者が自ら其ノ氏名ヲ署セザル差押調書ハ無効ニシテ斯カル調書ヲ以テ爲シタル不動産ノ差押モ亦無効ナリ(昭六、七、一〇、行)。

同趣旨の判決で等しく不當である。

(二) 差押調書に於ける立會人の署名捺印

○ 國税徴收法施行規則第十六條第二項(收税官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スベシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハザルトキハ其ノ理由ヲ附記スベシ)ノ規定ハ滞納處分ノ有效條件ヲ定メタルモノト解スベキニ非ズ(昭三、六、二一、行)。

(三) 差押調書の記載事項の瑕疵

○ 差押調書ノ科目ノミノ誤記ニ過ギザル場合ハ之ガ爲滞納者ノ權利ヲ傷害シタルモノト爲スヲ得ズ(昭五、一〇、一五、行)。

差押調書に税金・督促手数料・延滞金の合計金額を單に税金と記載した事件であるが、それは差押の取消の理由とならないものと判定したのである。

(評釋) 差押調書は單に後日の證據の爲にするもので、差押の有効要件ではないから、科目の誤記ばかりではなく、金額に誤記が有つても、差押そのものを違法ならしむるものではない。

○ 差押調書ニ滞納處分費ヲ掲ゲザルモ滞納處分ナカリシモ

一六四四 滞納處分の引續ありたる場合の執行手續

○ 滞納處分ノ引續ヲ受ケタル稅務署ガ其ノ處分ヲ執行スルニ當リテハ賦課及督促ノ手續ヲ爲スヲ要セザルモノトス。
○ 稅務署ガ滞納處分ノ引續ヲ受クルモ其ノ引續ニ關スル事實ヲ滞納者ニ告知シ若クハ差押調書ニ記載スベキ何等ノ規定ナシ(昭五、一〇、一五、行)。

一六四五 國税に對する抵當權者の優先權

國税徴收法第三條 納税人ノ財産上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定カ國税ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトナ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價額ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國税ヲ先取セザルモノトス

(一)

○ 數箇ノ税金ノ爲ニ爲シタル滞納處分ニ依リ數箇ノ財産ヲ公賣シタル場合ニ於テ(一)孰レノ代金ヲ孰レノ税金ニ充ツベキヤハ滞納處分官廳ノ自由裁量ニ依リ決定シ得ベキモノトス(二)隨テ特別擔保ノ目的ニアラザル財産ノ公賣代金ニ先チ特別擔保ノ目的タル財産ノ公賣代金ヲ税金ニ充ツルモ違法ニ非ズ(大五、三、九、行)。

大正三年の第一期乃至第四期の酒造税に付き滞納處分を行ひ動

產及不動産を差押へたが、其の不動産の中には抵當權の設定せられて居るものと然らざるものとが有つた。其の抵當權は第三期及第四期の税金納期日の一年以前に設定せられたもので、それに対しては優先權を主張し得べきものであつたが、第一期及第二期の税金は抵當權よりも優先すべきものであつた。稅務署長は先づ抵當權附の不動産を公賣して第一期分及第二期分の一部に充て、次に抵當權の無い不動産を公賣して第二期分の残部及第三期第四期分に充て、其の剩餘金を抵當權者に交付した。

抵當權者から之を違法なりとして出訴した。其の主張の要點は(1)抵當權附の不動産と然らざるものとが併せて差押へられて居る場合には、先づ抵當權の無い財産を公賣して税金に充當するのが當然の條理である。(2)抵當權の無い財産の公賣代金を以て第一期及第二期分に充てて餘りあるのであるから、抵當權附不動産の公賣代金は専ら第三期及第四期分に充てらるべく、而してそれに対しては原告が優先權を有するといふに在つた。

裁判所は原告の主張を排斥して、數箇の税金の爲に數箇の財産を差押へた場合に、何れの代金を何れの税金に充てるかに付いては、法律に何の規定も無いのであるから、收稅官の自由であると爲し、稅務署の處分を適法なりと判定した。

(評釋) 判旨不當と信ずる。

判決は例に依つて法律の明文のみを根據として、法律に明文の無い事柄は、總て官廳の自由裁量に依るべきものとして居るので

あるが、臣民の財産權を侵害する行爲が官廳の自由裁量に任せられて居るとするのは、憲法の保障する所有權不可侵の原則を無視するものである。

本件に於いて、抵當權者は第三期及第四期分の税金に對しては優先權を有するもので、此の優先權は之を無視することを得ない。然るに稅務署の處分の如きは全然之を無視したと同じ結果に歸するもので、違法に抵當權者の權利を侵害したの言はねばならぬ。

第一期及第二期分と第三期及第四期分とは固より別箇の債權であるが、それに對し同時に滞納處分を執行する場合に於いては、其の總額に對し抵當權者が優先權を有する歩合を計算して、其の歩合に應じて其の優先權を認めねばならぬ。即ち本件に於いては、假に税金總額を十とし、第一期及第二期分と第三期及第四期分とを五と五との割合であるとすれば、抵當財産の公賣代金の半額に付いては、抵當權者が優先權を有するものとするのが當然であらうと信ぜられる。

(四)

○國税滞納處分ニ依リ公賣シタル物件ニ付抵當權ノ設定アルコトヲ事由トシテ其ノ公賣代金ニ付先取權ヲ行使セントスルニハ其ノ物件ニ付抵當權ノ設定アルコト及其ノ抵當權ノ設定ガ國税ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書

ヲ以テ證明セザルベカラズ(大ニ、一一、二七、行)。

○國稅徵收法第三條ノ規定ハ債權者ガ其ノ先取權ヲ行使セシムルガ爲公正證書ヲ以テ抵當權設定ノ事實ヲ證明シタル場合ニ限リ其ノ適用アルモノトス。從テ單ニ差押財産ニ付抵當權設定ノ登記ヲ了シアリ其ノ事實ヲ知り得ルモノタルノ故ヲ以テ債權者ハ其ノ債權ニ付キ國稅ニ對シ先取權ヲ有スルモノト謂フコトヲ得ズ(大ニ、七、二九、行)。

○納税人ニ對スル債權者ガ國稅ニ對シ其ノ債權ノ優先權ヲ主張スルニハ國稅徵收法第三條ニ依リ其ノ質權又ハ抵當權ノ設定ガ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明スルコトヲ必要トシ事實上稅務署長ニ於テ該事實ヲ知り居ルト否ト問ハザルモノトス(昭四、三、一九、行)。

以上の判例は何れも一ヶ年以前に抵當權が設定せられたことを公正證書を以て證明しなければならぬとするもので、それは法律の正文上當然である。

(三)

○國稅徵收法第三條ハ納税人ノ財産上ニ根抵當權ノ設定アリタル場合ニ於テ其ノ根抵當權設定ノ時ガ國稅ノ納期限ヨリ一ヶ年前ニ在ルトキハ之ニ依リテ擔保セラルル債權發生ノ時期如何ヲ問ハズ國稅ヲ先取セザル法意ト解スルヲ相當

トス(昭六、五、二二、行)。

昭和三年二月二十八日を納期限とする相続税の滞納の爲に、納稅義務者の所有不動産が公賣に付せられた。然るに其の不動産は大正九年十一月にK銀行に極度金十萬圓の手形割引に依る融通金債務の擔保の爲に根抵當に入れたもので、同月中に抵當權設定の登記を了した。それを抵當としての融通金は、大正十年に四萬圓十一年中に三萬圓十二年に三萬圓を各二ヶ月拂の手形で貸付け、毎期日到来後手形の書換を爲し、昭和二年一月の書替の際便宜之を十萬圓の手形一通に改め、更に同年十一月に五千三百圓の内入辨濟が有つたので、九萬四千圓の手形に書き替へた。そこで稅務署は抵當權の設定は一ヶ年前であるが、其の擔保する債權は昭和二年十一月振出の九萬四千圓の手形債權であるから、未だ一ヶ年に満たないといふ理由で其の優先權を否定した。是が適法であるや否やが本訴の争點で、行政裁判所は稅務署の主張を否定し、抵當權の設定が一ヶ年前に在ることが公正證書に依つて證明せられるれば、其の擔保する債權が發生後一ヶ年未滿でも優先權を生ずるに充分であると判定した。

(評釋)

判旨正當と思はれるが、併し假令稅務署の主張のやうに債權の發生も一年前に在ることを要すとしても、手形の書替は恐らくは新なる債權の發生と見るべきではなく、同一債權の繼續と見るべきではなからうかと思ふ。

(四)

一六四六 滞納處分の中止 一六四七 通貨を差押へたる場合の效果
一六四八 差押物件の買渡の效力 一六四九 差押の可分性

六九八

○土地登記簿謄本ニ依り抵當權ノ設定方村税ノ納期限ヨリ一ヶ年前ニ在リタルコトヲ證明シタルトキハ國稅徵收法第三條ニ所謂公正證書ヲ以テ證明シタルモノニ該當ス(昭三、六、二八、行)。

一六四六 滞納處分の中止

國稅徵收法第十二條には

差押フベキ財産ノ價格ニシテ督促手数料、延滞金、滞納處分費及第三條ニ依リ控除スベキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滞納處分ノ執行ヲ止ム

とあり、而して同法第三十一條に依り滞納處分を中止した場合には納稅義務及督促手数料延滞金滞納處分費納付の義務は消滅する旨を定めて居る。此の條の解釋に付き從來の行政裁判所の判例は之を中止する否とは收稅官廳の自由裁量に依るものと解して居た。例へば昭和三年六月二十八日の判決には、

國稅徵收法第十二條ハ無用ノ手数料費用トシテ國庫ニ損失ヲ與フルコトヲ防止スルヲ目的トスルモノニシテ私人ノ權利ヲ保障スル規定ニ非ズ、從テ當該行政廳ガ滞納處分ヲ遂行スベキ義務ナキコトヲ規定シタルニ止マリ該處分ヲ遂行スルモノ其ノ處分ヲ違法ナリトスル趣旨ニ非ズ。

と曰つて居る。然るに此の判例は昭和七年に至つて次の判決に依つて變更せられた。

行)。

Kが鑛業税を滞納したので稅務署長はKの有する試掘權を差押へ之を公賣に付し、Hが之を買得た。然るに稅務署長は右の試掘權がそれより以前に既にMに賣渡されて居たのを知り、其の公賣處分を取消した。併しKがMに賣渡したのは差押の有つた後であるといふ理由で、Hから其の取消を違法なりとして行政訴訟を起し、行政裁判所も之を是認した。

(評釋) 判旨それ自身には正當であるが、唯本件が適法な行政訴訟であるや否やに付いては上卷八〇七號參照。

一六四九 差押の可分性

○四回分ノ村税ニ付キ併合シテ滞納處分ヲ爲シタル場合ニ於テ、其中一回分ニ付テハ手續上ノ缺點アリテ差押處分ヲ爲シ得ベカラザルモノナリトスルモ、本來四回ノ滞納事件ハ各獨立シテ差押ノ原因ト爲リ得ベキモノニシテ唯便宜上手續ヲ併合シタルニ過ギザルガ故ニ、一回分ニ付テノ差押ガ違法ナリトテ他ノ三回分ニ對スル差押處分ノ效力ニ影響ヲ及ボスベキモノニ非ズ(大四、二、一九、行)。

○數種ノ收入ノ爲メ差押ヲ爲シタルモノナルニ於テハ縱令一通ノ差押證書ニ依リ一箇ノ財産ヲ差押ヘタル場合ト雖モ法律上各收入毎ニ差押アリタルモノト謂フベク、從テ其ノ

第九類 財政 第四章 租稅滞納處分 第三節 滞納處分ノ手續及效力

六九九

○國稅徵收法第十二條ハ國家ノ爲無益ニシテ徒ニ公賣財産ノ所有者等ニ損害ヲ與フルヲ阻止セントスルノ趣旨ナルヲ以テ同條ノ場合ニ於テ滞納處分ヲ遂行スルハ違法ニ人民ノ權利ヲ毀損スルモノナリト解スルヲ相當トシ此ノ點ニ於ケル從來ノ判例ハ變更スベキモノトス(昭七、二、二二、行)。

(評釋) 此の判例の變更は正當と思ふ。滞納處分の如き私有財産に重大な侵害を加ふる行為を中止する否とが、行政廳の自由裁量に任かされて居るものと解するのは、其の性質に反する。

一六四七 通貨を差押へたる場合の效果

○國稅徵收法第二十八條第一項(「差押ヘタル通貨……ハ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付スベシ」)ニ依レバ滞納處分トシテ通貨ヲ差押ヘタルトキハ直ニ之ヲ税金等ニ充當スベク、之ト同時ニ該處分ハ即時終了スルモノトス(昭三、六、二二、行)。

債務を充たし得るだけの通貨を差押へたならば、滞納處分は直に完了して、債務は消滅すること當然である。

一六四八 差押物件の買渡の效力

○租稅滞納處分タル差押アリタル後ニ於テハ差押物件ノ處分ハ差押債權者ニ對シテハ無効ナルモノトス(昭五、九、一七、

一種ノ收入ニ關スル差押ニシテ許スベカラザルモノトスルモ之ガ爲メ他ノ收入ニ關スル差押ヲ違法タラシムベキ限リニ在ラズ(大四、三、二〇、行)。

○差押ハ各滞納金ノ爲ニ爲スモノニシテ不可分ノ性質ヲ有スルモノニ非ズ。

數種ノ收入金ノ爲メ爲シタル差押ノ一部分ガ違法ナリトスルモ他ノ部分ガ適法ニシテ且差押全部解除セラレタル後ニ於テハ其ノ違法部分ノ差押處分ヲ取消スモ何等利益ナキヲ以テ其ノ取消請求ハ不當ナリ(大八、二、一九、行)。

○村稅滞納處分タル差押ノ一部ガ違法ナル場合ニ於テハ其ノ違法部分ノ取消ヲ爲スハ利益ナシト云フヲ得ズ。

差押ハ各滞納金ノ爲ニ爲スモノニシテ不可分ノ性質ヲ有スルモノニ非ズ(大二、七、二四、行)。

(評釋) 何れも同趣意の判決である。

租稅滞納處分としての財産の差押が、其の差押へた財産の種類から見れば可分性のものであることは、更に疑を容れぬ。殊に差押財産の中に若し法律上差押ふることの出来ない物件が含まれて居つたとすれば、それ等の物件に付いてだけ其の差押を取消すことを得るのは勿論である。之に反して差押の原因となつた滞納金の種類に付いては、必ずしも甲の滞納金に付いては何々、乙の滞納金に付いては何々といふやうに財産を區別して差押ふることを

一六五〇 財産の公賣處分 一六五一 抵當權の設定ある財産の公賣ありたる場合に於ける
抵當權の效力

七〇〇

要するものではないから、其の差押財産の中に甲滞納金の部分と乙滞納金の部分とを區別することは出来ないけれども、是は唯其の區別が形式に現はれて居らぬといふに止まつて、之が爲に財産差押が性質上不可分のものと言ひ得べきものではない。假令形式上の區別は明でないにしても、尙理論上其の差押は、甲滞納金の爲にするものと乙滞納金の爲にするものとを合せ合んで居るもので、其の金額の割合に応じて分割し得べきものでなければならぬ。随つて此等の判決の正當であることは疑はない。

1650 財産の公賣處分

(一) 公賣の報告

○ 稅務署長ハ法律上豫メ公賣執行ノ期日ヲ通報スベキ義務ナシ(大元、一一、行)。

○ 滞納處分トシテ差押ヘタル砂鑛權ヲ公賣スル以前滞納者ニ對シ公賣ノ豫告ヲ爲サザルモ公賣ハ違法ナリト謂フコトヲ得ズ(大元、一一、八、行)。

○ 村稅ニ付キ公賣處分ヲ爲スニ當リ町村制第百十一條第一項ノ督促、國稅徵收法施行規則第十九條ノ公告ノ外督促、催促又ハ告知等ヲ爲スヲ要スル旨ノ法令ノ規定ナシ(昭六、三、二三、行)。

(二) 徵收金額を著しく超過する財産の公賣

合ニ於テ其ノ財産ニ付キ所有權ヲ主張スル第三者ハ賣却決行ノ五日前迄ニ所有者タルノ證據ヲ具ヘテ收稅官吏ニ申出デ、取戻ヲ請求スベキコトヲ規定シタルニ止マリ、其ノ申出ナキガ爲メ當然第三者ノ有スル民法上ノ權利ヲ喪失セシムルノ旨趣ヲ以テ定メタルモノニ非ズ。

滞納處分ハ公法上ノ行爲ナリト雖モ之ニ基ク公賣ニ因リ滞納者ノ所有ニ係ル差押物件ニ付キ落札者又ハ買受人ガ所有權ヲ取得スルハ原始的ニ取得スルニ非ズシテ滞納者ヨリ其ノ所有權ノ移轉ヲ受クル承繼取得ナリト解スルヲ相當トスルヲ以テ、差押物件ガ滞納者ノ所有ニ非ズシテ第三者ノ所有ニ屬スルトキハ其ノ所有權ハ公賣ニ依リ當然落札者又ハ買受人ガ移轉ヲ受ケテ之ヲ取得スルヲ得ザルモノトス(大元、一〇、一二、大民)。

判旨固より當然で、評論するまでもない。

(七) 一括して債權の擔保となれる財産の公賣

○ 一括シテ債權ノ擔保トナリ居ルモノト雖モ必ズシモ一括シテ公賣スルノ要ナキモノトス(昭七、一一、二二、行)。

一六五二 抵當權の設定ある財産の公賣ありたる場合に於ける抵當權の效力

● 國稅滞納處分ニ依リ公賣セラレタル不動産ニ付キ抵當權

第九類 財政 第四章 租稅滞納處分 第三節 滞納處分ノ手續及效力

七〇一

○ 滞納處分ヲ爲スニ際シ一筆ノ豫定價格ガ督促手数料、延滞金、滞納處分費及稅金額ノ合計ニ著シク超過スルニ拘ラズ他ノ土地ヲモ公賣シタルハ不當ナリ(大元、五、一七、行)。上卷二四七號參照。

○ 租稅滞納處分ニ於テ差押物件中公賣ニ付スルモノハ税金其ノ他徵收金額ヲ收納スルニ必要ナル限度ニ止ムベキモノトス(昭四、九、二七、行)。

(三) 公賣價格

○ 國稅徵收法ノ處分ニ於ケル不動産ノ公賣價格ハ稅務署長ノ裁量ノ範圍ニ屬スルモノトス(大元、一〇、一九、行)。上卷二四八號參照。

○ 競落價格ガ公賣物件ノ市價ヨリ少キ一事ヲ以テ公賣ガ違法ナリト謂フコトヲ得ズ(大元、一一、八、行)。

(四) 差押へたる債權の取立

○ 滞納處分トシテ差押ヘタル債權ハ滞納處分確定前ト雖モ之ヲ取立ツルコトヲ得(大元、一〇、一六、行)。

(五) 公賣代金殘餘の供託

○ 公賣代金中滞納者ニ交付スベキ分ヲ供託シタルハ違法ニ非ズ(大元、七、七、行)。

(六) 第三者の所有物件の公賣

● 國稅徵收法第十四條ハ收稅官吏財産ノ差押ヲ爲シタル場

者ガ差押ノ通知ヲ受ケナガラ何等ノ手續ヲ爲サザル場合ト雖モ收稅官吏ハ之ヲ理由トシテ右ノ債權者ヲ除外シ賣却殘金ノ殘額ヲ他ノ債權者若クハ滞納者ニ交付スルヲ得ザルモノトス(昭五、三、一五、大民)。

原告AはXに金千圓を貸付け、其の擔保として其の不動産の上ニ二番抵當權を設定し、且つYを保證人に立てた。Xは縣稅を滞納した爲其の不動産を公賣に付せられたが、Aは縣廳から差押の通知を受けたけれども、一番抵當權者Bの債權額だけでも尙不足を生ずるので、AはBと協議の上、Bからのみ配當の申出を爲しCは其の申出を爲さなかつた。然るにBの申立書も縣廳に到達しなかつたので、縣廳では公賣代金の殘餘九百餘圓を三番抵當權者Cに交付した。Aは保證債務者Yに對し元利金請求の訴を起したが、YはAが公賣代金殘餘の交付を受くる事が出来なかつたのは、債權の申出を怠つたが爲であり、故意又は懈怠に依リ擔保を喪失したものであるから、保證債務者の責任も失はれたと主張した。大審院は債權者が申出を爲さなくとも公賣代金の中から配當を受くる權利を失ふものではなく、收稅廳が先順位の抵當權者差置いて、後順位の抵當權者に公賣代金の殘餘を交付したのは違法であると爲し、随つてAは民法第五百四條に所謂「故意又は懈怠ニ因リテ其擔保ヲ喪失シタル」者ではないと判定した。

補
遺

第一類 公法通則

一六三 醫師會が其の會員に過怠金を科する 行爲

● 都市醫師會が其の會員ニ對シ總會ノ議決ヲ經テ科シタル過怠金徵收ノ訴訟ニ於テ當該議決ノ當否ノ判斷ハ司法裁判所ノ審判スベキ範圍ニ屬セザルモノトス(昭七、九二八、大民)。

八王子市醫師會の會員である某々等四人の醫師が八王子相互診療組合に雇傭せられ、一定の俸給を受け組合員の診療に従事して居たが、醫師會では其の患者から徵收する診察料及藥價が規約に違反するといふ理由で、總會の議決を以て四人に對し過怠金各百五十圓を科する旨を通告した。四人は之を納付しないので、醫師會から四人を被告として過怠金請求の民事訴訟を提起したが、原審では被告等は俸給を得て組合に雇はれて居る者で自分が診察料や藥價を取るものではないから規約違反の責任を負ふものではないとして醫師會の敗訴となつた。醫師會から之に對して上告した所、大審院は其の上告を理由ありとし、醫師會令第二十四條に「地方長官ハ醫師會ノ議決ガ法令若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ理由ヲ示シテ其ノ議決ノ取消ヲ命ズルコトヲ得」とあるのを根據として、醫師會の議決が違法である場合には専ら行政上の監督に依つて矯正すべきものであり、其の議決の當

否に付き司法裁判所の審理し得べきものではないと爲し、原判決を破毀して之を原審に差戻した。

(評釋) 判旨不當であると信ずる。

問題は専ら醫師會が其の會員に過怠金を科する行爲が公法上の行爲であるや又は私法上の行爲であるやに在る。何となれば若し私法上の行爲であるとすれば當然司法裁判所の審理に服するものでなければならぬからである。

此の問題は決して單に醫師會が公法人であるや否やに依つて決し得べき所ではない。醫師會が公法人であることは更に疑を容れない所であるが、併し公法人と其の社員との關係は決して常に公法的關係であるのではなく、其の關係が私法人と其の社員との關係とは性質を異にし、公法人にのみ特有な性質を有するものであるとき、又は法律が特に公法的のものとして取扱ふことの意味を明示して居るときに限つて、公法的關係たるのである。(上卷九號一〇號一一號等參照)。

今醫師會が其の會員に過怠金を科する行爲の性質に付いて見ると、それは醫師會令第二十二條に「都市區醫師會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ總會ノ議決ヲ經テ左ノ各號ノ一ニ掲クル懲戒ヲ行フコトヲ得」云々とある規定に依つて行はるるもので、それだけを見ると、恰も市町村などで行ふ懲戒處分と同様の公法的行爲であるやうに思はれないではないが、市町村の懲戒處分は其の吏員に對して行はるるもので、而して吏員と市町村との關係

は公法上の勤務關係であるから、之に對する懲戒處分が公法的行爲であることは勿論であるのに反して、醫師會と其の會員との關係は一般に此の如き公法的の關係ではなく、之に對する懲戒處分は其の性質に於いて一般の社團法人が其の内部の規約に依り其の社員に對して行ふ違約金等の處分と異なる所はない。凡て法人にせよ又は組合にせよ團體が其の内部に於いて規約を設けて社員を拘束し、之に違反した社員に對し、或る制裁を科することを定めるのは團體の當然の権能であり、而してそれは一般に私法上の行爲であることは言ふまでもない。醫師會が其の會員に對して爲す所の懲戒處分も之と性質を等しくするもので、其の性質から見ても之を公法的行爲なりと斷すべき理由は全く無い。

更に之を法律の規定に付いて見ると、法律には毫も之を公法的行爲として取扱ふ趣意を示す規定を設けて居らぬのみならず、却つて反對に、醫師法第九條ノ三には醫師會は「會員ヨリ徴收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得」といふ規定があり、醫師會が其の會員から徴收する收入を私法的事件として取扱ふことの趣意を明示して居る。過怠金も固より收入の一種であることは勿論であるから、醫師會が之に付き民事訴訟を起し得ることは法律の明文上更に疑を容れない。唯法律の書き方が聊不完全で、醫師會の側から民事訴訟を提起し得ることを定めて居るだけで、會員の側から民事訴訟を提起し得るや否やに付いての規定が缺けて居る爲に、醫師會の提起する民事訴訟は専ら強制執行の爲

にするもので、裁判所は其の收入の違法性に付いては審理することを得ないのではないかといふ疑を生ずるのであるが、醫師會から民事訴訟を起し得る以上、其の相手方たる會員の側からも民事訴訟を起し得ることは自明の事理と認むべきのみならず、法律が廣く收入に關して民事訴訟を提起することを得と定めて居る場合に、裁判所が其の收入の果して正當な權利に基づくものであるや否やを審理することを得ず、無條件にそれが正當なものであることを前提とし、單に強制執行のみについて其の権限を有するに止まるものと解するのは甚だ無理な解釋で、其の強制執行を爲す爲には其の前提として當然それが正當の權利に基づく收入であるや否やを審理し得るものでなければならぬ。

大審院は醫師會令第二十四條に醫師會の議決に對する行政上の監督手段が定められて居ることを以て、醫師會の議決が司法裁判所の審理に服しないことの唯一の理由として擧げて居るけれども、行政上の監督が有ることと司法裁判所の審理に服することとは全く別個の問題で、行政上の監督は主として公益の擁護の爲にするものであり、司法裁判所の審理は専ら私權の保護の爲にするものである。二者全く其の目的を異にするもので、其の一を以て他を否定する理由と爲し得べきものではない。取引所や保險會社や特殊銀行や其の他多くの私法人でも政府の行政上の監督に服し、政府が其の違法の議決を取消し又は停止し得るものとして居るものが尠くないが、併しそれが爲にそれ等私法人の行爲が司法

裁判所の審理に服することを否定すべきものでないことは言ふまでもない。

要するに醫師會は公法人ではあるが、其の會員との關係は原則として私法的關係であり、殊に其の會員に過怠金其の他の懲戒を科する行爲は性質上私法的行爲たるもので、當然司法裁判所の審理に服すべきものである。殊に本件醫師會の行爲は明白に違法で被告等は自ら醫師の開業を爲して居るのでなく、組合に雇はれて居り、隨つて自分の收入として診察料薬價等を取るのではないから、規約違反の責を負ふべきものではなく、原審の判決が本件過怠金處分を違法なりと判定したのは正當であり、大審院が之を破毀したのは却つて誤判に陥つたものである。

一六五 耕地整理に關する縣令の效力

●宮城縣令耕地整理及土地改良獎勵規則ハ同縣知事ノ權限ニ基キ發セラレタルモノニシテ無効ノモノニ非ズ(昭七、一、一六、大刑)。

宮城縣令耕地整理及土地改良獎勵規則に依り任命せられて居る宮城縣耕地整理監視員が其の職務に關して收賄した事件で、被告は其の上告論旨の一として、縣知事は此の如き縣令を發する權限の無いもので、其の縣令は無効であると主張したが、大審院は之を容れず、縣知事は耕地整理法第七條第八十二條第八十四條開奨助

補遺 第二類 公法人、地方議會、官吏及公吏

成法第六條同施行規則第十四條水利組合法第七十二條等に依り、此等の事務に付き權限を有するもので、縣令で之を定むるのは正當の權限に基づくものであり、有效の命令であると判定した。判旨當然で、別段の説明を待たぬ。

第二類 公法人、地方議會、官吏及

公吏

一六五 耕地整理組合の組合費の徴收

●耕地整理組合ハ公法人ニ屬シ組合員ガ組合ニ納入スベキ組合費、遅延利息、過怠金等ノ徴收ニ付テハ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ得ザルモノトス(昭七、七、七、大民)。

茨城縣の某耕地整理組合が勸業銀行から借入金金を爲すに當り、原告は連帯保證を爲し、連帯保證人として同銀行に辨濟を爲したので、原告は組合に對して求償權を有する者であるが、其の債權の執行の爲に組合費を滞納して居る某々等組合員に對する組合の組合費徴收權を差押へ、轉付命令を得て、此等の組合員を被告として組合費請求の民事訴訟を提起した。大審院は耕地整理組合は公法人であり、其の組合費は耕地整理法第七十九條の規定に依り行政手段に依つてのみ強制執行を爲し得べきもので、司法裁判所に出訴し得べきものではないと判定した。

(評釋) 耕地整理組合の法律上の性質に付いては、大正五年の

刑事部判決は之を私法人なりと断定して居り、昭和六年の民事部判決には同組合は本来公共的性質を有し『普通ノ私法人ト多少趣ヲ異ニス』ることを認められたけれども、尙之を公法人と判定するに至らなかつたが（上巻二五四號）、本件判決に至つて始めて明白に之を公法人と断定して居るのであつて、其の點に於いて従來の判決に對し一進歩を爲したものと謂ふことが出来る。

本件組合費の徴収が民事訴訟の目的となり得ないものとして居ることに於いても、判旨結局は正當であるが、併し其の理由とする所は甚だ適切を缺いて居る。

判決は耕地整理組合は組合費の徴収に關して司法裁判所に出訴し得ないと曰つて居るのであるが、本件は耕地整理組合から出訴したのではなく、差押債権者から出訴したのである。組合自身が依り行政手段を以て強制徴収を爲すことが出来るのであつて、司法裁判所に出訴することを得ないのは明瞭であるが、併しそれは組合自身が権利者として組合費を徴収する場合の規定であつて、若し轉付命令に依り其の権利が差押債権者に移轉したとすれば、債権者は固より行政手段を以ては強制徴収を爲し得べきものではなく、民事訴訟に依つてのみ其の権利を主張することが出来る。何となれば組合費の徴収は組合自身の権利としてこそ公權であるが、それが差押債権者に移轉した上は最早組合費ではなく、組合費に相當する金額を請求する民法上の債權に外ならぬからである。

キハ賄賂收受罪成立ス（昭七、一〇、二七、大刑）。

東京府のK村で村立小學校の分教場増設の必要を生じたので、村長から其の増設並其の位置を府知事に上申するに當り、其の上申案作成の爲に先づ村會議員の協議會を開いて之を審議せしめたが、其の位置の選定に付き意見が分かれたので、自分の所有地を敷地として選定せられんことを希望する地主から、其の希望を達するやう協議會の意見を纏める爲に、村會議員何某に請託し金二百圓を提供し、何某は之を收受した。小學校の位置は小學校令第九條に依り府縣知事が市町村の意見を聞いて之を定むることになつて居り、隨つて村長から府知事に上申すれば府知事から其の可否を村會に諮問し其の諮問を待つて始めて正式に村會の議に付せられるのであるが、村長の上申案を作成することは法律上は専ら村長の權限に屬し、村會の議を経べき事項ではない。唯府知事の諮問が有つた後若し村會で否決せられると、事態が困難に陥るので、上申に先ち便宜協議會の名を以て豫め村會議員の意見を纏めたのであるが、其の協議事項に付き賄賂を受けたのが村會議員の職務に關して賄賂を收受した罪を構成するや否やが本訴の争點である。大審院は『右請託並依頼ハ直接村會ニ關シ爲サレタルニ非ザルモ判示協議會ニ於テ村會議員タル被告人ガ意見ヲ開陳シ案ヲ議スル行爲ハ村會議員ノ職務執行行爲ニ關涉シ之ト密接ナル關係ヲ有スルモノト認ムベキモノ』であるから、村會議員の職務に關して賄賂を收受したものに該當するものと判定した。

補遺 第二類 公法人、地方議會、官吏及公吏

る。

それであるから、本訴に於いて若し差押命令及び轉付命令が有效であるとすれば、其の訴訟は民事訴訟として適法なものでなければならぬ。唯問題は組合費の徴収権が果して差押へ得べき權利であるや否やに在る。而して私はそれが差押を爲し得ないものであることが疑を容れないものと思ふ。何となれば組合費の徴収権は公法人に屬する國家的の公權で、公法人の公の目的の爲に認められて居るものであるから、一人の財産上の利益の爲に差押を爲し得ないことは當然の事理であるからである。組合費の徴収権が無効であり、隨つて又其の法律上の保護を求むることを得ないのは當然である。本件判旨が結局に於いて正當であるのは、此の理由に因るもので、即ち正當なる判決としては、本件轉付命令の有効であるや否やを審理し、其の無効なることを判定しなければならなかつたのである。大審院が此の點に論及せず、單に耕地整理組合が公法人であり組合費の徴収に付き司法裁判所に出訴し得ないことを理由として、直に本訴を不適法の訴訟であるとして居るのは、理由を誤つたものと思ふ。

一六五五 村會議員の協議會

●村會議員が其ノ職務執行行爲ト密接ナル關係ヲ有スル村會議員協議會ニ於ケル協議事項ニ關シ賄賂ヲ收受シタルト

（評釋）村會議員の協議會は正式の村會ではなく、それ自身法律上の權限を有するものではないが、村會の權限の行使に付き豫め打合せを爲す爲の豫備會議であつて、其の決議は法律上の效力の有るものではないが、實際上村會の決議を動かす力あるもので、等しく村會議員の職務行使の爲にするものと謂ふことが出来る。隨つて判旨正當と思はれる。

一六五六 町村長選挙の違法性

○急施ヲ要スル場合ニ非ザルニ開會ノ日前三日目迄ニ招集ノ告知ヲ爲サズシテ招集シタル町村會ハ適法ニ成立シタルモノト云フヲ得ズ。適法ニ成立セザル町村會ニ於テ執行シタル町村長ノ選挙ハ違法ナリ（昭八、四、二一、行）。

○町村制第六十三條第一項ニ依リ町村會ニ於テ町村長ノ選挙ヲ行フニハ先ヅ町村會ニ於テ之ヲ行フベキヤ否ニ付キ採決シ、之ヲ行フベキモノト決シタル場合ニ於テ始メテ之ヲ行フベキモノトス（昭八、四、二一、行）。

○村會議長（村長ノ職務ヲ管掌スル縣屬）ノ閉會宣言ニ對シ議員中異議ヲ唱フル者アルトキハ該閉會ノ宣告ハ效力ヲ失ヒ議長ハ議事ヲ繼續スベキモノナルニ拘ラズ其ノ席ヲ去リ退場シタルトキハ町村制第四十五條ニ所謂議長故障アルトキニ該當ス。

此ノ場合ニ於テ助役ガ議長ノ職務ヲ代理シテ議事ヲ續行シ
村長選舉ニ關スル動議ノ採決ヲ爲シ其ノ可決セラレタル上
執行シタル村長ノ選舉ハ適法ナリ(昭七、一二、二四、行)。

(評釋) 町村長の選舉は町村會の権限に屬するもので、町村長代理から付議せらるるのを待たず、町村會自身の發議に依つて行はれ得る。町村長から町村會に付議する事件に付いては、町村制第四十七條に依り開會の日前三日迄に豫め會議の事件を告知することを要するのであるが、町村會自身の發議に係る事件に付いては、行政裁判所の判例に依れば、此の規定の適用なく、即時に議に上ることが出来るものと解して居る。随つて町村長の選舉に付いても、豫め之を告知して招集する必要なく、他の事件の爲に招集せられた町村會に於いて、突然議員の中から即時其の選舉を行ふべきことの動議を提出し、其の動議が可決せられたならば、直に其の選舉を行ひ得べきものと解せられて居り、行政上の實例に於いても常に此の見解に従つて居る。私は此の見解の當否を疑ふものであるが(上卷三〇一號)、それは兎に角、町村長の選舉の如き黨派間の争の最も激しい事件に付いて、斯かる見解が行はれて居る結果として、選舉が不意討に行はれる弊が有り、随つて其の選舉の效力に付き争議を生ずることが甚だ多い。上卷三〇二號三〇三號の事件など何れも其の實例であり、茲に掲げたものも同様の事例であるが、若し町村長の選舉が豫告なくして行はれ得るものとする見解が誤でないとするれば、判旨何れもそれ自身には正

當である。唯問題は町村長の選舉が果して豫告なくして行はれ得るや否やの點に在る。私は行政裁判所が此の點に付き熟慮せんことを望むものである。

一六五七 町村債として借入れたる資金の保管
権限

●町村ガ町村會ノ起債決議ニ基キ町村債トシテ他ヨリ借受ケ會計年度ノ歳出入豫算ニ計上シタル失業救済農山漁村臨時對策低利資金ハ町村收入役ノ保管ニ屬シ町村長ノ管理ニ屬セズ(昭七、一二、一九、大刑)。

A縣T村の村長何某が縣から村債として失業救済低利資金六萬四千八百圓を借受け之を保管して居る中に、自分の私債を辨済する必要に因り該資金中から二千圓の支出を命令し自ら其の金額を受取り私に之を費消したのが、原審では業務上横領罪に問はれたが、大審院は村の借入金は歲計現金であつて基本財産ではないから町村長の管理すべきものではなく、町村制第八十條に依り收入役の保管に屬するものであるから、之を業務上横領罪を構成するものとしたのは誤であると爲し、原審を破毀して自ら事實の審理を爲すべきものと判定した。

(評釋) 町村の基本財産は町村長が其の管理の責に任ずるものであるが、町村の歲計現金は收入役の保管に屬し、町村長が管理者たるものではない。町村長は收入役に對して其の支出を命令し

收入役は其の支拂命令を審査しそれが違法のものであれば其の支出を拒絶する権能を有するものであるから、町村長が私に費消する爲に支拂命令を發して、收入役から之を受領し、私に之を費消したとしても、單純な横領罪を構成するだけで、業務上の横領罪を構成するものではない。本件判決は此の旨を判示して居るもので勿論正當である。

一六五八 村會の書記の給料

●村會ノ議長ガ村會ノ爲ニ任命シタル有給書記ニ對スル報酬ノ給與ニ付テハ町村制第八十七條所定ノ手續ニ依ルベク通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得ザルモノトス(昭八、一、一六、大民)。

(評釋) 町村會の書記は町村制第五十七條に依り議長の任免するものであるから、第七十一條に定むる町村の有給吏員(是は町村長が任免する)とは異なるもので、判決に『有給書記ハ町村制第七十一條ノ有給吏員ニ該當シ』云々と曰つて居るのは誤であるが、併し書記は公の證據力を有する會議録の調製に當る權威ある職務を有するものであるから、單に民法上の雇員ではなく公法上の勤務關係に在るものと認むるのが正當であり、随つて其の給料請求權は公權と認むべく、判旨結局に於いて正當である。

一六五九 市吏員の退職料は差押へ得るや

●大阪市吏員ノ退職料ハ之ガ差押ヲ爲シ得ルモノトス(昭七、七、二二、大民)。

大阪市の有給吏員であつたXは大阪市の市吏員退職料條例に依り市から退職料を受くる権利を有つて居たが、Xの債權者Yが其の權利を差押へ轉付命令を得たので、大阪市では其の以後Yに其の金額を支拂ひ、Xには其の支拂を爲さなかつた。大阪市の退職料條例には「退職料ヲ受クルノ權利ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス」といふ規定が有る。因つてXは此の規定に依り退職料は差押を爲し得ないものであると主張し、大阪市の被告として退職料請求の民事訴訟を提起した。第一審及第二審では原告の主張を容認し、市條例の趣旨は退職料の差押を許さないものと爲すことに在るとしたが、大審院は右條例の趣旨は唯任意の處分を禁止して居るのみで、差押をも許さないものとして居るのではないのみならず、民事訴訟法第六百十八條に差押ふることを得ない債權を列記して居るが、公吏の退職料は其の中に含まれて居らず、又恩給法第十一條には官吏の恩給は差押ふることの出来ないものとして居るが、それは公吏の退職料には適用せられ得べきものではないと曰ひ、原判決を取消し、自ら原告Xの敗訴を判定した。

(評釋) 本件が適法な民事訴訟として成立し得るや否やは、第一審以來少しも争はれて居らぬやうであるが、其の點が既に甚だ

疑問である。退隠料を受くる権利は言ふまでもなく公法上の権利であるのみならず、市制第七七條には退隠料に付き「關係者ニ於テ異議アルトキハ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得」とあり、此の申立が有れば之を市参事會の決定に付し、其の決定に對しては更に訴願及行政訴訟を提起し得べきものと定めて居る。即ち退隠料を受くる権利は唯行政上の爭議手續を以てのみ主張し得べきもので、民事訴訟を以て争ふことの出来るものではない。随つて本件に於いて原告が大阪市を被告として民事訴訟を提起したのは、手段を誤つたもので、初より司法裁判所の管轄すべき事件でないとして却下せらるべきものであつたと思ふ。

唯本件は其の實質に於いては債權者Yの差押を無効なりと主張するもので、而して差押命令及び轉付命令は勿論司法裁判所に依つて發せられたものであるから、其の取消を求むる訴は當然民事訴訟に依らねばならぬ。併しそれには大阪市を被告とすべきものではなく、差押債權者であるYを被告と爲さねばならぬ。債務者たるXと債權者たるYとの關係こそ民法上の關係であり、民事訴訟を以て争はれるのであるが、退隠料を受くる權利者としてのXと大阪市との關係は純然たる公法上の關係であり、民事訴訟の目的とはなり得ない。それであるから本訴に於いて原告が大阪市を被告として民事訴訟を提起したのは不適法であり、差押債權者Yを被告として提起しなければならなかつたのである。大審院が此の點を看過し、之を適法の訴訟として審理して居るのは、既に

「官吏」の語も嚴格に今日の普通の意義に於いての官吏のみの意に解すべきではなく、公吏をも含む意に解するのが正當であらうと思ふ。同條は「官吏」の外に僧侶や私立學校の教師をまでも官吏と同様に保護すべきものとして居るのに、官吏と最も性質の近い公吏だけは其の給料をまで全部差押へ得るものと解するのは餘りに不權衡で、それが法律の趣意とする所であるとは解し難い。而して若し其の所謂「官吏」が市の吏員をも包含するものとするれば、退隠料が其の所謂「恩給」に該當することは言ふまでもない。

要するに、私は市吏員の退隠料も民事訴訟法第六十八條に所謂官吏の恩給に該當するものと解するを正當なりとするもので、此の點に於いても本件判旨に賛成し得ない。

第三類 選挙法

一六六〇 船舶居住者と選挙権の要件たる住居

●或市町村ノ地先海面ニシテ陸地ニ接近セル場所ニ一定ノ碇繋所ヲ有スル船舶ヲ以テ生活ノ本據ト爲シ一年以上上居住スル者ハ假令其ノ船舶ガ業務ノ關係上月數回碇繋所ヲ離ルルコトアルモ業務ヲ終レバ直ニ碇繋所ニ歸來スル關係ヲ失ハザル限リ衆議院議員選挙法第十二條第一項ニ所謂一年以

法律の解釋を誤つたものである。

次に、本案に付き、市吏員の退隠料が果して差押へ得る權利であるや否やを見ると、第一に大審院が第一審及第二審の判決に反して、市條例の規定を以て唯權利者自身の處分行爲を許さないものとして居るに止まり、差押をまでも不能ならしめて居るものではないと解して居るのは正當である。差押を爲し得るや否やは債權の效力に關する問題で、唯法律を以てのみ定め得べく、市の條例を以て規定し得べき事柄ではない。併しながら、第二に民事訴訟法第六十八條の規定が公吏の退隠料を含まないものと解して居るのが正當であるや否やは頗る疑はしい。同條には「文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及ヒ其ノ遺族ノ扶助料」は一年三百圓を超過する場合に其の超過額の半額を差押ふるの外之を差押ふることを得ないものと規定して居る。單に文字上の意義から謂ふと、「官吏」は勿論公吏と區別せらるべきもので、日本の法令の普通の用語例に於いては市の吏員は官吏の中に含まるべきものではないが、併し民事訴訟法は明治二十三年に制定せられた古い法律で、其の用語は今日の普通の用語とは頗る異つたものが多く、殊に其の起草に際し主としてドイツの法律を範とした結果ドイツ語の直譯と見るべきものが多い。而してドイツ語の Beamten 又は Staatsbeamten は普通に「官吏」と譯せらるるけれども、本來官吏と公吏とを合せ含む意味に用ゐられる語で、其の譯語として用ゐられた民事訴訟法の

上市町村内ニ住居ヲ有スル者ト謂フニ該當スルモノトス (昭七、八、二、大民)。

若松市の地先海面に碇繋所を有する船舶に居住し、會社や商店に雇はれて若松港内の貯炭場や同港内に碇泊する汽船に石炭を積込むことを業とする者が、引續き一年以上若松市の区域内に住居を有する者として選挙権を有するや否やが本訴の争點である。

若松市長の側に於いては(一)地先海面は市の區域に屬しない。(二)船舶内の居住は浮動的で、船舶の移動と共に其の住居も移動し、一年以上引續き市の区域内に住居することの要件を満足しないといふ二の理由を以て、其の選挙権を否定すべきことを主張したが、大審院は(一)市の地先海面で陸地に近接せる場所は市の區域に屬するものと解すべきである。(二)其の船舶が業務の關係上時時市の區域から離れて他に航行することが有つても、業務を終れば直に碇繋所に歸來する以上は繼續して市の区域内に住居を有する者と謂ひ得ると爲し、之を選挙人名簿に登録すべきものと判定した。

(評釋) 判旨正當と思はれる。第一に、市の地先海面で陸地に接近して居る所は、選挙法の意義に於いて市の區域内と認むべきことは當然であり、第二に、「住居」といふ觀念は「現在」の觀念とは異なり、一年以上引續き市内に住居するとは決して其の間絶えず市内に現在することを要する趣意ではない。船舶は勿論移動するものであるが、それは唯現在の場所の移動であつて、必ずし

テ「二」ヲ並記シ次イデ「宮久吉」ト記載アル投票ハ四宮久吉ノ誤記ト認メ難ク、議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノニ該當シ無効ナリ(昭八、三、八、行)。

(二) ローマ字の氏名間に横線ある投票

○羅馬字ヲ以テ氏名ヲ記載シ氏ト名トノ間ニ横線ヲ引キタル投票ハ、所謂日本式羅馬字ヲ以テ氏名ヲ記載スル場合ニ使用セラルル方法ナルモ未ダ一般ニ慣用セラルル程度ニ達セザルヲ以テ、他事ヲ記入シタルモノニ該當シ無効ナリ(昭八、三、八、行)。

(三) ドイツ字の投票

○投票ノ記載ハ點字ノ如キ特別ノ明文アルモノ及羅馬字ノ如ク一般ニ慣用セラルルモノノ外邦字ヲ以テスコトヲ要ス。獨逸字ハ未ダ一般ニ慣用セラルル程度ニ達セザルヲ以テ獨逸字ニテ記載シタル投票ハ無効ナリ(昭八、三、八、行)。

(四) 敬稱に非ざる記載

○「どん」ハ敬稱ノ類ト認ムベカラザルヲ以テ其ノ記載ハ他事記入ニ該當ス(昭八、三、八、行)。

○「大氏」「エ」「ハ」何レモ敬稱ト認ムルヲ得ズ(昭八、四、一、九、行)。

(五) 故意に投票管理者に示したる投票

○選挙人が投票所ニ於テ投票用紙ニ被選挙人ノ氏名ヲ記載

右の請負の譲渡は假裝無効のものでSは請負關係を脱したものでないから、其の當選承諾は無効であるとして當選訴訟を提起した。被告縣知事は之に對し(1)本件は當選の效力に關する訴ではなく、行政訴訟を起し得べき事項ではない。(2)假令其の訴は適法であるとしても、請負の譲渡は有効であつて、Sは請負を罷めたものであるから、適法に當選を承諾し得るといふ二點を主張した。

行政裁判所は縣知事の主張の第一點は之を排斥して之を以て適法な當選訴訟と爲したが、唯第二點に付き縣知事の主張を採用して、其の當選承諾を有効と爲し、原告の請求を棄却した。

(評釋) 府縣又は市町村と請負關係に在る者が府縣會又は市町村會議議員に當選した場合には、其の請負を罷めなければ、當選を承諾することが出来ないものであるが、此の規定に違反して、現に請負關係に在りながら其の當選を承諾した場合に、之に對し當選無効を主張する訴を提起し得べきや否やの問題に付いては、從來の行政裁判所の判例は之を提起し得ないものと解して居り、而して私はそれを不當と信ずることは、上卷五九九號に述べた通りである。

本件判旨は此の從來の見解を覆へたもので、其の點に於いて正當である。

尙本件は府縣會議議員の當選に付いての判例であるが、市町村會議議員に付いても、全く同一の見解を取るべきことは言ふまでもな

シ之ヲ開披シタル儘投票函ノ前ニ到リ投票管理者ノ面前ニ於テ之ヲ折り疊ミ投函シタルガ爲右投票ハ直ニ以テ無記名投票制度ニ背反シテ爲サレタル無効ノモノト謂フヲ得ズ(昭七、二二、二七、行)。

一六三 請負を爲す者が議員當選を承諾したることに對する當選訴訟

○府縣會議議員選舉ニ依ル當選者其ノ當選ヲ承諾シタルトキ府縣知事之ヲ適法ナリト認メ府縣制第三十三條第一項ニ依リ當選證書ヲ付與シ其ノ住所氏名ヲ告示スル處分ハ同法第三十四條第一項ニ所謂當選ノ效力ニ關スルモノトス。從テ府縣ニ對シ請負ヲ爲ス者ガ府縣制第二十一條第七項ニ依リ當選ニ應ズルコトヲ得ザルニモ拘ラズ其ノ當選ヲ承諾シ府縣知事之ヲ認メテ同法第三十三條第一項ニ規定スル處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ處分ニ對シ同法第三十四條第一項ニ依リ異議申立ヲ爲スコトヲ得ルモノトス(昭七、一〇、一、行)。

Y縣の縣會議議員の選舉に當選者と決せられたSは當時縣の土木工事を請負りて居た者であつたが、議員に當選した爲に縣知事の承認を得て其の請負をH會社に譲渡し、表面請負を罷めたことと爲し、因つて其の當選を承諾した。之に對し選挙人たる原告から

第四類 訴願及行政訴訟

一六四 町村吏員の退職給與金に關する訴の原告

○北海道二級町村制第九十條第一項ノ「關係者」トハ同條所定ノ給與ニ付キ確定ヲ求ムル權利ヲ有スル者トス。同條所定ノ給與ニ付キ確定ヲ求ムル權利ハ轉付命令ニ依リ轉付セラルルモノニ非ズ(昭七、三、一五、行)。

北海道二級町村制に依るK村の有給收入役Tが依願退職して、同村の條例に依り退職給與金として村より六百圓を受くべき權利を有つて居たが、Tの債權者であるXは右退職給與金の差押を爲し、裁判所から轉付命令を發せられた。K村長は之に對し別に異議の申立を爲さなかつたが、其の後になつて、Tの在職中の不正行爲を發見した爲村の條例に依りTには退職給與金を給與すべきものでないから、右の轉付命令を認諾するを得ないと申立てた。因つて差押債權者Xから北海道二級町村制第九十條に依りK村長に異議の申立を爲したが、Xは同條の所謂「關係者」ではないといふ理由で却下せられ、北海道參事會に訴願したが參事會でも原決定を正當と裁決したので、更に行政訴訟を提起した。行政裁判所は退職給與金に付いて異議の申立を爲し得べき「關係人」は其

の給與に付き確定を求むる権利を有する者の義であり、而して此の権利は轉付命令に依り轉付せられべきものではないとして、Xには異議の申立を爲す権利の無いものと判定した。

(評釋) 村の有給吏員の退職給與金が果して差押へ得べき権利であるや否やは多少の疑問がある。民事訴訟法第六百十八條第一項第五號及第二項には「文武ノ官吏」の「恩給」は其の收入が一年三百圓を超過する場合に其の超過額の半額を限り差押へ得べきものと定めて居るが、村の有給吏員が同條の所謂「官吏」に包含せらるるや否やも既に疑問であり(大審院は之を含まないものと解して居る、一六五九號)退職給與金が「恩給」に該當するや否やも疑問である。若し此の規定に依り退職給與金は絶対に差押を爲し得ない権利であることが断定し得られるとすれば、問題は極めて明瞭で、其の轉付命令は無効であり、差押債権者は退職給與金に付き何等の権利を有しないのであるから、随つて又異議の申立、訴願又は行政訴訟を起し得る権利の無いことは勿論である。

併しながら若し其の差押が有効であるとすれば、問題は此の如く簡單ではない。差押債権者は法律上正當に退職給與金の支拂を求むる権利を有する者であるから、随つて又其の権利に付き法律上の保護を求むることを得なければならぬ。判決に曰つて居る如く之を單純に「關係者」に非ずとして、其の訴權を否定し得べきものではない。

唯問題は其の保護を求むる手段は行政上の争議手續に依るべき

含するものと解すべく、又退職給與金は恩給に該當するものであり、而して退職給與金は一時的の給與金で年額三百圓を越ゆるものではないから、其の全部に付き差押を爲し得ないもので、轉付命令は絶対に無効であると思ふ。

一六六五 町長選挙の取消と之に對する行政訴訟

○内務大臣が町村長選挙ヲ取消シタル府縣知事ノ處分ヲ取消シタルハ町村制第四百一條第三項ノ規定ニ依リタルモノニシテ、之ニ對シテハ法律勅令中行政訴訟ノ提起ヲ許シタル規定ナシ(昭七、五、七、行)。

熊本縣I町の町長が在職中死亡したので、其の翌日町長代理としての助役が申慰金贈呈の爲急遽事件として町會を招集し、翌日直に開會したが、右贈呈の事を議決した後、議員からの動議に依り直に後任の町長を選挙しTが當選した。縣知事は此の町長選挙を違法なりとして之を取消したので、改めて町會を開き、更に町長の選挙を行ひMが當選して就任した。然るに約三ヶ月を経てから内務大臣は縣知事が前の町長選挙を取消したのを違法として、其の取消處分を取消したので、再びTが町長に就任し、Mは町長の職を失ふこととなつた。Mは此の内務大臣の處分を違法として出訴したが、行政裁判所は之を以て行政訴訟を提起し得べき事項ではないとして訴を却下した。

や又は民事訴訟に依るべきやの點に在る。退職給與金を受くる権利は其の本來の性質に於いては公法上の権利であることは言ふまでもないが、債権者が之を差押へた場合に、差押債権者から村に對して其の支拂を求むる権利は、單純な民法上の債權としてのみ其の效力を有するもので、全然公法的性質を有するものではない。何となれば吏員と村との關係こそ公法的關係であり、此の關係に基づいて生じた權利が公法上の權利たる性質を有するのであるが、差押債権者と村との間には何等の公法的關係もなく、單純な私經濟的の關係に止まるからである。差押債権者は村に對し退職給與金を請求する權利が有るのではなく、唯吏員たりしTの受べき退職給與金に相當する金額の支拂を請求する民法上の債權を有するに止まるのである。之に關する争は退職給與金に關する異議ではなく、民法上の債權に關する争である。而して民法上の債權である以上は當然民事訴訟に依つてのみ其の保護を求むることが出来るのである。

それであるから、本件に於いて假令該轉付命令が有効であるとしても、行政上の争議手續に依つて其の權利を主張せんとしたのは、手段を誤つたもので、其の權利を主張する爲には初より民事訴訟に依らなければならなかつたのである。随つて判旨結局に於いて正當である。

更に本件轉付命令が果して有効であるや否やの點に付いて考へると、私は民事訴訟法第六百十八條に所謂「官吏」は公吏をも包

(評釋) 判旨賛成し難い。

町村制第四百一條第三項には「上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ町村ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得」とあつて、此の規定だけを見ると、縣知事が町長の選挙を取消したのに對し、内務大臣が更に其の取消處分を取消することも許され得るやうであるが、それは甚だ疑はしい。法律が廣く監督官廳の取消權を認めて居る場合でも、其の取消權は決して無制限なものではなく、既に確定力を生じた行爲に對しては、之を取消することを得ないのは明文を待たない當然の事理である。縣知事が町長の選挙を取消した處分に對しては、町村制第七十四條第四項に依り、町長又は町會から行政裁判所に出訴することを得べきものとせられて居るが、若し法定の期間内に出訴しなかつたならば、其の處分は既に確定力を生じたもので、其の選挙は全然存在を失つたものとなり、之を復活せしむることは不可能である。内務大臣と雖も最早其の取消の取消を爲すことは出来ないものと認めねばならぬ。

それであるから、内務大臣が縣知事の取消處分を取消す旨の命令を下したのは、町村制第四百一條第三項に依つた處分と解すべきものではなく、表面は「取消の取消」と稱して居るとしてもそれは法律上の不能に屬する事柄であるから、其の眞意は第二回目の町長選挙を取消することに在るものと解さねばならぬ。

而して町長の選挙の取消に對しては、町村制第七十四條第四項

一六六五 町長選挙の取消の取消と之に對する行政訴訟
 に依り當選の取消を受けた町長から行政訴訟を提起し得るのであるから、本訴は適法な行政訴訟であり、行政裁判所は之を受理して審理せねばならなかつたものと思ふ。

評公法判例大系終

昭和八年十月十六日印刷
 昭和八年十月二十日發行

公法判例大系下卷奥附
 定價金四圓八拾錢



發行所

東京市神田區一ツ橋通町五番地
 電話九〇三〇
 東京市本郷區森川町八〇番地

有斐閣

著者 美濃部達吉

發行者 江草重忠

印刷者 龜谷良一

東京市本郷區五砂町三十六番地

印刷所 日東印刷株式會社

美濃部博士著述目錄

憲法撮要	逐條憲法精義	行政法撮要	行政法撮要	評公法判例大系	日本憲法	米國憲法の由來及特質
全本一册綴	全本一册綴	全本一册綴	全本一册綴	全本一册綴	全本一册綴	全假一册綴
郵稅金四圓貳拾貳錢	郵稅金五圓貳拾錢	郵稅金四圓貳拾錢	郵稅金四圓貳拾錢	郵稅金四圓貳拾錢	郵稅金五圓貳拾錢	郵稅金四圓貳拾錢

14.7
586

